

平成26年度
包括外部監査結果報告書

監査テーマ

尼崎市教育委員会に関する事務の執行について

平成27年 2月

尼崎市包括外部監査人

公認会計士 北 本 敏

包括外部監査結果報告書 目次

「尼崎市教育委員会に関する事務の執行について」

第1．包括外部監査の概要	1
1．監査の種類	1
2．選定した特定の事件(テーマ)	1
(1)包括外部監査対象	1
(2)包括外部監査対象期間	1
3．事件を選定した理由	1
4．包括外部監査の実施期間	2
5．監査の要点	2
6．主な監査手続	2
7．包括外部監査人を補助した者	3
8．利害関係	3
第2．監査対象の概要	4
1．教育委員会制度の概要	4
(1)教育委員会制度の仕組みと趣旨	4
(2)教育委員会の職務権限	6
(3)教育行政及び事務の役割分担	6
2．尼崎市教育委員会の概要	10
(1)尼崎市教育委員会(以下「市教育委員会」)の組織	10
(2)市教育委員会会議	11
(3)市教育委員会の組織	12
(4)学校園の概要	15
3．市の教育行政の方針	19
(1)尼崎市総合計画	19
(2)尼崎市教育振興基本計画	26
(3)市教育委員会が所管する事業	37
4．尼崎市の教育財政の状況	46
(1)市の一般会計歳出の状況	46
(2)教育費の推移	46
(3)他の中核市との比較	47
第3．監査の結果及び意見-総括-	49
1．生涯学習	49
2．学校教育	51

3 . 子ども・子育て支援	66
4 . 人権尊重	66
5 . 地域の歴史	66
6 . 学校往査	67
第 4 . 監査の結果及び意見	73
1 . 生涯学習	73
.生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成の推進	73
(1) 監査の対象とした事業	73
(2) 生涯学習の推進	73
.運動やスポーツによる市民の健康づくり	75
(1) 監査の対象とした事業	75
(2) スポーツ振興	76
(3) 学校開放	85
(4) 地区体育館等運営	89
2 . 学校教育	93
.教育・学習内容の充実	93
(1) 監査の対象とした事業	93
(2) 教職員指導力・資質の向上	94
(3) 教職員人事管理	107
(4) 特別支援教育の充実	116
(5) 学力の向上	120
(6) 教育の情報化推進	136
(7) 教材費	139
(8) 就学の助成	140
(9) 体験活動	152
(10) 学校園の施設維持管理	155
.心のケア・心の教育の充実	157
(1) 監査の対象とした事業	157
(2) 心の教育	157
.子どもの健康な体づくり	166
(1) 監査の対象とした事業	166
(2) 体力・運動能力の向上	167
(3) 基本的食生活・生活習慣の習得	176
.安全な教育環境の確保	206
(1) 監査の対象とした事業	206
(2) 学校施設の維持	207
(3) バリアフリー	211

(4) 学校適正規模・適正配置	213
(5) 学校施設の耐震化	220
(6) 関係者との連携	225
. 家庭・地域・学校の連携推進	228
(1) 監査の対象とした事業等	228
(2) 家庭・地域・学校の連携	228
(3) 学校評価	232
3. 子ども・子育て支援	237
(1) 監査の対象とした事業	237
(2) 子ども主体的な学びや行動への支援	237
4. 人権尊重	243
. 人権問題の啓発と人権教育の取組	243
(1) 監査の対象とした事業	243
(2) 人権啓発	243
5. 地域の歴史	247
. 歴史遺産の保存と活用	247
(1) 監査の対象とした事業	247
(2) 文化財や歴史資料等の保存・活用	247
. 地域の歴史に関する学習機会の提供	250
(1) 監査の対象とした事業	251
. 住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りを育てる	251
(1) 監査の対象とした事業	251
(2) 歴史文化財施設の維持管理	252
6. 学校往査	258
(1) 監査の対象とした学校	258
(2) 学校徴収金	258
(3) 成徳小学校	262
(4) 園和小学校	264
(5) 中央中学校	267
(6) 若草中学校	273
(7) 尼崎高等学校	276
第5. むすび	281

(本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。)

第 1 . 包括外部監査の概要

1 . 監査の種類

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 37 第 1 項及び尼崎市外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成 20 年 12 月 25 日条例第 35 号)第 2 条に基づく包括外部監査である。

2 . 選定した特定の事件(テーマ)

(1) 包括外部監査対象

尼崎市教育委員会に関する事務の執行について

(2) 包括外部監査対象期間

平成 25 年度(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

ただし、必要に応じて過年度及び平成 26 年度の一部について監査対象とした。

3 . 事件を選定した理由

わが国では、急激に少子高齢化が進行しているが、尼崎市でも同様に市立小学校の児童数が、昭和54年の5.3万人をピークに、平成26年度では2.1万人と大きく減少している。

一方で、いじめ、体罰、不登校や児童の学力低下など、教育現場を取り巻く環境は、大きく変化し、かつ複雑化している。

このような状況下において、市では、平成25年3月に、将来の「ありたいまち」の実現に向けて、様々な分野でのまちづくりの取組方向を示した「尼崎市総合計画」を策定し、その中で現役世代の定住・転入促進につながる施策の一つとして教育の充実を掲げ、確かな学力の定着、豊かな心の育成等を目指している。

そのため、市では上記計画における教育委員会所管分野を、平成25年12月に策定した「尼崎市教育振興基本計画」と位置づけ、各施策に基づき、学校教育分野等における取組みを進めているところである。

一方で、市の財政状況は非常に厳しい状況にある中で、教育費の平成26年度当初予算額は225億円と平成25年度当初予算額240億円に比べて15億円減少しているものの、

一般会計1,998億円の11.3%を占めており、より効率的な事業運営が必要であると考えられる。そのため、現在の施策を総合的に点検することや、事業運営が適切に実施されているか等につき、有効性・効率性・経済性の観点から包括外部監査人が評価することは有意義であると考えられる。

以上により、「尼崎市教育委員会に関する事務の執行について」を、平成26年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

4．包括外部監査の実施期間

自 平成26年5月27日 至 平成27年1月16日

5．監査の要点

- ・教育委員会に関する事務は、法令等に準拠しているかどうか。
- ・教育委員会に関する事務は、経済的、効率的かつ有効に実施されているかどうか。
- ・教育財産の管理・運営は、適切に行われているかどうか。
- ・学校園の事務は、経済的、効率的かつ有効に実施されているかどうか。

6．主な監査手続

平成25年度の教育委員会各部課の業務及び事業について、事前にヒアリングを実施し、金額的重要性及び質的な側面も勘案した結果、監査対象部課として管理部、学校教育部、社会教育部(社会教育課、スポーツ振興課)及び学校園を選定し、主として次のような監査手続を実施した。

- ・関係法令、条例、規則等の根拠規程の確認
- ・関連資料の閲覧
- ・担当者への状況聴取
- ・質問書の回答入手及び内容分析
- ・管理台帳の閲覧、必要に応じて関連資料と照合
- ・学校園への往査

7. 包括外部監査人を補助した者

公認会計士	神田 正史	公認会計士	堀 重樹
公認会計士	海野 英昭	公認会計士	嶋田 大地
公認会計士	徳永 浩司	公認会計士	吉持 豪人
公認会計士	高橋 孝輔	公認会計士	西尾 ゆき
弁 護 士	細川 良造		

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 . 監査対象の概要

1 . 教育委員会制度の概要

教育委員会は、地方自治法第 180 条の 5 の定めにより、普通地方公共団体(都道府県及び市町村)に設置され、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する機関である(地方自治法第 180 条の 8)。

(1) 教育委員会制度の仕組みと趣旨

教育委員会制度は、戦前は教育に関する事務は専ら国の事務とされ、地方では府県知事及び市町村長が国の教育事務を執行していたが、戦後、米国教育使節団の報告や教育刷新委員会の提言に基づき、教育制度の抜本的な改革の一環として、地方教育行政制度について、昭和 23 年に「教育委員会法」が定められ、教育委員会制度が導入された。

しかしながら、教育委員会法では、教育委員の選任が公選制であったことから、教育委員会に政治的対立が持ち込まれるなど、当時の教育委員会制度の弊害が指摘されたため、「教育委員会法」に替えて昭和 31 年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「地教行法」)が制定され、教育委員の選任については、公選が廃止され、首長が議会の同意を得て任命することとされた。

その後、地方分権の観点から、平成 11 年以降任命承認制が廃止されるなどの地教行法の改正を経て、現在に至っている。

【教育委員会制度の趣旨】

政治的中立性の確保

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることが極めて重要であるため、教育行政の執行に当たっても個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要である。

継続性・安定性の確保

教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要である。

また、教育は結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要である。

地域住民の意向の反映

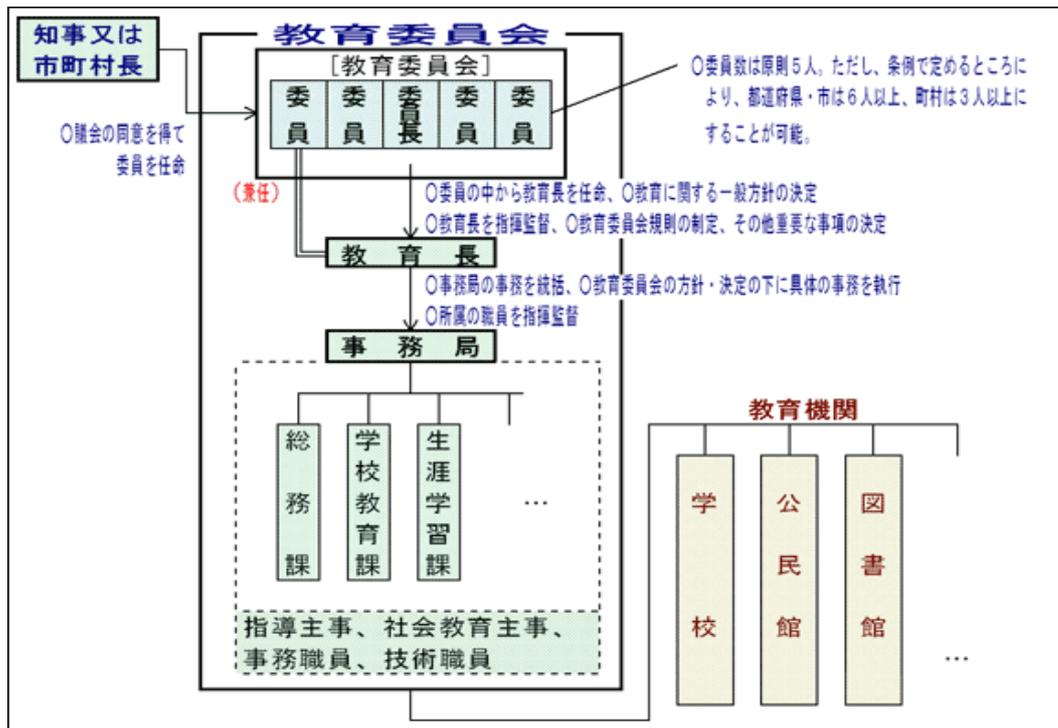
教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要である。

【教育委員会制度の仕組み】

地教行法における教育委員会制度の仕組みは、次のとおりである。

- ・教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。
- ・教育委員会は、教育委員長が主宰する会議で、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。
- ・教育委員は非常勤で原則 5 人。任期は 4 年で再任可能。
- ・教育委員長は教育委員会を代表し、教育委員のうちから教育委員会が選挙により選出。任期は 1 年で再任可能。
- ・教育長は、常勤で、教育委員のうちから教育委員会が任命(教育委員長との兼任は不可)。

【教育委員会の組織のイメージ】



(出典:「教育委員会制度について」文部科学省ホームページ)

(2) 教育委員会の職務権限

教育委員会の職務権限は、「地教行法」第 23 条により、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- ・教育委員会の所管に属する第 30 条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」)の設置、管理及び廃止に関する事
- ・学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」)の管理に関する事
- ・教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事
- ・学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事
- ・学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事
- ・教科書その他の教材の取扱いに関する事
- ・校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事
- ・校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事
- ・校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事
- ・学校その他の教育機関の環境衛生に関する事
- ・学校給食に関する事
- ・青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事
- ・スポーツに関する事
- ・文化財の保護に関する事
- ・ユネスコ活動に関する事
- ・教育に関する法人に関する事
- ・教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事
- ・所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事
- ・その他、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事

(3) 教育行政及び事務の役割分担

国、県、市の役割分担

教育基本法第 16 条において、教育は不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないとされている。

国、都道府県、市町村の義務教育を例に、主な役割を図示すると、次のとおりとなる。

	主な役割	例
国	学校制度等に関する基本的な制度の枠組みの制定	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育法」等による学校教育制度の制定 ・「地行教法」による地方教育行政制度の制定 ・教科書検定制度 ・教職員免許制度の設定
	全国的な基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等の学校の設置基準の設定 ・学習指導要領等の教育課程の基準の設定 ・学級編制と教職員定数の標準の設定
	地方公共団体における教育条件整備に対する財政的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立小中学校等の教職員の給与費と校舎の建設等に要する経費の国庫負担 ・教科書の無償給与
	指導・助言・援助	<ul style="list-style-type: none"> ・教育内容や学校運営に関する指導、助言、援助
都道府県	広域的な処理を必要とする教育事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立小中学校等の教職員の任命
	市町村における教育条件整備に対する財政的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立小中学校等の教職員の給与費の負担
	指導・助言・援助	<ul style="list-style-type: none"> ・教育内容や学校運営に関する指導、助言、援助
市町村 学校	学校等の設置管理	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立の小中学校の設置管理
	教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の実施

(出典：文部科学省「地方教育行政の現状等に関する資料」より抜粋)

教育委員会と首長の役割分担

地教行法において、教育事務に関する教育委員会と首長の役割は次のように分担されている。

	主な役割
首長 (第24条)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学に関すること ・私立学校に関すること ・教育財産の取得・処分 ・教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の締結 ・上記に掲げるものの他、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行
教育委員会 (第24条の2)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育に関すること ・社会教育に関すること ・文化財の保護に関すること ・学校における体育に関すること <p>(以下、原則教育委員会が管理・執行するが、条例を制定すれば首長に移管できる事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化に関すること(文化財の保護に関することを除く) ・スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く)

(出典：文部科学省「地方教育行政の現状等に関する資料」より抜粋)

教育委員会と学校(校長)の役割分担

教育委員会と学校の職務について、小・中学校を例に主な役割を示すと、次のとおりとなる。

	教育委員会	校長
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の設置、管理及び廃止に関する事務の管理及び執行 ・学校管理規則の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・校務をつかさどる
教育課程 (カリキュラム)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の管理 ・教科書その他の教材の取扱いに関する事務の管理、執行 ・教材の取扱いについての規則の制定 ・学期及び長期休業日等の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施 ・年間指導計画等の策定、教育委員会への届出等 ・指導要録の作成等 ・課程の修了・卒業の認定 ・教材の決定
児童・生徒の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・就学事務(就学すべき小・中学校の指定等) ・出席停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・出席状況の把握 ・障害の状態の変化への対応 ・児童・生徒の懲戒
保健・安全	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の実施 ・就学時の健康診断の実施 ・感染症予防のための臨時休業 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健康診断の実施 ・感染症予防のための出席停止 ・非常変災時の臨時休業
教職員人事	<ul style="list-style-type: none"> ・市費負担教員の採用、異動、懲戒 ・県費負担教職員の異動、懲戒について県教育委員会への内申 ・服務監督 ・勤務評定の計画、校長の行った評定の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の採用、異動、懲戒に関する教育委員会への意見の申出 ・校内人事、校務分掌の決定 ・教職員の服務監督、勤務時間の割振り、年休の承認等 ・勤務評定の実施
予算	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校への予算配当 	<ul style="list-style-type: none"> ・物品購入の決定(限度額、品目指定あり)
施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設・設備の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の施設・設備の管理 ・学校施設の目的外使用の許可

(出典：文部科学省「地方教育行政の現状等に関する資料」より抜粋)

教育委員会と教育長の役割分担

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる(地教行法第26条第1項)。

ただし、次に掲げる事務については教育長に委任することができない(同法第26条第2項)。

- ・教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること
- ・教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること
- ・教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること
- ・教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること

- ・次条(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)の規定による点検及び評価に関すること
- ・第 29 条(教育委員会の意見聴取)に規定する意見の申出に関すること

県費負担教職員制度について

市町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるため、本来、市町村が教職員の給与を負担すべきである。

しかしながら、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保により教育水準の維持向上を図る、また、広く市町村をこえて人事を行うことで教職員の適正配置と人事交流を図るため、市町村立学校職員給与負担法に基づき教職員の給与負担を都道府県が負担することとした(県費負担教職員)。また、教職員の任免権も都道府県の教育委員会に属するとし、市教育委員会は県費負担教職員の服務監督権及び人事の内申を行うこととしている(地教行法第 38 条、第 43 条)。

なお、現在の中核市の県費負担教職員の権限範囲は、次のとおりである。

現状の権限範囲		中核市	【参考】 政令市	【参考】 その他の 市区町村
任用	採用			
	異動			
	昇任			
	分限・懲戒			
勤務条件				
服務監督				
給与決定				
給与負担				
教職員定数				
学級編制				
研修				

(注)上表の「 - 」は都道府県の権限であることを意味する。

(出典：「県費負担教職員の人事権等の移譲について」平成 21 年 1 月中核市教育長会)

2. 尼崎市教育委員会の概要

(1) 尼崎市教育委員会(以下「市教育委員会」)の組織

市教育委員会は、現在、次の5人の委員で構成されている。

役職名	氏名	職業等	任期 (委員長又は職務代行者としての任期)
委員長	濱田 英世	子育て支援 グループ代表	平成 24 年 10 月 9 日～平成 28 年 10 月 8 日 (平成 25 年 10 月 9 日～平成 26 年 10 月 8 日)
委員長職務 代行者	磯田 雅司	会社役員	平成 23 年 3 月 30 日～平成 27 年 3 月 29 日 (平成 26 年 4 月 5 日～平成 27 年 3 月 29 日)
委員	岡本 元興	僧侶	平成 24 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
委員	仲島 正教	教師育成塾 主宰	平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
教育長	徳田 耕造		平成 24 年 12 月 27 日～平成 28 年 12 月 26 日

教育長は、教育委員会の指揮監督のもとに置かれ、教育委員会の権限に属するすべての事務を司り、事務を行う事務局等を統括している。

市では、次に掲げる事務及び地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき市長の補助機関である職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任している。

【市教育委員会の教育長への委任不可事項】

学校教育及び社会教育に関する一般方針を定めること

委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること

委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事について、決定し、又は内申すること

教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること

教育委員会規則その他委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと

委員会の権限に属する事務の管理及び執行について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、それを公表すること

5 百万円以上の学校のその他の教育機関の教育用財産の取得の申出を行うこと

()

社会教育委員、公民館運営審議会委員及びスポーツ振興審議会委員を委嘱し、若しくは任命し、又は解嘱し、若しくは解任すること()

教育長の職務代行者を定めること()

研修の一般方針を定めること()

教材取扱の一般方針を定め、及び教科書を採択すること()

市長との間における事務の委任、補助執行等に関する協議を行うこと()

市指定文化財の指定及び解除を行うこと()

広報に関する基本方針を定めること()

請願、訴訟等に関すること()

なお、委員会は()の事務について、その議決に基づき、教育長に委任することができる。

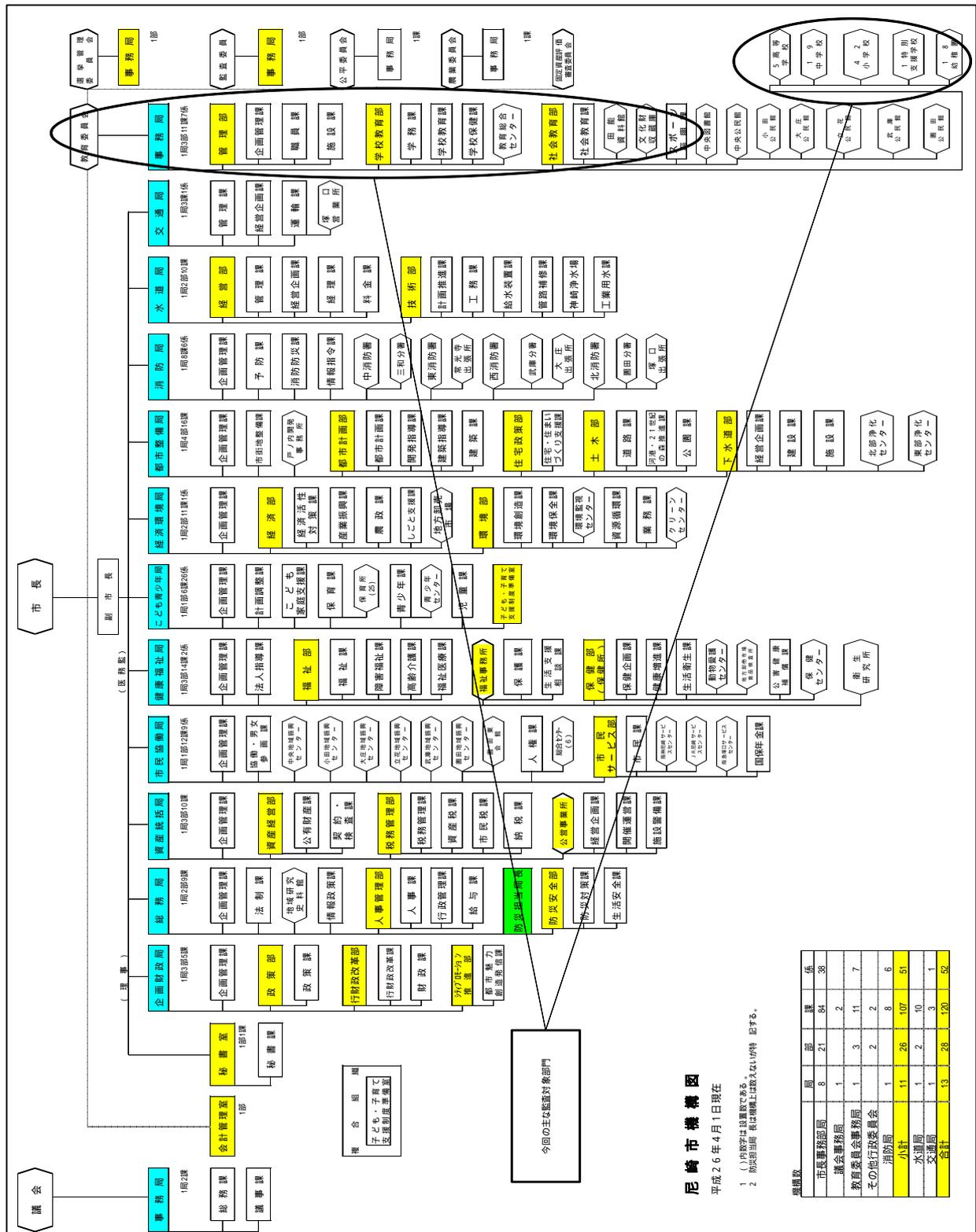
(2)市教育委員会会議

市教育委員会は、原則として毎月第4月曜日に定例会を、必要に応じて臨時会を開催し、教育行政の基本方針や重要施策等を決定している(尼崎市教育委員会会議規則第2条)。

平成24年度の教育委員会会議の開催実績は、定例会12回、臨時会6回であり、平成25年度の開催実績は、定例会12回、臨時会6回である。

(3) 市教育委員会の組織

市の平成 26 年 4 月 1 日現在の機構図は、次のとおりである。



尼崎市機構図
平成 26 年 4 月 1 日現在

1 ()内数字は設置数である。
2 消防担当員 長は機構上は数えられないが特記する。

次に、教育委員会各課の主な所掌事務を、今回の監査対象と関連付けて図示すると次のとおりである。

部署	主な所掌事務	監査対象
【管理部】		
企画管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 儀式、表彰、秘書及び渉外事務に関する事 ・ 教育委員会の会議に関する事 ・ 議会に提出する議案に関する資料の作成及び調整に関する事 ・ 人権教育関係施策の連絡調整に関する事 ・ 予算、決算その他財務に関する事 	
学校計画担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尼崎市立高等学校教育の推進に関する政策の調査及び企画調整 ・ 尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進事業に関する事 ・ 過大規模・過小規模学校対策検討事業に関する事 	
幼稚園教育振興担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立幼稚園教育振興プログラムの推進 ・ 子ども・子育て支援制度への対応 	
職員課	教育委員会における次の事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織及び定数に関する事 ・ 職員の配置に関する事 ・ 職員の任用、表彰、分限、懲戒及び服務に関する事 ・ 職員の勤務成績の評定に関する事 ・ 学校の教育職員(以下「教育職員」)の免許状に関する事 ・ 職員(教育職員を除く)の研修に関する事 ・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事 ・ 被服の貸与に関する事 ・ 職員の厚生福利及び保健(保健については教育職員を除く)に関する事 ・ 職員の公務災害に関する事 ・ 職員団体及び労働組合に関する事 ・ その他職員の人事及び給与等に関する事 	
施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育施設等の建設計画、改修及び保全に関する事 ・ 学校施設の目的外使用に関する事 	
学校耐震化担当 学校耐震化設備担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尼崎市立学校の耐震化工事に関する事 	
【学校教育部】		
学務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級編制に関する事 ・ 通学区域に関する事 ・ 就学援助、就園奨励及び奨学金に関する事 ・ 学校、園の予算に関する事 	
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育計画の立案 ・ 学校の経営及び管理の指導及び助言 ・ 教科書の採択 ・ 学校教育における人権教育計画の立案 	
高校教育担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尼崎市立高等学校の経営及び管理の指導・助言に関する事 	
生徒指導・特別支援担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童及び生徒の問題行動対策 ・ 長期欠席の児童及び生徒の指導対策 ・ 特別支援教育の指導及び助言 ・ 障害のある児童生徒の就学相談 	
学校保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校保健計画、学校安全計画及び学校給食計画の立案 ・ 学校保健、学校安全及び学校給食の指導及び助言 ・ 中学校弁当事業の運営 	
教育総合センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員研修及び研究助成、情報教育、教育相談に関する事 ・ 教育情報の収集、教科書センター・視聴覚センターの運営等 	

【社会教育部】		
社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育に関すること ・生涯学習に関すること ・人権教育に関すること ・田能資料館の管理運営 	
歴博・文化財担当	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護、調査と保存及び公開と活用・啓発 ・歴史資料の調査と収集・保存及び展示と活用 ・文化財施設の整備・利用普及及び維持管理 	
スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・地区体育館及び屋内プールの運営 ・学校体育施設の開放事業 ・各種スポーツイベントの実施 ・市民スポーツ振興事業 	
中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館活動の推進 ・図書サービス網の整備 	
中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の維持管理、使用許可 ・各種講座の開設、講演会、展示会等の開催 ・公民館登録グループの育成及び指導者の養成 ・公民館図書室の運営 	

(出典：尼崎市のホームページ(各課の業務内容より))

上記の部課別職種別人員数は、次のとおりである。

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

部	課	課長級	課長補佐	係長級	その他	合計	うち指導主事
管理部	企画管理課	1		3	5	9	
	学校計画担当	1	1	1	1	4	
	幼稚園教育振興担当	1	1			2	
	職員課	1	2	3	6	12	
	施設課	1	1		5	7	
	学校耐震化(設備)担当	2	1	7	11	21	
学校教育部	学務課	1		3	8	12	
	学校教育課	1	1	10	1	13	11
	高校教育担当	1		1		2	2
	生徒指導・特別支援担当	1		6	1	8	7
	学校保健課	1	1	3	5	10	1
	教育総合センター	1		8	3	12	9
社会教育部	社会教育課	1		2	3	6	
	歴博・文化財担当	1		1	4	6	
	スポーツ振興課	1	1	2	3	7	1
	中央図書館	1	1	3	3	8	
	中央公民館	1	2	6	9	18	
合計		18	12	59	68	157	31

(注)部長級、再任用職員、嘱託員および臨時的任用職員を除いている。

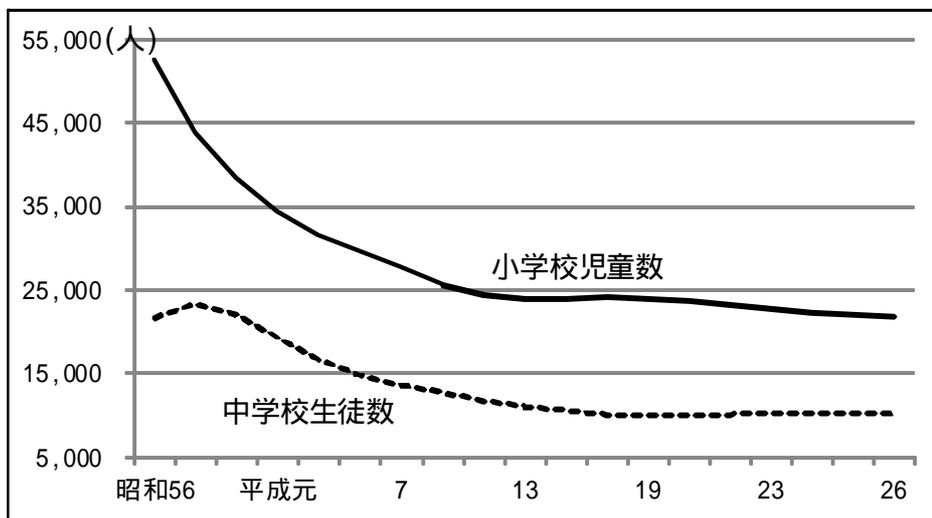
(出典：尼崎の教育)

(4) 学校園の概要

児童及び生徒数の推移

市の小学校児童数及び中学校生徒数の年度別推移は、次のとおりである。

【児童・生徒数の推移】 (各年度5月1日現在)



(出典：尼崎の教育)

上表のとおり、昨今の少子高齢化により、市の平成26年度児童数は2.1万人と、ピーク時(昭和54年の5.3万人)に比べて約40%、同様に生徒数も1.0万人とピーク時(昭和60年の2.3万人)に比べて約43%と大きく減少している。

学校園の状況及び教職員数

平成26年5月1日現在の校種別学校園数、児童・生徒・幼児数及び学級数は、次のとおりである。

区分	小学校	中学校	養護学校	高等学校	幼稚園	合計
学校園数	42	19 (1)	1	5	18	85 (1)
児童・生徒・幼児数(人)	21,896	10,063 (54)	47	2,402	1,161	35,569 (54)
学級数	816	321 (3)	18	67	49	1,271 (3)

(注)：()内は分校別掲

(出典：尼崎の教育)

次に、学校園の教職員数は、次のとおりである。

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

区分		小学校	中学校	特別支援 学校	高等学校	幼稚園	計	
教職員数	県費 負担	校長	43	20	1	2	66	
		教諭	925	523	31	27	1,506	
		養護教諭	34	18	2		54	
		事務	42	20	2		64	
		栄養職員 栄養教諭	20		1		21	
		小計	1,064	581	37	29	1,711	
	市費 支弁	校(園)長				2	14	16
		教諭				133	43	176
		養護教諭				5	6	11
		実習助手			1	8		9
		事務				13		13
		技術			1			1
		校務員	42	19	1	4		66
		調理師	24		2			26
		学校栄養士	3					3
		小計	69	19	5	165	63	321
	計	1,133	600	42	194	63	2,032	

(注)短期間再任用職員は除いている。

(出典：尼崎の教育)

学校園の一覧

平成 26 年 5 月時点の市立の学校園の一覧、及び今回の監査において実地調査を実施した学校は、次のとおりである。

【市立小学校一覧】

地区	学校名	所在地	開設年月	学級数 ()	児童数	実地 調査
中央	明城	南城内 10 番地の 1	平成 16 年 4 月	22(4)	572	
	難波	東難波町 4 丁目 3 番 40 号	大正 9 年 4 月	20(3)	586	
	難波の梅	東難波町 2 丁目 14 番 44 号	平成 26 年 4 月	25(4)	690	
	竹谷	北竹谷町 2 丁目 36 番地	昭和 10 年 4 月	14(2)	357	
小田	下坂部	下坂部 1 丁目 12 番 1 号	明治 10 年 12 月	15(2)	410	
	潮	潮江 2 丁目 2 番 20 号	昭和 34 年 4 月	14(2)	334	
	長洲	長洲東通 3 丁目 7 番 1 号	明治 6 年 12 月	13(1)	391	
	清和	長洲本通 1 丁目 8 番 1 号	昭和 30 年 4 月	11(2)	232	
	杭瀬	杭瀬北新町 2 丁目 6 番 1 号	大正 14 年 4 月	16(2)	443	
	浦風	杭瀬南新町 4 丁目 1 番 34 号	昭和 35 年 1 月	9(2)	203	
	金楽寺	金楽寺町 2 丁目 3 番 1 号	昭和 10 年 9 月	19(3)	487	
浜	浜 2 丁目 21 番 1 号	昭和 23 年 9 月	23(4)	613		

大庄	大庄	大庄中通 4 丁目 43 番の 1	明治 6 年 10 月	18(2)	457	
	成文	大島 2 丁目 33 番 1 号	昭和 30 年 4 月	12(3)	233	
	成徳	蓬川町 302 番地の 2	昭和 28 年 1 月	14(2)	344	
	若葉	道意町 6 丁目 6 番地の 3	昭和 31 年 4 月	8(2)	131	
	西	武庫川町 1 丁目 25 番地	昭和 14 年 4 月	15(3)	321	
	大島	稲葉荘 2 丁目 10 番 7 号	昭和 16 年 3 月	24(3)	668	
	浜田	浜田町 3 丁目 110 番地	昭和 26 年 4 月	16(3)	388	
立花	立花	栗山町 2 丁目 26 番 1 号	明治 6 年 3 月	22(3)	584	
	立花南	三反田町 2 丁目 16 番 1 号	昭和 47 年 4 月	23(3)	624	
	立花西	南武庫之荘 3 丁目 14 番 9 号	昭和 42 年 4 月	22(3)	575	
	立花北	栗山町 2 丁目 6 番 1 号	昭和 53 年 4 月	16(2)	425	
	名和	名神町 3 丁目 1 番 51 号	昭和 31 年 4 月	24(3)	649	
	塚口	塚口町 4 丁目 38 番地の 1	昭和 9 年 2 月	28(3)	845	
	尼崎北	塚口町 6 丁目 21 番地の 1	昭和 42 年 4 月	26(3)	727	
	水堂	水堂町 1 丁目 32 番 8 号	昭和 18 年 4 月	19(2)	509	
	七松	南七松町 1 丁目 4 番 49 号	昭和 29 年 4 月	18(2)	468	
武庫	武庫	武庫元町 2 丁目 25 番 34 号	明治 6 年 2 月	18(2)	477	
	武庫南	武庫町 4 丁目 11 番 1 号	昭和 45 年 4 月	24(4)	638	
	武庫北	常松 2 丁目 14 番 1 号	昭和 43 年 4 月	19(2)	490	
	武庫東	武庫之荘 6 丁目 15 番 1 号	昭和 37 年 4 月	28(3)	812	
	武庫庄	武庫之荘本町 3 丁目 21 番 1 号	昭和 49 年 4 月	28(5)	792	
	武庫の里	武庫の里 1 丁目 4 番 1 号	昭和 56 年 4 月	19(2)	529	
園田	園田	食満 1 丁目 1 番 2 号	明治 6 年 10 月	29(3)	874	
	園田北	猪名寺 2 丁目 4 番 1 号	昭和 48 年 4 月	13(1)	349	
	園和	東園田町 4 丁目 73 番地の 2	明治 26 年 9 月	31(4)	842	
	園和北	田能 1 丁目 7 番 1 号	昭和 45 年 4 月	25(3)	704	
	園田東	東園田町 8 丁目 7 番地	昭和 37 年 4 月	6(-)	143	
	上坂部	東塚口町 1 丁目 15 番 36 号	昭和 11 年 4 月	27(4)	777	
	小園	若王寺 3 丁目 23 番 1 号	昭和 43 年 4 月	22(3)	611	
	園田南	若王寺 1 丁目 1 番 1 号	昭和 55 年 4 月	21(2)	592	

()学級数の()内の数字は障害児学級(内数)

【市立中学校一覧】

地区	学校名	所在地	開設年月	学級数 ()	生徒数	実地 調査
中央	成良	西長洲町 2 丁目 33 番 22 号	平成 17 年 4 月	15(3)	426	
	琴城分校	南城内 10 番地の 2	昭和 51 年 4 月	3(-)	54	
	中央	東七松町 2 丁目 5 番 67 号	平成 17 年 4 月	22(2)	741	
	日新	東七松町 2 丁目 1 番 44 号	昭和 35 年 4 月	17(4)	495	
小田	小田南	長洲中通 1 丁目 10 番 1 号	昭和 22 年 4 月	13(1)	428	
	若草	西川 1 丁目 11 番 1 号	昭和 33 年 4 月	10(1)	285	
	小田北	神崎町 24 番 1 号	昭和 24 年 4 月	14(2)	443	
	大成	久々知西町 2 丁目 8 番 48 号	昭和 36 年 4 月	17(1)	590	
大庄	大庄	菜切山町 37 番地の 1	昭和 22 年 4 月	15(3)	433	
	大庄北	大庄北 1 丁目 8 番 1 号	昭和 36 年 4 月	17(4)	479	
	啓明	大庄西町 4 丁目 4 番 1 号	昭和 35 年 4 月	9(1)	260	
立花	立花	上ノ島町 3 丁目 1 番 1 号	昭和 22 年 4 月	17(3)	528	
	塚口	富松町 4 丁目 31 番 1 号	昭和 22 年 4 月	20(2)	654	

武庫	武庫	武庫元町 2 丁目 24 番 30 号	昭和 22 年 4 月	14(2)	387	
	南武庫之荘	南武庫之荘 4 丁目 11 番 1 号	昭和 47 年 4 月	21(2)	688	
	武庫東	武庫之荘 7 丁目 35 番 1 号	昭和 51 年 4 月	21(3)	657	
	常陽	西昆陽 1 丁目 26 番 26 号	昭和 57 年 4 月	15(3)	386	
園田	園田	食満 1 丁目 1 番 1 号	昭和 22 年 4 月	22(2)	762	
	園田東	東園田町 5 丁目 79 番地	昭和 38 年 4 月	18(2)	592	
	小園	小中島 2 丁目 12 番 27 号	昭和 51 年 4 月	24(2)	829	

()学級数の()内の数字は障害児学級(内数)

【市立高等学校・特別支援学校一覧】

区分	学校名	所在地	開設年月	学級数	生徒数	実地調査
全日制	尼崎	上ノ島 1 丁目 38 番 1 号	大正 2 年 3 月	24	950	
	尼崎双星	口田中 2 丁目 8 番 1 号	平成 23 年 4 月	27	1,060	
定時制	尼崎工業	東難波町 2 丁目 17 番 64 号	昭和 31 年 4 月	4	60	
	城内	北城内 47 番地の 1	昭和 18 年 4 月	4	69	
	琴ノ浦	北城内 47 番地の 1	平成 25 年 4 月	8	263	
特別支援	尼崎養護	西宮市田近野町 10 番 45 号	昭和 33 年 4 月	18	47	

【市立幼稚園一覧】

地区	学校名	所在地	開設年月	学級数 ()	幼児数
中央	博愛	南城内 5 番地	昭和 18 年 10 月	2	26
	梅園	東難波町 4 丁目 3 番 20 号	昭和 28 年 4 月	2	38
	竹谷	北竹谷町 2 丁目 36 番地	昭和 28 年 4 月	3(1)	59
小田	長洲	長洲東通 3 丁目 7 番 48 号	昭和 25 年 4 月	3(1)	54
大庄	大庄	大庄中通 4 丁目 43 番地の 1	昭和 25 年 4 月	3(1)	59
	大島	稲葉荘 1 丁目 9 番 25 号	昭和 28 年 4 月	2	52
立花	立花	栗山町 2 丁目 26 番 2 号	昭和 17 年 1 月	5(1)	121
	立花東	南塚口町 5 丁目 16 番 1 号	昭和 50 年 4 月	2	52
	塚口	塚口町 2 丁目 13 番地の 9	昭和 17 年 1 月	2	61
	富松	富松町 3 丁目 35 番 13 号	昭和 44 年 4 月	2	36
武庫	武庫	武庫元町 2 丁目 25 番 9 号	昭和 22 年 4 月	4	119
	武庫北	常松 2 丁目 14 番 60 号	昭和 43 年 4 月	2	47
	武庫南	南武庫之荘 6 丁目 3 番 24 号	昭和 46 年 4 月	3(1)	59
	武庫庄	武庫之荘本町 3 丁目 21 番 26 号	昭和 50 年 4 月	2	58
園田	園田	口田中 1 丁目 2 番 17 号	昭和 23 年 8 月	4	116
	園和	東園田町 6 丁目 90 番地の 1	昭和 23 年 8 月	3(1)	73
	園和北	東園田町 3 丁目 76 番地の 1	昭和 42 年 4 月	2	64
	小園	小中島 3 丁目 17 番 3 号	昭和 45 年 4 月	3	67

()学級数の()内の数字は障害児学級(内数)

3. 市の教育行政の方針

(1) 尼崎市総合計画

尼崎市の総合計画の変遷

昭和44年の地方自治法改正による基本構想策定義務化(平成23年に義務化は廃止)以降、市は5次にわたり基本構想を策定しており、その主な概要は、次のとおりである。

総合計画	都市像	基本理念	主要課題
まちづくり基本構想 (第1次) 昭和46～56年度 (11年間)	快適な職住都市		<ul style="list-style-type: none"> 公害問題の解決 都市環境の改善 下水道等生活関連都市基盤の整備
尼崎市総合基本計画 (第2次) 昭和55～平成2年度 (11年間)	人間性豊かな職住都市 ・生活基盤をととのえる環境都市 ・市民経済をつちかう産業都市 ・人間社会をきづく市民都市	<ul style="list-style-type: none"> 安全で健康にくらすことができること 働くにも住むにも便利でくらしよいこと 生きがいとゆとりのある人生がおくれること 	<ul style="list-style-type: none"> 市南部の人口減少と北部の人口増加 市内産業の停滞 工場の市外流出に伴う雇用不安 住工混在やスプロール化など、無秩序な土地利用の改善
尼崎市総合基本計画 (第3次) 昭和61～平成7年度 (10年間)			<ul style="list-style-type: none"> 市域の人口減少 南部の工業地帯や既成市街地の空洞化 南部地域の高齢化 地価の高騰に伴う宅地の細分化 産業の高度化への対応
尼崎市総合基本計画 (第4次) 平成4～37年度 (34年間)	にぎわい・創生・あまがさき	<ul style="list-style-type: none"> 人にやさしいまちづくり 都市が人をはぐくみ、人が都市を育てるまちづくり 個性を活かし、広域圏と連携するまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 文化を基軸とした都市の魅力の発信 南部地域の人口減少や都市活力の停滞への対応 文化、産業、環境、生活、人づくりを支える都市基盤の整備
尼崎市総合計画 (第5次) 平成25～34年度 (11年間)	<ul style="list-style-type: none"> 人が育ち、互いに支えあうまち 健康、安全・安心を実感できるまち 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち 		<ul style="list-style-type: none"> 「あるもの」と「つながり」を活かす 人の育ちと活動の支援 市民の健康と就労の支援 産業活力とまちの魅力の向上 まちの持続可能性の向上

(出典：尼崎市総合計画)

第4次尼崎市総合基本計画は、平成3年11月に策定され、34年間の長期基本構想であったが、その後平成7年に発生した阪神・淡路大震災からの復旧・復興、策定当時に重視された都市課題と国の景気対策が背景となって進められた都市基

盤の整備、長期にわたる国内景気の低迷等の影響による財政状況の悪化など、策定当時に想定されなかった状況となっている。

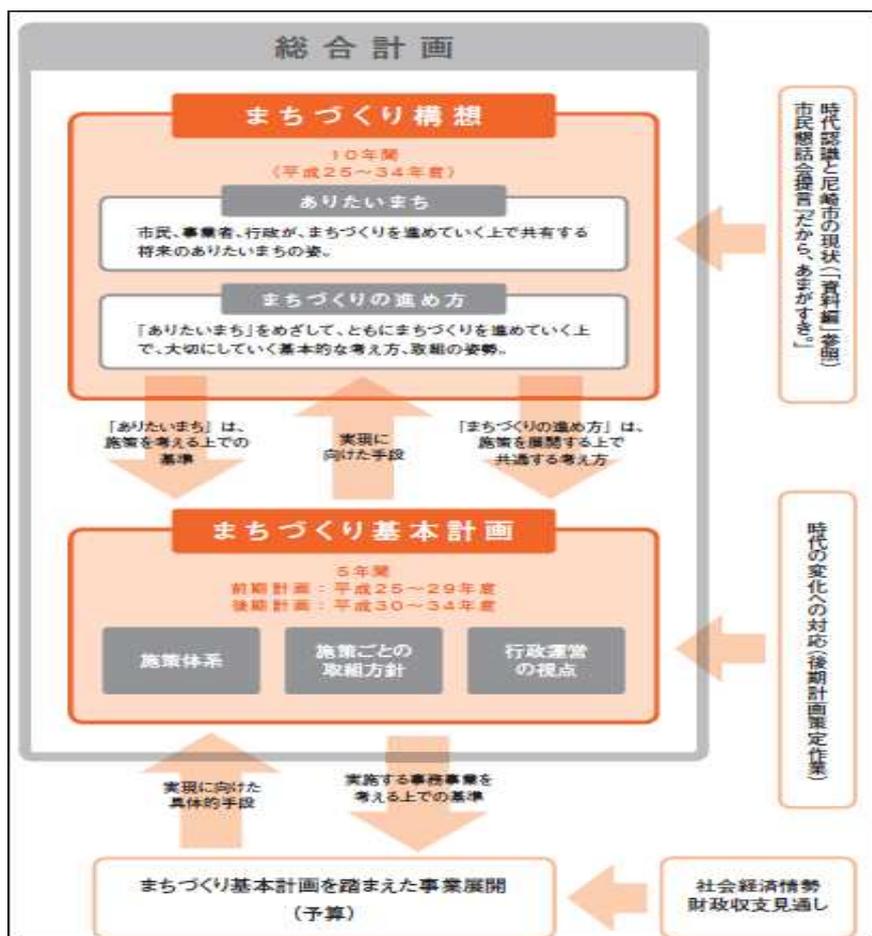
また、平成 22 年 5 月に尼崎市総合計画審議会の「尼崎市における総合計画のあり方」に関する中間答申において、時代の変化へ対応するために絶えず見直されるべきなどといった指摘もあり、より有用な総合計画を策定すべきとの考えから、第 5 次総合計画(以下「総合計画」)が策定された。

総合計画の構成

総合計画は、一定期間変わることはない基本的なまちづくりの方向性を示すものとした 10 年間の「まちづくり構想」と施策体系、施策ごとの取組方針及び行政運営の視点を取り入れた「まちづくり基本計画」からなっている。

当該総合計画のイメージ図は、次のとおりである。

【総合計画のイメージ】



(出典：総合計画)

なお、「まちづくり基本計画」は、変化が激しい時代に対応できるよう、また、取組のねらいや効果を検証しやすくし、ある程度の期間で見直しができるよう、期間を前期後期それぞれ5年間としている。

「まちづくり構想」

「まちづくり構想」は、社会経済情勢の変化があっても一定期間変わることのない市民、事業者、行政が協力して尼崎市の将来を築いていくための共通のよりどころとなる、基本的なまちづくりの方向性を示すものとして定められている。

この「まちづくり構想」は、()市民、事業者、行政がまちづくりを進めていく上で共有する将来のありたいまちの姿である「ありたいまち」と、()「ありたいまち」を目指して、ともにまちづくりを進めていく上で、大切にしていく基本的な考え方や取組の姿勢である「まちづくりの進め方」からなっている。

(ア)「ありたいまち」

尼崎市の将来の姿として4つの「ありたいまち」を示し、その実現に向けた取組を進めることで、尼崎市が、住み続けたい、住んでみたいと思われる魅力的なまちになることを目指している。

【ありたいまち】

人が育ち、互いに支えあうまち	学校教育や生涯学習、家庭生活や地域でのさまざまな活動等を通じて、未来を担う子どもや地域社会を担う人材が育ち、子育てや介護、防犯といったことから、災害等の緊急事態への備えまで、くらしの色々な場面で幅広い年代・立場の人が互いに支えあうことのできる、人と人との豊かなつながりがあるまちでありたい。
健康、安全・安心を実感できるまち	生涯にわたり社会に参画できるように、市民一人ひとりが健康であるとともに、安心して学び、働き、生活し続けられる安全な環境が、行政の責任と地域の支えあいによって実現しているまちでありたい。
地域の資源を活かし、活力が生まれるまち	これまで培われてきた多様な歴史・文化資源、産業集積、地域の人材等の尼崎の個性を活かし、時代のニーズに応える新たな活力を創造していくことで、地域において産業、雇用、消費が生まれ、域外との交流が活発に行われるまち、そして、これらの魅力を発信することで、「あまがさきのよさ」が知られ、市民であることを誇りに思えるまちでありたい。
次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち	私たちが受け継いできた自然環境や人材、都市基盤等の社会や市民生活を支えている財産や資源を、次の世代に引き継いでいくために、市民生活や経済活動、行政活動をできるだけ将来的な負担の少ない持続可能なしくみに変えていくとともに、そのための課題を市民、事業者、行政が共有し、ともに解決に向けて継続して取り組んでいくまちでありたい。

(イ)「まちづくりの進め方」

(ア)の「ありたいまち」に近づくためには、市民、事業者、行政がそれぞれ一体的に取り組むことで初めて「ありたいまち」に近づいていくという認識のもと、尼崎市として、次の3つを重視したまちづくりに取り組むとしている。

市民主体の地域づくり	<ul style="list-style-type: none">・地域での“つながりづくり”・市民参加の“地域づくり”・地域づくりに取り組む“人づくり”
ともに進めるまちづくり	<ul style="list-style-type: none">・情報の発信と市政参画の促進・課題の共有と役割分担
まちづくりを支える行政のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none">・行政改革の取組・財政健全化の取組・広域的な連携

「まちづくり基本計画(前期)」

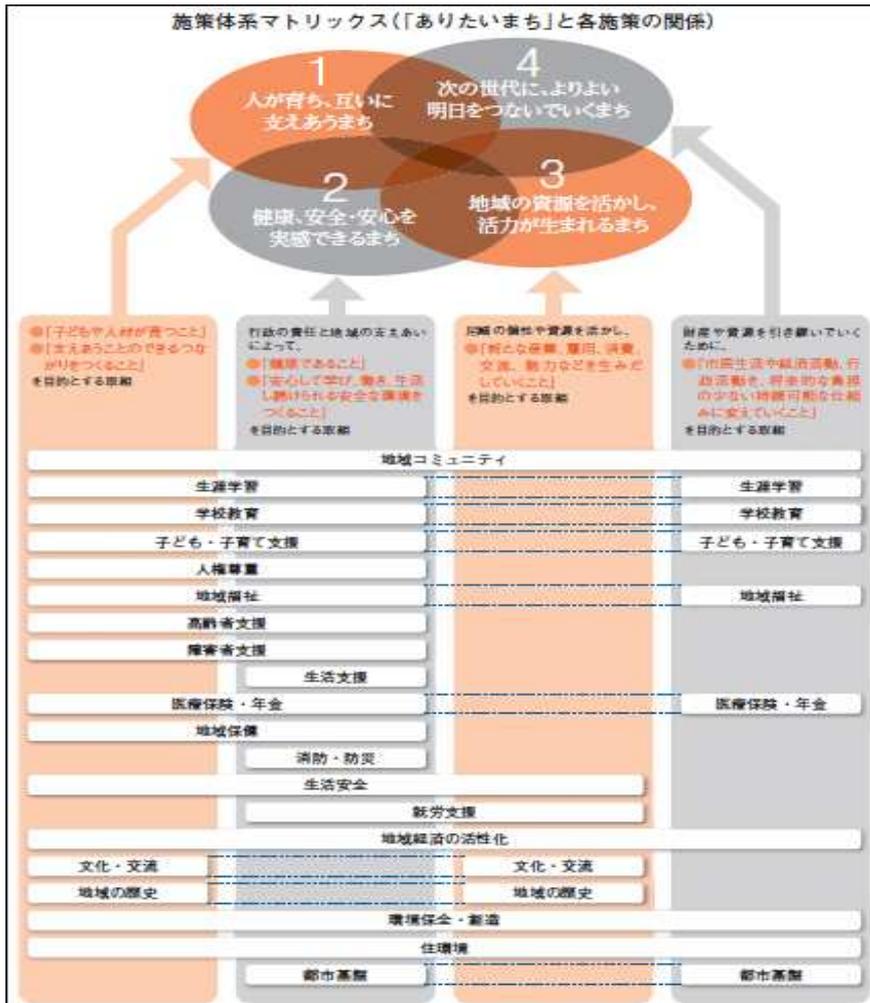
(策定の趣旨)

まちづくり基本計画は、上述のまちづくり構想の「まちづくりの進め方」の考え方に沿って、「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを進めていくための取組を示すものであり、「ありたいまち」の実現に向け、課題と取組の方向性を分野ごとに施策として示しているものである。

当該計画の期間は、社会経済情勢等の変化に対応していけるよう見直しの機会を得るために「まちづくり構想」の前半の5年間である平成25年度から平成29年度までを前期計画としており、平成30年度から平成34年度までの後期計画については、前期計画における取組の方向性の確認や、その効果の振り返り等を行い、前期計画に必要な修正等を加え、策定することとしている。

(施策体系)

まちづくり構想で示された4つの「ありたいまち」を実現するために、まちづくり基本計画では、20の施策を策定し、それぞれの施策と4つの「ありたいまち」との関連性を示し、その実現に向けて、各施策がどのように貢献していくのかを明らかにするためにマトリックス型で表されている。



(出典：総合計画)

(各施策の概要)

まちづくり基本計画で策定された20の施策と各施策の展開方向、及び「ありたいまち」との関連図は、次のとおりである。

	名称	展開方向	ありたいまち(注)			
			A	B	C	D
1	【地域コミュニティ】 みんなの支えあいで地域が元気なまち	多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組む。 子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進する。 市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組む。				
2	【生涯学習】 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進める。 健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しむ環境づくりに取り組む。 生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進する。				

3	【学校教育】 教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち	確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実する。				
		子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実する。				
		地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進する。				
4	【子ども・子育て支援】 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	家庭における子育て力を高める。				
		子どもの主体的な学びや行動を支える。				
		地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支える。				
5	【人権尊重】 人権文化の息づくまち	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努める。				
		市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進める。				
		人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行う。				
6	【地域福祉】 誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち	小地域福祉活動を活発にする。				
		地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討する。				
		専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化する。				
7	【高齢者支援】 高齢者が地域で安心して暮らせるまち	元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。				
		地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。				
		積極的に地域と関わることができるよう支援する。				
8	【障害者支援】 障害のある人が地域で自立して暮らせるまち	地域での在宅生活を支える。				
		適切な支援につなぐための相談体制を充実する。				
		障害のある人の社会への参加を促進する。				
9	【生活支援】 生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち	支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組む。				
		生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努める。				
		生活保護の適正運営と自立支援の取組を進める。				
10	【医療保険・年金】 医療保険で健康な生活を支えあうまち	支えあい健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努める。				
		生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組む、医療費の適正化を目指す。				
11	【地域保健】 いきいきと健康に安心して暮らせるまち	ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
		適切な医療体制の確保に努める。				
		健康危機管理体制の確立に取り組む。				
12	【消防・防災】 消防・防災体制が充実した安全・安心のまち	阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実する。				
		大切な市民の生命を守るため、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・救助体制を充実する。				
		地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていけるよう、地域の防災力の向上に努める。				
13	【生活安全】 生活に身近な安心を実感できるまち	地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組む。				
		身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。				

14	【就労支援】 能力を活かし、いきいきと働けるまち	企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組む。				
		就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていく。				
		多様な働き方を認めあうとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進める。				
15	【地域経済の活性化】 地域経済の活性化によるにぎわいのまち	地域経済を支える「ものづくり産業」の競争力を高める。				
		環境と共生する持続可能な社会経済活動をめざして、産業の育成と次代を担う人材の育成を進める。				
16	【文化・交流】 人をひきつける魅力があふれるまち	地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援する。				
		地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高める。				
		まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造する。				
17	【地域の歴史】 歴史遺産を守り活かすまち	地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進する。				
		文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信する。				
		地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進する。				
18	【環境保全・創造】 環境と共生する持続可能なまち	地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進する。				
		文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信する。				
		地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進する。				
19	【住環境】 暮らしやすく快適な住環境を備えたまち	文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信する。				
		地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進する。				
		文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信する。				
20	【都市基盤】 安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち	文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信する。				
		地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進する。				
		文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信する。				

(注)「ありたいまち」A：人が育ち、互いに支えあうまち B：健康、安全・安心を実感できるまち C：地域の資源を活かし、活力が生まれるまち D：次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

(2) 尼崎市教育振興基本計画

尼崎市教育振興基本計画の位置づけ

上述のとおり、市は平成 25 年 4 月から新たな総合計画を始めているが、このうち教育委員会が所管し、推進する施策とその展開方向を定めたものを尼崎市教育振興基本計画と位置づけ、取組みを進めていくこととしている。

基本方針及び努力目標

市の教育振興基本計画の基本方針及び努力目標は、次のとおりである。

【基本方針】

人間尊重の精神に徹し、明るい社会をつくり出す心豊かなたくましい人間の育成をめざす

次のような資質や能力を持つ人間の育成に努めることが必要

- | | |
|----------------|-------|
| ・生きがいのある暮らしを築く | 体力と意志 |
| ・明るい社会を支える | 自立と調和 |
| ・豊かな文化を育てる | 知性と情操 |

上記の基本方針に掲げた人間の育成をめざすなかで、市は 5 つの努力目標を設定し、学校教育・社会教育を推進していくこととしている。

【努力目標】

- ・ひとりひとりを大切にする
- ・自ら学び続ける力を伸ばす
- ・自立しともに生きる自覚を高める
- ・健やかな体を育てる
- ・豊かな心を養う

施策別の教育振興基本計画の取組み(教育委員会所管部分)

(ア)生涯学習

()めざす方向性

市民が生涯を通して学習に取り組み、学習と交流を通じて生きがいを感じることが出来る環境を整えるとともに、その学習の成果をまちづくりにつなげていける人材をはぐくむまちをめざす。

また、子どもから高齢者まで、市民の誰もがスポーツに関心を持ち、気軽に・いつでも・どこでも、安全にスポーツに取り組み、健康な生活を営むことができるまちをめざす。

()各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>生涯を通じて、自ら学習に取り組み、自己の能力や生活の向上を図る。 学習の成果や習得した知識を地域の中で活かすために、ボランティア活動等を行う。 学習活動の活性化に向け、市民学習グループ間で交流や連携に努める。 事業者は、学習やスポーツに関する情報・機会を提供し、キャリア形成を支援するなど、地域活動への参加や社会貢献に努める。 健康を意識しながら、積極的にスポーツ活動に取り組み、生きがい・健康・コミュニケーションづくり等を行う。</p>
行政	<p>【生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成の推進】()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な学習機会の提供と情報発信による市民参加の促進、関係機関との連携による社会教育施設の有効活用等に取り組む。 ・市民、ボランティアとの協働と学習グループ等の活動支援に取り組む。 ・学習の成果を発表する機会やボランティア活動ができる機会の充実、学習の成果を地域づくりに活かせるような仕組みづくりに取り組む。 ・学習と交流を通じたリーダーの発掘、ボランティアの養成等を通じ、市民主体の活動を支える人材育成等に取り組む。 <p>【運動やスポーツによる市民の健康づくり】()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の生活リズムに合わせて気軽にスポーツやレクリエーションに参加できる環境づくりや、情報提供等に取り組む。 <p>【市民の生きがいづくりや交流の推進】()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史や文化等の地域資源を活用した学習の拡充に取り組む。 ・誰もが生涯にわたって自由に学び、それぞれがかかわり合いをもちながら、互いに高めあうことができる仕組みづくりに取り組む。

()展開方向ごとの目標指標

(a)市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・仕組づくりを進める。

指標	方向	基準値	目標値 (平成 29 年)	実績値 (平成 25 年)
生涯学習推進事業等講座受講者数	→	15,053 人 (平成 24 年)	15,053 人	16,034 人
あまなびサポートデスク問合せ(1 館あたりの 1 月平均)	↗	**件 (平成 25 年)	30 件	**件
地域活動の中で、生涯学習の成果が活かせていると感じる市民の割合	↗	5.9% (平成 23 年)	6.4%	4.4%
図書の貸出冊数	↗	149 万冊 (平成 24 年)	150 万冊	140 万冊
図書館行事への参加人数	↗	7,429 人 (平成 24 年)	7,800 人	7,065 人

(出典：尼崎市平成 26 年度施策評価表)

(b)健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組む。

指標	方向	基準値	目標値 (平成 29 年)	実績値 (平成 25 年)
健康を意識した運動やスポーツを心がけている市民の割合	↗	63.7% (平成 23 年)	66.8%	71.0%
誘致大会観戦者及び市民スポーツ大会参加者数	↗	65,499 人 (平成 24 年)	68,774 人	80,257 人
生涯スポーツ・レクリエーション事業参加者数	↗	24,508 人 (平成 24 年)	25,733 人	22,584 人
学校開放利用者数	↗	735,935 人 (平成 24 年)	772,731 人	677,323 人
地区体育館等利用者数	↗	414,591 人 (平成 24 年)	435,320 人	407,715 人

(出典：尼崎市平成 26 年度施策評価表)

(c)生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進する。

指標	方向	基準値	目標値 (平成 29 年)	実績値 (平成 25 年)
家庭・地域教育推進事業等講座受講者数	→	15,587 人 (平成 24 年)	15,587 人	17,791 人
公民館まつり参加グループ数	→	277 団体 (平成 24 年)	277 団体	281 団体
公民館登録グループ数	→	338 団体 (平成 24 年)	338 団体	340 団体

(出典：尼崎市平成 26 年度施策評価表)

(イ)学校教育

()めざす方向性

子どもの生きる力を育むために、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざす学校教育を展開するとともに、家庭・地域・学校が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境が充実したまちをめざす。

()各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>子どもの学習や成長に関心を持ち、職場体験や総合的な学習の時間等に協力するとともに、様々な体験をする機会をつくる。</p> <p>子どもが健やかに育つ地域環境を整え、必要に応じた対応を行う。</p> <p>子どもとのコミュニケーションを深め、子どもに基本的な食生活・生活習慣が身に付くように努める。</p> <p>安全・安心な地域の中で、子どもが成長していけるように、防犯や交通安全に向けた見守り活動等を実施する。</p> <p>子どもを対象とした地域の行事や活動を行うとともに、PTA 活動や学校行事に参加するなど、地域全体で子どもと積極的に関わりを持つ。</p>
--------	---

行政	<p>【教育・学習内容の充実】()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭との連携による家庭学習の習慣化、子どもの自発性や能力を引き出す教職員の指導力向上、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育等に取り組む。 ・子どもが地域社会の一員としての役割を果たすために必要な知識や価値観を身に付ける取組の充実、家庭・地域、企業、団体等との連携による勤労観・職業観を育む学習活動の展開、地域資源を活用した学習活動の充実、正しい防災知識を身に付けるための防災教育の充実に取り組む。
	<p>【心のケア・心の教育の充実】()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命の尊さを理解し、思いやりの心を育む道徳教育・体験的学習の充実に取り組む。 ・人権意識や規範意識を育むとともに、家庭・地域との連携促進及び関係機関・専門家との協働体制の強化により、子どもや保護者が気軽に相談できる体制の整備と、いじめや不登校等の未然防止に取り組む。
	<p>【子どもの健康な体づくり】()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校体育の充実や食育の推進等により、子どもの体力・運動能力の向上を図るとともに、基本的な食生活・生活習慣が身に付くように取り組む。 ・地域で遊び、運動できる環境づくりを支援する。
	<p>【安全な教育環境の確保】()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な教育の場として地域住民の避難場所でもある学校施設の耐震化等に取り組むとともに、保護者や地域、関係機関と連携した子どもの安全確保を図る。
	<p>【家庭・地域・学校の連携推進】()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員制度や学校評価の充実とともに、学校支援ボランティアの参画等を通じて、学校と家庭、地域が連携した、信頼される開かれた学校づくりを推進する。 ・家庭・地域・学校等の連携協力による多様な学習や体験等の機会の創出を推進する。

()展開方向ごとの目標指標

(a)確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実する。

指標	方向	基準値	目標値 (平成 29 年)	実績値 (平成 25 年)
学力調査における平均正答率の全国との比較	↗	小6： 2.3～ 5.0ポイント 中3： 5.9～ 13.0ポイント (平成 19 年)	小6：0ポイント 以上 中3：0ポイント 以上	小6： 1.5～ 4.1ポイント 中3： 3.9～ 5.8ポイント
授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合	↗	小6：国 72.5%、 算 71.2% 中3：国 61.3%、 数 52.1% (平成 19 年)	小6：85%以上 中3：75%以上	小6：国 73.1%、 算 73.5% 中3：国 68.6%、 数 70.3%
家で、自分で計画を立てて勉強をしていると答えた児童生徒の割合	↗	小6：46.6% 中3：38.3% (平成 25 年)	小6：60%以上 中3：50%以上	小6：46.6% 中3：38.3%
不登校児童生徒の割合	↘	小：0.36% 中：4.46% (平成 22 年)	小：0.31%以下 中：2.56%以下	小：0.64% 中：4.17%

小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点	↗	45.3ポイント (平成24年)	50.1ポイント (平成25年兵庫県平均値)	45.0ポイント
-------------------------	---	---------------------	---------------------------	----------

(出典：尼崎市平成26年度施策評価表)

(b)子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実する。

指標	方向	基準値	目標値 (平成29年)	実績値 (平成25年)
学校耐震化率(小・中)	↗	59.9% (平成24年)	100%	71.3%
普通教室空調機設置率	↗	小：47.2% 中：50.8% (平成25年)		小：47.2% 中：50.8%
小学校給食室整備率	↗	59.1% (平成24年)	100%	68.2%

(出典：尼崎市平成26年度施策評価表)

(c)地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進する。

指標	方向	基準値	目標値 (平成29年)	実績値 (平成25年)
学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	↗	23.9% (平成24年)	50%	35.7%
今住んでいる地域の行事に参加していると回答する児童生徒の割合	↗	小6：35.7% 中3：14.8% (平成19年)	小6：50%以上 中3：25%以上	小6：40.7% 中3：21.0%
地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があると回答する児童生徒の割合	↗	小6：47.5% 中3：44.2% (平成25年)	小6：57%以上 中3：53%以上	小6：47.5% 中3：44.2%
のびよ尼っ子健全育成事業への参加者数	↗	78,897人 (平成24年)	82,850人	79,732人
学校評価項目「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値	↗	3.3点 (平成24年)	4点 (4段階評価)	3.2点

(出典：尼崎市平成26年度施策評価表)

(ウ)子ども・子育て支援

()めざす方向性

子どもが健やかに育つ上で重要な家庭における子育て力を高めるとともに、地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支え、また、子どもの主体的な学びや行動を支えることによって、子ども一人ひとりが大切にされ、健やかに育つ社会をめざす。

()各主体が取り組んでいくこと

<p>市民・事業者</p>	<p>保護者として、子育てについて自ら学び、子どもを育てる力を高めるとともに、子どもと向きあい、子どもが心身ともに安らぐような家庭づくりに努める。 地域で子どもが安心して暮らせる環境をつくとともに、保護者の不安軽減等に向けて、子育てについての助言等を行うほか、交流の機会づくりに努める。 保育所や子育て支援関連の施設では、多様な保育サービスや子育て支援サービス等の提供に努める。 事業者は、従業員が家庭で子どもとの関わりを深められるよう配慮に努め、また、子ども・子育て支援に取り組む地域活動への協力に努める。 近所の子どもへの声掛け等を通じて、子どもに積極的に関わる。 大人として子どもの人格を尊重し、成長に応じた思い・考えを聴くとともに、豊かな人間性、社会性等が育まれるように、成長を支える。 地域全体で非行化を防止するための社会生活上の環境整備に努める。</p>
<p>行政</p>	<p>【家庭の子育て力の向上支援】() ・家庭の子育て力が高まるための学びの機会づくりや、家族の協力の大切さについて意識啓発を行う。 ・子育てに関する情報収集と発信、保護者の情報交換等の機会づくり等により子育ての不安や負担感の軽減に努める。</p> <p>【保育事業、放課後児童対策等による支援】() ・保育サービスの充実、保育所や児童ホームの定員増に努めるほか、法令に基づく各種の給付等により子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援する。</p> <p>【子どもの主体的な学びや行動への支援】() ・地域の身近な場所に安心して集い、癒され、遊びや楽しみの中から学ぶことができる居場所づくりに取り組む。 ・子どもの主体的な学びや行動にとって有益な情報の収集と発信等により、子ども自らが思い・考えを表現する場等の社会参加を促す機会づくりや、子どもの自主的な企画・運営による活動を支援する。</p> <p>【地域の子育て力の向上支援】() ・地域で子どもを育てるという意識を啓発し、地域と子育て家庭がつながるよう働きかける。 ・子どもや子育て家庭を支援するための地域の主体的取組や活動を促進し、それに関わる人材・グループの養成や、地域主体によるつながりづくりの支援等により、新たな社会資源づくりに取り組む。</p> <p>【児童虐待の早期発見と非行化の防止に向けた地域環境づくり】() ・児童虐待と子どもの育ちの問題について意識啓発を行い、地域での早期発見に向けた主体的な取組が進むよう働きかける。 ・関係機関と連携・協力し、子どもの健やかな成長を妨げる要因を取り除くための地域社会全体の意識の高揚や、事業者による主体的な取組への働きかけ等により、非行化防止に努める。</p>

() 展開方向ごとの目標指標

(a) 家庭における子育て力を高める。

指標	方向	基準値	目標値 (平成 29 年)	実績値 (平成 25 年)
身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	↗	48.5% (平成 23 年)	100%	46.4%
こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率	↗	85.9% (平成 24 年)	100%	86.3%
つどいの広場利用者数	↗	44,725 人 (平成 24 年)	63,892 人	48,529 人
保育所入所待機児童数(年度当初)	↘	47 人 (平成 24 年)	0 人	74 人
児童ホーム入所待機児童数(5月1日時点)	↘	76 人 (平成 24 年)	0 人	144 人

(出典：尼崎市平成 26 年度施策評価表)

(b) 子どもの主体的な学びや行動を支える。

指標	方向	基準値	目標値 (平成 29 年)	実績値 (平成 25 年)
青少年活動の団体数	↗	32 団体 (平成 23 年)	33 団体	29 団体
青少年センターの居場所の利用人数 (16:30 時点)	↗	3,810 人 (平成 24 年)	4,000 人	3,945 人
青少年の居場所の数	↗	3 か所 (平成 24 年)	6 か所	5 か所
こどもクラブの延べ参加者数(児童ホーム待機児童を除く)	↗	205,337 人 (平成 24 年)	215,000 人	206,241 人
青少年いこいの家の利用者数	↗	12,090 人 (平成 24 年)	18,300 人	13,139 人

(出典：尼崎市平成 26 年度施策評価表)

(c) 地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支える。

指標	方向	基準値	目標値 (平成 29 年)	実績値 (平成 25 年)
身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	↗	48.5% (平成 23 年)	100%	46.4%
子育てに関するワークショップや交流会に参加した人の満足度	↗	97.6% (平成 24 年)	100%	100%
子育てに関する活動グループ(子育てサークル)数	↗	39 団体 (平成 23 年)	40 団体	33 団体
少年補導委員による補導活動の延べ人数	↗	16,557 人 (平成 24 年)	17,712 人	16,853 人

(出典：尼崎市平成 26 年度施策評価表)

(エ)人権尊重

()めざす方向性

全ての市民が自分らしく生き、本市のまちづくりに積極的な関わりを持ち、その個性と能力を十分に発揮できるよう、人権教育や啓発活動、国際理解の推進、男女共同参画社会づくりに取り組むとともに、市民が様々な人権問題に関する事例や普遍的な人権の概念等について学び、社会に主体的に参加・参画するまちをめざす。

()各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>人権問題や多文化共生社会の実現、男女共同参画を自分自身の課題として受け止め、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、学習会や活動に自発的に参加・協力する。地域活動への協力や積極的な参加を通じて、地域に根差した人権問題解決や男女共同参画社会づくりのための意見やアイデアを市に提言する。</p> <p>日本人も外国人も、同じ地域社会を築く一員として、お互いに認め合い、理解を深めるとともに、世界平和を願い尊ぶ意識を醸成する。</p> <p>男女が家庭や社会における役割を平等に果たし、また、男女がともに働きやすい環境をつくる。</p> <p>事業者等においては、安全で働きやすい環境づくりを徹底し、仕事と生活の調和を推進していくとともに、従業員に対して人権教育を行うなど、ハラスメントの防止をはじめとする人権に配慮した行動を行う。</p>
行政	<p>【人権問題の啓発と人権教育の取組】()</p> <ul style="list-style-type: none">・職員や教職員の人権意識の高揚と人権感覚の涵養、人権についての学習環境の整備、市民の自主活動やリーダー育成支援等に取り組む。 <p>【人権侵害の防止と被害者への支援】()</p> <ul style="list-style-type: none">・地域や関係機関との連携・協力、相談機能の充実、人権侵害事象の未然防止、児童虐待の防止等に取り組む。 <p>【多文化共生社会の実現】()</p> <ul style="list-style-type: none">・多様な文化・伝統に対する理解の推進を図り、外国人等が生活しやすくなる諸条件の整備等に取り組む。・世界平和の尊さ・大切さに対する理解の推進等に取り組む。 <p>【男女共同参画社会の実現】()</p> <ul style="list-style-type: none">・啓発や支援事業の充実、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の確立に向けた条件整備、ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止等に取り組む。

() 展開方向ごとの目標指標

(a)市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努める。

指標	方向	基準値	目標値 (平成 29 年)	実績値 (平成 25 年)
「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に対する不同意の割合	↗	63.6% (平成 23 年)	70%	64.3%
審議会等の女性の委員割合	↗	36.6% (平成 24 年)	40%	36.9%
市の課長級以上の女性の管理職割合	↗	5.3% (平成 24 年)	10%	6.1%

(出典：尼崎市平成 26 年度施策評価表)

(b)市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進める。

指標	方向	基準値	目標値 (平成 29 年)	実績値 (平成 25 年)
市民意識調査の「人権問題がある」「人権問題の可能性がある」と回答した割合	↘	38.2% (平成 23 年)	30%	46.2%
人権啓発推進員の活動回数	↗	696 回 (平成 24 年)	912 回	714 回
人権啓発協会主催の講演会、研修会への参加者数	↗	19,972 人 (平成 24 年)	21,000 人	19,596 人
「語り部」へのアンケートにおける「平和の大切さ」を感じた回答割合	↗	88% (平成 24 年)	100%	87%
啓発事業への参加者数	↗	223 人 (平成 24 年)	400 人	298 人

(出典：尼崎市平成 26 年度施策評価表)

(c)人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行う。

指標	方向	基準値	目標値 (平成 29 年)	実績値 (平成 25 年)
市民意識調査の「人権問題がある」「人権問題の可能性がある」と回答した割合	↘	38.2% (平成 23 年)	30%	46.2%
差別落書き件数	↘	22 件 (平成 24 年)	0 件	26 件

(出典：尼崎市平成 26 年度施策評価表)

(オ)地域の歴史

()めざす方向性

市民共有の貴重な財産である文化財や歴史資料を調査・保存し、引き継いでいくとともに、これら地域資源の魅力を広く発信していくことにより、市民が、地域の歴史に関心を持ち、市内に現存している数多くの史跡・文化財に親しみながら、地域への理解を深め、愛着を持ち、誇りを感じることができるまちをめざす。

()各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>埋蔵文化財の保全や地域の歴史に関する調査に協力する。 地域ぐるみで史跡・文化財を守るとともに、観光資源として活用していく。 積極的に地域の歴史や文化財に触れる催しに参加する。 地域の歴史に関心を持ち、数多くの史跡・文化財に触れる機会を通して、理解と愛着を深める。 特に将来を担う子どもたちに地域の歴史等の魅力をしっかりと伝えていく。</p>
行政	<p>【歴史遺産の保存と活用】()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財の保全・調査、地域の歴史や文化財に関する調査探究・資料収集、調査研究成果の情報発信等に取り組む。 ・史跡・文化財や歴史資料等の各種収集資料の保存・公開、観光資源としての活用等に取り組む。 <p>【地域の歴史に関する学習機会の提供】()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が地域の歴史や文化財に触れる機会の提供(歴史講座・見学会・体験学習会の開催等)、歴史学習に関するボランティアの養成、市民グループ等との連携、市民が歴史を調べ学ぶことのできる拠点施設の整備等に取り組む。 <p>【住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りを育てる】()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や社会教育施設、市民グループ等との連携による歴史・文化に触れる学習機会や場の拡充等に取り組む。

() 展開方向ごとの目標指標

(a)文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信する。

指標	方向	基準値	目標値 (平成 29 年)	実績値 (平成 25 年)
文化財収蔵庫・田能資料館での展示会の観覧者数	↗	9,161 人 (平成 24 年)	29,000 人	13,828 人
指定・登録文化財の件数	↗	104 件 (平成 24 年)	109 件	106 件
地域研究史料館相談利用人数	↗	1,833 人 (平成 24 年)	1,962 人	1,877 人
地域研究史料館所蔵史料整理・公開比率	↗	76% (平成 24 年)	78%	76%

(出典：尼崎市平成 26 年度施策評価表)

(b)地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進める。

指標	方向	基準値	目標値 (平成 29 年)	実績値 (平成 25 年)
文化財収蔵庫・田能資料館主催事業の参加者数	↗	1,243 人 (平成 24 年)	1,300 人	1,089 人
文化財収蔵庫ボランティアの活動者数	↗	2,183 人 (平成 24 年)	2,400 人	2,270 人
地域研究史料館講座・自主グループ参加人数	↗	854 人 (平成 24 年)	895 人	870 人
地域研究史料館出講・協力件数	↗	25 件 (平成 24 年)	40 件	37 件
地域研究史料館ボランティア作業延人数	↗	434 人 (平成 24 年)	480 人	476 人

(出典：尼崎市平成 26 年度施策評価表)

(c)住んでいる地域や市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力を分かりやすくしっかりと伝えていく。

指標	方向	基準値	目標値 (平成 29 年)	実績値 (平成 25 年)
尼崎の歴史に関心を持っている市民の割合	↗	56.0% (平成 24 年)	71%	62.6%
本市の文化財に関してマスコミが取り上げた回数	↗	84 回 (平成 24 年)	97 回	84 回
むかしのくらし学習で文化財収蔵庫に来館した市立小学校数	↗	22 校 (平成 24 年)	42 校	23 校
学校等と連携した出張授業等の実施回数	↗	23 回 (平成 24 年)	42 回	25 回

(出典：尼崎市平成 26 年度施策評価表)

(3) 市教育委員会が所管する事業

総合計画の各施策に対応する市教育委員会所管の事業を、市作成の施策別事務事業分析表を基にまとめると、次のとおりである。

(ア) 生涯学習

() 生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成の推進

事業名	対象・意図	主な所属	事業費(千円)	
			平成24年度	平成25年度
視聴覚センター事業費	16ミリフィルムなどの整備充実により、市民や教員の生涯学習推進につなげる。	教育総合センター	3,086	3,068
阪神南地区社会教育委員協議会等負担金	兵庫県、阪神地区社会教育主管者会等を運営し、研修・情報交換を行うことにより、社会教育の振興を図る。	社会教育課	38	1,749
生涯学習推進事業費	生涯学習フェアやワークショップ等の実施により、生涯学習活動の支援を行う。		4,573	10,252
PTA 連合会等補助金	PTA 連合会や連合婦人会の地域活動に対して補助金を交付し、社会教育活動の振興を行う。		399	5,018
成人教育事業費	女性リーダー育成事業や婦人会、ユネスコ活動を通じて、活力ある地域社会・男女協働参画社会を目指す。		1,739	6,251
図書等購入事業費	必要な図書及び AV 資料等の購入により適正な図書館運営を図る。		57,271	55,908
図書館サービス網関係事業費	各図書館、公民館など 15 施設を結ぶ図書館情報オンラインシステムにより、市内での自由な図書の貸出し、返却及び蔵書検索等のサービスを利用者に提供する。	中央図書館	32,323	31,507
資料整理事業費	資料保存のため、官報・市報・新聞の阪神版等の製本及び図書館資料の補習・補強等を行う。		1,545	1,572
施設整備事業費	図書館の設備等改修経費		5,752	4,686
日本図書館協会等負担金	日本図書館協会等に参加することにより、情報収集等を行い、図書館行政の発展に寄与する。		951	983
北図書館指定管理者管理運営事業費	北図書館において、民間企業が有するノウハウを活かし、利用者サービスの向上を図る。		93,201	95,042
施設維持管理事業費	図書館の維持管理経費		71,645	70,182
図書館行事事業費	市民の読書意欲向上のため、読み聞かせ講座など各種行事を行う。		23,937	25,945
としょかん英語学習応援事業費	幼少期に英語に接することにより小学校等での円滑な英語学習につなげるための講座を行う。			1,836
障害者等サービス事業費	視覚障害者等を対象に、対面朗読や点字図書、録音図書等の貸出しを行うことにより、生涯学習の一助としてもらう。		9,104	9,334
施設整備事業費	改修・補修工事を行うことにより、公民館の環境整備を行う。		中央公民館	14,098
施設維持管理事業費	公民館の維持管理経費	296,766		144,424
生涯学習推進事業費	市民大学、地域・現代学講座などを通じ、生涯学習の推進を図る。	38,201		36,851
社会教育・地域力創生事業費	各種講座の実施等により、地域を支える人材を育成するとともに、市民の主体的な学習や活動に対する支援を充実していく。			20,533
学習情報・相談事業費	公民館の学習情報等を提供することにより、市民の主体的な学習や活動を促進する。	24,122		18,006

地域学習館関係事業費	地域団体等が運営する地域学習館にかかる運営助成や維持管理を行う。			72,531
サッカーロボットプログラム講座事業費	児童生徒を対象としたサッカーロボット製作に関するプログラミング講座を実施し、学習連携の促進、児童生徒の理科離れという問題に取り組む。			2,493
合計			678,751	626,663

()運動やスポーツによる市民の健康づくり

事業名	対象・意図	主な所属	事業費(千円)	
			平成24年度	平成25年度
「スポーツのまち尼崎」促進事業費	スポーツの全国大会等を誘致することにより、市民のスポーツへの参加意識の高揚と競技力の向上を促進し、「スポーツのまち尼崎」をアピールすることで、イメージアップを図る。	スポーツ振興課	10,618	12,213
「スポーツのまち尼崎」フェスティバル事業費	体育の日にスポーツ交流事業等を開催し、「スポーツのまち尼崎」を実現する。		4,190	
市民スポーツ大会事業費	市民スポーツ祭等を開催することで、市民スポーツの普及と振興を図る。		14,433	12,017
生涯スポーツ・レクリエーション事業費	生涯スポーツサービスシステム事業などを通じて市民が気軽にスポーツに親しめる場を作る。		7,892	3,805
ふれあいスポーツ推進事業費	記念公園体育館ヘルスエリアにトレーニングマシンをリースし、スポーツ設備を整えることにより、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境を整備する。		2,022	2,066
学校開放事業費	小・中学校のグラウンドや体育館などを開放し、市民スポーツの振興を図る。		128,102	122,240
学校プール開放事業費	夏季期間中に学校のプールを開放し、子どもたちの健康増進と健全育成を図る。		13,742	15,953
市民スポーツ振興事業費	全国大会等に出場する市民等に対し、激励金を支給する等により競技力の向上を図るとともに「スポーツのまち尼崎」のイメージを高める。		15,606	15,727
体育協会等補助金	体育協会等の活動に助成することで、市民の健全な心身の発達と健康づくりを図る。		13,938	9,852
阪神南地区スポーツ推進委員会等負担金	阪神南地区スポーツ推進委員会等の活動に助成することで、社会体育振興に寄与する。		595	629
地区体育館等指定管理者管理運営事業費	地区体育館等に指定管理者制度を導入することにより、効率的・効果的な管理運営を図る。		261,419	262,291
指定管理関係経費(屋内プール・地区体育館)	地区体育館・屋内プールの維持管理経費		1,022	1,041
地区体育館等整備事業費	地区体育館の比較的大規模な改修・補修工事。		4,672	1,160
地区体育館等施設運営事業費	立花・園田体育館における適切な維持管理を図るほか、トレーニング指導事業を実施し、スポーツの振興を図る。	50,080	47,107	
合計			528,331	506,101

()市民の生きがいづくりや交流の推進

事業名	対象・意図	主な所属	事業費(千円)	
			平成 24 年度	平成 25 年度
家庭・地域教育推進事業費	子育て学習世代間交流事業など各種講座の実施により、地域の教育機能を回復させる。	中央公民館	36,400	23,962
市民参加・交流・連携推進事業費	障害者と健常者の交流事業や公民館まつりの開催等により、地域の交流を図るとともに公民館活動の振興を図る。		22,853	16,042
合計			59,253	40,004

(イ)学校教育

()教育・学習内容の充実

事業名	対象・意図	主な所属	事業費(千円)	
			平成 24 年度	平成 25 年度
市立幼稚園教育振興事業費	市立幼稚園の教育振興を行うための事務経費。	幼稚園教育振興担当	12,758	10,584
施設維持管理事業費	学校園施設の維持補修、光熱水費などの維持管理費用。	施設課	1,095,702	1,146,361
私立幼稚園教育振興助成金	1園 80 万円を限度として、私立幼稚園教諭の資質向上や園児の健康増進の取組などに対して助成する。	学務課	19,488	19,728
校長会等負担金	学校園の校長会等の負担金・出席者負担金。		9,528	9,060
教材費	学校園の教育備品や教材の購入費。		536,662	472,635
私立幼稚園就園奨励補助金	私立幼稚園に通園させている保護者の経済的負担を軽減するため補助金を交付する。		440,971	488,636
要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費	経済的理由により、就学困難な小中学校に通う児童生徒の保護者へ就学援助費を支給する。		249,675	241,713
修学援助金交付金	高等学校等での修学が困難な生徒の保護者に対し、修学援助金を交付する。		118,424	120,331
学校・園研究業務委託事業費	幼稚園教育について研究課題に取り組むことにより学習指導の充実と教員の資質向上を図る。	学校教育課	1,249	1,243
すこやか子育て支援事業費	幼稚園の園児、保護者、地域の就学前児と保護者を対象に園庭開放や子育て講演会等を行う。		1,360	1,396
特色ある教育推進事業費	特色ある学校づくりを推進するため、創意工夫した教材研究や教育実践を行い、学校の教育力向上を図る。		7,065	5,192
指導力向上等事業費	小・中・高・特別支援学校教員を対象に、授業の質を高め、指導力を向上させるための研修を行い、指導の改善を図る。		1,480	1,887
教科研究会等負担金	小・中・高・特別支援学校教員の資質向上のため、教科別・校種別に組織されている研究会に加入し、負担金を支出する。		2,876	2,445
多文化共生支援員派遣事業費	日本語指導が必要な幼児児童生徒に、母語を理解できる支援員を派遣することにより、学習の理解を深めるとともに、主体的に物事に取り組む意欲を育む。		3,197	3,262
計算力向上事業費	小学校 3・4 年生を対象に、そろばんを活用した教育を実施し、基礎学力の向上を図る。		40,021	38,341

学力・生活実態調査事業費	小学校6年生及び中学校1・2年生を対象に、学力と生活実態の調査を行い、今後の学習指導や施策の展開に役立てる。		11,275		
学力向上クリエイト事業費	小・中学校各校のニーズに応じた学力向上支援を行う。		86,782	91,614	
尼崎市学習到達度調査事業費	学習指導要領の目標や内容の達成状況を把握するため、小学校5年生、中学校2年生を対象に学習到達度調査を行い、学力向上を図る。		6,738	7,905	
高等学校通学区域再編に伴う進路対策事業費	平成27年度入学者選抜から実施される公立高等学校の学区再編を見据え、中学3年生に対する学力向上を図るとともに、学習評価の検証を行い、進路指導体制の強化を図る。			16,794	
社会力育成モデル事業費	中学校において、学級運営、生徒会運営、地域参画を柱とした活動を通じて、社会力の育成を推進する。		2,555	3,216	
学校図書館運営事業費	中学校図書館の運営にボランティアを配置することで開館時間を拡大し、生徒が身近に読書ができる環境を整える。		3,225	3,110	
トライやる・ウィーク推進事業費	中学2年生を対象に、5日間の職場体験活動などを通して生きる力の育成を目指す。		15,654	16,182	
小学校体験活動事業費	小学3年生、5年生を対象に自然体験活動を通じて、豊かな感性や社会性を育む。		83,508	80,450	
尼崎高等学校特色づくり推進事業費	土曜日や長期休業期間中の補習学習を実施することにより、国公立・有名私立大学への進学率向上を目指すとともに先進進学校訪問や他校授業見学の実施を通して教員の資質向上を図る。	高校教育担当		1,095	
市立定時制高等学校特色づくり推進事業費	工業系専門学科の生徒・教員を対象に「ものづくり」を中心とした工業専門教育の充実を図るとともに、教員・生徒が中心となり、地域の人々と交流を行い、地域の活性化を図る。			1,126	
尼崎双星高等学校特色づくり推進事業費	生徒の個性を活かした特色と魅力ある学校づくりを推進するとともに、中学生に対して特色ある高等学校教育を広くアピールするための各種事業を実施する。		6,036	6,219	
キャリア教育推進事業費	市立高等学校の生徒を対象に、事業所見学やインターンシップ、進路講演会等の実施を通じて、様々な職業を知り、就職力を育てる。		1,063	1,870	
特別支援教育推進事業費	障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を通じて、自立や社会参加を推進する。		15,228	116,403	
スクールバス運転業務委託等事業費	尼崎養護学校の児童生徒をスクールバスで送迎するとともに、医療行為が必要な児童生徒の安全を確保するため、看護師を派遣する。	生徒指導・特別支援担当	51,108	49,599	
心の教育ボランティア配置事業費	発達障害のある幼児児童生徒が在籍する学校・園に、ボランティアを配置し、学級担任の補助を行う。		3,556	422	
児童生徒文化充実支援事業費	小・中学校において文化発表会等を実施することで、教員の指導力向上や、地域や保護者と連携した教育活動に繋げる。		11,022	13,458	
教育情報収集・提供事業費	教育に関する情報の収集、発信を行い、教育の振興を図る。	教育総合センター	6,463	6,652	
調査研究・教材開発事業費	各研究部会の成果を広め、本市の教育研究の水準を高める。		24,570	21,178	
教職員法定研修事業費	教員の資質向上のための法定研修事業費		3,740	4,024	
教職員研修事業費	教員の資質向上のための各種研修を実施する。		29,850	30,158	
全国教育研究所連盟	全国教育研究所連盟等への会費負担金。			45	45

等負担金				
施設維持管理事業費	教育総合センターの維持管理費。		26,007	27,533
施設整備事業費	教育総合センターの改修工事費		30,534	1,230
学校情報通信ネットワークシステム関係事業費	各学校園に PC ネットワークを整備し、事務処理の効率化を図ることで、教員の本来業務の時間を確保し、教育の質の向上を目指す。		112,745	113,556
情報教育推進事業費	学校園の学習用 ICT 機器やシステムなどの環境を整備し、教育環境の充実を図る。		177,465	118,070
合計			3,347,720	3,294,723

(注)小・中学校、全日制及び定時制高等学校、幼稚園、特別支援学校に分かれているもののうち、同内容の事業と考えられるものは集約し、対象・意図欄に「学校園」としている。
集約した事業は、「施設維持管理事業費」、「校長会等負担金」、「教材費」、「情報教育推進事業費」である。

()心のケア・心の教育の充実

事業名	対象・意図	主な所属	事業費(千円)	
			平成 24 年度	平成 25 年度
こころの教育推進事業費	中学校において、「生命を尊重する心」と「規範意識」を育成するため、生徒及び保護者・地域住民を対象にした講演会等を実施する。	学校教育課	4,869	3,558
不登校対策事業費	不登校児童生徒及び不登校傾向にある児童生徒が早期学校復帰を達成できるよう支援を行う。	生徒指導・特別支援担当	64,591	65,129
心の教育相談事業費	子ども、保護者、教員への教育相談・支援、及び高等学校へのカウンセラー派遣を行う。	教育総合センター	37,702	39,264
合計			107,162	107,951

()子どもの健康な体づくり

事業名	対象・意図	主な所属	事業費(千円)	
			平成 24 年度	平成 25 年度
学校体育関係事業費	各種記録会や体育大会を通じて、小・中・高等学校の児童生徒の体力、運動能力の向上を図るとともに、教員の指導力を高め、学校体育の振興を図る。	学校教育課	3,014	4,860
尼崎高等学校運動クラブ競技力向上事業費	尼崎高等学校体育科の競技力向上に資するため、コーチングスタッフの配置やトレーニング指導等を行い、運動クラブの競技力向上を図る。		14,593	13,335
課外クラブ関係事業費	中学校・高等学校の課外クラブに技術指導者を配置することなどにより、課外クラブ活動の円滑な運営と振興を図るとともに、全国大会等に出場する生徒に激励金を支給する。		45,824	41,558
尼崎高等学校体育科野外活動等事業費	尼崎高等学校体育科において、必須科目である野外活動の実施を通じて、自然の中での行動の仕方や自然に親しむ資質や能力を養う。	高校教育担当	2,546	3,489
尼崎高等学校第 2 グラウンド送迎バス委託等事業費	尼崎高等学校体育科の授業や運動クラブ活動を円滑に実施するため、学校と第 2 グラウンド間の生徒の送迎を行う。		17,692	16,732

食育フェア開催事業費	食育推進基本計画に基づき、食育の推進を図るため、食育フェアを開催する。	学校保健課	1,507	1,790
小学校給食関係事業費	小学校・特別支援学校の給食にかかる衛生管理、献立作成、研修会等の費用。		10,414	10,604
給食用備品購入等事業費	小学校給食の備品の更新費用。		16,600	16,602
準要保護児童給食費等扶助費	経済的理由により、就学困難な児童等の保護者に対して、学校給食費、医療費(指定された疾病に限る)を扶助する。		190,928	188,213
給食室整備事業費	小学校給食室の衛生管理の徹底や内容の充実を図るための整備費用。		73,860	101,729
給食調理業務委託関係事業費	給食調理業務を委託することにより、給食内容を充実し、食育を推進する。		625,064	647,955
中学校弁当推進事業費	中学校において、菓子パン等で昼食を済ませている子供たちに廉価で栄養バランスの取れた弁当を提供する。		17,547	25,087
定時制高等学校等給食事業費	定時制高等学校の生徒に弁当給食を、夜間中学校の生徒に対しては補食給食を実施する。		11,028	12,072
学校保健関係事業費	児童生徒幼児に対して、「健康の記録」の配布や講演会などを通じて、健康の維持増進を図る。		3,764	3,988
児童生徒幼児健康診断事業費	児童生徒幼児に対する定期健康診断等を実施する。		49,918	49,068
合計			1,084,299	1,137,081

()安全な教育環境の確保

事業名	対象・意図	主な所属	事業費(千円)	
			平成24年度	平成25年度
尼崎工業高等学校在校生対策事業費	新県立病院が尼崎工業高等学校敷地に建設されることに伴い、在校生に必要な仮設体育施設等の教育環境の確保を図る。	学校計画担当	119,029	150,880
学校適正規模・適正配置推進事業費	児童数の減少により小学校の小規模化が進んでいることから、統合により適切な児童集団を確保し良好な教育環境を創出する。		10,444	67,866
市立定時制高等学校教育の推進事業費	市立定時制高等学校の再編に伴い開校した琴ノ浦高等学校に必要な体育施設等の改修工事等を実施する。		863,506	446,613
各種施設整備事業費	学校園施設の経年劣化などに対応する補修、改修費用。	施設課	130,196	386,894
学校施設耐震化事業費	平成27年度末に耐震化率100%を目指す学校園の耐震化工事費用。		4,414,574	9,571,562
学校施設玄関スロープ等整備事業費	学校施設のバリアフリー化を図り、障害者・児が容易に学校施設を利用できるよう必要な整備を行う。	生徒指導・特別支援担当	31,142	7,196
特別支援学級教室整備事業費	特別支援学級運営に際して良好な学習環境を確保し、特別支援教育の充実を図るため、特別支援学級教室を整備する。		11,018	4,019
学校環境衛生管理関係事業費	学校園に対する各種衛生検査等を行う費用。	学校保健課	76,896	69,952
学校安全関係事業費	小・中・特別支援学校に校門施錠システムを設置するとともに小・特別支援学校に安全管理員を配置し安全安心な学校生活の維持に努める。		73,298	75,040

学校災害見舞金	学校園管理下で発生した災害で、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度対象外のものについて、市独自の救済措置として保護者に見舞金を給付する。		753	887
日本スポーツ振興センター共済掛金等負担金	学校園管理下において発生した災害に対する共済掛金等を負担する。		38,989	39,378
合計			5,769,845	10,820,287

(注)小・中学校、全日制及び定時制高等学校、幼稚園、特別支援学校に分かれているもののうち、同内容の事業と考えられるものは集約し、対象・意図欄に「学校園」としている。
集約した事業は、「各種施設整備事業費」、「学校施設耐震化事業費」、「学校施設玄関スロープ等整備事業費」である。

()家庭・地域・学校の連携推進

事業名	対象・意図	主な所属	事業費(千円)	
			平成24年度	平成25年度
学習習慣支援事業費	教育啓発誌「あまっ子ぐんぐん」を発行し、家庭での教育力向上を図る。	学校教育課	2,211	2,276
のびよんっ子健全育成事業費	家庭・地域・学校の連携による地域ふれあい活動等を通じて、児童生徒の健全育成を図る。	生徒指導・特別支援担当	10,334	8,912
合計			12,545	11,188

(ウ)子ども・子育て支援

()保育事業、放課後児童対策等による支援

事業名	対象・意図	所属名	事業費(千円)	
			平成24年度	平成25年度
子ども・子育て支援制度関係事業費	子ども、子育て家庭の保護者、子育てサービスを提供している事業所等を対象とした事業計画を策定し、就学前の教育・保育のあり方、利用者負担、さらに各種施設の基準等について検討する。	幼稚園教育振興担当		10,292
合計				10,292

()子どもの主体的な学びや行動への支援

事業名	対象・意図	所属名	事業費(千円)	
			平成24年度	平成25年度
丹波少年自然の家事務組合負担金	阪神丹波連携交流事業等を行うため負担金を支出する。	企画管理課	32,179	31,699
合計			32,179	31,699

(工)人権尊重

()人権問題の啓発と人権教育の取組

事業名	対象・意図	所属名	事業費(千円)	
			平成24年度	平成25年度
人権啓発活動事業費	啓発冊子発行や啓発講座などを通じて、市民の人権意識を高める。	社会教育課	6,702	5,738
人権啓発リーダー育成事業費	市民の自主的な人権学習の推進を図るため、各種リーダー育成事業を実施する。		3,585	3,897
合計			10,287	9,635

()多文化共生社会の実現

事業名	対象・意図	所属名	事業費(千円)	
			平成24年度	平成25年度
人権・平和教育推進事業費	各種講演会やコンサートなどを実施し、平和を不断に希求する市民意識の醸成を図る。	中央公民館	26,789	19,900
合計			26,789	19,900

(オ)地域の歴史

()歴史遺産の保存と活用

事業名	対象・意図	所属名	事業費(千円)	
			平成24年度	平成25年度
兵庫県博物館協会負担金	県内博物館施設との連携や情報共有を図り、市民の文化活動の振興を図る。	社会教育課	10	409
文化財保護啓発事業費	市内に残る文化財の保護・活用及び文化財の啓発事業を実施することにより、文化財の伝承の気運を高めていく。	歴博・文化財担当	43,143	44,133
歴史資料保存公開事業費	尼崎の歴史にゆかりのある歴史資料等の収集、保存及び活用を行うことにより、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信する。		18,352	18,424
合計			61,505	62,966

()地域の歴史に関する学習機会の提供

事業名	対象・意図	所属名	事業費(千円)	
			平成24年度	平成25年度
古代のくらし体験学習会事業費	古代のくらし体験を通じて、考古学への興味、文化財に対する理解を行事参加者が深めることを目的とする。	社会教育課	2,424	2,490
特別展事業費	田能遺跡の遺物や近隣自治体などの文化財の展示公開を行い、文化財及び郷土文化に対する市民の関心を高める。		2,042	2,308
文化財保護啓発事業費	文化財保存活用ボランティア養成事業。 (事業費は の歴史遺産の保存と活用に包含している。)	歴博・文化財担当		
歴史資料保存公開事業費	わくわく体験ミュージアム事業。 (事業費は の歴史遺産の保存と活用に包含している。)			
合計			4,466	4,798

()住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りを育てる

事業名	対象・意図	所属名	事業費(千円)	
			平成 24 年度	平成 25 年度
施設維持管理事業費	田能資料館の維持管理費。	社会教育課	5,056	5,505
文化財保護啓発事業費	・ドキ・土器ふれあい講座事業。 ・田能遺跡顕彰事業 (事業費は の歴史遺産の保存と活用に包含している。)	歴博・文化財担当		
文化財収蔵庫維持管理事業費	文化財収蔵庫の維持管理事業費。		6,596	6,755
文化財収蔵庫整備事業費	文化財収蔵庫の整備(平成 25 年度単年度)			19,140
合計			11,652	31,400

4. 尼崎市の教育財政の状況

(1) 市の一般会計歳出の状況

市の一般会計歳出決算額、平成 26 年度当初予算額の推移は、次のとおりである。

【過去 3 年間の一般会計歳出決算額、平成 26 年度当初予算額】（単位：百万円）

区分	平成 23 年度 決算	平成 24 年度 決算	平成 25 年度 決算	平成 26 年度 当初予算
総務費	14,174	11,643	11,932	11,743
民生費	84,945	86,122	88,811	94,724
衛生費	13,987	13,640	13,438	13,926
土木費	28,397	24,256	18,099	20,365
教育費	16,720	17,456	22,394	22,585
公債費	23,907	26,333	25,840	27,265
その他	11,067	9,580	9,462	9,201
歳出合計	193,196	189,030	189,976	199,810
教育費/歳出合計	8.7%	9.2%	11.8%	11.3%

上記のとおり、歳出に占める教育費の割合は年々増加しており、平成 25 年度決算では、歳出額の 11.8%を占めている。

平成 25 年度の教育費が、前年度に比べて約 49 億円増加しているのは、主に学校の耐震化工事実施校の増加により、学校施設耐震化事業費が約 50 億円増加しているためである。

(2) 教育費の推移

市の過去 3 年間の教育費及び平成 26 年度の当初予算額は、次のとおりである。

【教育費の推移】（単位：百万円）

区分	平成 23 年度 決算	平成 24 年度 決算	平成 25 年度 決算	平成 26 年度 当初予算
教育総務費	3,336	3,298	3,218	3,640
小学校費	3,881	4,215	8,906	10,281
中学校費	2,738	2,164	2,836	1,747
高等学校費	2,336	3,450	3,095	2,625
幼稚園費	720	716	765	700
特別支援学校費	187	179	183	189
社会教育費	1,208	1,157	1,106	1,079
保健体育費	2,314	2,277	2,285	2,324
合計(A)	16,720	17,456	22,394	22,585
うち、小中高の 学校建設費(B)	4,628	5,668	10,713	10,493
合計(A)-(B)	12,092	11,788	11,681	12,092

市の教育費は平成 23 年度から年々増加しているが、その主な原因は学校施設耐震化工事等にかかる学校建設費の増加である。

そのため、小・中学校及び高等学校の学校建設費を差し引くと、市の教育費は減少傾向にある。

(3) 他の中核市との比較

平成 23 年度及び平成 24 年度の各中核市の普通会計歳出額、教育費及び教育費の割合は次のとおりである。

【中核市】

政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務を除き、中核市に対して委譲するものであり、人口が 30 万人以上を要件とし、平成 26 年 3 月末時点で 42 市となっている。中核市が主に処理できる事務として、民生行政に関する事務、保健衛生行政に関する事務、環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務、及び文教行政に関する事務がある。

なお、総務省の決算統計で用いられる普通会計は、市の一般会計の数値と整合しない。

これは、地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されているが、各団体の会計区分は一様ではないため、地方公共団体の全体の財政の状況を明らかにするとともに地方公共団体相互間の比較を可能とする観点から、統一的な方法により、一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計(公営事業会計)と区分しているためである。

【中核市の教育費】

(単位：百万円)

市名	普通会計歳出額		教育費		教育費の割合	
	23 年度	24 年度	23 年度	24 年度	23 年度	24 年度
1 船橋市	175,452	171,786	23,742	23,349	13.5%	13.6%
2 鹿児島市	228,067	227,496	21,320	22,566	9.3%	9.9%
3 豊田市	163,534	159,428	21,111	20,897	12.9%	13.1%
4 金沢市	169,944	162,640	20,963	20,286	12.3%	12.5%
5 宇都宮市	187,188	182,705	16,562	19,107	8.8%	10.5%
6 西宮市	167,268	156,925	16,933	18,459	10.1%	11.8%
7 大分市	157,018	169,606	17,141	18,338	10.9%	10.8%
8 尼崎市	191,518	184,335	17,042	17,919	8.9%	9.7%
9 倉敷市	174,116	168,843	18,184	17,862	10.4%	10.6%
10 高松市	147,284	145,854	14,829	17,492	10.1%	12.0%
11 姫路市	209,549	202,768	18,152	17,407	8.7%	8.6%
12 長野市	147,558	146,589	17,031	17,219	11.5%	11.7%
13 高崎市	151,336	148,240	19,034	16,390	12.6%	11.1%
14 富山市	162,329	156,111	16,723	16,299	10.3%	10.4%
15 福山市	168,823	166,460	17,390	16,083	10.3%	9.7%
16 高知市	136,348	140,237	10,447	15,545	7.7%	11.1%

17	東大阪市	185,752	185,095	14,275	14,899	7.7%	8.0%
18	横須賀市	138,076	136,270	14,254	14,875	10.3%	10.9%
19	岐阜市	151,110	144,292	16,733	14,692	11.1%	10.2%
20	岡崎市	108,108	115,508	12,903	14,668	11.9%	12.7%
21	豊中市	126,427	140,528	11,649	14,235	9.2%	10.1%
22	松山市	177,103	178,542	13,569	13,694	7.7%	7.7%
23	前橋市	136,847	132,834	16,103	13,554	11.8%	10.2%
24	郡山市	124,503	133,402	9,913	13,388	8.0%	10.0%
25	長崎市	204,699	208,532	12,061	13,163	5.9%	6.3%
26	久留米市	118,682	123,182	11,533	12,159	9.7%	9.9%
27	豊橋市	114,034	114,956	11,298	11,899	9.9%	10.4%
28	宮崎市	150,818	153,684	11,172	11,824	7.4%	7.7%
29	下関市	121,249	117,798	13,398	11,668	11.1%	9.9%
30	旭川市	154,137	151,741	12,101	11,371	7.9%	7.5%
31	青森市	117,450	121,188	9,837	11,313	8.4%	9.3%
32	函館市	131,805	125,413	12,765	11,255	9.7%	9.0%
33	高槻市	105,000	102,515	10,412	11,245	9.9%	11.0%
34	秋田市	126,215	129,254	10,063	11,224	8.0%	8.7%
35	奈良市	122,580	140,090	12,988	11,072	10.6%	7.9%
36	柏市	110,949	114,760	15,023	11,035	13.5%	9.6%
37	いわき市	174,213	218,857	10,707	10,935	6.1%	5.0%
38	那覇市	120,564	126,248	12,416	10,739	10.3%	8.5%
39	川越市	97,317	96,802	12,143	10,579	12.5%	10.9%
40	和歌山市	133,648	128,686	9,692	9,569	7.3%	7.4%
41	大津市	104,021	102,644	8,959	9,372	8.6%	9.1%
42	盛岡市	112,056	108,909	11,137	9,080	9.9%	8.3%

(注1)平成24年度教育費の大きい順に並び替えている。

(注2)平成25年4月1日に中核市に移行した那覇市を含む。

(出典：総務省「市町村別決算状況調」)

平成24年度の尼崎市は他の中核市と比較した場合、普通会計歳出額は42市中6番目、教育費は42市中8番目と高い水準にあるが、一方で教育費の割合が42市中25番目と低い水準にあることが分かる。

第 3 . 監査の結果及び意見-総括-

監査の結果及び意見の要約を次にまとめている。

なお「結果」とは、財務に関する事務の執行において 法令・条例等に違反又は不当と判断したもの、 3E(有効性・効率性・経済性)の観点から著しい問題があると認められ改善を求めるものである。

一方「意見」とは、「結果」には該当しないが、組織及び運営の合理化の観点から意見を述べるもの、 その他改善が望ましいものをいう。

1 . 生涯学習

生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成の推進

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
		指摘すべき事項はない。	

運動やスポーツによる市民の健康づくり

(1) スポーツ振興

(「スポーツのまち尼崎」促進事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
1-1	魅力的な大会の誘致について	<p>【意見】</p> <p>スポーツ促進事業は、誘致した大会にできる限り多くの市民が参加することが重要であるが、明確な集計結果はないものの、誘致した大会の参加人数の多くが、スポーツ大会の運営関係者である大会が多いとのことであり、また、誘致した大会も武術系の大会が多く、偏りがある。</p> <p>そのため、広く市民の参加意欲が高まるような魅力的な大会の誘致や、参加を促すような付随イベント等を充実させることが必要と考える。</p>	77

(市民スポーツ振興事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
1-2	激励金事業の周知について	<p>【意見】</p> <p>市は、激励金支給事業の現状を把握する目的で、平成 26 年 6 月以降の激励金支給対象者に対してアンケートを実施しているが、その結果、激励金が支給されることを知ったのは、学校・会社・クラブ等からの情報が最も多く、市報やホームページなど市の広報で知ることは少数であった。</p> <p>また、激励金の受給資格があっても、受給申請が大会開催後であったため、受け取ることができなかった事例も数件程度あるとのことであり、激励金事業が市民に広く周知されておらず、不公平な状況である。</p> <p>そのため、公平に激励金が支給されるよう市教育委員会は、当該事業について、例えば、市のホームページへの掲載方法を見直すなど、市民に広く周知する必要がある。</p>	81

(2) 学校開放

(学校開放事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
1-3	中学校の学校開放に係る管理員の配置について	<p>【意見】</p> <p>過去3年間の中学校の学校開放利用状況は、小学校と比較して非常に少なくなっている。</p> <p>市では、平成25年度において小学校のシルバー人材センターへの委託費の見直しを行い、従来は学校開放の有無に関わらず、平日の時間外及び休日に常時管理員を配置していたが、学校開放時のみ管理員を配置する方法に変更することで、事業費の削減を図っている。</p> <p>一方で、中学校の管理員の配置の見直しは行われていないが、小学校と同様に学校開放時のみの配置を行ったと仮定して市が試算したところ、年間約5百万円の事業費削減効果がある。</p> <p>そのため、中学校の管理員の配置についても、小学校と同様に学校開放時のみ配置することを検討すべきである。</p>	87
1-4	学校開放事業の内容の整理について	<p>【結果】</p> <p>学校開放事業の中でシルバー人材センターが行っている業務には、校門の開閉門や学校設備の安全管理等の管理業務があり、同事業の名目とは異なる学校管理業務を実施していることから、市民への説明責任が十分に果たせていないおそれがある。</p> <p>市では、平成26年度より小学校については学校管理業務と学校開放業務を分離し、別々に事業予算を充てているが、中学校は従前のとおり学校開放事業の予算に含めて、学校管理業務を実施している。</p> <p>そのため、中学校についても学校管理業務と学校開放業務とを明確に区分し、それぞれの目的ごとに事業を分離し、予算を執行すべきである。</p>	87

(学校プール開放事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
1-5	学校プール開放実施校の拡大について	<p>【意見】</p> <p>過去3年間の学校プール開放校の利用状況を確認したところ、各校とも一日当たりの利用者数が多く、平成25年度には武庫小学校及び園田小学校で入場制限まで実施したとのことである。</p> <p>学校プールを開放するには、更衣室の整備など設備面の制約や委託費の増加などの問題があり、全ての小学校で実施することは難しいとは考えられるが、市教育委員会は、少なくとも実施可能な小学校を調査し、地域住民と協議を行うなど、学校プールの開放実施校を増加させることを検討すべきである。</p>	89

(3) 地区体育館等運営

(地区体育館等指定管理者管理運営事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
1-6	施設管理に係る公募の実施について	<p>【意見】 当該事業の指定管理者は、平成 18 年の制度導入以降、継続してスポーツ振興事業団であり、また指定管理料は約 240 百万円程度と多額な金額で推移している。 この点、市は、指定管理料についてスポーツ振興事業団と交渉により見直しを行ったうえで、運営上必要と認められる金額を算定しており、また、運営管理を継続して行うことにより、事業内容を充実化できると考えているとのことであった。 しかしながら、過去 3 年間の利用者数が大幅に増加していない状況を鑑みて、スポーツ振興事業団を継続して指定管理者とする必然性に乏しいと考えられるため、指定管理者を広く公募制にして、より適切な事業者の選定方法を検討することが望ましい。</p>	90

2. 学校教育

教育・学習内容の充実

(1) 教職員指導力・資質の向上

(私立幼稚園教育振興助成金)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-1	支払証憑との照合について	<p>【結果】 現在、市教育委員会は、各幼稚園の事業実施内容について、事業者からの請求書や支払伝票、領収書等の証憑との照合作業を実施していない。 助成金は、その成果が直接市に帰属しないため、各幼稚園の事業実施内容が本来の助成目的に沿ったものであるかどうか把握することが困難であるため、少なくとも実施報告書等と支払証憑を照合し、助成金支給の妥当性を担保する必要がある。</p>	98
2-2	事業報告及び決算内容の誤りについて	<p>【結果】 C 幼稚園の実施報告書等について、領収書等との照合を行った結果、当初実施報告書等の提出時点では決算額が 763 千円となっていたが、監査人が証憑等を依頼したことで、決算内容に誤りがあったとして決算額を 837 千円に修正した実施報告書等が再提出されている。 実施報告書と支払証憑を照合していれば、上記事案は事前に防止できたと考えられるため、支払証憑との照合を徹底すべきである。</p>	98
2-3	助成対象経費の明確化について	<p>【意見】 助成金の対象事業には「園長、教諭等の資質向上に関する事業」があるが、公費からの助成であることを鑑みれば、助成対象とすべき費用は、助成目的を達成するために直接要した費用に限定されるべきである。 しかしながら、宿泊研修等に参加した場合、研修費用に懇親会費等の名目で飲食代が含まれることがあり、今回の監査で抽出した幼稚園でも懇親会費を計上している事例があった。 懇親会費は、各園の業務上の必要性から生じたものであっても、公費から助成する性質のものではないと考えられるため、交付要綱及び事務取扱要領において、助成金の対象となる経費及び金額を具体的かつ限定的に定める必要がある。</p>	99

(2)教職員人事管理

(教職員の人事評価)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-4	人事評価システムの評価結果について	<p>【意見】</p> <p>平成25年度における市の小・中学校教職員に係る総合評価結果を確認したところ、約98%が「A」又は「B」評価となっており、非常に評価が偏っている。</p> <p>人事評価システムは、複数の評価項目が設けられており、また、教職員もそれぞれのキャリアや、成長度合いも異なっているものと考えられるため、評価結果も、バラつきがある方が通常であると考えられるが、殆どの教職員が「B」評価以上であることを鑑みると、人事評価システムが有効に機能しているのか懸念される。</p> <p>そのため、市は、評価結果が実態に合っているかどうか検証し、よりメリハリのある評価となるよう積極的な関与を行うことが求められる。</p>	111
2-5	市費負担教員の人事評価実施について	<p>【意見】</p> <p>市費負担教員は、県費負担教職員のような人事評価システムがないため、現在人事評価は行われていないが、教職員の能力開発と教育活動の充実という目的を達成するためには、市費負担教員も県費負担教職員と同様に評価を行う仕組みづくりが必要である。</p> <p>既に市費負担教員を対象とした人事評価システムを導入している他市の事例を参考にし、尼崎市でも、市費負担教員を対象とした人事評価システムの導入を検討すべきである。</p>	111

(教員の勤務時間適正化について)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-6	教職員の勤務実態の把握について	<p>【意見】</p> <p>中学校往査時に教職員の勤務状況を確認したところ、休日(土日祝)出勤が頻繁に行われている教員が複数名存在していた。</p> <p>これは、各教員とも運動部の顧問を担当しており、部活動や他校との試合等により休日出勤する必要があることが要因であるが、該当する教員に質問したところ、部活動での指導が楽しく、やりがいも感じており休日出勤は苦痛と感じていないとの意見もあった。</p> <p>しかしながら、殆ど休日がない現状は、ワークライフバランスの観点からも問題視すべきものとする。</p> <p>この点、市教育委員会は、学校訪問時や校長とのヒアリングにおいて状況を把握しているとともに、推進会議を設置し、勤務時間の適正化に向けた具体的な方策を協議し、対応を図っているところではあるが、問題点を明確化し、有効な方策の立案を行うために、市全体の教職員の勤務実態を把握するなど、統括的な立場での大局的な視点で積極的に勤務実態の把握を行うことが有用と考える。</p>	112

(3) 特別支援教育の充実

(特別支援教育推進事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-7	正確かつ網羅的な事務事業評価の実施について	<p>【結果】 平成 25 年度の嘱託等人件費が急増したことについて、確認したところ嘱託等人件費の明細からの集計漏れや一人当たり人件費を人件費総額と誤認したことが原因であり、いずれも細心の注意を払っていれば、容易に発見・防止できたと考えられる。 そのため、各担当者は数値の作成過程の検証を徹底するとともに、管理者は消込作業が網羅的に実施されていること、及び事業内容と事業費の規模が整合しているかどうか確認することが必要である。 なお、平成 24 年度以前の事務事業シートは、既に市のホームページ等で公表されているため、市民への説明とともに、適時に訂正する等の対応が求められる。</p>	118

(スクールバス運転業務委託事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-8	看護業務の安定的な確保について	<p>【意見】 重度重複障害のある児童生徒が安心かつ安全に通学や学校生活を送るためには、通学時や在校時に看護行為を安定的かつ継続して受けられるようにすることが不可欠であるが、市では市立の総合医療機関を有していないため、委託先の確保が非常に困難な状況が続いている。 現在は、民間医療機関の協力もあり、かろうじて事業を継続できているのが現状であり、本来ならば公的医療機関等の協力により、中長期に亘って安定的に委託先を確保すべき性質の事業であると考えられる。 看護業務を安定的かつ継続して実施するための必要な対策を早急に検討する必要がある。</p>	120

(4) 学力の向上

(学力向上クリエイイト事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-9	実施事業の公平性について	<p>【意見】 当該事業に関する各校の取組状況について、実施報告書等の閲覧を行ったところ、各校によって取組の実施状況及び事業費に差が生じていた。 これは、各校の取組姿勢や教職員の意欲の違いにより、取組内容に差が生じていると推察されるが、その結果児童の学力向上の機会が住んでいる地域によって奪われることは、公平性の観点から問題である。 市教育委員会は当該事業の取組に対して消極的な学校については、その原因等を把握し、例えば指導補助員が確保できない学校がある場合、市教育委員会が一括して募集するなど積極的な関与を行うべきである。</p>	125

2-10	次年度への取組に活かせる仕組みの構築について	<p>【意見】 各校は、成果指標の達成状況を検証した実施報告書を市教育委員会に提出する必要があるが、成果指標の達成状況が目標値を継続して下回り、取組の効果が見られない学校が散見された。 これは、各校が単に実績値を報告し、市教育委員会も実施報告書の提出が行われていることを確認しているのみであり、指標の改善が見られない原因の特定や、その改善策の検討を行い、次年度の取組に活かす仕組みとなっていないことが原因であると推測される。 市教育委員会は、各校の成果指標の達成状況の分析結果や改善策を各校にフィードバックするなど、各校が次年度の取組に活かせるような仕組みを構築し、市全体の学力向上を図るという事業目的を達成するために積極的に関与すべきである。</p>	127
2-11	学力向上を目的とした事業の整理・集約について	<p>【意見】 学力向上クリエイト事業は、平成22年度より市の小・中学生の学力向上を目的として実施しているが、同様に「高等学校通学区域再編に伴う進路対策事業費」や「学校図書館運営事業費」など、学力向上を目的とした事業が多数存在しており、事業の実施内容の重複・類似による非効率が生じていると思われる。 実施内容が類似する事業を分けて実施することは、非効率・不経済な事業運営を招いてしまうため、学力向上を目的とした各事業の実施内容や範囲を整理し、重複・類似している部分について整理又は集約するなど、効率的な事業運営を行うよう市教育委員会が主体となり推進していくことが望まれる。</p>	128

(尼崎市学習到達度調査事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-12	各学校における調査結果の分析の実施について	<p>【意見】 各学校及び教科研究会は、答案や調査結果を分析し、授業改善の手立てを検討、実践することが規定されているが、学校往査時に質問したところ、学習到達度調査の結果を教員に伝達するのみで、分析等は実施されていなかった。 そもそも、市が、文部科学省が実施する「全国学力・学習状況調査」が存在するにも関わらず学習到達度調査を実施しているのは、教員が問題を作成し、採点することで、子ども一人ひとりの学力を把握できることや、今後の学習改善や授業改善につなげることができるメリットがあるためである。 そのため、学校は学習到達度調査の結果をもとに分析等を実施し、市教育委員会は各校が適切に分析等を行っているか確認すべきである。 さらには、授業改善の手立ての検討結果を学力向上クリエイト事業に反映させるなど連携し、効果的な事業運営を実施すべきである。</p>	129

2-13	教員の指導力向上について	<p>【意見】 学習到達度調査の結果、正答率の悪い分野は教員の指導方法にも改善の余地があり、各校別に正答率が悪い原因や指導方法について情報共有や合同研修等を実施することで授業内容が向上し、その結果、児童生徒の学力の向上も期待される。</p> <p>この点、市教育委員会は、学習到達度調査結果のデータ集計や分析を行い、授業を改善する際の参考となるように具体的な授業の進め方のポイントを示した「授業アイデア例」を各校に配布しているが、各校の授業で、これを運用されているかどうかの確認までは行っていない。</p> <p>しかしながら、教員の指導力向上が同事業の目的の1つである以上、単なる事例の紹介に留まらず、その後の運用状況まで確認して初めて、当該事業の目的が達成できると考えられる。</p> <p>そのため、市教育委員会は、各校から授業改善の取組状況及びその成果の報告を受けるようにするなど、学習到達度調査の結果が授業に十分に反映されていることを確認し、翌年度の更なる授業改善に向けての対策を実施するべきである。</p>	130
------	--------------	---	-----

(高等学校通学区再編に伴う進路対策事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-14	他市等との学力調査合同実施について	<p>【意見】 進路対策事業における学力調査は、学区再編に向けて、生徒自身の課題や対策を明確に持たせることが目的の一つと考えられるが、現状の学力調査は、尼崎市の中学校のみで実施されているため、同一学区内の他市等の生徒の学力が判明しない。</p> <p>しかしながら、同一学区内全校で学力調査を実施すれば、各生徒が学区内のどの水準にいるか把握することができ、さらに進路選択に対して有用な情報を提供できると考えられるため、他市等に合同で学力調査を実施するよう市教育委員会が主体となって積極的な働きかけを行うべきである。</p>	133

(学校図書館運営事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-15	指導補助員とボランティアの連携について	<p>【意見】 当該事業は指導補助員が配置されていない中学校にボランティアの派遣を行う事業であるが、指導補助員が配置されると貸出冊数及び来館者数が大幅に増加し、逆に配置が終わると減少する傾向がある。</p> <p>読書離れ、活字離れの解消を図ることを目的とする当該事業の趣旨からすれば、たとえボランティアに交代したとしても、指導補助員と同水準の貸出冊数及び来館者数を達成することが望ましく、そのためには、例えば指導補助員のノウハウをまとめたマニュアルの作成や、指導補助員が各学校を定期的に巡回し、指導・助言を行うなど、指導補助員とボランティアが連携できるような対策を講じるべきである。</p>	135
2-16	今後の取組方針について	<p>【意見】 言語力向上事業は、指導補助員が平成26年度で市立小・中学校を一巡するため廃止される予定であるため、市教育委員会は、平成27年度以降、全ての小学校に図書館司書等の資格を持った臨時的任用職員を配置し、中学校は全校にボランティアを配置する新たな事業の立ち上げを検討している。</p> <p>これは、より早い段階での読書活動を促すため、臨時的任用職員の全校配置について小学校を優先したものであるが、中学校の生徒に対する読書活動を促す取組みも後回しにできない重要な課題であるため、小・中学校ともに同様の対応を行うべきであると考えられる。</p>	136

(5) 就学の助成

(要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-17	就学援助費(学校諸費)に関する事務の学校長委任の採用について	<p>【意見】 就学援助費のうち学校諸費は未納が生じない限り保護者の預金口座に振り込まれるが、結局、学校徴収金として学校が保護者から徴収する必要があり、未納等による徴収事務に多大な労力を要することが想定される。 教員が、徴収や管理事務に労力や時間を割いてしまい、授業の準備や生徒指導が犠牲になることは、結果的に児童・生徒の教育環境の悪化につながってしまうと考えられ、さらに、徴収や管理事務は、教員の本来の業務以外で教員に精神的・体力的な負担を強いるものである。 そのため、現在 25%を超える市の就学援助認定率を考えれば、就学援助費を保護者に支払うのではなく、学校へ直接支払うように変更すれば、教員の事務負担の軽減及び未納者の削減が図られると考えられる。 現に、就学援助に関する事務について申請時に学校長に委任(学校長委任)する事項を設けている自治体もあり、市も同様に就学援助申請書に学校長委任に関する事項を設けるなど、就学援助費に関する事務の学校長委任の実施を検討すべきである。</p>	145
2-18	振込指定口座名義人の確認の実施について	<p>【意見】 就学援助申請を行う場合、申請者は、申請者以外の第三者名義の金融機関口座を指定することができることになっている。 任意に抽出した3校の平成25年度就学援助申請書を閲覧したところ、1件ではあるが申請者及び申請者の家族以外の第三者名義の銀行口座が指定口座にされていた。 市では申請者と第三者との関係等について確認しているとのことであるが、特に申請書上では確認した証跡は残っていなかった。 就学援助費が借金の返済など本来の目的とは異なる用途に充てられるおそれもあるため、申請者と口座名義人との関係の確認をこれまでと同様に徹底するとともに、確認した証跡を残すべきである。</p>	146

(修学援助金交付金)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-19	修学援助金及び就学援助費の各所得基準額の算定根拠について	<p>【意見】 就学援助費(小・中学校)及び修学援助金(高等学校)の各所得基準額は、平成25年度の生活保護基準額に一定倍率を乗じた金額を総収入額として算定される給与所得額としているが、平成25年度の各所得基準額を比較すると、生活保護基準額に乘じる倍率が就学援助費1.4倍、修学援助金1.2倍と異なっているため、制度間でバラつきが生じている。 制度開始当時の所得基準額の決定過程について確認したところ、決裁は行われていたが、倍率の算定根拠及び見直し基準などが明確に定められておらず、策定時にどのような考え方に基つき、倍率が決められたのかについて不明である。 就学援助費及び修学援助金の所得基準額の算定根拠及び見直し基準が定められないまま現在も運用されていることは、市民、制度利用者及び今後の制度利用者に対する説明責任の観点から問題である。 そのため、市の財政状況や将来負担も勘案した上で、所得基準額や倍率の算定根拠、及びその見直し基準を策定すべきである。</p>	148

2-20	生活保護基準額の算定項目の相違について	<p>【意見】 就学援助費及び修学援助金の所得基準額は、生活保護基準額を基に算定されているが、この生活保護基準額は、住宅扶助を除き、世帯構成員の年齢や世帯人数、住所地等により一律に決定される。 住宅扶助について、両制度で採用する金額が異なっていたため、その理由を市教育委員会に確認したところ、就学援助費は昭和31年の制度導入時の住宅に係る最低限の扶助を確保する目的で、住宅扶助に係る生活保護の基準額が採用されたが、昭和52年に導入された修学援助金は、市限度額を採用したためとのことであり、明確な根拠はなかった。 両制度とも、経済的理由によって就学(修学)困難な児童・生徒の保護者に対する援助を目的とするものであり、相違理由が明確でないのであれば、生活保護基準額は同一の金額を用いるべきであり、両制度に係る生活保護基準額の算定基礎を早急に見直し、両者の統一を図る必要がある。</p>	149
2-21	所得基準額の設定方法の統一について	<p>【意見】 就学援助費と修学援助金は、生活保護基準額に乗じる倍率及び住宅扶助金額に相違があるものの、その他の算定基礎は同一であるため、所得基準額は同様の考え方に基づいていると考えられる。 しかしながら、就学援助費は世帯の所得合計金額であるのに対し、修学援助金は生徒を現に扶養する者(保護者)のみの所得金額により、それぞれ認定の要否を判断しており、両制度の所得基準額の対象範囲が異なっている。 両制度とも経済的理由によって就学(修学)困難な児童・生徒の保護者に対する援助が目的であるため、世帯全員の所得金額により援助の要否を判断すべきである。</p>	150
2-22	申請後の就職状況の確認について	<p>【意見】 修学援助金は、申請時点で失業中の保護者は、公共職業安定所への求職の申込が受理されていることが交付要件の一つであるが、申請時点で当該要件を充たしていれば、その後の就職状況を問わない運用としている。 修学援助金は、経済的理由により在校生徒の修学に不利益が生じないようにするための制度であり、経済的理由が解消されたのであれば、修学援助金を保護者に交付する必要はなくなる。 そのため公共職業安定所への求職申込の受理が要件に該当する場合は、その後の就職状況を確認するよう、規定を見直し、真に修学に支障をきたしている在校生徒を援助する制度設計を行う必要がある。</p>	151
2-23	課税証明書の原本入手又は原本確認について	<p>【意見】 修学援助金交付申請書を閲覧したところ、課税証明書のコピーが添付されているものが散見されたが、市教育委員会では申請者の便宜を考慮してコピーの提出も認めているとのことであった。 改竄等による不正受給等を防止する観点から、原本を入手する又は原本確認をした後コピーするなどの確認証跡を残す等、適切な対応方針を定め、その実施を徹底するよう運用方法を改善すべきである。</p>	151
2-24	必要書類の入手漏れについて	<p>【結果】 申請書及び添付書類を閲覧したところ、在学証明書に押印が無いにも関わらず申請が受理されているものが1件あった。 これは、申請時点で担当者は、押印が無い在学証明書であることを認識しており、後日押印済の在学証明書を提出するよう申請者に求めていたが、その後の受領確認を失念していたとのことである。 この点、市教育委員会では、高等学校に電話で確認し、生徒が在籍していることを確認しているとのことであるが、申請時の必須の提出書類であり、正式な書類を入手するよう運用を徹底する必要がある。</p>	151

(6) 体験活動

(小学校体験活動事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-25	環境体験事業の活動報告書の記載内容の充実について	<p>【意見】 小学3年生の環境体験事業は、年3回以上行うよう定められており、各実行委員会は活動報告書に活動内容や実施回数等を記載し、市教育委員会に提出されるため、活動報告書を閲覧したところ、活動報告書の記載内容が乏しく、活動内容や実施回数が不明瞭な事例があった。 環境体験事業の活動報告書の提出を義務付けている趣旨は、各校の実際の活動内容及び回数を把握し事業目的に沿った活動の実施がなされていることを確認するためであり、当該趣旨を鑑みれば活動内容と実施回数が明確に把握できる程度の記載を行うべきであり、市教育委員会も活動報告書を確認し、記載内容や実施回数の記載が不明瞭な事例については、学校に再提出を要請するなどの対応を行うべきである。</p>	154

・心のケア・心の教育の充実

(1)心の教育

(こころの教育推進事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-26	講演会の実施テーマについて	<p>【意見】 複数の中学校で交通ルールに関する講演会を開催しているが、これはルールを守るという規範意識を念頭においた講演会であり、心の教育にも通じるテーマであるとのことであった。 しかし、この講演会は総務局生活安全課所管の交通安全教育指導事業で実施された交通ルールに関する講演会と同一開催であり、生徒に交通安全を意識させ、生徒の安全を確保することを目的に開催されたものである。 こころの教育推進事業の趣旨である学校の道徳教育を補完するという視点からは、交通ルールは同事業として開催される講演会のテーマとして適切か否かについて疑念が残る。 そのため、こころの教育推進事業としてふさわしい講演会であるか否かに関して慎重に判断し、事業の趣旨に即した講演会の開催が望まれる。</p>	159
2-27	実施報告書の未提出について	<p>【結果】 「こころの教育推進事業実施要項」によれば、講演会実施後、各校は2週間以内に市教育委員会へ実施報告書を提出することとされているが、実施報告書を作成していない学校が2校存在した。 実施報告書は、講演会の成果を検証することで、今後の講演会の課題の明確化や、事業費を有効活用されているかどうかの判断に資する重要な書類であるため、学校は講演会の実施後速やかに実施報告書を作成及び提出を徹底し、市教育委員会は、各校から提出される実施報告書が提出されていない場合は、学校に対して提出を求めるべきである。</p>	159

2-28	実施報告書の記載内容について	<p>【意見】 平成 25 年度開催の講演会について、実施報告書の記載内容が乏しく、成果の検証や課題の明確化が適切に行われていない事例があった。 実施報告書を適切に作成し、講演会の内容を振り返り成果や課題を認識することで、次回の講演会に活かし、よりよい講演会とすることができるため、各校は、実施報告書に実施された講演会の成果と課題について、十分な記載を行うべきである。 さらに、当該事例は各校間の心の教育に対する意識の高さの違いが顕著に表れており、心の教育のみならず、学校教育の質にも差が生じている可能性があるため、市教育委員会は、不適切と思われる記載事例について、学校側に再提出を求めるなどの対応を行うべきである。</p>	160
------	----------------	--	-----

・ 子どもの健康な体づくり

(1) 体力・運動能力の向上

(尼崎高等学校第2グラウンド送迎バス委託等事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-29	送迎バス運行計画の見直しについて	<p>【結果】 送迎バスの運行業務委託に関する委託料は、年初の契約時点で市から提示される年間運行予定表に記載された運行予定日数に応じて決定されており、年度末における運行実績日数での委託費の精算は行われていない。 しかしながら、送迎バスの運行予定日数と運行実績日数に大きな乖離が生じており、送迎バスが有効に活用されておらず運行1回あたりの委託料が割高となっている。 そのため、当初の運行予定を過去の実績等を勘案しながら精緻に計画し送迎バスの効率的な運行及び実態に見合った委託金額とすべきである。 なお、運行業務の委託契約を実績精算にすることでも、同様の効果が得られると考えられるため検討されたい。</p>	167

(尼崎高等学校運動クラブ競技力向上事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-30	コーチング・スタッフ事業における報償金の過払いについて	<p>【結果】 コーチは、市からの委嘱によりコーチ業務を行い、その委嘱期間中の指導日数に応じた報償金を受け取ることとなっているが、委嘱前の期間にも関わらず報償金を支払っていた事例が存在した。 過払いが生じた原因は、コーチが誤って実施報告書に記載し、市担当者が実施報告書の確認を怠ったために生じたものである。 そのため、報償金の支払にあたってはコーチが提出する実施報告書の内容、及び報償金の支払額が正確であることの確認を徹底すべきである。 さらに、報償金の支払は委嘱期間に基づいて行われるべきであるため、過払い分については、返金を求める必要がある。</p>	170

2-31	トレーニング事業に係る委託業務の成果確認について	<p>【意見】 市はトレーニング事業を尼崎市スポーツ振興事業団に委託し、同事業団は毎月のトレーニング室利用状況を市に報告することとされている。 ここで、業務報告書を閲覧したところ、トレーニング室の日別利用者数が記載されているのみで、いつ指導員が配置され、どのような指導を行っているか等、業務の実施内容が把握できなかった。 トレーニング事業は生徒の体力向上とトレーニング室の安全管理を目的として実施するものであり、市は委託事業の成果を確認する必要がある。 そのため、業務報告書の様式を改訂し、適切に委託業務の成果を確認できるよう改めるべきである。</p>	171
2-32	受益者負担の必要性について	<p>【意見】 同事業は平成 24 年度公開事業たな卸しにおいて、生徒保護者に一定の受益者負担を求めるべきとして、「要改善」とされているが、市はコーチング・スタッフ事業及びトレーニング事業において受益者負担を求めている。 受益者負担とは、特定のサービスを受ける者と受けない者との公費負担の公平性を確保するため、特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求めることであり、コーチング・スタッフ事業もトレーニング事業も指導というサービスを受ける者と受けない者の負担が同じであることは、公平性が確保されていないため、受益者負担を求めることが妥当である。 そのため、コーチング・スタッフ事業及びトレーニング事業の受益者負担の必要性について再度検討し、受益者負担は不要と判断するのであれば、理由や根拠を市民へ説明する等の対応が必要である。</p>	171

(課外クラブ関係事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-33	振興委員会における現金出納簿の整備について	<p>【結果】 各振興委員会は、市からの委託費で課外クラブの運営費の一部を賄い、年度末に残額が生じた場合は、市に返金することとなっているため、各振興委員会の現金出納管理は重要である。 ここで、各振興委員会との委託契約書では各振興委員会が現金出納簿を備えなければならないと規定されているが、実際には現金出納簿は作成されておらず、市も特に指導を行っていなかった。 現金出納簿が作成されない場合、各振興委員会の資金使途が不明瞭となり、決算額の信頼性や追跡可能性が著しく損なわれてしまう そのため、各振興委員会は現金出納簿を作成すべきであり、市でも各振興委員会に対し、現金出納簿を作成するよう指導すべきである。</p>	175
2-34	課外クラブ活動振興委託事業の委託費の積算について	<p>【意見】 市から各振興委員会に支払う委託費は、主に部員数及び教員数に一定単価を乗じることにより算定されており、各振興委員会から各校に対しても人数割で委託費が支払われている。 委託費は事業実施に必要な金額を根拠に決定され、各学校及び課外クラブに適切に分配される必要があるが、その算定に明確な根拠はなかった。 委託費に明確な根拠がない場合、必要以上に分配され、効果的な運営がなされない学校及び課外クラブが存在する可能性がある。 そのため、必要な委託費を合理的に算出すべきである。 また、単純に人数割の委託費を各学校に分配するのではなく、課外クラブへの入部率向上に資するようなメリハリのある委託費の分配を検討すべきである。</p>	175

(2) 基本的食生活・生活習慣の習得

(尼崎市の学校給食について)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-35	学校給食費会計の公会計化について	<p>【意見】</p> <p>市は、学校給食費会計の公会計化について、一定のメリットは認識しているが、デメリットも大きく、現行の私会計方式が妥当と判断している。しかし、私会計方式については、未納者に対して首長の名義で法的手続を採れないこと、及び未納がある場合に、学校給食費の費用負担に不公平が生じること等の問題点が指摘されている。</p> <p>この点、市では給食費の未納者に対して法的措置を実施しておらず、未納を許してしまっている。</p> <p>また、私会計方式による場合、未納者の児童の給食は実質的に他の保護者から徴収した給食費で賄っているため、給食費の未納を許している現状では、学校給食費の負担に不公平が生じている。</p> <p>近年、他の自治体が私会計方式から公会計方式に移行しているのも、これらの私会計方式の問題点に対応するためと推測されることから、公会計方式へ移行した他の自治体の成功事例等を研究する等、改めて学校給食費会計の公会計化について検討すべきである。</p>	182
2-36	市学校給食協会の決算書の公表について	<p>【意見】</p> <p>市では、市学校給食協会を会計主体としているが、現状、市学校給食協会の決算書は公表されていないため、保護者は給食費が適切に使用されたか把握できず、また、給食費の一部が食材費ではなく、市学校給食会に繰越金として保有されていることも知り得ないこととなる。</p> <p>一方、給食費と同様に保護者から徴収される学校徴収金は、学校が決算書を保護者に配付し説明責任を果たしているが、学校給食費に関しても、説明責任を果たす必要性は、学校徴収金と何ら変わらないはずである。</p> <p>そのため、市学校給食協会は学校給食費会計の決算書を公表し、保護者に対する説明責任を果たすべきである。</p>	183

(給食調理業務委託関係事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-37	規模の経済性による委託料の削減について	<p>【意見】</p> <p>平成26年度の給食調理業務委託業者は10社となっており、適切な委託業者数は4～6社とした平成19年作成の当初計画と比較しても多い。</p> <p>一般的に規模の経済性から実施する業務規模が大きければ大きいほど、その業務の効率化が図られ、費用を低減することができると考えられる。</p> <p>給食調理業務は食中毒事故の拡散防止のため極端に委託業者を絞ることはできないが、委託業者の数を一定数に絞ることで、1社当たりの業務規模が大きくなり、結果的に委託料を削減することができると考えられる。</p> <p>そのため、長期的な視点により委託業者数が最適化となるよう計画的に委託業者を選定し、規模の経済性による委託料の削減を図るべきである。</p>	190
2-38	給食調理業務委託業者選定委員の独立性確認について	<p>【意見】</p> <p>給食調理業務委託業者は、業者選定委員会により選定されるが、選定委員は各応募業者に対して利害関係がないこと、すなわち独立性を有していることが求められる。</p> <p>しかしながら、市では、各選定委員について各応募業者に対して独立性を有していることの確認は特に行っていない状況であった。</p> <p>公平な業者選定を行っていることを担保するために、各選定委員が応募業者に対して独立性を有しているか書面等で確認を行うべきである。</p>	191

(中学校弁当推進事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-39	中学校弁当の利用率向上について	<p>【意見】 中学校弁当の利用率は低く、弁当1食当たり費用は高額となっている。 選択制という形で事業を実施し、かつ生徒の健康保持増進という事業趣旨を達成するためには、魅力ある中学校弁当を提供し、併せて生徒や保護者に食育を推進することで利用率を上げる他はなく、その結果として効率的な事業運営、及び生徒の健康保持増進という事業趣旨も達成できる。 利用率を向上させるためには、施策を講じることが重要であるが、そのためには利用率向上に有効な施策を明確に把握する必要がある。 各校の置かれた状況は様々ではあるが、まずは学校別に利用率に関する分析を精緻に実施し、その分析結果に基づき学校の状況に応じた施策を検討する必要がある。</p>	195
2-40	学校内でのパン販売について	<p>【意見】 一部の中学校では、校内で業者や購買部によるパン販売を実施していたが、校内でのパン販売は中学校弁当事業の趣旨に相反していると考えられる。 パン販売は過去の経緯もあり、継続して実施しているが、当時に比べてコンビニ等の普及や、偏食等による生活習慣の乱れからくる生徒の健康を取り巻く課題の深刻化など、その状況は大きく変化している。 また、校内でのパン販売は生徒の利便性を高めるというメリットがある一方で、生徒の栄養バランスの問題や、業者や校内での衛生管理の問題、パン販売未実施校の生徒との公平性の問題等のデメリットもある。 そのため、中学校弁当を取り巻く環境の変化を考慮のうえ、メリットとデメリットを整理し、校内でのパン販売継続の要否を検討し、継続するのであれば上述のデメリットを解消できるような施策を実施すべきである。</p>	196
2-41	中学校給食の早期実現に向けて	<p>【意見】 市では中学校給食を実施していないため、生徒の昼食には家庭からの弁当持参、中学校弁当事業における弁当購入、学校でのパンの購入、コンビニ利用など様々な選択肢がある。 一方で、中学校弁当は利用率の低迷により行政コストがかさみ、またパン販売も生徒の栄養バランス等の問題がある。 この点、市では、市民や保護者からの意見等も踏まえ、中学校給食の実施に向けた検討を開始するとしているが、中学校給食の実施には、実施方式の検討など検討すべき課題は多く、給食の実施までには長期間を要することが想定される。 中学校給食の実施は、上述の諸問題を解決できる有効な方法であり、早期実現に向けて、具体的な検討を早急に進めていくことが望まれる。</p>	197

(定時制高等学校等給食事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-42	給食供給業者の衛生管理状況の把握について	<p>【結果】 市は、給食供給業者に対して衛生管理に係る実施報告書の提出を求めておらず、供給業者の衛生管理の状況も確認していなかった。 小学校給食と同様、定時制高等学校の給食でも校内で多数の生徒に対して給食が提供されるため、食中毒事故を防止し、安心・安全な給食の実施を確保することが必要である。 そのため、市は給食供給業者に対して衛生管理に係る実施報告書の提出を求め、給食供給業者の衛生管理状況を確認するべきである。</p>	199

(学校保健関係事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-43	専門医活動の積極的な活用について	<p>【意見】 専門医活動では、各校が専門医の講師を選定し、講演会を開催しているが、各校での専門医活動の活用状況に差が生じている。 児童生徒にとって、外部専門医の講演会に参加し、自らの健康や性感染症等の問題を考える機会は貴重な体験となり、またそれこそが当該事業の根幹を為すものと考えられる。 そのため、学校は外部専門医による講演会を積極的に開催することが望まれる。 さらに、市教育委員会は講演会の開催に消極的な学校に対して積極的に開催を促す必要があり、そうすることで講演会実績の各校のバラつきを是正し、各校の教育の機会等の公平性を確保にもつなげると考えられる。</p>	201

(児童生徒幼児健康診断事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-44	事業委託に係る業務の完了確認について	<p>【結果】 市が委託している健康診断業務において、受託機関から提出される業務完了報告書の提出が著しく遅れていた事例があった。 学校保健安全法及び同施行規則において、健康診断は毎年6月末までに実施しなければならないとされていることから、市も各受託機関の健康診断業務が6月末までに完了していることを確認する必要がある。 そのため、市は、健康診断業務の完了後、全ての受託機関から業務完了報告書が回収できているか確認すべきであり、提出が遅延している受託機関について速やかに提出を求める等の対応が必要である。</p>	204
2-45	小児肥満対策事業の利用率の向上について	<p>【意見】 小児肥満対策事業は児童生徒の将来的な生活習慣病を予防することを目的に実施されているが、同事業の利用率は高いとは言えない状況である。 受診率が上がらない理由として、市や学校が、児童生徒やその保護者に対して、小児肥満の危険性と血液検査の受診について十分に周知できていないことが考えられる。 同事業で肥満度が下がった成功事例の紹介や学校保健関係事業で実施している外部講師による講演会を活用、さらには市教育委員会から教職員に対して啓蒙するなどの具体的な施策を実施し、血液検査の受診率を向上させ、将来の肥満児童生徒数の減少に取り組むべきである。</p>	205

．安全な教育環境の確保

(1) 学校施設の維持

(各種施設整備事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-46	施設整備計画の策定について	<p>【意見】 施設整備は、学校園からの要請があった場合に予算措置された上で実施されており、施設整備計画は策定されていない。 しかしながら、施設の経年劣化が進む中で、施設の現状を把握し、適切な時期に適切な整備を実施するためには、市教育委員会で施設整備計画を策定し、計画的に施設の整備を行う必要がある。</p>	208

(2) 学校適正規模・適正配置

(小・中学校の適正規模・適正配置の現状について)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-47	柔軟性のある推進計画の立案について	<p>【意見】 平成 14 年 1 月に立案された尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画からの改訂推進計画において、新規に検討対象校として追加した学校は、昭和中学校と大成中学校の通学区域の変更のみである。 市教育委員会では、混乱防止及び児童数の回復見込み等の理由により、当初検討対象校の推進計画が完了するまでは、新規検討対象校を特定しない方針としているため、継続して 12 学級以下となっている浦風小学校や成文小学校などは、特に検討対象校とされていない。 しかしながら、推進計画は 10 年間という長期間であるため、その間に様々な環境の変化により当初計画時点で想定できなかった事象が生じることは十分想定されるため、市教育委員会は当初計画に固執することなく、より柔軟に推進計画の改訂を行う対応が必要である。</p>	218
2-48	推進計画後の情報収集について	<p>【意見】 市は、統合を実施した小・中学校の教職員と保護者等に対して、統合に関するアンケートを実施しているが、質問項目は「友達は増えたか」など統合後の感想を質問している程度であった。 この点、例えば「統合における改善・課題事項」等、統合に係る障害や課題を認識するための質問項目を設け、回答を分析することで、より効果的かつ効率的な学校統合計画につながっていくと考えられる。 そのため、今後の学校統合推進の参考となる意見を収集する観点での質問項目を追加し、有用と思われる意見は、推進計画に積極的に取り入れる等の対応に取り組むべきである。</p>	219

(3) 学校施設の耐震化

(学校施設耐震化事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-49	耐震計画の遅れについて	<p>【意見】 市は、耐震計画に基づき、平成 27 年度に耐震化率 100% を目標として取組みを進めているが、耐震化工事が計画通りに行われず、平成 28 年度にも既存校舎等の解体費用等の支出が見込まれている。 児童生徒等の安全を守り、良好な教育環境の確保を図るためには、学校施設の耐震化は重要であり、必要な耐震化工事が計画通りに遂行されることが求められる。</p>	224

・ 家庭・地域・学校の連携推進

(1) 家庭・地域・学校の連携

(のびよ尼っ子健全育成事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-50	実施成果報告書の記載内容について	<p>【意見】 各協議会は、実施計画書、実施成果報告書及び収支精算書を市教育委員会に提出することが求められており、市教育委員会は、これらを確認することで、委託費が有効に活用されているか否かを判断することができると考えられるが、平成 25 年度の実施成果報告書を閲覧したところ、委託費が有効に活用されていないと思われる事例があった。</p> <p>委託者である市は、受託者である各協議会の提出した実施成果報告書等の内容を吟味し、委託費を有効に活用しているかどうか確認すべきであり、委託費が有効に活用されていないと思われる事例については、各協議会に対して、内容を確認し、不適切な場合は改善を求めるなどの対応が必要である。</p>	230

(2) 学校評価

(市の学校評価実施状況)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
2-51	自己評価結果の公表方法について	<p>【意見】 市は、学校評価の公表方法について特段の定めを置いていないが、学校教育法施行規則第 66 条の「自己評価」については、公表が必須とされているため、学校園ごとにホームページ(以下「HP」)で公表、学校便りに記載、PTA 総会等での口頭による報告など公表方法が様々である。</p> <p>市教育委員会では、各学校の HP の標準様式を作成しており、当該標準様式内には「学校評価タブ」が設置されているが、平成 25 年度の自己評価結果を学校 HP での開示を行っている学校園は極めて少なかった。</p> <p>学校 HP で公表していないことから、直ちに広く保護者や地域住民に説明責任を果たしていないことにはならないが、学校 HP の整備状況を鑑みれば、口頭等による報告ではなく学校 HP での開示が最も望ましい。</p> <p>そのため、市教育委員会は、自己評価結果を学校 HP において開示するよう公表方針を定め、全校園で運用するよう指導していく事が望まれる。</p>	235
2-52	市教育委員会での開示について	<p>【意見】 市教育委員会では、校園種ごとの学校評価結果の平均点(以下「全体の評価結果」)を算定しているが、特に市の HP 等では公表していない。</p> <p>全体の評価結果を公表することで、保護者や地域住民が各校園ごとの評価結果と比較するなど、当該学校園の現状をより深く把握でき、その結果、家庭・地域・学校が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育てていく市の取組と整合すると考えられる。</p> <p>そのため、市教育委員会は校園種ごとの評価結果の平均点を市の HP 等で公表することが望まれる。</p>	236

3. 子ども・子育て支援

(1) 子ども主体的な学びや行動への支援

(丹波少年自然の家事務組合負担金)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
3-1	事務組合負担金の算定について	<p>【意見】</p> <p>尼崎市は毎年 30 百万円以上の事務組合負担金を支出しているが、これは西宮市に次いで高い水準であるが、平成 23 年度から平成 25 年度における丹波少年自然の家の利用率を算出したところ、尼崎市は各年度とも 10% 程度であり、負担金額に見合う程の利用状況ではないといえる。</p> <p>尼崎市の利用率に比べて負担金額が多額となっているのは、各負担金の負担割合が人口割で算定されているためであるが、現状の利用率を鑑みれば、尼崎市は支出に見合った便益を十分に享受できておらず、受益者負担の原則の観点から著しく不公平であり、公平性の観点から関係市町の利用率に応じた負担金額とすべきである。</p> <p>仮に、平成 25 年度の管理運営費負担金について、利用率に応じた負担金を試算すると、年間約 14 百万円もの負担金が削減されるため、負担割合の見直しを事務組合に働きかけるべきである。</p>	240
3-2	丹波少年自然の家の利用者数増加手法等の検討について	<p>【意見】</p> <p>市では、丹波少年自然の家事務組合負担金事業と同種の事業として、美方高原自然の家に係る指定管理者管理運営事業をこども青少年局所管で実施している。</p> <p>丹波少年自然の家と美方高原自然の家の平成 23 年度以降の利用者数を比較すると、丹波少年自然の家は大きな増加はみられず、平成 25 年度では前年から減少しているのに対して、美方高原自然の家は利用者数が増加傾向にあるため、市教育委員会は丹波少年自然の家において、美方高原自然の家の手法を参考にするなど、利用者数を増加させる手法を検討し、事務組合へ提案を行えるよう関係部署等に働きかけを行うべきである。</p> <p>さらに、両施設とも主に自然学校として利用している施設であり、また運営に要する支出が利用率の割に多いと考えられるため、丹波少年自然の家の利用状況等を踏まえ、市としての「自然学校」の効率的かつ経済的な運営について、合わせて検討すべきである。</p>	241

4. 人権尊重

・人権問題の啓発と人権教育の取組

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
		指摘すべき事項はない。	

5. 地域の歴史

・歴史遺産の保存と活用

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
		指摘すべき事項はない。	

・ 住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りを育てる

(1) 歴史文化財施設の維持管理

(文化財収蔵庫整備事業)

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
5-1	文化財の保管、展示に係る事業について	<p>【意見】 平成19年度に策定された「城内地区まちづくり基本指針」では、旧城内中学校校舎を(仮称)歴史文化センターとして整備すべく取組みを進めていこうとしている。 そのため、それ以前に計画していた歴史博物館事業は早期に整理することが求められ、同博物館の事業用地の利用や博物館資料取得基金の廃止等に向け具体的な計画を作成する必要がある。</p>	255

6. 学校往査

(1) 学校徴収金

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
6-1	学校徴収金の未納対策マニュアルの整備について	<p>【意見】 学校徴収金の徴収事務は各校の教員が行っているが、尼崎市においても未納が発生している。 市は、家庭の状況を一番把握しているのは教員であることを理由に、未納者に対する督促等の徴収事務などの未納対策を各学校に一任しているため、各校が各々の方法で対応している状況であり、特に統一的な未納対策マニュアル等を作成していない。 近年、保護者との連携や理解など年々難しくなっており、未納が長期化することもあり、適正に支払っている保護者まで支払わなくなる可能性、いわゆるモラルハザードの問題も指摘されている。 そのため、学校徴収金の徴収事務は、未納が長期化する前に徴収できるよう、学校だけに任せるのではなく、市も関与し組織的に取り組むべき喫緊の課題であり、未納対策マニュアルに集約し、情報共有すべきである。 さらに、未納対策マニュアルにより徴収事務が定型化でき、教員の徴収事務負担が軽減され、結果的に学校教育の充実につながることも考えられるため、市は未納対策マニュアルを作成し、全校で統一的な運用を行うなどの対応が必要である。</p>	260
6-2	学校徴収金に係る各帳簿の記載様式の統一について	<p>【意見】 市教育委員会は、学校徴収金事務取扱要項を定めるとともに、年に1回全ての学校において事務指導を行っているものの、その運用方法については各校の校長及び会計担当者に任されているため、各校独自の運用がなされていることから、出納簿の記載方法や決算報告の様式等について各校ごとに異なっている。 その結果、事務処理ミスや引継に負担がかかると考えられるため、市教育委員会主導の下、出納簿や決算報告等の各書類について、標準様式及び記載例を定め、各校で統一的な運用を行うべきである。 また、校長及び会計担当者の会計知識を一定水準以上に保つため、定期的に研修を実施するなどの対策も合わせて検討すべきである。</p>	261

(2) 成徳小学校

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
6-3	USB メモリの管理について	<p>【意見】</p> <p>市では児童の成績等の個人情報を持ち出すことを原則として禁止しているが、教員がやむを得ず学校外へデータを持ち出す場合があり、同校では、教頭の承認により、各教員個人所有の USB の使用を認めている。</p> <p>個人所有の USB の使用には USB 紛失による情報漏洩リスク、教員の情報セキュリティに対する意識の希薄化をもたらしてしまう等の問題がある。</p> <p>この点、貸与式 USB にすることにより学校が USB の使用状況を一元管理できることから、個人所有の USB を用いるより情報セキュリティのレベルは格段に高くなると考えられるため、個人所有の USB を使用するのではなく、貸与式 USB の方式に切り替えるべきである。</p>	263
6-4	校務システムのパスワードの管理について	<p>【意見】</p> <p>市は、児童の名簿管理、出欠管理、成績管理及び通知簿の作成等について校務システムを導入し、各種データを一元管理している。</p> <p>そのため、校務システムのパスワードを管理することは個人情報漏洩防止の観点から特に重要であるが、パスワード管理は各教員の裁量に任せられており、さらに長期間に亘ってパスワードを変更していない教員も存在していた。</p> <p>個人情報の漏洩防止のためには、校務システムのパスワードを定期的に変更することが有効であると考えられるため、例えば3か月に一度パスワードを変更するなどの管理方針を定め、実施すべきである。</p>	263

(3) 園和小学校

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
6-5	学校給食費に係る会計帳簿の整備について	<p>【結果】</p> <p>学校徴収金は、会計担当者が出納簿を作成することとされているが、学校給食費については出納簿が作成されていなかった。</p> <p>同小学校は児童数が特に多いこともあり、振込による支払の他に、現金払いや、要保護者給食費の市からの入金、及び援護認定による返金など出納の機会が多く、事務処理が煩雑となっている。</p> <p>さらに、給食費も学校徴収金と同様に保護者から徴収するものであるため、定期的に帳簿残高と預金口座残高の一致を確認するなど給食費会計の透明性を高める必要がある。</p> <p>そのため、給食費についても帳簿(出納簿)を整備し、出納の都度、帳簿への記帳を行う必要がある。</p>	265
6-6	学校給食費の市学校給食協会への適切な納付について	<p>【意見】</p> <p>保護者から徴収した給食費は、学校の給食費会計の預金口座に入金され、徴収月の月末に市学校給食協会に振り込むこととされているが、平成25年度の預金通帳を閲覧したところ、複数月分の給食費をまとめて納付しており、預金残高が一時的に多額になっていた。</p> <p>学校は給食費を一時的に預っているにすぎず、食材費の支払等の資金需要があるのは市学校給食協会であり、学校は保護者から徴収した給食費を早急に市学校給食協会に入金すべきである。</p> <p>また、学校で多額の預金を保有し続けることは、盗難や横領等のリスクが高まるため、預金残高を必要最小限に留めておくことが望ましいと考えられる。</p> <p>以上より、保護者から徴収した給食費は、毎月適切に市学校給食協会へ納付する事務を徹底すべきである。</p>	265

6-7	未使用 USB メモリの有効利用について	<p>【意見】 同校は、個人情報管理の徹底を目的として、個人所有の USB の使用を禁止し、校長の承認を得て貸与式 USB を使用する方針に変更し、多数の USB を購入している。 しかし、個人情報管理簿を閲覧したところ、使用実態に比べ明らかに過剰な USB を保有している結果となっていた。 ここで、情報管理の徹底を目的として、市内の全学校を貸与 USB に変更する場合、同校のような未使用 USB を大量に保有している学校から融通すれば、新たに購入することなく有効利用できるのではないかと考えられるため検討されたい。</p>	266
-----	----------------------	---	-----

(4)中央中学校

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
6-8	学校徴収金の会計報告と出納簿の不一致について	<p>【結果】 各学年の学校徴収金について、平成 25 年度の会計報告と出納簿の収支が一致しているか確認したところ、3 件が不一致であった。 うち 2 件の不一致は、滞納者に係る就学援助費分の未記帳や、会計報告の収入額を「1 人当たり集金額×生徒数」で算出していること等が要因であり、結果的に会計報告と出納簿の年度末残高は一致しており、また、預金口座残高とも一致していた。 しかしながら、学校徴収金事務取扱要項第 9 条に「すべての収支は、収支書類等により処理することとし、処理のつと出納簿に記載すること」と定められており、事務の処理状況、及び保護者等への説明責任を果たすよう出納簿には全ての収支が記載することを徹底する必要がある。</p>	268
6-9	学校徴収金の会計報告と出納簿の残高不一致について	<p>【結果】 平成 25 年度第 1 学年の副教材費・諸費は、会計報告と出納簿の収支が不一致であったことに加えて、その残高も不一致であった。 監査人の依頼に基づき市教育委員会が調査を行ったところ、転入生徒に係る副教材の冊数変更による金額の誤り等の様々な原因により不一致となったとのことであるが、このような正確性を欠いた出納簿の管理をチェックできていなかった学校の体制は著しく問題であると言わざるを得ない。 さらに、当該事案では出納簿に記載されていない手持現金 31,052 円(簿外資産)も存在しているが、学校徴収金事務取扱要項第 8 条に、原則として金融機関に預金し管理するとなっていることから、手持で現金を管理することは、明らかに不適切な事務処理であったと言わざるを得ない。 以上より、本来あるべき金額による会計報告を保護者へ通知し、かつ、簿外資産の出納簿への記載や差額の処理等について市教育委員会が協力し、適切な対応を行う必要がある。</p>	269
6-10	学校徴収金の各出納簿への適切な記載の徹底について	<p>【結果】 平成 25 年度第 1 学年の副教材費・諸費の支出項目の内訳を確認したところ、修学旅行積立口座等への振替が記載されていた。 上記記載について、監査人の依頼に基づき市教育委員会が調査を行ったところ、現金徴収を行ったものについて、とりあえずまとめて副教材費・諸費口座に入金し、後日各徴収金口座に振替を行ったためであるとのことであった。 しかしながら、このような事務を行っていけば出納簿が管理できなくなり、正しい残高を把握することが困難となることは、容易に想像がつかずである。さらには、当初出納簿の金額と修正後出納簿の金額が不一致であることから、他会計の入金額を当該会計へ流用している、あるいは不正な着服等が行われているなどの、疑いを招くおそれもある。 そのため、各学校徴収金は、それぞれの出納簿に適切に記載するよう徹底する必要がある。</p>	270

6-11	学校徴収金の会計報告の総額表示について	<p>【意見】</p> <p>中央中学校往査において、会計報告と出納簿が不一致となっている事例があったが、その1つの要因として会計報告が一人あたりの単価で収支報告がなされ、一方で出納簿は総額で管理されていることが考えられる。</p> <p>その結果、会計報告は保護者から徴収された学校徴収金を適正に使用されたことを説明する重要な報告であるにも関わらず、会計報告と出納簿を照合する意識が希薄化し、適切なチェックが行われていない可能性が高いと考えられる。また、学校徴収金全体の支出状況や、滞納者がいるかどうかの状況も分かりにくい。</p> <p>そのため、会計報告についても出納簿と同様に総額で行うべきである。</p>	271
6-12	学校徴収金(生徒会費)の現金保有について	<p>【結果】</p> <p>学校徴収金事務取扱要項第8条において「学校における現金管理は必要最小限の額とし、原則として、学校徴収金は金融機関に預金し管理すること」と規定されているが、学校往査時(平成26年9月)に確認したところ、生徒会費に係る現金178,754円が金庫に保管されていた。</p> <p>当該現金は、前年度の生徒会費の繰越額であり、今年度使用予定であったため金融機関に預け入れず、現金のまま保有していたが、結果的に長期間に亘って未使用のまま保有し続けていたものである。</p> <p>多額の現金を長期間保有し続けることは、盗難や横領等のリスクも高まるため、当該現金は早急に金融機関に預け入れ、学校徴収金事務取扱要項に則った事務手続を遵守・徹底する必要がある。</p>	271
6-13	備品現在簿と現物の不一致について	<p>【結果】</p> <p>学校備品が、適切に保管・管理されている事を確認するため、現物及び備品現在簿と照合を行ったところ、過年度に廃棄処理申請を行ったにも関わらず廃棄されていなかったため、備品現在簿に記載されていない事例が1件あった。</p> <p>同中学校では9月に備品棚卸を実施しており、当該棚卸が適切に実施されていれば、備品棚卸実施時点で備品現在簿と現物に相違があることが発見され、適切な処理が行われていたはずであり、備品棚卸が適切に行われていないと言わざるを得ない。</p> <p>以上より、備品棚卸の適切な実施を徹底する必要があるが、棚卸漏れを防止するために、例えば廃棄処理申請が行われた現物に「廃棄」の貼紙をすること等の対策を行うことが考えられる。さらに、年2回実施される備品廃棄時に廃棄処理申請された備品が、実際に廃棄されたかどうか確認する手続も合わせて行うことも必要である。</p>	272

(5)若草中学校

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
6-14	学校徴収金の他会計への振替について	<p>【結果】</p> <p>平成25年度第3学年諸費は、保護者に総額495,401円が返金された結果、残額26円を平成25年度生徒会費に振替えていたが、学年諸費の会計報告では生徒会費へ振替える旨は記載されていなかった。</p> <p>学校徴収金事務取扱要項第6条において他会計への振替は許容されておらず、残金は保護者へ返金する必要があるが、上記のような端数金額であれば事務の煩雑さを勘案し、生徒一人当たりの返金額が一定金額を下回る場合には、事前に保護者の同意を得ることで、返金せずに他会計へ振替えることは許容されるものと考えられる。</p> <p>そのため、保護者に残金26円を生徒会費へ振替えることについて、会計報告に記載する等により、事前に同意を得ておく必要がある。</p>	274

6-15	備品現在簿と現物の不一致について	<p>【結果】 学校備品が、適切に保管・管理されている事を確認するため、現物及び備品現在簿と照合を行ったところ、過年度に廃棄処理申請を行ったにも関わらず廃棄されていなかったため、備品現在簿に記載されていない事例が1件あった。 同中学校では9月に備品棚卸を実施しており、当該棚卸が適切に実施されていれば、備品棚卸実施時点で備品現在簿と現物に相違があることが発見され、適切な処理が行われていたはずであり、備品棚卸が適切に行われていないと言わざるを得ない。 以上より、備品棚卸の適切な実施を徹底する必要があるが、棚卸漏れを防止するために、例えば廃棄処理申請が行われた現物に「廃棄」の貼紙をすること等の対策を行うことが考えられる。さらに、年2回実施される備品廃棄時に廃棄処理申請された備品が、実際に廃棄されたかどうか確認する手続も合わせて行うことも必要である。</p>	275
------	------------------	--	-----

(6) 尼崎高等学校

No.	表題	監査の結果及び意見	頁
6-16	決済用預金口座による運用の徹底について	<p>【意見】 平成17年4月以降ペイオフ解禁範囲が拡大され、学年費や修学旅行費などの学校徴収金について、同一名義の普通預金残高の元本合計が10百万円を超える可能性がある場合は、学校徴収金を安全に管理するため、決済用預金とすることが適切である。 同校は学校徴収金の入金・支払用口座を、各学年の学年主任名義で開設しているが、2年生以降の口座残高が一時的に30百万円を超えているにも関わらず、平成24年4月以降に開設した1口座は利息付普通預金口座であった。そのため、速やかに、利息付普通預金口座から決済用預金口座に変更する必要がある。</p>	277
6-17	会計担当者の定期的な交代について	<p>【意見】 同校の会計担当者は、学校徴収金に係る学年全ての会計事務を行い、かつ取扱金額も高額であることから、肉体的・精神的に負担の大きい仕事である。 同じ教員が継続して担当することによる習熟効果で事務処理が効率的に行える利点がある一方で、長年同じ教員が会計事務を行うことは、資金管理に関する不正や横領等のリスク管理の観点から適切ではない。 業務負担の公平性及びリスク管理の観点から、会計担当教員のローテーションの方針を定め、長期間に亘り、同一教員が会計事務に従事することがないようにすべきである。</p>	277
6-18	銀行印及び金庫等の施錠管理の徹底について	<p>【結果】 学校徴収金の入金・支払用口座は学年主任名義で開設し、銀行印は学年主任が保管・管理し、入金・支払事務は会計担当者が行っている。 同校では、銀行印を学年主任の執務機の施錠ができる引き出し又は金庫で保管しているが、執務時間中は特に施錠等を行っていないことから会計担当者が自ら払出伝票等に押印できる状態にある。 不正や横領等のリスクをできる限り低減するため、銀行印と預金通帳を別個に管理し、銀行印の押印は校長(又は教頭)のみが行い、銀行印は金庫等により施錠管理を徹底する運用方針を定め、運用を徹底していくことが必要である。</p>	278

6-19	余剰金の取扱いについて	<p>【結果】 学校徴収金に係る通帳を確認したところ、過年度の通帳とともに現金2,647円が保管されていた。これは、特定年度の卒業生に係る学校徴収金の余剰金であり、生徒一人当たりの返金額が極めて少額になるため、返金せず、簿外資産として保管していたとのことである。</p> <p>この件について、市教育委員会では、学校徴収金に余剰金が出た場合に、返金を行わない場合及びその際の対応方針を定め、各学校園に伝達しているとのことであるが、同校では保護者に会計報告を行っているものの、少額の余剰金の取扱いについての説明を怠っていた。</p> <p>保護者に対して適切な決算報告を行うことを前提に、少額の余剰金が出た場合の対応について、市教育委員会の方針を各学校園に再度周知し、その運用を徹底させる必要がある。</p>	278
6-20	個人情報の持出管理の徹底について	<p>【意見】 平成26年7月に教員が個人情報の入ったUSBを校外に持ち出し、盗難に遭うという事件が発生しており、市教育委員会では、当該事件を受けて平成26年8月に学校教育部長名で全校園長に対して、個人情報の管理の徹底及びICT機器等の取扱いの再確認を通知したところである。</p> <p>個人情報等の管理は、各教員の個人情報等の重要性に対する意識にも依存するものであるため、継続的に個人情報等の管理に関する研修を実施し、個人情報等を適切に管理することについて誓約を求めるべきである。</p>	279
6-21	備品管理の徹底について	<p>【結果】 学校備品が適切に保管・管理されているかどうか校務員に質問したところ、尼崎高等学校では3年に1度のみ棚卸を実施しており、廃棄処理もその際に合わせて行っているとのことであった。</p> <p>市教育委員会は、各校に年に1回全備品の棚卸を行うよう通達していることから、適切な備品管理を行うためにも、年に1回は備品棚卸を行うなど、市教育委員会の通達に基づいた事務処理手を徹底する必要がある。</p>	279
6-22	事務手続業務の適切な分配について	<p>【意見】 同校では、高校就学支援金制度の申請に関して、担任教員が生徒から申請書類及び必要書類(課税証明書等)の取り纏めを行い、申請書類の収入等に関する必要事項の記入も行っていた。</p> <p>担任教員に確認したところ、同制度の申請書類を作成するにあたり、各生徒から提出された課税証明書等をもとに世帯収入等を記載する必要があるが、税務や会計の知識がなく不慣れな中で同作業を行わなければならない、また申請期限もある中で、未提出の生徒やその保護者に何度も督促するなど、非常に時間も労力もかかり負担が大きく、この時期は特に帰宅時間も遅くなっていたとのことであった。</p> <p>そのため、担任教員が本来の職務である授業等にできる限り専念できるように、各種申請書類の作成等の事務手続は、担任教員以外の教職員(副担当)や事務職員(市職員)に任せるなどして、担任教員の仕事を減らすよう努めることが必要である。</p>	280

第 4 . 監査の結果及び意見

1. 生涯学習

.生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成の推進

市は、市民が生涯を通して学習に取り組み、学習等交流を通じて生きがいを感じることができる環境を整えるとともに、その学習の成果をまちづくりにつなげていける人材を育むまちを目指している。

そのため、「生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成の推進」では、社会教育施設の有効活用や市民主体の活動をさせる人材育成の取組等を重視している。

(1) 監査の対象とした事業

今回の監査において、まず各事業について、事業内容をヒアリング又は資料の閲覧によって理解を行い、そのうち、事業費が 10 百万円以上である「生涯学習推進事業費」を監査対象として選定した。

(2) 生涯学習の推進

生涯学習推進事業費

生涯学習推進事業費の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【生涯学習推進事業費】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費	143	24	61
需用費	102	71	86
委託料	400		289
人件費			
職員人件費	11,128	3,366	8,866
嘱託等人件費	925	1,112	950
合計	12,698	4,573	10,252

(概要)

地域社会が主体となり、市民が個性を發揮し、その人らしく生きるための学習活動を支援するとともに、その学習成果を活かして、まちづくりに参加できるような循環型の生涯学習環境づくりを目的としている。

上記の事業目的のもと、()公民館等を始めとする各地区の社会教育施設と連携した生涯学習フェアや、研修会・ワークショップ等の実施、及び()地域ボランティアを活用した学校図書ボランティア育成事業を実施している。

具体的な取組みは、次のとおりである。

()地区の社会教育施設との連携による取組み

(a)各地区生涯学習フェアの実施(次表参照)

(b)ペープサート(紙人形劇)の実施

大庄小学校学校図書ボランティアが実施。

(c)アートバルーンの実施

風船(バルーン)を用いて造成物をつくる(中央地区で実施)。

(d)講演会の実施

武庫地区で「家庭、学校、地域につながる協働のまちづくり」の講演を実施、また、大庄地区で「地域課題の把握と地域共生のためのまちづくりについて」の講演を実施。

【平成 25 年度の生涯学習フェア実施状況】

(単位：人)

地区	場所	テーマ	参加人数	主な内容
中央	サンシビックあまがさき	いきいき中央 ～つながる学び～	3,000	・各事業所の施設及び事業の紹介 ・児童・生徒の作品展示 ・寺町歴史散歩等の参加型イベント
小田	清和小学校	ひらこう未来ひらかれる街 小田 - ふれあい・語りあい・学びあい -	3,000	・各事業所の施設及び事業の紹介 ・児童・生徒の作品展示 ・火災消火や軽運動の体験
大庄	尼崎市モーターポート場	大庄の輪をひろげ、地域の力となるように！！ みつめよう子どもの明日を	10,000	・各事業所の施設及び事業の紹介 ・児童・生徒の作品展示 ・火災消火や手作り工作等の体験
立花	立花公民館	あなたの身近に学びの施設 ともに学びいまを生きる	1,000	・各事業所の施設及び事業の紹介 ・児童・生徒の作品展示
武庫	市立西武庫公園	人と自然がふれあうまち武庫 ～笑顔・ふれあい・みんなの輪～	11,000	・各事業所の施設及び事業の紹介 ・児童・生徒の作品展示 ・アイマスクや手作工作等の体験
園田	園田競馬場	あいして そ・の・だ	7,000	・各事業所の施設及び事業の紹介 ・児童・生徒の作品展示 ・火災消火や匂玉づくり等の体験
園田	園和北幼稚園	公民館おでかけ講座と同時開催	185	各事業所の施設・事業の紹介

(出典：市作成資料)

()学校図書ボランティア育成事業

小学校図書室での読み聞かせや図書整理、図書の修繕等を行う学校図書ボランティアの育成、人材の発掘について NPO 法人尼崎子ども情報センターへ委託している。

(監査の結果及び意見)

生涯学習推進事業費について、事業内容に関する質問及び生涯学習フェア実施状況に関する資料等を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

.運動やスポーツによる市民の健康づくり

市は、子どもから高齢者まで、市民の誰もがスポーツに関心をもち、気軽に・いつでも・どこでも、安全にスポーツに取り組み、健康な生活を営むことができるまちを目指している。

そのため、「運動やスポーツによる市民の健康づくり」では、スポーツ等に参加できる環境づくりや情報提供への取組等を重視している。

(1) 監査の対象とした事業

今回の監査において、まず各事業について、事業内容をヒアリング又は資料の閲覧によって理解を行い、そのうち次の基準によって監査対象とする事業を選定した。

(A)：事業費 10 百万円以上の事業。

(B)：事業費は少額だが、事業内容等から有効性・効率性・経済性が十分に考慮されているかどうかについて監査すべきと判断したもの。

選定した事業は、次のとおりである。

区分	事業名	分類
スポーツ振興	「スポーツのまち尼崎」促進事業費	(A)
	市民スポーツ大会事業費	(A)
	市民スポーツ振興事業費	(A)
	体育協会等補助金	(B)
学校開放	学校開放事業費	(A)
	学校プール開放事業費	(A)
地区体育館等運営	地区体育館等指定管理者管理運営事業費	(A)
	地区体育館等施設運営事業費	(A)

(2) スポーツ振興

「スポーツのまち尼崎」促進事業費

「スポーツのまち尼崎」促進事業費(以下「スポーツ促進事業」)の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【スポーツ促進事業の推移】 (単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
委託料	7,500	7,500	6,750
使用料及び賃借料	1,786	2,254	4,567
人件費			
職員人件費	1,774	864	896
合計	11,060	10,618	12,213

(概要)

全国規模の大会等を誘致することで、市民のスポーツへの関心を高め、参加意識の高揚を図ることにより、市民の自発的なスポーツ活動を促進することを目的としている。

スポーツ促進事業は、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団(以下「スポーツ振興事業団」)に委託しているが、誘致大会の決定については、スポーツ振興事業団、尼崎市体育協会及び市で構成されている「スポーツのまち尼崎促進事業検討委員会(以下「検討委員会」)で決定される。

検討委員会が過去3年間において誘致している大会は、次のとおりである。

【過去3年間のスポーツ促進事業における大会誘致実績】

(平成23年度)

	大会名	実施場所	参加人数
1	第44回日本女子ソフトボール第1節兵庫・尼崎大会	軟式野球場	3,000人
2	総理大臣杯第51回西日本実業柔道団体対抗大会	総合体育館	1,800人
3	第51回西日本実業団空手道選手権大会	総合体育館	1,000人
4	第41回全日本実業柔道個人選手権大会	総合体育館	6,100人
5	第53回近畿6人制バレーボール総合男子・女子選手権大会	総合体育館	3,200人
6	全日本学生柔道体重別団体優勝大会(男子13回女子3回)	総合体育館	5,540人
7	スポーツエアロビック2011西日本大会	総合体育館	1,268人
8	2011/12 Vプレミアリーグ女子尼崎大会	総合体育館	3,500人
9	2011/12 Vチャレンジリーグ男子尼崎大会	総合体育館	1,500人

(平成24年度)

	大会名	実施場所	参加人数
1	第45回日本女子ソフトボール1部リーグ戦第1節兵庫・尼崎大会	軟式野球場	2,910人
2	第52回西日本実業団空手道選手権大会	総合体育館	950人
3	第56回関西実業団陸上競技選手権大会	陸上競技場	1,850人

4	総理大臣杯第 52 回西日本実業柔道団体対抗大会	総合体育館	1,510 人
5	第 42 回全日本実業柔道個人選手権大会	総合体育館	3,259 人
6	第 14 回全日本学生柔道体重別団体優勝大会 第 4 回全日本学生柔道女子体重別団体優勝大会	総合体育館	7,070 人
7	Fリーグ 2012powerd by ウィダー in ゼリー 第 21 節	総合体育館	2,450 人
8	スズキジャパンカップ 2012 第 29 回全日本エアロビック選手権大会	総合体育館	905 人
9	2012/13 Vプレミアリーグ女子尼崎大会	総合体育館	3,600 人
10	2012/13 Vチャレンジリーグ男子尼崎大会	総合体育館	1,550 人
11	JBL2012-2013 シーズンゲーム	総合体育館	1,600 人

(平成 25 年度)

	大会名	実施場所	参加人数
1	第 21 回 JOC ジュニアオリンピックカップ武術太極拳大会	総合体育館	2,740 人
2	第 53 回西日本実業団空手道選手権大会	総合体育館	980 人
3	第 57 回関西実業団陸上競技対抗選手権大会	総合体育館	1,580 人
4	総理大臣杯第 53 回西日本実業柔道団体対抗大会	総合体育館	1,410 人
5	第 64 回日本実業団水泳競技大会	尼崎スポーツの森	6,000 人
6	第 43 回全日本実業柔道個人選手権大会	総合体育館	6,000 人
7	日本女子ソフトボール 1 部リーグ戦第 8 節	野球場	4,910 人
8	スズキジャパンカップ 2013 第 30 回全日本エアロビック選手権大会西日本大会	総合体育館	336 人
9	第 15 回全日本学生柔道体重別団体優勝大会 第 5 回全日本学生柔道女子体重別団体優勝大会	総合体育館	7,810 人
10	第 80 回全日本大学総合卓球選手権大会(個人の部)	総合体育館	4,080 人
11	第 31 回全日本実業団空手道選手権大会	総合体育館	980 人
12	NBL2013-2014 シーズンゲーム (兵庫ストークスホームゲーム)(バスケットボール)	総合体育館	2,710 人
13	Fリーグ 2013/2014powerd by ウィダー in ゼリー(フットサル)	総合体育館	912 人
14	2013/14 Vプレミアリーグ女子尼崎大会(バレーボール)	総合体育館	3,350 人

(監査の結果及び意見)

(ア)魅力的な大会の誘致について(意見)

スポーツ促進事業は、スポーツ全国大会等の誘致を通じて、市民のスポーツへの参加意識の高揚を図り、自発的なスポーツ活動を促進するとともに競技力の向上を図ることを目的としているため、誘致した大会にできる限り多くの市民が参加することが重要である。

しかしながら、明確な集計結果はないものの、誘致した大会の参加人数の多くが、スポーツ大会の運営関係者である大会が多いとのことである。

また、誘致した大会も武術系の大会(平成 23 年度は 9 大会中 4 大会、平成 24 年度は 11 大会中 4 大会、平成 25 年度は 14 大会中 6 大会)が多く、偏りがある。

そのため、広く市民の参加意欲が高まるような魅力的な大会の誘致や、参加を促すような付随イベント等を充実させることが必要と考えられる。

この点、市教育委員会では、平成 25 年 5 月にスポーツ促進事業に係る実施要領を策定し、誘致に関する基本的な方針を定めている。

【「スポーツのまち尼崎」促進事業実施要領(抜粋)】

(2)基本的な誘致大会の考え方
ア 年間 10 大会を予算の範囲内で実施するものとし、その内訳は次のとおりとする。 継続大会 7 大会 新規大会 3 大会
イ 同一種目の大会は、年間 2 大会以内とする。
ウ 新規大会については同一大会の誘致期間を最長 3 年間とし、継続大会については期限を特に定めない。
エ 平成 26・27・28 年度については、原則、新規大会は誘致しないものとし、この間に上記ア、イ、ウを調整する。
オ 持ち回りの大会は次の 2 大会とし新規大会枠で取り扱う。これら 2 大会は新規大会の中で優先して誘致する大会とし、これらの大会は平成 26・27・28 年度においても該当年度は誘致するものとする。

年間で誘致する大会を 10 大会としたことについて、近年、検討委員会が誘致している大会数が多く、一般利用者が総合体育館等の利用が制限されているとの意見もあることから、継続大会を 7 大会とし、新規大会も計画的に誘致する方針から新規大会枠を 3 大会設けている。

市は、設定した上記要領の中で、魅力的な大会の誘致に尽力し、また状況に応じて新規大会の誘致枠についても弾力的に見直すことが必要である。

また、平成 25 年度に誘致した大会の付随イベントとして有名選手との握手会や写真撮影会、スポーツ教室の実施など参加人数増加のための施策も合わせて行っており、今後も継続してイベントの企画提案、PR 活動を積極的に行うなど、さらなる大会の魅力向上に努めるべきである。

市民スポーツ大会事業費

市民スポーツ大会事業費の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【市民スポーツ大会事業費の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費	21		
需用費	36	36	36
委託料	1,617	1,617	1,617
使用料及び賃借料	3,857	7,566	7,816
人件費			
職員人件費	7,517	5,214	2,362
嘱託等人件費			186
合計	13,048	14,433	12,017

(概要)

市民のスポーツ振興と体力向上を図るため、市民スポーツ祭などのスポーツ大会を開催する事業であり、尼崎市体育協会への委託等により実施している。

平成 25 年度のスポーツ大会開催実績は、次のとおりである。

【平成 25 年度スポーツ大会開催実績】

大会名	内容	参加者
市民スポーツ祭	尼崎市体育協会加盟の野球などの 26 種目の協会が、毎年市民を対象に多種多様なスポーツに参加できる機会を提供することを目的に開催されるスポーツ大会である。	17,243 人
マスターズ '14 インあまがさき選手権大会	高齢化が進み、健康づくりについて関心が高まる中、壮年及び高齢者が多種多様なスポーツ活動に機会の提供を行い、生涯スポーツの促進を図るために開催される大会である。 野球など 20 種目あり、市内在住・在勤で概ね 50 歳以上の者が対象となっている。	1,712 人
あまがさき市民マラソン大会	毎年、武庫川河川敷のランニングコースにおいて開催されているマラソン大会である。幼児から高齢者まで幅広い市民が参加している。	2,013 人

(監査の結果及び意見)

市民スポーツ大会事業費について、事業内容に関する質問、実施要領等の資料を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

市民スポーツ振興事業費

市民スポーツ振興事業費の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【市民スポーツ振興事業費の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費	2,056	1,847	2,070
需用費	200	311	80
役務費	665	682	682
委託料	782	537	571
使用料及び賃借料	79	207	218
人件費			
職員人件費	10,792	12,022	11,920
嘱託等人件費			186
合計	14,574	15,606	15,727

(概要)

市民スポーツ振興事業では、スポーツの競技力の向上のため、全国大会等に出場する市民等に対し激励金を支給し、さらに優秀な成績を修めた個人・団体を表彰することにより「スポーツのまち尼崎」のイメージを高めることを目的としている。

また、スポーツを愛好する市民の継続的な活動を推進するため、地域・職場のニーズに対応できる指導者の養成、資質の向上、指導者の確保を図るための事業も行っている。

以上のように当該事業では様々な事業を実施しており、各事業の実施内容及び平成 25 年度の事業費をまとめると、次のとおりである。

【各事業の実施内容及び平成 25 年度事業費の実績】

(単位：千円)

事業名	事業内容	平成 25 年度 事業費
スポーツ振興激励金事業	全国大会等に出場する選手に激励金を支給する。	1,862
スポーツ顕彰事業	優秀な成績を修めた又は日本記録を更新した者・団体を表彰する。	114
スポーツリーダー講習会事業	地域・職場などのスポーツグループで活躍している人又は活動しようと思っている人で、修了後リーダーとして活躍できる人を対象にリーダー講習会を開催する。	571
体育功労者表彰事業	市の体育の普及・振興に功績のあった指導者を広く称え、顕彰する。	93
兵庫県郡市区対抗駅伝競走大会事業	兵庫県郡市区対抗駅伝競走大会の運営を行う。	78
阪神地区都市対抗駅伝競走大会事業	阪神地区都市対抗駅伝競走大会の運営を行う。	140
スポーツ推進委員関係事業	市教育委員会から任命されたスポーツ推進委員の被服購入費用。	79
スポーツ指導員傷害保険加入事業	スポーツ指導員の傷害保険の加入金の市負担額。	682
計		3,621

上表のうち、事業費が最も多いスポーツ振興激励金事業(以下「激励金事業」)は、全国大会等に出場する選手等に激励金を支給するものである。

なお、「尼崎市スポーツ振興激励金支給要綱」によると、激励金の支給を受けるには、全国大会等の開催の 1 週間前までに申請を行う必要があり、受給者は、大会終了後速やかに尼崎市スポーツ振興激励金実績報告書を市教育委員会に提出する必要がある。

そのため、大会開催後に申請しても激励金は支給されないが、これは、激励金事業は、あくまでも全国大会等への出場に対する激励のために支給するものであるからである。

平成 25 年度の支給区分別の支給額は、次のとおりである。

【激励金の支給区分と平成 25 年度支給実績】

出場する大会の区分		一人当たり支給額 (円)	平成 25 年度 支給実績				
			個人 (人)	支給金額 (千円)	団体 (数)	支給金額 (千円)	合計支給額 (千円)
国際大会	オリンピック等	50,000	2	100		100	
	世界選手権	30,000					
	その他	10,000	13	130		130	
全国大会	指定する大会	5,000	22	110	6	310	420
	その他	3,000	62	186	45	1,026	1,212
計			99	526	51	1,336	1,862

(出典：市作成資料)

なお、市教育委員会では、限られた財源の中、全国大会等で優秀な成績を残せる子どもたちの育成支援を重視すべきとの考え方から、平成 27 年度より国際大会の支給額を増加、及び全国大会の受給対象を大学生以下にするなど、受給者区分と激励金支給金額を見直している。

【激励金の見直し状況】

出場する大会の区分		受給者の区分	現行の一人 当たり支給額	見直し後一人 当たり支給額
国際大会	オリンピック等	大学生以下	50,000	100,000
		一般		
	世界選手権	大学生以下	30,000	60,000
		一般		
	その他	大学生以下	10,000	20,000
		一般		
全国大会	指定する大会	大学生以下	5,000	5,000
		一般		
	その他	大学生以下	3,000	3,000
		一般		

(出典：市作成資料)

(監査の結果及び意見)

(ア) 激励金事業の周知について(意見)

市は、激励金事業の現状を把握する目的で、平成 26 年 6 月以降の激励金支給対象者に対してアンケートを実施している。当該アンケートの回答結果は、次のとおりである。

【激励金支給対象者に対するアンケート集計結果】

	質問	回答
Q1	激励金支給額について どう思いますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・多い：0 票 ・ちょうど良い：33 票 ・少ない：21 票 ・回答なし：5 票
Q2	激励金は何にお使いで すか？	<ul style="list-style-type: none"> ・大会出場にかかる費用：49 票 ・クラブ等の活動費：3 票 ・大会出場のお祝い：3 票 ・その他：1 票 ・回答なし：3 票
Q3	激励金のことは何でお 知りになりましたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・会社・クラブ等の人から聞いた：45 票 ・市報や市のホームページなど市の広報で知った：7 票 ・その他：3 票 ・回答なし：3 票

上記アンケートの結果、激励金が支給されることを知ったのは、学校・会社・クラブ等からの情報が最も多く、市報や市のホームページなど市の広報で知ることとは少数であった。

さらに、市教育委員会に質問したところ、激励金の受給資格があっても、受給申請が大会開催後であったため、受け取ることができなかった事例も数件程度あるとのことであり、激励金事業が市民に広く周知されておらず、不公平な状況である。

そのため、公平に激励金が支給されるよう市教育委員会は、激励金事業について、市民に広く周知する必要がある。

例えば、現状の市のホームページでは、支給対象者、対象の大会、支給金額、申請書の提出等を簡潔に掲載しているにすぎないが、支給対象の大会や支給金額等をより詳細に記載することや、ホームページのトップ画面から容易にアクセスできるようにするなど、市民により周知を進めるような工夫を凝らす等の対応が考えられる。

体育協会等補助金

体育協会等補助金の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【体育協会等補助金の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
負担金補助及び交付金	6,932	7,051	3,149
人件費			
職員人件費	8,814	6,887	6,517
嘱託等人件費			186
合計	15,746	13,938	9,852

(概要)

市民の体育及びスポーツ振興の中核を成す尼崎市体育協会等の活動を助成することで、市民の健全な心身の発達と明るい豊かな健康づくりと都市づくりを図ることを目的としている。

平成 25 年度の補助金内訳は、次のとおりである。

【平成 25 年度の補助金内訳】 (単位：千円)

項目	金額
尼崎市体育協会補助金	1,492
尼崎市レクリエーション協会補助金	264
学校プール開放支援事業補助金	182
公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団補助金	1,211
合計	3,149

(出典：平成 25 年度体育協会等補助金内訳)

(各補助金の内容)

() 尼崎市体育協会補助金

市の種目別協会が中心となり、競技力向上や指導者養成などを推進している市民スポーツ振興の担い手である同協会の活動を支援することにより、スポーツ活動をより充実させ、心身とも豊かな市民生活の醸成を図ることを目的としている。

() 尼崎市レクリエーション協会補助金

市のレクリエーション活動の中心となり、指導者養成や活動の普及等を推進している同協会の活動を支援することにより、身体活動を主とする健全なレクリエーションを振興することを目的としている。

() 学校プール開放支援事業補助金

子どもの健全育成と健康増進を図るため、小学校プールを使用する団体に対して交付されるものである。

補助対象となる団体は、PTA、子ども会、学校開放運営委員会、スポーツクラブ 21 等の青少年の健全育成を目的に設立された地域団体である。

() 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団補助金

スポーツ基本法第 34 条に規定によりスポーツ振興事業を推進するための経費を補助することを目的として交付されるものであり、市からの派遣職員の人件費に対して補助を行っているものである。

補助金額が特に大きい尼崎市体育協会及び尼崎市スポーツ振興事業団の設立目的及び主な事業内容は、次のとおりである。

【設立目的及び主な事業内容】

	尼崎市体育協会	尼崎市スポーツ振興事業団
設立目的	スポーツを振興して豊かな市民生活の醸成に寄与する。	広く体育・スポーツの振興を図ることにより、住民の心身の健全な発達と、明るく豊かな地域社内の発展に寄与する。
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の充実と強化 ()種目別協会との連携(傘下 28 団体) ()会員の拡大(賛助会員の加入促進) ・国際・全国大会等多彩なスポーツイベントの展開 ()各種主催事業の開催(市民スポーツ祭、会長杯、市長旗大会、マスターズ) ()誘致事業(全国大会の誘致) ()スポーツ顕彰事業(スポーツ賞、スポーツ敢闘賞) ・競技人口の拡大とレベルアップ ()指導者の育成と選手強化(競技力向上・底上拡大事業、スポーツ指導者養成講習会、種目別協会へ助成) ・生涯スポーツの振興 (マスターズ、各種大会の開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設等の管理運営 (記念公園、地区体育館、屋内プール) ・スポーツ教室の開催 (健康づくり教室、サルーススポーツ教室、障害者スポーツ教室) ・指導者の派遣及びトレーニング指導 (子どもたちの体力づくりモデル事業、総合体育館ヘルスエリア) ・スポーツのまち尼崎促進事業(全国大会の誘致) ・シティスポーツクラブ尼崎の運営 ・住民参加型スポーツ促進事業 (スポーツのまち尼崎フェスティバル、こども相撲まつり) ・施設利用促進助成事業 (総合体育館トレーニング室、サンシビック尼崎屋内プール施設利用料金の一部補助) ・地域に根ざした健康づくり活動の支援 (スマイルくん健康体操の普及、健康相談コーナー等提供) ・スポーツ指導者講演会 ・スポーツ情報の収集、提供(スマイルBOXの発行) ・競技力向上事業等の助成

(出典：市作成の尼崎市スポーツ振興事業団と尼崎市体育協会の対比)

(監査の結果及び意見)

体育協会等補助金について、事業内容に関する担当者への質問及び補助金交付要領等の資料を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 学校開放

学校開放事業費

学校開放事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【学校開放事業費の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費	99	72	49
需用費	1,820	1,549	625
役務費	30	29	27
委託料	125,988	121,396	116,313
使用料及び賃借料		32	18
人件費			
職員人件費	5,936	5,002	5,186
嘱託等人件費	24	22	22
合計	133,897	128,102	122,240

(概要)

市民にスポーツやレクリエーション活動の場を提供するため、市立小・中学校の体育館、グラウンド及び中学校の柔剣道場を開放することにより、市民スポーツの振興を図ることを目的としている。

学校開放事業は、公益社団法人尼崎市シルバー人材センター(以下「シルバー人材センター」)及び地域住民によって組織された学校開放運営委員会(以下「運営委員会」)に委託しており、上記委託費の内訳は次のとおりである。

【平成 25 年度 委託料の内訳】 (単位：千円)

項目	金額
シルバー人材センターに対する委託料	102,119
学校開放運営委員会に対する委託料	14,190
クラブハウス建築設備点検業務委託料	4
合計	116,313

学校開放事業の管理主体は、シルバー人材センターと運営委員会がある。

運営委員会は、当初は各地域4校ずつ計24校に設置していたが、学校統廃合により、平成25年度では42校中22校に設置しており、運営委員会設置校の利用調整事務の他、個人参加者向けのスポーツプログラムの提供や地域運動会の実施を委託している。

一方、シルバー人材センターは、運営委員会設置校の利用調整事務を除き、全小・中学校の学校開放事業を管理している。

(学校開放状況)

学校別の開放状況は、次のとおりである。

【学校別の開放状況】

区分	学校名	学校開放時間
小学校 (一般開放校)	難波の梅、浦風、金楽寺、浜、潮、長洲、成文、若葉、大島、立花南、立花北、名和、尼崎北、水堂、武庫南、武庫の里、園田北、園和北、上坂部、園田南	<ul style="list-style-type: none"> 平日：午後 5 時から午後 8 時 30 分 土曜：午後 2 時から午後 8 時 30 分 日曜祝日、夏季等休業日：午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分
小学校 (運営委員会設置校)	(夜間照明設備非設置校) 竹谷、大庄、塚口、武庫東、園和	<ul style="list-style-type: none"> 火曜～金曜日：午後 5 時から午後 8 時 30 分 土曜：午後 2 時から午後 8 時 30 分 日曜：午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分 祝日、夏季等休業日：午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分
	(夜間照明設備設置校) 明城、難波、下坂部、清和、杭瀬、成徳、西、浜田、立花、立花西、七松、武庫、武庫北、武庫庄、園田、園田東、小園	
中学校 (一般開放校)	成良、中央、日新、小田南、若草、小田北、大成、大庄、大庄北、啓明、立花、塚口、武庫、南武庫之荘、武庫東、常陽、園田、園田東、小園	<ul style="list-style-type: none"> 平日：午後 5 時から午後 8 時 30 分 土曜：午後 5 時 30 分から午後 8 時 30 分 日曜祝日：午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分
市立小・中学校の運動場、体育館(中学校は柔剣道場・テニスコートを含む。) 中学校の運動場使用は日曜祝日のみ。夜間照明設備非設置校の運動場使用は日没まで。		

(出典：市ホームページ)

(学校開放における業務範囲)

学校開放に係る事務は、シルバー人材センターから派遣される管理員(以下「管理員」)が実施しており、運営委員会は、運営委員会設置校の利用調整事務のみ、運営委員会の担当者が実施している。

また、運営委員会設置校は、運営委員会が、個人参加者向けのスポーツプログラムの提供や地域運動会も合わせて実施している。

シルバー人材センター及び運営委員会の業務範囲をまとめると、次のとおりである。

【シルバー人材センターと学校開放運営委員会の業務範囲】

	学校開放運営委員会 設置校	学校開放運営委員会 非設置校
学校管理事務 (施錠・開錠・巡回警備)	シルバー人材センター	シルバー人材センター
学校開放事務 (受付、その他利用者対応)		
学校開放事務 (利用調整)	学校開放運営委員会	未実施
個人プログラムの実施 (個人で参加できるようなスポーツプログラムの提供)		
地域運動会の実施 (「体育の日」に地域運動会を開催)		

(監査の結果及び意見)

(ア)中学校の学校開放に係る管理員の配置について(意見)

過去3年間の小・中学校の学校開放利用状況は、次のとおりである。

【過去3年間の学校開放の利用状況】 (単位：件、人)

		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数
小学校	体育館	16,468	358,634	15,521	325,994	14,925	312,186
	運動場	8,142	329,776	8,273	331,050	7,713	289,760
	小計	24,610	688,410	23,794	657,044	22,638	601,946
中学校	体育館	665	12,472	657	11,709	709	13,089
	柔剣道場	1,716	32,213	1,631	30,995	1,473	28,416
	運動場	597	18,346	571	17,335	491	16,590
	小計	2,978	63,031	2,859	60,039	2,673	58,095
合計		27,588	751,441	26,653	717,083	25,311	660,041

上表のとおり中学校の利用状況は、小学校と比較すると課外クラブ活動等があるため、非常に少なくなっている。

市では、平成25年度において学校開放事業のうち、小学校のシルバー人材センターへの委託費の見直しを行い、従来は、学校開放の有無に関わらず、平日の時間外及び休日に常時管理員を配置していたが、学校開放時のみ管理員を配置する方法に変更することで、事業費の削減を図っている。

一方で中学校の管理員の配置は、小学校の見直しを優先的に取り組んだため、見直しは行われていない。

しかしながら、小学校と同様に学校開放時のみの配置を行ったと仮定して市が試算したところ、年間約5百万円の事業費削減効果があった。

そのため、中学校の管理員の配置についても、小学校と同様に、平日の時間外及び休日のうち、学校開放時のみ配置することを検討すべきである。

(イ)学校開放事業の内容の整理について(結果)

上述のとおり、シルバー人材センターが行っている業務には、校門の開閉門や学校設備の安全管理等の管理事務があり、学校開放事業の名目とは異なる学校管理業務を実施しており、市民への説明責任が十分に果たせていないおそれがある。

これについても市では、平成26年度より、小学校については学校管理業務と学校開放業務を分離し、別々に事業予算を充てているが、中学校は、事業を分離の予定がなく、従前のとおり学校開放事業の予算に含めて、学校管理業務を実施している。

そのため、中学校についても学校管理業務と学校開放業務とを明確に区分し、それぞれの目的ごとに事業を分離し、予算を執行すべきである。

学校プール開放事業費

学校プール開放事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【学校プール開放事業費の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
役務費	143		
委託料	9,600	9,870	13,944
使用料及び賃借料	3,008	3,008	1,113
人件費			
職員人件費	887	864	896
合計	13,638	13,742	15,953

(概要)

子どもたちの健康増進等を図るため、市内の幼児、小・中学生を対象にして、自由に水泳を楽しめる場の提供として、夏季休暇中に学校プールを開放する。

(学校プールの開放状況)

市教育委員会では、学校プール開放事業開始時に開放校選定の協議を行った結果、各地区に一校(立花地区は市民プールが別途あるため設置校なし)としている。

現在、プールを開放している学校は、難波小学校、杭瀬小学校、大島小学校、武庫小学校、園田小学校の5校である。なお、中学校は、課外クラブの実施等により、開放している学校はない。

平成 25 年度のプール開放期間及び開場時間は、次のとおりである。

() 開放期間

平成 25 年 8 月 2 日から 8 月 17 日まで

() 開場時間

午前：午前 9 時 30 分から午後 0 時 30 分まで

午後：午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

(学校プール開放業務の委託)

平成 24 年度まではスポーツ振興事業団に、平成 25 年度以降は民間企業に学校プール開放に関する日常点検、施設の監視・維持管理等の業務を委託している。

(監査の結果及び意見)

(ア)学校プール開放実施校の拡大について(意見)

過去3年間の学校プール開放校ごとの利用状況は、次のとおりである。

【過去3年間の学校プール開放校の利用状況】 (単位：人)

小学校名	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	利用者数	一日当たり	利用者数	一日当たり	利用者数	一日当たり
難波	1,899	119	1,791	112	1,730	108
杭瀬	2,526	158	2,683	168	2,436	152
大島	2,577	161	2,304	144	2,054	128
武庫	2,841	178	2,774	173	2,934	183
園田	2,755	172	2,796	175	3,225	202
合計	12,598	787	12,348	772	12,379	774

(プール開放期間は、全年度及び全校8月2日から17日)

上表のとおり各校とも一日当たりの利用者数が多く、平成25年度において武庫小学校、園田小学校では、入場制限まで実施したとのことである。

学校プールを開放するには、更衣室の整備など設備面の制約や委託費の増加などの問題があり、全ての小学校で実施することは難しいとは考えられるが、市教育委員会は少なくとも実施可能な小学校を調査し、地域住民と協議を行うなど、学校プールの開放実施校を増加させることを検討すべきである。

(4)地区体育館等運営

地区体育館等指定管理者管理運営事業費

地区体育館等指定管理者管理運営事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【地区体育館等指定管理者管理運営事業費の推移】 (単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
委託料	242,664	248,825	248,597
使用料及び賃借料	4,861	10,655	12,092
人件費			
職員人件費	887	1,939	1,602
合計	248,412	261,419	262,291

(概要)

市は、社会体育施設の指定管理者として、スポーツ振興事業団に尼崎市立屋内プール(サンシビック尼崎屋内プール)及び地区の市立体育館(中央、小田、大庄、立花、武庫、園田)の管理運営を委託している。

過去3年間の地区体育館及び屋内プールの利用状況は、次のとおりである。

【過去3年間の地区体育館及び屋内プールの利用状況】 (単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
中央体育館	41,074	42,048	39,829
小田体育館	61,382	61,918	64,232
大庄体育館	42,956	44,965	40,696
立花体育館	66,349	63,601	60,424
武庫体育館	60,290	61,040	59,851
園田体育館	62,690	64,532	64,085
屋内プール	73,579	76,487	78,598
合計	408,320	414,591	407,715

(出典：地区体育館利用状況、屋内プール利用状況)

(指定管理者が行う業務の範囲)

「尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例」第11条に、指定管理者が行う業務の範囲が規定されており、その内容は次のとおりである。

- () 体育施設が行う事業の実施に関する事
- () 利用許可、その取り消し、その他体育施設の利用に関する事
- () 体育施設の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関する事
- () 体育施設の施設及び付属設備の維持管理に関する事
- () その他教育委員会が必要と認める業務

(監査の結果及び意見)

(ア)施設管理に係る公募の実施について(意見)

地区体育館等指定管理者管理運営事業の指定管理者は、平成18年の制度導入以降、継続してスポーツ振興事業団であり、現在で3期目(平成24年4月から平成29年3月)となっている。

また指定管理料は、約240百万円程度と多額な金額で推移している。

指定管理料が多額であることについて、市に確認したところ、指定管理料は、スポーツ振興事業団と交渉により見直しを行ったうえで、運営上必要と認められる金額を算定しており、また、運営管理を継続して行うことにより事業に関する

情報やノウハウも蓄積され、事業内容の充実に寄与できるものと考えられるとのことであった。

しかしながら、過去3年間の利用者数に大幅に増加していない状況を鑑みて、スポーツ振興事業団を継続して指定管理者とする必然性に乏しい。

そのため、指定管理者を広く公募制にして、事業運営を行う主体の選択肢を広げることによる費用削減効果と、指定管理者を継続することによる事業運営上のメリット等を総合的に検討し、より適切な事業者の選定方法を検討することが望ましい。

地区体育館等施設運営事業費

地区体育館等施設運営事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【地区体育館等施設運営事業費の推移】 (単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
需用費	6,347	6,565	7,296
役務費	123	119	115
委託料	42,814	42,925	39,207
工事請負費	5,457		
人件費			
職員人件費	347	471	489
合計	55,088	50,080	47,107

(概要)

市民の健康づくり、スポーツ活動の場として、地区体育館を拠点とした各種事業を実施することにより、スポーツへの関心と参加意欲を高め、健康づくりや地域コミュニティづくりの促進を図ることを目的としている。

(事業内容)

() トレーニング指導事業

市民の健康づくり及び体力づくりのために、市立総合体育館のトレーニング室において、専属の指導者による指導・トレーニングを実施している。

当該事業はスポーツ振興事業団へ委託しており、小学5年生からの発育発達段階に応じた体力向上プログラムや、中学生、高校生の課外クラブ(団体講習)、アスリートの競技力向上まで個々に合ったトレーニングプログラムを作成し、提供している。

【トレーニング指導事業の利用者数推移】

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
トレーニング事指導業利用者数	78,657	75,643	77,288

()立花・園田体育館維持管理経費

園田体育館(園田公民館との複合施設)及び立花体育館(教育・障害福祉センターと併設)は、複合施設であり、体育館と併設されている施設の管理と当該複合施設及び施設内のエレベータ等の維持管理業務に係る経費である。

(監査の結果及び意見)

地区体育館等施設運営事業費について、事業内容に関する担当者への質問及びスポーツ教室・スポーツイベントの利用状況に関する資料等を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2. 学校教育

教育・学習内容の充実

市は、子どもの生きる力を育むために、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざす学校教育が展開されるまちを目指している。

そのため、「教育・学習内容の充実」では、家庭学習の習慣化、教職員の指導力向上や勤労観・職業観を育む学習活動の展開や充実等を重視している。

(1) 監査の対象とした事業

今回の監査において、まず各事業について、事業内容及び市の取組みをヒアリング又は資料の閲覧によって理解を行い、そのうち次の基準によって監査対象とする事業等を選定した。

- (A)：事業費 20 百万円以上の事業。
- (B)：事業費は少額だが、事業内容等から有効性・効率性・経済性が十分に考慮されているかどうかについて監査すべきと判断したもの。
- (C)：事業ではないが、市として重要な取組みであると監査人が判断したもの。

選定した事業等は、次のとおりである。

区分	事業等	分類
教職員指導力・資質の向上	児童生徒文化充実支援事業費	(B)
	調査研究・教材開発事業費	(A)
	私立幼稚園教育振興助成金	(B)
	教職員法定研修事業費	(B)
	教職員研修事業費	(A)
	施設維持管理事業費(総合センター)	(A)
教職員人事管理	教職員の人事管理	(C)
特別支援教育の充実	特別支援教育推進事業費	(A)
	スクールバス運転業務委託等事業費	(A)
学力の向上	市立幼稚園教育振興事業費	(B)
	計算力向上事業費	(A)
	学力向上クリエイト事業費	(A)
	尼崎市学習到達度調査事業費	(B)
	高等学校通学区域再編に伴う進路対策事業費	(B)
	学校図書館運営事業費	(B)
教育の情報化推進	学校情報通信ネットワークシステム関係事業費	(A)
	情報教育推進事業費	(A)
教材費	教材費	(A)
就学の助成	私立幼稚園就園奨励補助金	(A)
	要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費	(A)
	修学援助金交付金	(A)

体験活動	トライやる・ウィーク推進事業費	(B)
	小学校体験活動事業費	(A)
学校園の施設維持管理	施設維持管理事業費	(A)

(2) 教職員指導力・資質の向上

児童生徒文化充実支援事業費

児童生徒文化充実支援事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【児童生徒文化充実支援事業費の推移】 (単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
需用費	2,172	1,535	1,679
役務費	237	265	242
委託料	7,355	6,631	6,649
人件費			
職員人件費	3,145	2,591	4,888
合計	12,909	11,022	13,458

(事業内容)

児童生徒の研究、調査、発表等の文化的活動を奨励、支援するため、書道展や演劇発表会等の文化的活動の発表の場を提供する事業である。

同事業の企画及び運営は、各校の教職員の有志により構成される教科等研究会に委託している。なお、平成25年度では48の教科等研究会が活動している。

平成25年度文化発表会等の開催事業例は、次のとおりである。

開催事業	教科等研究会名	使用施設
放送、映画感想文発表会	中高合同音楽発表会	中央公民館
スピーチフェスティバル	尼崎市小学校国語教育研究会	教育総合センター
書道展	尼崎市書教育研究会	総合文化センター

(事業実施方法)

各教科等研究会が()児童生徒文化発表会等を充実させ、保護者及び市民に広く公開する、()副読本等の充実を図る、との事業趣旨に基づき、事業を企画・運営する。

各教科等研究会は、事業実施後「実施報告書」及び「収支精算書」を市教育委員会に提出する。

(監査の結果及び意見)

児童生徒文化充実支援事業費について、同事業の趣旨に基づいた事業が実施されていることを確認するため、収支精算書を任意に10件抽出し、内容の閲覧を行った結果、特に指摘すべき事項はなかった。

調査研究・教材開発事業費

調査研究・教材開発事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【調査研究・教材開発事業費の推移】 (単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
報償費	264	270	216
需用費	1,742	152	542
委託料	4,107	3,222	747
使用料及び賃借料	5,565	1,529	
人件費			
職員人件費	22,418	19,397	19,673
合計	34,096	24,570	21,178

(事業目的及び内容)

教職員の指導力向上を目的として、研究部会が市の教育実践に役立つ調査・研究等を行う事業である。

各研究部会は、教育総合センターの担当職員1名と、教育長から委嘱された数名の教職員及び外部専任講師1名で構成されている。

なお、研究部会は、平成24年度まで教育相談、国語、算数・数学、外国語活動・英語科、社会、理科、教育の情報化の7部会で構成されていたが、平成25年度からは教科ごとで活動するよりも「基礎」と「応用」で区分した方が、より研究成果を活かすことができると判断し、研究部会を「A部会」と「B部会」の2部会に見直している。

平成25年度の各部会の実施内容等は、次のとおりである。

区分	部会名	平成25年度実施内容
基礎	教育相談	(研究発表) 予防的・開発的教育相談-こころの居場所を考える-
	教育の情報化	(研究発表) 校務の情報化推進についての研究-校務の情報化に関する研修モデルの開発と検証-
	基礎学力向上	(研究発表) ぐんぐんのびる個別ドリルシステムを活用した、算数科における基礎学力の向上

応用	B 部会	学習到達度調査 問題作成・調査	学校教育課と連携し、児童生徒の学力における課題を探り、学習到達度調査問題の作成と実施、結果の分析をした後、一部の教科の指導アイデア例の作成。
----	------	--------------------	--

(出典：「研究報告書(平成 26 年 3 月)」教育総合センター)

(監査の結果及び意見)

調査研究・教材開発事業費について、平成 25 年度の各部会の実施状況及び成果を把握するため、教育総合センター発行の研究報告書等を読覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

私立幼稚園教育振興助成金

私立幼稚園教育振興助成金(以下「私立幼稚園助成金」)の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【私立幼稚園助成金の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
負担金補助及び交付金	18,790	18,780	18,832
人件費			
職員人件費	978	708	896
合計	19,768	19,488	19,728

(助成対象事業)

私立幼稚園助成金は、市内に設置されている私立幼稚園の教育の振興を図ることを目的に、各私立幼稚園が次の事業を実施する場合に、1 園につき 80 万円を限度として助成金を交付するものである。

助成対象事業	事業の具体的内容	助成金交付額
園長、教諭等の資質向上に関する事業	・教員研修事業 ・研究教材等購入事業	30 万円を限度
園児の健康増進・安全管理に関する事業	・健康管理事業(健康診断経費等) ・安全管理事業(遊具等の修理及び施設の安全点検等)	30 万円を限度
園児に係る教材購入事業	-	幼稚園児 1 名につき 2,100 円

(申請手続)

助成金の交付を受けようとする私立幼稚園は、「尼崎市私立幼稚園教育振興助成金交付要綱」(以下「交付要綱」)及び「尼崎市私立幼稚園教育振興助成金事務取扱要領」(以下「事務取扱要領」)に従い、助成対象事業に係る事業計画書及び

予算書を提出し、その内容の審査を受けるとともに、事業実施後、実施報告書に、事業実施内容の分かる必要書類を付して提出しなければならない。

(監査の結果及び意見)

次表は、平成 25 年度の各私立幼稚園に対する助成金額、事業予算及び決算額の一覧である。

(単位：円)

幼稚園名	助成金額	事業予算	決算額
A 幼稚園	800,000	858,900	845,753
B 幼稚園	757,500	807,500	807,500
C 幼稚園	738,600	763,100	763,100
D 幼稚園	800,000	1,121,200	1,121,200
E 幼稚園	800,000	823,800	857,295
F 幼稚園	800,000	1,845,028	1,818,679
G 幼稚園	800,000	1,299,626	1,326,398
H 幼稚園	800,000	805,700	803,708
I 幼稚園	800,000	938,900	930,020
J 幼稚園	763,800	763,800	763,800
K 幼稚園	800,000	1,024,700	1,024,700
L 幼稚園	800,000	801,020	800,810
M 幼稚園	800,000	1,008,000	1,022,700
N 幼稚園	732,300	2,676,170	2,676,170
O 幼稚園	800,000	1,338,605	1,347,350
P 幼稚園	800,000	809,000	802,856
Q 幼稚園	800,000	1,540,660	1,549,100
R 幼稚園	692,400	692,400	692,400
S 幼稚園	800,000	851,400	869,919
T 幼稚園	800,000	996,400	987,270
U 幼稚園	800,000	891,500	814,483
V 幼稚園	747,000	1,571,000	1,399,936
W 幼稚園	800,000	995,000	1,523,550
X 幼稚園	800,000	871,500	863,100
合計	18,831,600	-	-

上記の助成対象幼稚園 24 園から、任意に 11 件(A~K)抽出し、実施報告書と事業報告・決算内容を照合、及び決算金額と支払証憑の照合を行った。

(ア)支払証憑との照合について(結果)

現在、市教育委員会は、各幼稚園からの実施報告書等の提出をもって助成金額を確定しており、事業の実施内容について、事業者からの請求書や支払伝票、領収書等の証憑との照合作業を実施していない。

また、交付要綱では「市長は、必要があると認める時は、実施報告書のほか、領収書等助成金の決算上参考となる書類の提出を求めることができる」としているのみで、支払証憑の提出は、義務付けられていない。

しかし、委託費や工事請負費とは異なり、助成金は、その成果が直接市に帰属しないため、各幼稚園の事業実施内容が本来の助成目的に沿ったものであるかどうか把握することが困難であるため、少なくとも実施報告書等と支払証憑を照合し、助成金支給の妥当性を担保する必要がある。

(イ)事業報告及び決算内容の誤りについて(結果)

C幼稚園の実施報告書等について、領収書等との照合を行った結果、次の事実が判明した。

【C幼稚園の実施報告書】

(単位：円)

実施報告書提出時点	助成金額	決算額
当初(平成26年4月24日)	738,600	763,100
修正再提出(監査期間中)	738,600	837,241
差異	-	74,141

当初実施報告書等の提出時点では、決算額が763千円となっていたが、監査人が証憑等を依頼したことで、C幼稚園より決算内容に誤りがあったとして、決算額を837千円に修正した実施報告書等が再提出されている。

その差異の内容は、次のとおりである。

【差異の内容】

(単位：円)

事業名	当初	修正再提出	差異	差異の内容
尼崎市私立幼稚園連合会研修費	80,000	40,000	40,000	誤記載
絵画造形指導法教授	109,000	109,233	233	端数調整
英語の指導法教授	44,500	33,408	11,092	年6回の開催を誤って年8回で計算
神社保育連合会研修費	-	125,000	125,000	記載漏れ
計	233,500	307,641	74,141	

C幼稚園に対する助成金は、当初の実施報告書等を基に支払われており、当初の申請項目を実支払額に修正した場合、712千円(763千円 - (40千円 + 11千円))

となり、26 千円が過大に助成されたことになるが、神社保育連合会研修費 125 千円の記載漏れがあったため、結果的に過大とはならなかった。

しかしながら、「(ア)支払証憑との照合について」に記載のとおり、実施報告書と支払証憑を照合していれば、上記事案は事前に防止できたと考えられるため、支払証憑との照合を徹底すべきである。

(ウ)助成対象経費の明確化について(意見)

私立幼稚園助成金の対象事業には「園長、教諭等の資質向上に関する事業」があるが、公費からの助成であることを鑑みれば、助成対象とすべき費用は、助成目的を達成するために直接要した費用に限定されるべきである。

しかしながら、宿泊研修や終日研修に参加した場合、研修費用に、懇親会費等の名目で飲食代が含まれることがあり、今回の監査で抽出した幼稚園でも次の項目が実施報告に含まれていた。

幼稚園名	内容
C 幼稚園	金額は特定できないが、一人当たり 25 千円の宿泊研修に 5 名が参加し、夕食時に懇親会が開催されている。
E 幼稚園	宿泊研修費にアルコール代金計 3 千円が含まれている。
F 幼稚園	研修後の懇親会に 2 名が参加し、一人当たり 5 千円の研修費とは別に 8 千円の懇親会費が計上されている。

上記の 3 園とも市教育委員会に提出した決算書類に懇親会費を含めた研修事業費を計上しているが、助成金額に対して決算額は大きく上回っており、当該助成金額の妥当性に直接影響を与えるものではない。

しかしながら、このような懇親会費は、各園の業務上の必要性から生じたものであっても、公費から助成する性質のものではないと考えられるため、交付要綱及び事務取扱要領において、助成金の対象となる経費及び金額を具体的かつ限定的に定める必要がある。

教職員法定研修事業費

教職員法定研修事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【教職員法定研修事業費の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費	160	44	92
旅費	515	682	560
需用費	146	108	117
使用料及び賃借料			261
負担金補助及び交付金	4		
人件費			
職員人件費	2,984	2,906	2,994
合計	3,809	3,740	4,024

(事業の概要)

教育公務員特例法が規定する公立の小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園(以下「小学校等」)の教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」)に対する法定研修として、尼崎市立の小学校等の教諭等に対し、初任者研修、10年経験者研修を実施することで、新規採用教諭等の指導力向上を図るとともに、10年経験者教諭等の適性・能力に応じ、ミドルリーダーとしての資質向上を図る事業である。

(研修内容)

() 初任者研修

授業研究を中心に、学級経営、道徳教育、人権教育、情報教育、防災教育、安全教育など教員として必要な基礎を身に付けることを目指す。

また、初任者が教育活動に情熱を注げるように、尼崎市の地域について学習できる研修を実施する。

【平成 25 年度の初任者研修項目】

研修名	目的	回数	内容	種別
1 年目 教員 必修研修	尼崎市の教員としての自覚を促し、教員としての資質・技能の向上と実践への意欲を高める。	1	児童生徒理解、グループ研修 セキュリティ	講話、演習
		2	尼崎養護学校体験研修 特別支援教育、福祉教育	講話、実習
		3	接遇、生徒指導、グループ研修	講話、演習
		4	教科指導、安全教育、救急救命法	講話、演習
		5	人権教育、食育、グループ研修	講話、演習
		6	情報教育研修 学習用コンピュータの活用、知的財産・モラル	講話、演習
		7	総合的な学習、グループ研修 地域学習中間発表	講話、演習

		8	道徳教育(講話、指導案作成、模擬授業等)	講話、演習
		9	防災教育、危機管理(講話、施設見学、体験研修)	講話、実習
		10	環境学習、職場体験フォーラム	講話、演習
		11	情報教育、ICTの活用・セキュリティ	講話、演習
		12	地域学習代表発表、学級経営、グループ別(初任者研修まとめ)	講話、演習
ステップ・アップ研修(選択)	今日の教育課題について、実践的に学びスキルアップを図る。	1	学校実務、授業設計	講話、実習
		2	学習指導、地域連携	講話、演習
		3	事故防止、指導案作成	演習
	4 ~ 9	公開授業研修講座	演習	
	教育課題を実践的に学び、指導案作成を中心にスキルアップを図る。	10	指導実践発表、研究発表会	演習
	教員としての自覚を促し教育課題を実践的に学びスキルアップを図る。			

()10年経験者研修

グループによる教科指導や生活指導等の研修から、より実践力を高めるとともに、必修として地域の行事等の活動に参加する地域活動研修講座を受講し、尼崎の課題や展望を見つめ、今後の教育活動に生かしていく。

【平成25年度の10年経験者研修項目】

研修名	目的	回数	内容	種別
10年経験者研修	個々の能力や適性、ニーズに応じて研修を実施し指導力向上など教員としての資質の向上を図る。	1	尼崎の今日的課題(共通研修の実施)	講話、演習
		2 ~ 12	任意の11研修を選択(ミドルリーダー研修から1つとマイスター教員による公開授業研修講座から1つを必修)	講話、演習

【平成25年度の10年経験者研修選択必須項目】

研修名	目的	回数	内容	種別
ミドルリーダー研修	管理職と教職員とをつなぐ役割についての理解を深め効果的な進め方について学ぶ。	1	組織マネジメントについて	講話、演習
		2	人材育成・OJTについて	
		3	小中連携	
マイスター()による公開授業研修講座	見本となる授業とその研修協議を通じて個々の授業力や指導力を高める。	1 ~ 8	模範授業及び研究協議	授業

()教育総合センターのマイスター認定事業において、教科指導等の優れた教育実践を進める教員として表彰され、優れた授業を広く公開し、実践的指導力の向上を支援する教員。

【教育公務員特例法】

(初任者研修)

第23条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(政令で指定する者を除く)に対して、その採用の日から1年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」)を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者(次項において「初任者」という)の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く)、指導教諭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

- 3 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。
(10年経験者研修)
- 第24条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その在職期間(公立学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む)が10年(特別の事情がある場合には、10年を標準として任命権者が定める年数)に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修(以下「10年経験者研修」)を実施しなければならない。
- 2 任命権者は、10年経験者研修を実施するに当たり、10年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに10年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。
- 3 第1項に規定する在職期間の計算方法、10年経験者研修を実施する期間その他10年経験者研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(監査の結果及び意見)

教職員法定研修事業費について、平成25年度の法定研修受講実績及び研修欠席時の代替受講の状況を確認するため、研修対象者名簿・未受講者及び未修了者名簿、受講者提出の研修報告書等を閲覧したところ、初任者研修では病気休暇取得中の1名を除き、欠席者は適切に代替研修を受講しており、10年経験者研修では共通研修に欠席者がいたが、適切に代替研修を受講していた。

以上より、特に指摘すべき事項はなかった。

教職員研修事業費

教職員研修事業費の過去3年間の推移は次のとおりである。

【教職員研修事業費の推移】

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
報償費	968	667	770
旅費	31	64	64
需用費	121	75	95
使用料及び賃借料	0	1	
人件費			
職員人件費	31,288	28,899	29,081
嘱託等人件費	143	144	148
合計	32,551	29,850	30,158

(事業の概要)

教職員の資質・指導力を高め、市の教育水準の向上を図ることを目的に教職員の研修事業を進めている。また、今後若手教員が増えていくことを踏まえ、より実践的な指導技術等が習得できる研修の充実を図っている。

上述の法定研修も含め、市の教職員研修事業は、市教育委員会教育総合センターが担っており、兵庫県や市の方針のもと、市の教育課題を把握し、教員の資質

向上、市の教育課題への対応、中核市として主体的な研修の充実を図ること、及び学校園のニーズに応えることを柱に研修が体系化されている。

(研修体系)

平成 25 年度の教育総合センターにおける研修体系は、次のとおりである。

【教職員の研修体系】

種別	中分類	研修・研修講座名	獲得を目指す資質				
			責 任 感 ・ 情 熱	授 業 力	専 門 性	対 応 力	
受講しなければならない研修(基本研修)	職 階 に 応 じ た 研 修	校・園長研修					
		新任校・園長研修(全2回)					
		教頭研修					
		新任管理職コンピュータ研修					
	職 務 に 応 じ た 研 修	ミドルリーダー研修(全3回)					
		教務担当・教務主任研修					
		外国語活動担当教員研修					
		拠点校指導教員研修					
		養護教諭研修					
		栄養教諭研修					
		防災・安全教育研修					
		特別支援教育コーディネーター研修(全2回)					
		教育用コンピュータ管理担当研修					
		OJT指導員研修					
		経 験 年 数 に 応 じ た 研 修	1年目教員必修研修(全12回)				
	ステップ・アップ研修(選択)(全10回) 1年目教員必修研修対象者						
	2年目教員研修						
	3年目教員研修						
	4年目教員研修						
	5年目教員研修						
	7年目教員研修						
	養護教諭栄養教諭経験者研修(新規採用10年次)						
	10年目教員研修						
	15年目教員研修						
	20年目教員研修						
	希 望 に よ る 研 修 (専門研修)	今 日 的 課 題 に 対 応 し た 研 修	人権教育研修講座(全3回)				
			一般教養研修講座				
			異校・園種交流研修講座				
			学校飼育動物研修講座				
			プレゼンテーションソフト活用研修講座(全2回)				
			情報モラル・セキュリティ研修講座(全2回)				
			CMSを活用した学校ホームページ作成研修講座(全2回)				
			学校・園ホームページ作成研修講座(全2回)				
学校事務支援システム活用研修講座							
校務支援システム入門研修講座(全2回)							
子 ど も 理 解 の た め の 研 修		カウンセリング研修講座(全2回)					
		生徒指導・不登校児童生徒支援研修講座(全2回)					
		特別支援教育研修講座(全2回)					

	教科の指導力向上を目指した研修	言語力向上研修講座				
		道徳教育研修講座(全2回)				
		国語科教育研修講座(全2回)				
		社会科教育研修講座(全2回)				
		図書館教育研修講座				
		算数科教育研修講座				
		数学科教育研修講座				
		英語科教育研修講座				
		理科教育研修講座(全2回)				
		生活科教育研修講座				
		幼児教育研修講座(全4回)				
		音楽科教育研修講座				
		図工・美術科教育研修講座				
		体育科教育研修講座(全3回)				
		小学校外国語活動研修講座(全2回)				
		総合的学習研修講座				
		特別活動研修講座				
		技術・家庭科教育研修講座				
		小学校 ICT 活用研修講座				
		中学校 ICT 活用研修講座				
		食育研修講座				
		学級経営研修講座				
		公開授業研修講座(1年目教員全6回、2年目教員全5回、3年目教員全4回、4年目教員全4回)				
マイスター教員による公開授業研修講座(全8回)						
教育研究発表会						
特別に実施する研修 (特別研修)	臨時研修	特別臨時研修 ・セキュリティ研修 ・クラブ顧問を対象とした体罰防止研修 ・高校教員対象の研修 ・「食物アレルギー対応マニュアル」活用校・園長研修 ・保護者対応研修 ・課題に対応した研修	-	-	-	-

(出典：「平成25年度尼崎の教職員を支援するために」教育総合センター)

(研修実績)

過去3年間の研修実績は、次のとおりである。

【過去3年間の教職員研修実績】

(単位：件、人)

研修種別	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
受講しなければならない研修(基本研修)	60	3,162	62	2,546	54	3,061
希望による研修(専門研修)	81	2,900	82	3,666	84	3,046
特別に実施する研修(特別研修)	12	556	10	628	12	632
合計	153	6,618	154	6,840	150	6,739

(監査の結果及び意見)

教職員研修事業費について、研修体系と取組方針の整合性、研修体系の整備状況、及び研修実績を確認するため、平成 25 年度事業計画、事業報告、及び研修実績資料を閲覧し、担当者にヒアリングを実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

施設維持管理事業費(総合センター)

施設維持管理事業費(総合センター)(以下「センター維持管理事業費」)の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【センター維持管理事業費の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
需用費	9,455	10,333	10,875
委託料	11,885	11,798	13,122
役務費	720	766	729
人件費			
職員人件費	887	864	896
嘱託等人件費	2,198	2,246	1,911
合計	25,145	26,007	27,533

(事業の概要)

教育総合センターは、教職員の研修、教育の情報化の推進、教育相談事業を行う施設である。

当該事業は、教育総合センター、福祉センター及び立花体育館からなる複合施設の維持保守管理を行う事業であり、主に光熱水費及び消耗品費からなる需用費と施設の維持管理・保守点検業務からなる委託料で構成されている。

なお、施設維持管理事業費(総合センター)は、原則として各施設の専有面積に応じて按分後の金額を事業費として計上している。

(施設の概要)

敷地面積	10,266.83 m ²
構造規模	本館棟 鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上 5 階 体育館棟 鉄筋コンクリート造(一部 PC 工法)、地上 1 階(一部 2 階)
建築面積	2,924.06 m ² 本館棟 1,483.26 m ² 、体育館棟 1,440.80 m ²
建築延床面積	8,367.32 m ² 教育総合センター 4,174.90 m ² 、福祉センター 2,584.49 m ² 、 立花体育館 1,607.93 m ²

(出典：尼崎市立教育総合センターホームページ)

(施設維持管理委託業務の内容)

施設維持管理委託業務の内容は、次のとおりである。

(単位：千円)

委託業務名称	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
清掃業務	5,993	5,943	4,860	
機械設備運転保守点検整備等業務	4,834	4,499	4,499	
自家用電気工作物保守業務	193	193	192	
消防用設備保守点検 防火対象物定期点検	160	143	108	
ごみ収集運搬業務	21	44	37	
建築物及び建築設備点検業務		239	114	平成 24 年度から所管課個別要求予算
ハロン 1301 消火設備容器取替等業務			2,572	消防局からの改善指導に基づく単年度業務
連結送水管耐圧試験業務		68		消防局からの改善指導に基づく単年度業務
エレベータ保守点検業務	495	495	495	
施設警備業務	170	170	170	
構内カラスの巢除去業務	15			平成 23 年度の緊急対応業務
その他			70	
合計	11,885	11,798	13,122	

(出典：市作成資料を監査人が加工)

エレベータ保守点検業務委託及び施設警備業務は、他業者では受託できない業務であるとして、特命随意契約を締結しているが、その他の業務は教育総合センターが提出する仕様書等に基づき、資産統括局契約・検査課に契約締結依頼を行い、同課が指名競争入札を実施し、委託先を決定している。

(監査の結果及び意見)

施設維持管理事業費(総合センター)について、委託料に係る契約手続の妥当性を確認するため、業務内容に関する質問し、契約方法及び金額推移を確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 教職員人事管理

教職員の人事管理業務

(市教育委員会の人事権限)

教職員は、県費負担教職員と市費負担教員とに分かれており、市教育委員会における人事権限は、次のとおりである。

【市教育委員会における教職員の人事権限】

県費負担教職員	市費負担教員
<ul style="list-style-type: none">・ 服務監督・ 教職員の異動、懲戒について県教育委員会への内申・ 勤務評定の計画、校長の行った評定の調整 (地教行法第 38 条、第 43 条)	<ul style="list-style-type: none">・ 服務監督・ 教職員の採用、異動、懲戒・ 勤務評定の計画、校長の行った評定の調整 (地教行法第 23 条、第 34 条)
該当する教職員例 市立小・中学校、特別支援学校、定時制高等学校の教職員	該当する教職員 市立幼稚園の教職員、市立高等学校の教職員

(職員課の実施業務)

市教育委員会の教職員人事管理業務については、職員課が担当しており、上記の人事権限に即して、次の業務を実施している。

- ・ 教職員の人事、服務関係事務
- ・ 教員免許状関係事務
- ・ 臨時的任用教員の採用事務
- ・ 教職員の勤務評定事務
- ・ 県費負担教職員にかかる給与関係事務 など

教職員の人事評価

() 県費負担教職員

(概要)

市教育委員会は、県費負担教職員の服務監督権及び人事の内申を行うこととされている(地教行法第 38 条、第 43 条)。

したがって、市立学校の県費負担教職員の人事評価は、市教育委員会で行うこととなり、市教育委員会では兵庫県教育委員会が作成した「教職員人事評価・育成システム」(以下「人事評価システム」)に基づき評価している。

人事評価システムは、教職員の教育活動への取組状況を適切に記録・評価し、その結果に基づいて指導・助言を行うことなどを通じて、教職員の能力開発と教

育活動の充実を図り、学校組織の活性化に資することを目的として構築されたものである。

(評価・育成者)

人事評価システムは、評価に対する公正性、客観性を確保する観点から、複数の者による評価を行うとともに、教職員の能力開発及び課題等の改善に向けた指導・助言を行うこととし、それぞれの評価・育成者は次のとおりである。

【評価・育成者】

教職員の区分	第1次評価・育成者	第2次評価・育成者
校長	所管教育委員会の教育次長、関係部課長等	所管教育委員会の教育長
教頭	校長	所管教育委員会の教育長
主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、事務職員、学校栄養職員	教頭	校長

(評価・育成の基本的な流れ)

校長・副校長(以下「校長等」と)と校長等以外の教職員に係る評価・育成の年間の大まかな流れを示すと、次のとおりである。

【校長等】

区分	時期	内容
自己目標の設定	4月中旬	学校教育目標等を踏まえ、年度内に重点的に取り組む具体的な自己目標を設定する。 【目標設定の区分】 学校経営 教職員の育成 学習指導の充実
目標設定面談	5月	第1次評価・育成者と面談し、自己目標を決定する。
目標達成に向けた取組	年間を通じて	
()自己評価(最終)	2月	目標達成に向けた取組を振り返り、達成状況について、最終の自己評価を行う。
()達成状況確認面談 総合評価(最終)	2～3月	第1次評価・育成者と目標達成状況等について面談を行い、最終評価及び次年度の取組に向けた指導・助言を受ける。 第2次評価・育成者が、第1次評価・育成者の評価を踏まえ、総合評価を行う。
次年度に向けた見直し		

()自己評価、達成状況確認面談及び総合評価は、中間(10月～11月)も行われる。

【校長・副校長以外の教職員】

区分	時期	内容
重点的取組目標についての評価・育成者による面談	年度当初	評価・育成者は、教職員と面談を実施し、各教職員が重点的に取り組む目標を明示し、あるいは教職員が申告し、それらについて意見交換を行いながら必要な指導・助言を行う。
職務全体の遂行状況の把握及び指導・助言	評価期間を通じて	評価・育成者は、教職員の職務遂行状況に応じて、適宜、必要な指導・助言を行う。
定期評価の実施	10月	評価・育成者は、教職員の職務遂行状況等を踏まえ、「評価・育成シート」により人事評価を行う。
評価結果の開示と指導・助言	評価実施後一定期間	校長・副校長は、教職員が評価結果の開示を希望する場合には、本人に評価結果を開示し、一層の能力開発に向けた指導・助言を行う。 また、教職員の職務遂行状況等に問題がある場合にも、本人に評価結果を伝え、課題の改善に向けた指導を行う。

(評価項目)

人事評価システムでは、人事評価を能力開発や人材育成のための指導・助言に活用するため、教職員の教育活動について、プロセスを重視しながら分析して評価が行えるよう、主に職務の遂行状況に着目した評価・育成項目と主に発揮された意欲や能力に着目した評価・育成項目が設定されている。

第1次評価・育成者は、教職員の職務遂行状況の観察等をもとに、期待される標準的な主な行動を例として示した「評価・育成の着眼点(例)」により教職員の職務への取組状況を分析し、教職員の能力開発や育成の観点から、各項目について評価基準に照らして、5段階の絶対評価を行う。

小・中学校の教員を例にして、項目ごとの(a)評価・育成の着眼点、(b)評価基準、(c)総合評価の評価基準を示すと、次のとおりである。

(a)項目ごとの評価・育成の着眼点

項目	評価・育成の着眼点(例)
学習指導等	<ul style="list-style-type: none"> 年間学習指導計画に基づき授業を進めるとともに、児童生徒の学習の達成状況を把握する等適切に評価している。 児童生徒の学習に関する興味・関心の把握に努め、学ぶ楽しさや学習意欲の向上を図っている。 「個に応じた」指導内容・方法の工夫を行うとともに、全ての児童生徒の基礎・基本の定着を図り、分かる授業づくりに努めている。 体験的、問題解決的な学習を取り入れ、児童生徒の主体的な学習指導が展開できるよう工夫している。
生徒指導 (生活指導) ・ 進路指導等	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の生活背景や内面の理解に努め共感的理解に基づく指導を適切に行っている。 命と人権を大切に、人間的なふれあいに基づいた指導を進めている。 児童生徒一人一人の健康や安全に配慮した指導を行っている。 家庭・地域・関係機関等と連携した生徒指導(生活指導)や教育相談活動の充実に努めている。 児童生徒一人一人の意欲や適性を考慮し家庭とも連携した進路指導に取り組んでいる。

学級経営等	<ul style="list-style-type: none"> ・学年・学級目標の実現に向けて適切な計画の実行・改善に努めている。 ・児童生徒の自主的・実践的な活動を支援し、好ましい人間関係づくりに努めている。 ・体験的・実践的活動を生かし、道徳性の涵養に努めている。 ・教室を整備し、学級環境が整った学級経営を進めている。
学校運営 ・ 校務の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育目標の達成に向け、管理職や教職員と協力・協働し、主体的に学校運営・教育課題の解決に取り組んでいる。 ・開かれた学校づくりを推進するため、保護者や地域社会、関係機関等との連携に努めている。 ・分掌した校務を的確かつ効率的に遂行している。
使命感 ・ 社会性	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に対する信念と熱意を持ち、責任をもって職務を遂行している。 ・自らの人権感覚を高めながら、児童生徒理解を深め、愛情をもって接している。 ・教職員としての自覚を持ち児童生徒、保護者や地域と公正・公平な立場で接している。 ・適切な言動等に留意し、児童生徒や保護者等からの信頼確保に努めている。
協調性 ・ 調整力	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職や教職員間で学校(学年)運営上の課題を共有する等、相互理解に努め、連携して職務に取り組んでいる。 ・自らの意思、考えを相手に正しく伝え、適切な説明や対応を行っている。
企画力 ・ 行動力	<ul style="list-style-type: none"> ・学校全体の課題を把握し、様々な教育課題に対して積極的な対応を行っている。 ・教育関係の施策を理解し、新たな課題や緊急な事態にも適切な判断を行い、的確な対応を行っている。 ・柔軟な発想を持ち、新しい仕事や方法を考え取り組んでいる。
研究心	<ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚を磨き、専門的知識や技能の向上のための研究・研修に努めている。 ・課題を明らかにし、解決を図るため必要な情報収集に努めている。 ・日々の実践等の分析・評価を行い、工夫・改善に努めている。

(b)項目ごとの評価基準

評価	評価基準
a	職務内容の工夫・改善を図るなど、学校教育活動の充実に大きく寄与するとともに、円滑に職務を遂行している。 または期待される以上の意欲や能力を発揮している。
b	学校教育活動の充実に寄与するとともに、円滑に職務を遂行している。 または期待される意欲や能力を発揮している。
c	概ね滞りなく職務を遂行しているが、一層の努力を期待する。 または概ね期待される意欲や能力を発揮しているが、一層の努力を期待する。
d	円滑に職務を遂行することができず、学校運営に支障をきたすことがある。 または教職員として最低限必要とされる意欲や能力に欠けている。
e	職務を遂行することができず、学校運営に大きな支障をきたしている。 または教職員として最低限必要とされる意欲や能力に著しく欠けている。

(c)総合評価の評価基準

評価	評価基準
A	極めて良好である
B	良好である
C	概ね良好であるが、一層の努力を期待する
D	問題がある
E	著しい問題がある

()市費負担教員

市費負担教員については、現在人事評価は行われていない。

(監査の結果及び意見)

(ア)人事評価システムの評価結果について(意見)

平成 25 年度における市の小・中学校教職員に係る総合評価の結果は、次のとおりである。

【平成 25 年度の総合評価の分布】

		A	B	C	D	E	合計
小学校	人数	129	768	11	1		909
	割合	14%	84%	1%	0%		100%
中学校	人数	65	420	17	1		503
	割合	13%	83%	3%	0%		100%
合計	人数	194	1,188	28	2		1,412
	割合	14%	84%	2%	0%		100%

上記のとおり、総合評価結果の約 98%が「A」又は「B」評価となっており、非常に評価が偏っている。

人事評価システムは、教職員の能力開発と教育活動の充実を図り、学校組織の活性化に資することを目的としており、多角的な観点で評価・育成を行えるように、複数の評価項目が設けられている。

また、教職員もそれぞれのキャリアや、成長度合いも異なっているものと考えられる。

このため、評価結果も、バラつきがある方が通常であると考えられるが、殆どの教職員が「B」評価以上であることを鑑みると、人事評価システムが有効に機能しているのか懸念される(このような評価状況になっているのは人事評価の結果が給与等に直接反映されないことが原因の一つと推測される)。

なお、市では、人事評価システムの実施状況を学校長との面談において質問しているとのことであるが、評価結果が実態に合っているかどうか検証し、よりメリハリのある評価となるよう積極的な関与を行うことが求められる。

(イ)市費負担教員の人事評価実施について(意見)

市費負担教員は、県費負担教職員のような人事評価システムがないため、現在人事評価は行われていない。

教員の能力開発と教育活動の充実という目的を達成するためには、市費負担教員も県費負担教職員と同様に評価を行う仕組みづくりが必要である。

この点、東大阪市や奈良市など他の中核市では、既に市費負担教員を対象とした人事評価システムを導入している事例もあり、これらを参考にし、尼崎市でも、市費負担教員を対象とした人事評価システムの導入を検討すべきである。

教員の勤務時間適正化について

近年、児童生徒の状況や、保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、教職員の職務は多岐にわたり、その時間的・精神的負担が増大している。

このような背景のもと、兵庫県教育委員会において平成 20 年度に「教職員の勤務時間適正化対策プラン」が策定され、市においても勤務時間の適正化に取り組んできた。

平成 24 年度からは兵庫県教育委員会において、勤務時間の適正化の具体的方策をより実効あるものとするため、「学校業務改善システム構築支援事業」が実施され、市では実施要綱に基づき「尼崎市勤務時間適正化推進会議」（以下「推進会議」）を設置し、学校の業務改善を支援するシステムの構築やこれまでの取組について評価検証を行い、勤務時間の適正化に向けた具体的な方策を協議し、広く普及すべく情報交換会等を開催した。

さらに、平成 25 年 2 月には兵庫県教育委員会において、勤務時間適正化の今後の更なる推進に向け重点的に取り組む内容を追加した「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」が策定され、引き続き市においても推進会議を設置し、プランに基づき方策の協議を行っている。

(推進会議の構成及び実施状況)

推進会議は、勤務時間適正化推進校の管理職、小中学校教務主任会代表及び市教育委員会担当者の計 18 名で構成されている。

平成 25 年度の推進会議の実施状況は、平成 25 年 7 月から 12 月で 4 回開催され、平成 26 年 3 月に校長回答での情報交換会を実施している。

(監査の結果及び意見)

(ア)教職員の勤務実態の把握について(意見)

今回の監査において、中学校往査時に教職員の勤務状況を確認するため、平成 26 年 4 月から 9 月までの「特殊業務実績簿」及び「休暇欠勤等整理簿」（以下

「実績簿等」)を閲覧したところ、特に次の3名について、休日(土日祝)出勤が頻繁に行われていた。

【A、B、C教員の休日出勤の状況(平成26年4月から9月)】

	同期間の休日出勤日数	勤務時間合計 (実績簿等より休日出勤日の勤務時間を集計)	同期間の休暇時間合計 (実績簿等より平日休暇取得時間を集計)
A教員	57日	385時間	106時間
B教員	57日	368時間	69時間
C教員	46日	401時間	40時間
参考	同期間の休日の合計日数：58日	左記日数(58日)を1日当たり8時間換算した合計時間：464時間	

(出典：実績簿等から監査人が集計)

上表のとおり、平成26年4月から9月の期間に休日は58日あるが、各教員ともほとんど休日がない状況である。

これは、各教員とも運動部の顧問を担当しており、部活動や他校との試合等により休日出勤する必要があることが要因である。

上記の教員のうち、1名に質問したところ、部活動での指導が楽しく、やりがいも感じており休日出勤は苦痛と感じていないとの意見もあったが、殆ど休日がない現状は、ワークライフバランスの観点からも問題視すべきものとする。

この点、市教育委員会は、教職員の勤務状況の把握及び対処は各校の校長が実施しており、学校訪問時や校長とのヒアリングにおいて状況を把握しているとのことである。

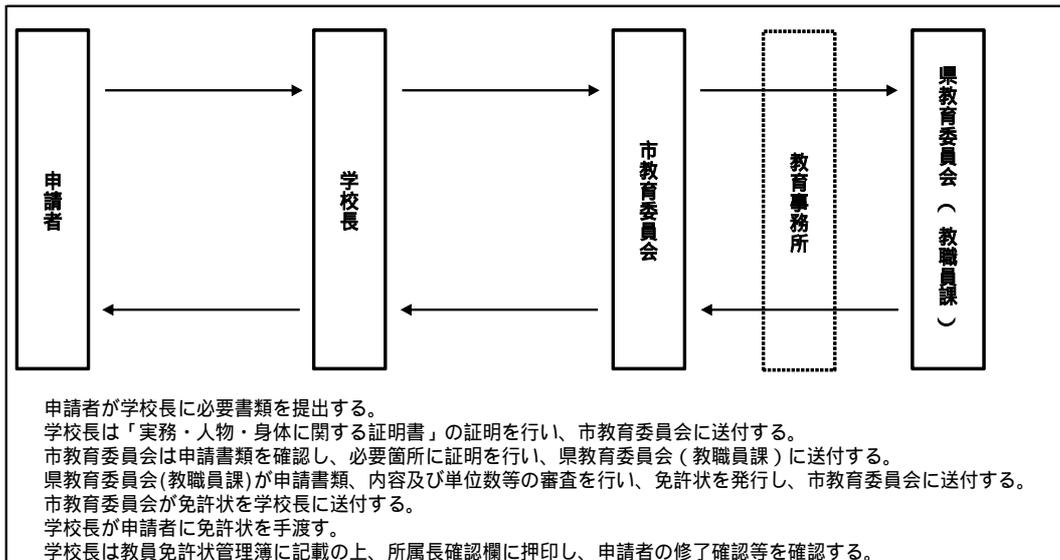
また、市教育委員会は、推進会議を設置し、勤務時間の適正化に向けた具体的な方策(日常業務を記載した学校ルールブックの作成・活用等)を協議し、対応を図っているところではあるが、問題点を明確化し、有効な方策の立案を行うために、例えば、学校ごとに作成されている実績簿等の収集及び分析を実施し、市全体の教職員の勤務実態を把握するなど、統括的な立場での大局的な視点で積極的に勤務実態の把握を行うことが有用とする。

教員免許状関係事務及び県費負担臨時的任用教職員の任用事務

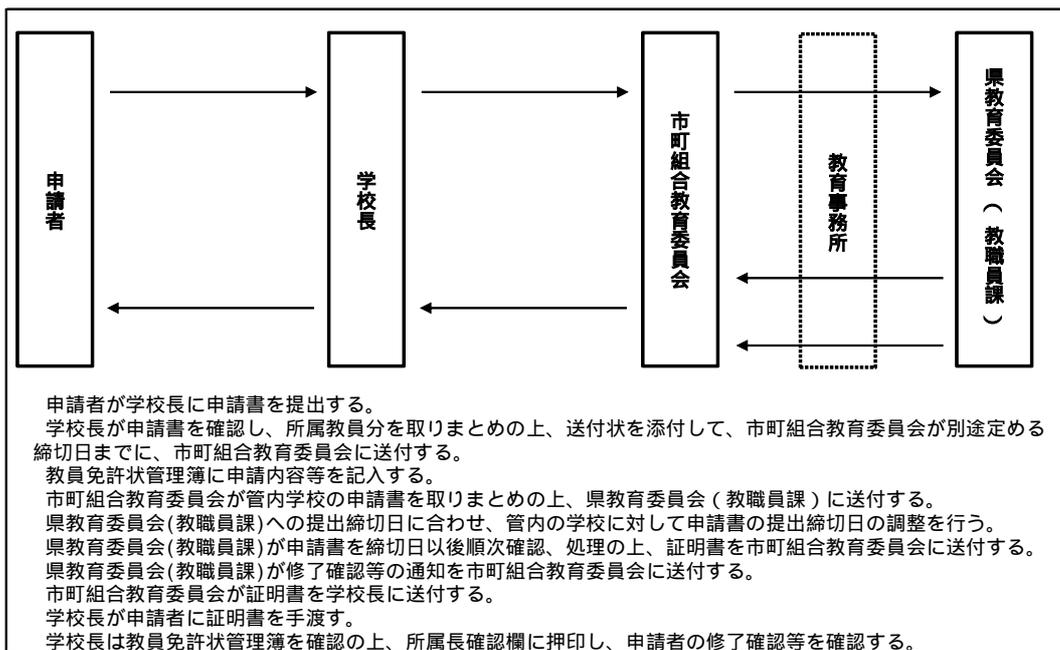
()教員免許状関係事務

職員課が実施する教員免許状関係の事務は、主に(a)現職教員の免許取得申請、(b)現職教員の免許更新申請があるが、それぞれの業務の流れは、次のとおりである。

(a)現職教員の免許取得申請の業務の流れ



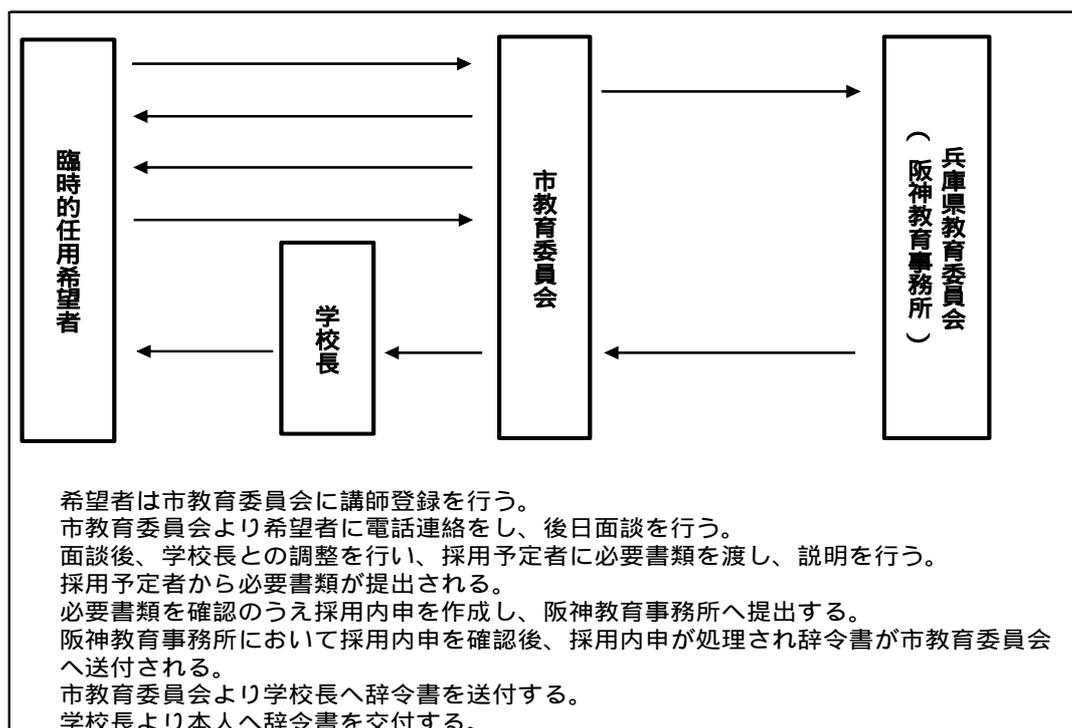
(b)現職教員の免許更新申請の業務の流れ



() 県費負担臨時的任用教職員の採用事務

職員課が実施する県費負担臨時的任用教職員の採用事務の業務の流れは、次のとおりである。

【県費負担臨時的任用教職員採用事務の業務の流れ】



市は、過去に教員免許を持たない県費負担臨時的任用教職員が市立小学校の担任をしていた事例を受け、県費負担臨時的任用教職員の採用内申事務に係る必要書類に不備が無いよう、チェック項目を設け、複数で確認することで再発防止を図っている。

(監査の結果及び意見)

教員免許関係事務及び県費負担臨時的任用教職員の採用内申事務手続に問題ないかを検証するため、事務手続のフロー等の質問、及び平成26年度の県費負担臨時的任用教職員採用に係る内申書を任意に5簿冊閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

教職員の不祥事対応

教職員の不祥事が発生した場合、県費負担教職員の場合、学校長から市教育委員会へ報告し、市教育委員会から兵庫県教育委員会へ報告され、兵庫県が処分内容を決定する。市費負担教員の場合、学校長から市教育委員会へ報告された後、市が処分内容を決定する。

平成 23 年度から平成 25 年度において、市で発生した教職員の不祥事による懲戒処分は、体罰 3 件及び交通事故 1 件の計 4 件である。

市教育委員会は、教職員の不祥事を未然に防止するため、綱紀の肅正及び服務規律の確保について各校に年 2 回通達し、各校では、職員会議及び校内研修の場で通達や兵庫県が作成した「No!体罰」、「セクシャルハラスメントのない学校に」等の資料を用いた研修を実施している。

それでも不祥事が生じた場合は、市教育委員会が臨時校園長会を開催し、注意喚起を行い、校園長は所属職員へ周知している。

さらに、体罰による処分を受けた教職員に対しては、研修受講を義務付け、再発防止を図っている。

(監査の結果及び意見)

不祥事に関する市教育委員会の対応状況を確認するため、平成 25 年度に処分・措置に関する報告書等を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 特別支援教育の充実

特別支援教育推進事業費

特別支援教育推進事業費の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【特別支援教育推進事業費の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費	285	285	429
需用費	361	400	508
委託料	1,193	1,110	1,099
使用料及び賃借料	786	749	762
その他	94	93	2,527
人件費			
職員人件費	12,580	10,287	7,739
嘱託等人件費	2,164 (108,553)	2,304 (100,399)	103,339
合計	17,463 (123,852)	15,228 (113,323)	116,403

() ()内は、訂正後の数字であり、詳細は「(ア)正確かつ網羅的な事務事業評価の実施について」参照。

(事業の目的)

障害のある幼児・児童・生徒が持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々に応じた指導・支援等、適切な特別支援教育を推進するため、様々な事業を実施している。

(事業の内容)

特別支援教育推進事業の各事業、事業内容、及び主な事業費は、次のとおりである。

No.	事業名称	事業内容	主な事業費
1	尼崎養護学校自立活動推進事業	自立活動の専門家による教員・児童・生徒・保護者を対象にした実技研修・講義等の実施。	研修講師に対する謝礼
2	特別支援学級合同宿泊訓練推進事業	小・中学校の特別支援学級が校種別に合同で行う1泊2日の宿泊研修の実施。	バス借上料
3	尼崎養護学校障害児の自然体験活動推進事業	自然の中での活動等を通し、障害の状態を改善するための基本的な知識、習慣等を培う。	宿泊費、会議室借上料
4	宿泊校外行事看護師配置事業	児童・生徒が、泊を伴う校外行事に参加する場合に医療行為を行える看護師を配置する。	看護師配置委託料
5	階段昇降機保守等経費	車椅子階段昇降機の安全な運行を確保するための修繕等を行う。	買替、修繕・部品交換費
6	特別支援教育総合推進事業	障害のある幼児・児童・生徒の理解、啓発及び支援のあり方について、巡回相談員が公立学校等の教員に巡回相談を行う。	旅費
7	特別支援学級合同運動会推進事業	中学校の特別支援学級合同で運動会を開催し、運動に親しむとともに、学級間の交流を深める。	会場使用料
8	心の教育特別支援員	LD、ADHD、高機能自閉症等の特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍し、特に指導上の課題を有する市立幼稚園、小・中学校に、心の教育特別支援員を配置し、学級担任及び教科担任を補助し、対象児童・生徒の学習面、行動面での指導を支援する。	嘱託人件費
9	特別支援学級生活介助員	多動性又は自閉的傾向を伴い、安全意識・衛生意識が希薄な特別支援学級在籍児童・生徒の教室、学校からの飛び出しや異食等の防止、衣服の着脱、食事、排泄等の身辺処理に全面介助が必要な特別支援学級在籍児童・生徒の学校生活、安全確保に関する介助業務を行う。	嘱託人件費
10	プール指導介助員	肢体不自由学級及び通常学級に在籍する肢体不自由児童・生徒のプール指導時に、衣服の着脱、移動、排泄面等の介助を行うことにより、プール指導を円滑に実施し、安全を確保する。	臨時職員賃金等

(監査の結果及び意見)

(ア)正確かつ網羅的な事務事業評価の実施について(結果)

特別支援教育推進事業費のうち、上記 No. 8 から No.10 の事業は、嘱託職員の人件費又は臨時職員賃金等が事業費として計上されている。

市教育委員会では、職員課から嘱託等人件費の個人別明細を入手し、これを事業ごとに割り振ることで事務事業シートを作成し、事務事業評価を行っている。

監査の過程で、平成 25 年度事務事業シートに記載される数値を入手し、事業費の推移を 3 か年で比較したところ、平成 25 年度の嘱託人等件費が急増(平成 24 年度 2,304 千円から、平成 25 年度 103,339 千円)していたため、その原因を、市教育委員会に確認したところ、次の事実が判明した。

【平成 25 年度の嘱託等人件費急増理由】

事業名	判明した事実	記載漏れもしくは過少計上額
心の教育特別支援員	嘱託等人件費の明細には記載されていたが、当該人件費を集計担当者が含めておらず、どの事業にも紐付かない人件費となっていた。	平成 23 年度 54,454 千円 平成 24 年度 54,121 千円 (いずれも記載漏れ)
特別支援学級生活介助員	嘱託等人件費の明細上、一人当たり人件費が記載されていたが、これを集計担当者が生活介助員の人件費総額であると誤認したため、過少となっていた。	平成 23 年度 51,935 千円 平成 24 年度 43,974 千円 (いずれも過少計上額)

「心の教育特別支援員」の嘱託等人件費については、市教育委員会で明確に事業への紐付けが行われていなかったこと、及び職員課から入手した嘱託等人件費の各事業への割り振り時に消込作業(一覧表から各事業へ全ての項目が割り振られたことを確認する作業、以下同様)を行っていなかったことが原因である。

「特別支援学級生活介助員」の嘱託等人件費については、事業内容に比べて人件費が少ないことに対する担当者の注意が行き届いていなかったこと、及び前年の実務を踏襲し、数値の作成過程を深く追求していなかったことが原因である。

上記については、いずれも細心の注意を払っていれば、容易に発見・防止できたと考えられる。

そのため、各担当者は数値の作成過程の検証を徹底するとともに、管理者は消込作業が網羅的に実施されていること、及び事業内容と事業費の規模が整合しているかどうか確認することが必要である。

なお、平成 24 年度以前の事務事業シートは、既に市のホームページ等で公表されているため、市民への説明とともに、適時に訂正する等の対応が求められる。

スクールバス運転業務委託等事業費

スクールバス運転業務委託等事業費(以下「スクールバス事業」)の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【スクールバス事業の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
委託料	49,251	48,281	48,296
人件費			
職員人件費	2,903	2,827	1,303
合計	52,154	51,108	49,599

(事業の概要)

尼崎養護学校の児童生徒が、落ち着いた通学状態を維持し、また通学時や在校時に必要に応じて看護行為が行えるよう、送迎用スクールバスの運転・管理業務及び看護師の添乗業務等を委託するものである。

スクールバス事業の業務、業務内容及び委託先・選定方針は次のとおりである。

業務名	業務内容	委託先及び選定方針
スクールバス運転業務	送迎用スクールバス4台の運転・管理業務	(委託先) 株式会社ホープ(神姫バスグループ) (選定方針) 重度重複障害のある児童生徒の障害特性から、継続して同一業者に委託する必要があるため、入札で業者選定後、3年間は随意契約により契約を締結している。
看護業務	送迎用スクールバス4台中3台について通学時の看護師の添乗、在校時に医療行為を必要とする児童生徒について主治医の看護指示書により必要な看護行為を行う。	(委託先) 特定医療法人中央会尼崎中央病院 (選定方針) 看護師を年間に渡って派遣できる医療機関が市内で1つしかないため、同機関と随意契約を締結している。

看護業務については、平成25年度まで、全ての送迎用スクールバスに看護師を添乗させるための予算措置がされていなかったことから、4台中1台は、看護行為を必要としない、又は看護行為が必要であるが自宅が学校に近い児童生徒を同乗させ運用している。

なお、平成26年度は児童生徒の安全に配慮し、送迎時に限り看護師4名分の予算措置がされていたが、市内の医療機関で追加の1名を確保する余裕がなかったため、従前の運用を継続している。

(スクールバス事業の実績)

平成 23 年度から平成 25 年度における事業実績は、次のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
在籍児童生徒数(人)	50	48	47
看護行為延べ人数(人)	483	535	503

(監査の結果及び意見)

(ア)看護業務の安定的な確保について(意見)

重度重複障害のある児童生徒が安心かつ安全に通学や学校生活を送るためには、通学時や在校時に看護行為を安定的かつ継続して受けられるようにすることは不可欠である。

しかしながら、市では、市立の総合医療機関を有していないため、委託先の確保が非常に困難な状況が続いている。

現在は民間医療機関の協力もあり、単年度の随意契約を継続し、かろうじて事業を継続できているのが現状であり、本来ならば、公的医療機関等の協力により、中長期に亘って安定的に委託先を確保すべき性質の事業であると考えられる。

そのため、例えば、市内にある県立病院の協力による複数年の業務委託契約の締結、又は県当局と看護師派遣に係る協力協定の締結等、看護業務を安定的かつ継続して実施するための必要な対策を早急に検討する必要がある。

(5)学力の向上

市立幼稚園教育振興事業費

市立幼稚園教育振興事業費の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【市立幼稚園教育振興事業費の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費	17	154	206
需用費	7	7	98
役務費	1	1	
使用料及び賃借料	66	31	16
人件費			
職員人件費	12,902	12,565	8,961
嘱託等人件費			1,303
合計	12,993	12,758	10,584

(事業の概要)

幼児教育の振興と市立幼稚園の効果的・効率的な運営を目指すため、市立幼稚園の再編も含め、課題の整理、将来計画の立案、保護者等関係者向けの説明会や意見交換会等を行う事業である。

なお、平成 24 年 8 月に「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」を公表し、それ以降は、計画の遂行と進捗管理が行われている。

(幼児教育及び市立幼稚園の現状)

近年、家庭や地域社会の教育力の低下が懸念され、幼稚園には、幼児教育だけでなく、家庭や地域の教育力向上を支援する新たな役割も求められている。

一方で、大半の経費を市税等の歳入で運営している市立幼稚園では、4 歳児の入園児募集で定員割れが常態化している園も存在し、さらに 4 歳、5 歳児とも 1 クラスずつしかない市立幼稚園が、平成 25 年度では 18 園中 13 園となっている。

以上の状況において市立幼稚園では、より質の高い教育を提供するとともに、市の厳しい財政状態の中で、より効率的な運営体制を構築していく必要がある。

(尼崎市立幼稚園教育振興プログラムの概要)

市教育委員会では、平成 22 年度に「尼崎市立幼稚園のあり方検討会」を設置し、市立幼稚園がめざす姿や市立幼稚園の教育内容の充実策の他、効果的・効率的な運営体制について検討を重ね、平成 23 年 5 月に尼崎市立幼稚園教育振興プログラム(素案)、平成 24 年 6 月に同プログラム(案)を策定・公表し、保護者や市民との意見交換及び説明会を開催してきた。

上記の過程を経て、平成 24 年 8 月に尼崎市立幼稚園教育振興プログラムを公表している。

同プログラムでは、教育内容の充実策(複数学級制、幼稚園と小学校の連携推進、特設学級の充実、発達に関する専門機能の強化、家庭教育の支援、幼児教育制度(幼保一体、預かり保育等)の研究)に取り組むとともに、現在の園児数に見合う定員を確保しつつ、平成 28 年度から現在の 18 園体制を 13 園体制に見直し、最終的に 9 園体制に見直すこととしている。

市立幼稚園再編(4 歳児の入園募集)に係るスケジュールは、次のとおりである。

【4歳児の入園募集時期】

入園時期	募集時期		
	存続する幼稚園 (9園) 竹谷幼稚園他8園	暫定的に残る幼稚園 (4園) 大庄幼稚園他3園	廃止となる幼稚園 (5園)(1) 博愛幼稚園他4園
平成26年度	平成25年10月	平成25年10月	平成25年10月
平成27年度	平成26年10月	平成26年10月(2)	募集なし
平成28年度	平成27年10月	平成27年10月(2)	
平成29年度	平成28年10月	平成28年10月(2)	

(1)平成28年3月末の5歳児卒園をもって廃止。

(2)平成26年10月以降の4歳児募集において、当該園及び隣接園の応募者合計が2年連続で一定人数を下回った場合には、翌年度の4歳児募集を停止し、在園児が卒園する翌々年度をもって廃止。

(監査の結果及び意見)

市立幼稚園教育振興事業費について、幼児教育の振興と市立幼稚園の効果的・効率的な運営を目指すための取組みの妥当性を確認するため、担当者へのヒアリング、尼崎市立幼稚園教育振興プログラムの閲覧、説明会等の開催状況の確認等を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

計算力向上事業費

計算力向上事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【計算力向上事業費の推移】

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
需用費	3,373	2,797	1,995
人件費			
職員人件費	887	864	896
嘱託等人件費	36,168	36,360	35,450
合計	40,428	40,021	38,341

(事業の概要)

計算の基礎的な技術と技能の習得、及び日常生活で計算を活用する習慣の育成を図ることを目的として、小学校3・4年生を対象に、教育課程に「計算科」を設け「そろばん」を活用した教育を実施している。

計算科の授業時間は、総合的な学習の時間から年間30時間、算数科から5時間、標準授業時間外から15時間を確保し、合計50時間としている。

当該事業は、平成 16 年度に構造改革特別区域研究開発学校設置事業として学習指導要領等の教育課程の基準によらない特別な教育課程として開始されている。

平成 20 年度から、文部科学省の教育課程特例校制度を申請し、計算科が承認され、平成 21 年度以降全ての市立小学校において実施されている。

(指導内容)

計算科の授業は、集中した指導(「学ぶ場」)と継続した指導(「試す場」)の 2 つの指導形態により実施している。

各指導形態の指導内容及び時間数は、次のとおりである。

指導形態	指導内容	時間数
学ぶ場	学級担任と計算科講師によるチーム・ティーチング授業を実施。	週あたり 1 校時(1 単位時間 45 分)、年間 35 単位時間以上
試す場	・学級ごとに学級担任が指導する。計算科講師は、適宜指導に参加。 ・「学ぶ場」での学習内容の習熟。	週あたり 20 分(10 分×2 日間)を原則とし、年間 15 単位時間以上

(出典：市作成資料を監査人が加工)

(計算科講師の要件)

計算科講師は、尼崎珠算振興会による推薦者で、()そろばんの技能に堪能であること、()そろばんの指導の経験があること、()学校の教育活動に理解があることを採用要件とし、市が嘱託職員として採用している。

平成 25 年度の計算科講師は 25 名であり、計算科の指導補助及び研究を行い、報酬額は 1 時間あたり 2,000 円、勤務時間は概ね 1 週間あたり 20 時間程度となっている。

(学習効果)

市教育委員会が行う学力調査の「算数(数と計算)」において、全国を 100 とした場合、調査開始時の平成 16 年度が 93、平成 19 年度が 97、平成 21 年度が 100 となっており、基礎的学力の向上に一定の効果があったと考えられる。

ただし、事業開始後 10 年が経過しているため、今後は基礎的学力の向上をいかに活用力や応用力の向上につなげていくかが課題となっている。

(監査の結果及び意見)

計算力向上事業費について、事業の目的整合性及び事業の効果を確認するため、担当者へのヒアリング、事業実績及び児童・保護者へのアンケート結果と成果測定に係る資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

学力向上クリエイト事業費

学力向上クリエイト事業費の過去3年間の推移は次のとおりである。

【学力向上クリエイト事業費の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費	15,196	13,479	20,508
旅費			404
役務費	46	46	53
委託料	19,552	22,173	18,934
人件費			
職員人件費	10,886	7,539	7,331
嘱託等人件費	52,215	43,545	44,384
合計	97,895	86,782	91,614

(事業の目的)

全ての市立小・中学校を対象として、各学校が抱えている学力向上に係る課題に対応していくため、市教育委員会による画一的な支援ではなく、各校が自らの課題を分析し策定した学力向上計画を市教育委員会が精査し、必要な取組みを支援することで、学校独自の学力向上対策の充実・強化を図り、各校の実態に応じた多様な教育を推進する目的で実施している事業である。

(事業内容)

学力向上クリエイト事業の取組みは、市教育委員会が次の5つの支援例を提示しており、この支援例を基礎として各校が学力向上委員会を組織し、自らの学力実態に応じた事業を計画、実施するものである。なお、「学習支援」と「教員指導力向上支援」は、それぞれ「基礎型」と「活用型」に区分して提示している。

【市教育委員会が提示している支援例】

支援名		支援内容例
学習支援	基礎型	教員免許を持つ指導補助嘱託員を市が採用し、教職員と連携して同室複数指導等を行う。また、各校が教職経験者や大学生等を指導補助員として選定し、宿題等を中心とした放課後学習や土曜日、長期休業中の学習支援を行う。
	活用型	各校が教職経験者や大学生等を指導補助員として選定し、放課後や土曜日及び長期休業中(夏季及び冬季)に各校の図書館等で、学習機会の充実及び学習習慣の確立を図るため、自主学習の仕方や応用問題の指導等を行う。
教員指導力向上支援	基礎型	専門的な知識や技能、経験をもつ人材(大学教授等)を講師として招聘し、教員が指導助言を受ける。
	活用型	学力向上や小中連携への取組に向けた先進校への訪問や、学校教育に関する研究大会への参加等を行う。

地域人材活用支援	地域からボランティアを募り、放課後等の宿題の見守りや小テスト等の採点、及び授業における図書の読み聞かせ等を実施することにより、補助的な学習支援を行う。
需用費支援	学力向上に向けた教材作成等に伴う消耗品(用紙、インク代等)の購入等を行う。
外国語活動支援	英語運用力を高めるため、委託先である英会話学校から派遣される小学校外国語活動英語指導補助員を、全小学校に配置し、教員と連携して同室複数指導等を行う。 なお、教員の英語運用力の向上は概ね達成されたと判断し、平成25年度をもって委託先との委託契約は終了している。

(出典：平成25年度学力向上クリエイト事業実施要領)

(事業費の内訳)

事業費の内訳は、次のとおりである。

費用区分	内容
報償費	学習支援に係る指導補助員への謝礼金
旅費	先進校視察や研究大会参加にかかる旅費
役務費	指導補助員の傷害保険料
委託料	小学校外国語活動英語指導補助員派遣委託料 各学力向上委員会への委託料

(事業実施の流れ)

学力向上クリエイト事業実施の流れは、次のとおりである。

計画	各校の学力向上委員会が、自校の学力向上に係る課題分析等をもとに実施する取組を詳細に記載した「実施計画書」を策定し、市教育委員会に提出する。
実施事業の決定	市教育委員会は、実施計画書を精査し、実施する取組を承認し、各校の学力向上委員会に本事業を委託する。
報告	各校は、取組実施後、成果指標の達成状況等を検証し、「実施報告書」、「支出書」等を作成し、市教育委員会に提出・報告する。

(出典：平成25年度学力向上クリエイト事業実施要領)

(監査の結果及び意見)

(ア)実施事業の公平性について(意見)

学力向上クリエイト事業に関する各校の取組状況を確認するため、平成25年度の「実施計画書」及び「実施報告書」等の閲覧を行ったところ、各校によって実施状況及び事業費に差が生じていた。

次表は、一例として事業費が最も多い小学校と少ない小学校を抜粋している。

()A 小学校(事業費が最も多い小学校) (単位：円)

支援名	実施した取組	金額	合計金額
学習支援	【基礎型・活用型】 指導補助員による放課後学習支援を実施。	567,600	757,800
教員指導力 向上支援	【基礎型】 大学教授等を講師として招聘し、指導助言を依頼。 民間のゲストティーチャーを招き、食育栽培方法等の授業を実施。	117,900	
地域人材活 用支援	ボランティアによる日本の伝統文化(三味線等)学習を実施。	20,900	
需用費支援	独自に実施の「検定試験」冊子作成費や書籍等の購入。	51,400	

()B 小学校(事業費が最も少ない小学校) (単位：円)

支援名	実施した取組	金額	合計金額
学習支援	【基礎型】 指導補助嘱託員による同室複数指導を実施。	0	126,466
教員指導力 向上支援	【基礎型】 校内事業研究会に学識経験者を招聘し、指導助言を依頼。	51,300	
需用費支援	独自に実施の「家庭学習の手引き」作成及び書籍等の購入。	75,166	

(出典：各校の実施計画書、支援ごとの支出書)

上記2校の取組を比較すると、A小学校では4つの取組を実施しているのに対して、B小学校では3つの取組の実施であり取組規模に差が生じている。

なお、当該2校の他にも同様に、取組の実施規模に差が見受けられた。

各校の学力向上に係る課題に応じた機動的な取組を実施できることが、当該事業のメリットである一方、計画から実施まで各校の自主性に委ねられているところが大きいことから、各校の取組姿勢や教職員の意欲の違いが取組内容にも如実に表れてくるものと推察される。

各校の取組姿勢の違い等によって取組内容に差が生じ、その結果、児童の学力向上の機会が住んでいる地域によって奪われることは、公平性の観点から問題である。

この点、今回の監査で学校往査した際に、教頭等に当該事業について質問したところ、教員は意欲的であるが、指導補助員の確保が難しい等により、十分な取組が実施できなかった等の意見もあった。

以上より、市教育委員会は取組実施数が少ないなど、当該事業の取組に対して消極的な学校については、その原因等を把握し、例えば指導補助員が確保できない学校がある場合、市教育委員会が一括して募集するなど積極的な関与を行うべきである。

そのためには、現状、市教育委員会は各校の取組を一覧で把握できるような管理を行っていないため、まずは、各校の取組を一覧表にまとめ、各校の取組状況を把握し、管理する必要がある。

(イ)次年度への取組に活かせる仕組みの構築について(意見)

上述のとおり、各校は取組実施後に成果指標の達成状況を検証した「実施報告書」を市教育委員会に提出する必要がある。

そのため、平成 25 年度の実施報告書を閲覧し、各校の成果指標の達成状況を確認したところ、次表のような目標値を継続して下回り、取組の効果が見られない学校が散見された。

()C 小学校

成果指標	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
わかる授業の取組	65%	70%	70%
	60%	60%	60%
学力向上の取組	65%	70%	70%
	60%	60%	60%
言語力向上の取組 (平成 25 年度は「家庭学習定着の取組」)	80%	85%	70%
	70%	75%	65%

()D 中学校

成果指標	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
授業がよくわかると答える生徒の割合	73%	74%	75%
	74%	68%	72%
家庭学習時間 30 分以上の生徒の割合 (学習塾を含まない)	45%	47%	50%
	42%	36%	36%
学力・生活実態調査の得点率(2 年生)	62%	62%	62%
	56%	58%	60%

()上段：目標値、下段：実績値

(出典：実施報告書)

上記のような状況は、他の学校でも同様である。これは、各校が単に実績値を報告し、市教育委員会も実施報告書の提出が行われていることを確認しているのみであり、指標の改善が見られない原因の特定や、その改善策の検討を行い、次年度の取組に活かす仕組みとなっていないことが原因であると推測される。

そのため、市教育委員会は、各校の成果指標の達成状況を分析し、その分析結果や改善策を各校にフィードバックするなど、各校が次年度の取組に活かせるような仕組みを構築し、市全体の学力向上を図るという事業目的を達成するために積極的に関与すべきである。

(ウ)学力向上を目的とした事業の整理・集約について(意見)

学力向上クリエイト事業は、平成 22 年度より市の小・中学生の学力向上を目的として実施しているが、同様に「 高等学校通学区域再編に伴う進路対策事業費」や「 学校図書館運営事業費」など、学力向上を目的とした事業が多数存在しており、事業の実施内容の重複による非効率が生じていると思われる。

例えば、高等学校通学区域再編に伴う進路対策事業費では、中学 3 年生の夏季休業中から 2 学期以降の放課後学習支援を行っているのに対し、学力向上クリエイト事業では、小・中学校全学年に対して放課後や長期休業中の学習支援を行っていることから、中学 3 年生の両事業内容が重複していると思われる。

この点、市教育委員会は、学力向上クリエイト事業の放課後学習は、中学 3 年生の 1 学期までしか実施していないことから、事業の実施内容に重複はないとのことである。

しかしながら、結果的に実施内容が類似する事業を分けて実施することは、非効率・不経済な事業運営を招いてしまうため、学力向上を目的とした各事業の実施内容や範囲を整理し、重複・類似している部分について整理又は集約するなど、効率的な事業運営を行うよう市教育委員会が主体となり推進していくことが望まれる。

尼崎市学習到達度調査事業費

尼崎市学習到達度調査事業費(以下「学習到達度調査」)の過去 3 年間の推移は次のとおりである。

【学習到達度調査の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
需用費		534	574
人件費			
職員人件費		6,204	7,331
合計		6,738	7,905

(概要及び目的)

学習到達度調査は、学習指導要領の内容について全市的な定着度の把握、市の施策の成果や課題の把握、及び各児童生徒の課題を客観的に把握することを目的として実施される。

さらに、学習到達度調査に使用される問題は、市教育委員会主導のもと「(2) 児童生徒文化充実支援事業費」記載の各教科研究会の協力を得て作成し、各学

校の教員が採点することで、各児童生徒への放課後学習等による個別指導への活用や、全市的な調査結果を把握・分析し、授業改善に役立てるなど、教員の指導力の向上も目的としている。

なお、平成 24 年度は希望校のみ実施(小学校：20 校、中学校：10 校)であったが、市独自の事業として実施していた学力・生活実態調査事業が平成 25 年度から休止となったことから、対象範囲を拡大し、平成 25 年度は、全ての市立小・中学校で実施している。

(実施対象及び実施教科)

- ・小学 5 年生：国語・算数
- ・中校 2 年生：国語・社会・数学・理科・英語

なお、対象年次を上記にしたのは、文部科学省が実施している「全国学力・学習状況調査」(実施対象:小学 6 年生、中学 3 年生)との重複を避けるためである。

(実施方法)

学習到達度調査実施の流れは、次のとおりである。

実施主体	内容
市教育委員会	問題及び採点基準を教科研究会の協力を得て作成する。
市教育委員会	問題用紙、解答用紙の印刷・配送を業者に委託し、全学校へ配布する。
学校	調査実施期間内で学習到達度調査(以下「調査」)を実施する。 (平成 25 年度の実施期間) 小学校：平成 25 年 11 月 25 日～29 日 中学校：平成 26 年 1 月 22 日～2 月 10 日
学校	調査実施後、児童・生徒から問題用紙等を回収し、調査実施期間まで保管した後、児童・生徒に返却する。
学校	答案の採点を行い、市教育委員会へ送付する。
市教育委員会	答案用紙を回収・集計後、答案用紙及び調査結果を学校へ送付する。
教科研究会 学校	答案や調査結果をもとに分析等を行い、授業改善の手立てを検討、実践する。

(監査の結果及び意見)

(ア)各学校における調査結果の分析の実施について(意見)

尼崎市学習到達度調査実施要項では、各学校及び教科研究会は、答案や調査結果を分析し、授業改善の手立てを検討、実践することが規定されている。

そこで、今回の監査において学校往査を行った小・中学校 4 校について、往査時に実施要項に従った分析、検討及び実践が行われているか校長等に質問したと

ころ、各校とも学習到達度調査の結果を教員に伝達するのみで、分析等は実施されていなかった。

学習到達度調査の結果は、「学力向上クリエイト事業費」に記載の実施事業の成果指標としている学校もあり、各校で分析等を実施し、授業改善の手立てを検討しなければ、成果指標改善につながらない。

そもそも、市が、文部科学省が実施する「全国学力・学習状況調査」が存在するにも関わらず学習到達度調査を実施しているのは、教員が問題を作成し、採点することで、子ども一人ひとりの学力を把握できることや、答案用紙等の結果を各校で保管できるため、今後の学習改善や授業改善につなげることができるメリットがあるためである。

そのため、学校は学習到達度調査の結果をもとに分析等を実施し、市教育委員会は、各校が適切に分析等を行っているか確認すべきである。

さらには、授業改善の手立ての検討結果を、学力向上クリエイト事業の「学習支援」や「教員指導力向上支援」へ反映させるなど連携し、効果的な事業運営を実施すべきである。

(イ)教員の指導力向上について(意見)

上述のとおり、学習到達度調査は児童生徒の学力把握、及び教員の指導力向上を目的としており、両者が相俟って、児童生徒の学力向上を目指すことが本事業の趣旨となっている。

学習到達度調査の結果、正答率の悪い分野は、教員の指導方法にも改善の余地があり、各校別に正答率が悪い原因や指導方法について情報共有や合同研修等を実施することで授業内容が向上し、その結果児童生徒の学力の向上も期待される。

この点、市教育委員会は、学習到達度調査結果のデータ集計や分析を行い、授業を改善する際の参考となるように具体的な授業の進め方のポイントを示した「授業アイデア例」を各校に配布しているが、各校の授業で、これを運用されているかどうかの確認までは行っていない。

しかしながら、教員の指導力向上が同事業の目的の1つである以上、単なる事例の紹介に留まらず、その後の運用状況まで確認して初めて、当該事業の目的が達成できると考えられる。

そのため、市教育委員会は、各校から授業改善の取組状況及びその成果の報告を受けようとするなど、学習到達度調査の結果が授業に十分に反映されていることを確認し、翌年度の更なる授業改善に向けての対策を実施すべきである。

高等学校通学区域再編に伴う進路対策事業費

高等学校通学区域再編に伴う進路対策事業費(以下「進路対策事業」)の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【進路対策事業の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費			5,627
需用費			1,373
委託料			7,920
人件費			
職員人件費			1,874
合計			16,794

(目的)

兵庫県教育委員会が、平成 24 年 1 月に「兵庫県高等学校全日制普通科(学年生)の新通学区域に係る基本方針」を公表し、平成 27 年度より現行の通学区域 16 学区から 5 学区に再編することとなった。

【通学区域の再編状況】

現行通学区域	新通学区域
神戸第一・芦屋 (4校)	第1学区 (19校)
神戸第二 (5校)	
神戸第三 (7校)	
淡路 (3校)	
尼崎 (6校)	第2学区 (29校)
西宮 (6校)	
伊丹 (7校)	
宝塚 (4校)	
但有 (6校)	
明石 (5校)	第3学区 (20校)
加印 (7校)	
北播 (8校)	
姫路・福崎 (12校)	第4学区 (20校)
西播 (8校)	
北但 (4校)	第5学区 (7校)
南但 (3校)	
16学区	5学区(95校)

(出典：「兵庫県高等学校全日制普通科(学年生)の新通学区域に係る基本方針」)

上記の学区再編により、尼崎市はこれまでの「尼崎学区」から「第2学区」となり、尼崎市の生徒は、市内の高等学校のほか、西宮市・伊丹市・宝塚市・川西

市・三田市・猪名川町・丹波市・篠山市の複数志願選抜実施校を受験できるようになり、生徒や保護者のニーズにあった進路選択が可能になる反面、競争が激化することが考えられる。

市教育委員会では、「学力向上クリエイト事業」を拡充するなどの方策を講じてきたところであるが、学区再編を見据え、更なる学力向上と各校における学習評価の検証等の進路指導体制の強化を図るとともに、早い時期から自らの将来についての意識付けを行うなど、生徒や保護者へのきめ細やかな進路指導や情報提供を実施するものである。

(実施内容)

進路対策事業費の実施内容は、次のとおりである。

() 学力調査

学区再編に向けて、生徒自身の課題や対策を明確に持たせるため、3年生を対象に学力調査を年2回実施し、生徒に客観的な成績を把握させ、夏休み以降の自主学習への取り組み方など課題を明確にした学力向上策を立てさせる。

また、各学校における評価を検証し、学習評価の信頼性のサポートと進路指導の充実につなげる。

() 夏季休業中及びそれ以降の自主学習支援(以下「放課後学習」)

3年生の夏季休業中から2学期以降の放課後や土曜日の自主学習環境を全中学校において大学生等の協力を得て充実させ、進路に向けた学習の強化を図る。また、過去の公立・私立の入試問題をまとめた問題集等を購入する費用を支援する。

各校の平成25年度の夏季休業中及び2学期以降の自主学習支援状況は、次のとおりである。

【平成25年度夏季休業中及び2学期以降の自主学習支援状況】

No	中学校名	実施回数 (回)	延出席数 (人)	No	中学校名	実施回数 (回)	延出席数 (人)
1	成良	49	367	11	立花	32	550
2	中央	50	274	12	塚口	55	297
3	日新	27	248	13	武庫	63	1,162
4	小田南	15	413	14	南武庫之荘	50	925
5	若草	35	351	15	武庫東	37	1,509
6	小田北	19	170	16	常陽	43	399
7	大成	53	949	17	園田	18	427
8	大庄	49	251	18	園田東	42	330
9	大庄北	68	752	19	小園	29	450
10	啓明	55	369		合計	789	10,193

()進路学習ノートの作成

1年生から進路学習に取り組み、幅広い選択肢に対して主体的に進路選択ができる力を育むために「進路学習ノート」を作成し、中学校の全学年に配付し、3年間を見通した進路学習を実施する。

()公立高等学校合同説明会の実施

平成24年度からPTA連合会と共催で実施している公立高等学校合同説明会について、より多くの保護者に各高等学校の情報を提供する観点から、実施会場をより収容人数の大きい会場で実施する。

(監査の結果及び意見)

(ア)他市等との学力調査合同実施について(意見)

進路対策事業における学力調査は、学区再編に向けて、生徒自身の課題や対策を明確に持たせることが目的の一つであると考えられるが、現状の学力調査は、尼崎市の中学校のみで実施されているため、同一学区内の他市等の生徒の学力が判明しない。

これについて市教育委員会は、特に他市等と学力調査を合同で実施するような働きかけは行っていないとのことである。

しかしながら、同一学区内全校で学力調査を実施すれば、各生徒が学区内のどの水準にいるか把握することができ、さらに進路選択に対して有用な情報を提供できると考えられるため、学力調査の実施効果をより高めることができると考えられる。

そのため、他市等に合同で学力調査を実施するように、市教育委員会が主体となって積極的な働きかけを行うべきである。

学校図書館運営事業費

学校図書館運営事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【学校図書館運営事業費の推移】

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
委託料	1,890	1,890	1,725
人件費			
職員人件費	484	1,335	1,385
合計	2,374	3,225	3,110

(実施目的)

学校図書館の運営について、地域の人々や保護者のボランティア(以下「ボランティア」)を学校図書館に配置し、休み時間や放課後の開館時間を拡大することで、自ら考え正しく判断できる力を養うとともに、読書離れ、活字離れの解消を図ることを目的としている。なお、当該事業は、各中学校に設置されている学校図書館運営委員会に委託されている。

(ボランティアの業務内容)

ボランティアは、主に校長、教頭及び図書館教育担当者と連携し、次の業務を補助している。

- ・ 図書の貸出及び返却等の事務
- ・ 図書の整理並びに図書館内環境整備
- ・ 運営上に必要な調査統計(入館者数・貸出冊数・読書傾向等)の実施
- ・ 新着図書を中心とした、本の分類及び整理等の受入れ事務
- ・ 図書の簡単な修理及び廃棄事務
- ・ 読み聞かせや図書紹介

(実施対象)

言語力向上事業の指導補助員が配置されていない中学校
(平成 25 年度は 19 校中 15 校にボランティアを配置)

指導補助員は、図書館司書又は司書教諭の資格を有する者を市教育委員会が、嘱託職員として採用し、各小・中学校の図書館に配置され、主に次の業務を行っている(言語力向上事業)。

- ・ 学校図書館の環境整備と開館業務及び蔵書管理
- ・ 図書資料購入計画の作成や推薦図書の選定
- ・ レファレンス(図書資料の有効活用についてのアドバイス)や読書指導
- ・ 読み聞かせやブックトークの実施
- ・ 国語の授業補助

言語力向上事業は、指導補助員を各学校に 2 年間ずつ配置していき、市立小・中学校を一巡した後、廃止される予定の期限付き事業である(平成 18 年度から平成 26 年度)。なお、平成 25 年度は小学校 11 名、中学校 4 名の計 15 人の指導補助員を配置している。

(図書館の利用実績)

平成 23 年度から平成 25 年度に指導補助員が配置されていた中学校 9 校について、各学校別の来館者数及び貸出冊数の実績は、次のとおりである。

学校名	貸出冊数(冊)			来館者数(人)		
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
成良中	2,649	4,625	1,054	6,088	7,355	1,162
中央中	932	560	3,163	3,707	1,658	5,622
日新中	1,374	2,678	1,121	6,406	7,127	1,786
小田南中	281	362	2,411	1,595	2,329	4,964
若草中	1,026	1,181	553	5,135	3,129	2,457
立花中	2,471	2,969	3,220	4,562	5,821	5,755
塚口中	832	557	1,827	1,828	2,289	3,489
武庫東中	2,542	3,300	2,043	6,306	8,233	6,225
小園中	2,829	3,739	4,621	6,231	4,908	5,285

(): 網掛部分は、指導補助員が配置されていた年度

上記より、指導補助員が配置されると貸出冊数及び来館者数が大幅に増加し、逆に配置が終わると減少する傾向が見て取れる。

これは、ボランティアと指導補助員では、本の並べ方や配置等で生徒達の興味の引き付け度合いが大幅に異なるためであると考えられる。

(監査の結果及び意見)

(ア) 指導補助員とボランティアの連携について(意見)

上述のとおり、指導補助員からボランティアに交代した年度から大幅に貸出冊数及び来館者数が減少している学校が多い。

本来ならば、指導補助員のノウハウが、ボランティアにも引き継がれていれば、貸出冊数及び来館者数は大幅に減少しないと考えられるが、現状、各個人レベルでの引継となっており、市教育委員会が主体となったノウハウの引継や研修などは特に実施していない。

しかしながら、読書離れ、活字離れの解消を図ることを目的とする学校図書館運営事業の趣旨からすれば、たとえボランティアに交代したとしても、指導補助員と同水準の貸出冊数及び来館者数を達成することが望ましい。

そのため、例えば指導補助員のノウハウをまとめたマニュアルの作成や、指導補助員が各学校を定期的に巡回し、指導・助言を行うなど、指導補助員とボランティアが連携できるような対策を講じるべきである。

(イ)今後の取組方針について(意見)

言語力向上事業は、指導補助員が平成 26 年度で市立小・中学校を一巡するため廃止される予定である。

この点、市教育委員会は、平成 27 年度以降、全ての小学校(42 校)に図書館司書等の資格を持った臨時的任用職員(以下「臨時的任用職員」)を配置し、中学校は、全校にボランティアを配置する新たな事業の立ち上げを検討している。

これは、本来ならば、より効果の高い指導補助員を全ての小・中学校に配置することが望ましいとしながらも、その場合に指導補助員を 15 名から 61 名へ増員する必要があり、概算で約 170 百万円もの多額の費用がかかることから、より早い段階での読書活動を促すため、小学校への臨時的任用職員の全校配置を優先したものである。

しかしながら、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(文部科学省平成 25 年 5 月公表)」に「学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にある」とあるように、中学生に対する読書活動を促す取組みも後回しにできない重要な課題であるため、小・中学校ともに同様の対応を行うべきであると考えられる。

ただし、全ての小・中学校に臨時的任用職員を配置する場合、多額の費用が生じることから、例えば 1 人の臨時的任用職員が複数校を担当する、又は 1 年毎に配置する等のローテーションを行い、臨時的任用職員が不在の学校にはボランティアで補完するなど、小・中学校における読書活動を促すための柔軟な取組みが望まれる。

(6)教育の情報化推進

学校情報通信ネットワークシステム関係事業費

学校情報通信ネットワークシステム関係事業費の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【学校情報通信ネットワークシステム関係事業費の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
需用費	490	345	500
役務費	26,900	26,900	26,900
委託料	29,063	28,479	28,017
使用料及び賃借料	30,937	48,071	49,266
人件費			
職員人件費	7,258	6,282	6,517
嘱託等人件費	2,790	2,668	2,356
合計	97,438	112,745	113,556

(事業の概要)

市立の小・中学校・特別支援学校・高等学校を対象に、コンピュータ・ネットワークを活用した校務処理の一層の効率化、及び日常の教育活動におけるコンピュータ・ネットワーク環境の整備を行うことにより、教職員の時間的余裕の創出による本来業務の質の向上、学校間や市教育委員会との情報交換の円滑化を図ることを目的に実施される事業である。

校内デジタル通信ネットワークの回線利用料、ネットワークシステムの保守管理料、ネットワークシステム・セキュリティシステム機器のリース料等からなる。

(事業費の内容)

契約種別	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	備 考
需用費 計	490	345	500	
デジタル通信ネットワーク回線 利用料	22,995	22,995	22,995	(株)ベイ・コミュニケーションズと特命随意契約
インターネット回線利用料	3,904	3,904	3,904	
役務費 計	26,900	26,900	26,900	
学校事務処理支援システム運用 管理	3,573	3,573	3,321	JBCC(株)と特命随意契約
学校事務支援プログラムメンテ ナンス	924	966	756	
ネットワークシステム保守管理	24,566	23,940	23,940	(株)菱友システムズとの特命 随意契約
委託料 計	29,063	28,479	28,017	
基幹システム	11,241	11,241	8,431	平成 25 年 12 月リース期間 満了による無償引き取り
有害情報コンテンツフィルター 機器	669	-	-	平成 24 年 1 月リース期間満 了による無償引き取り
校長用機器	4,785	4,785	4,785	
ネットワークシステム機器	14,239	24,410	24,410	平成 23 年 9 月リース開始
セキュリティシステム機器	-	7,632	11,449	平成 24 年 8 月リース開始
サーバー迷惑フィルター	-	-	189	平成 26 年 1 月リース開始
賃借料 計	30,937	48,071	49,266	指名競争入札
合 計	87,390	103,795	104,683	

(監査の結果及び意見)

学校情報通信ネットワークシステム関係事業費について、情報システム関連投資及び契約手続の妥当性を確認するため、将来投資計画の内容及び契約先の選定方針等をヒアリングした結果、特に指摘すべき事項はなかった。

情報教育推進事業費

情報教育推進事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【情報教育推進事業費の推移】

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
需用費	250	1,084	2,967
委託料	57,547	65,199	29,601
使用料及び賃借料	197,370	97,133	51,945
備品購入費		7,561	22,961
役務費	164		
人件費			
職員人件費	7,983	4,555	8,639
嘱託等人件費		1,933	1,957
合計	263,314	177,465	118,070

(事業の概要)

市立小・中学校・特別支援学校・高等学校を対象に、新学習指導要領又は新高等学校学習指導要領で求められる内容(情報活用能力の育成とICT機器の活用による「よりわかる授業の実現」等)の実現を目指して、学習用ICT機器やシステム等を整備するとともに、それらの保守点検を行う事業である。

(事業費の内容)

事業費は、学習用コンピュータ・学習評価システムの賃借料、学習用コンピュータの保守点検料、学習用コンピュータの購入費等である。

学習用コンピュータの賃借料は、リース契約満了後に機器の無償譲渡を受けたことにより、年々大幅に減少している。また、それらの機器の修繕により、長寿命化を図りながら、不足分を備品として購入している。

学習用コンピュータの保守点検料は、24時間対応から日中のみの対応に変更したこと、及び無償譲渡を受けた機器は、保守点検を行わない等により、大幅に費用が削減されている。

(監査の結果及び意見)

情報教育推進事業費について、情報システム関連投資及び契約手続の妥当性を確認するため、担当者に将来投資計画の内容及び契約先の選定方針、費用削減に対する考え方等をヒアリングした結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(7)教材費

教材費

教材費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【教材費の推移】 (単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
需用費	394,057	356,994	328,772
役務費	1,567	1,498	1,483
公有財産購入費	3,190	4,885	1,754
備品購入費	163,369	157,755	124,418
人件費			
職員人件費	13,642	15,530	16,208
合計	575,825	536,662	472,635

(事業の概要)

市立の小学校(43校)、中学校(20校(琴城分校含む))、全日制高等学校(4校)、定時制高等学校(2校)、幼稚園(18園)、及び尼崎養護学校について学校教育の円滑な実施を図るため、学校園の規模(学級数・児童生徒数・園児数等)に応じた配当額を算出し、各学校園に予算配当を行うことで、学校運営に必要な教科用消耗品・教材教具備品等の整備を行うものである。

主な整備品目は、次のとおりである。

種別	内容
事務用品	用紙・ファイル等文房具類、チョーク、楽譜、音楽・教材用CD、プリンターインク、絵本など
衛生・保健用品	石鹸、トイレトペーパー、マスク、薬、消毒液など
美化用品	箒、塵取りなど
備品修繕	机、椅子、楽器、放送設備、遊具、暗幕、体育用品、ラジカセ、冷房機など
公有財産	鉄棒、プランコなど
備品	机、椅子、座位保持椅子、楽器、体育・保健用測定器、教材用ソフト、遊具、実験器具、図書など

(出典：市作成資料)

(事務執行手続の流れ)

見積業者の選定から契約先の決定、学校園内決裁、発注、納品検収までの一連の調達手続は、学校園内で完結する。

納品検収後の各学校園からの申請から支払までの流れは、次のとおりである。

- ()学校園で納品書と請求書の内容を照合し、市教育委員会担当課に予算執行整理票を送付する。

- ()担当課は予算執行整理票を確認し、会計管理室に入力票を送付する。
- ()会計管理室でバッチ処理を行い、支出命令書を担当課に送付する。
- ()担当課で支出命令書の内容を確認し、学校園に送付する。
- ()学校園で支出命令書の内容を確認し、請求書添付の上決裁処理を行い、担当課に送付する。
- ()担当課で支出命令書と請求書の内容を照合し、決裁処理を行って会計管理室に送付する。
- ()会計管理室で支払処理を行う。

(監査の結果及び意見)

教材費について、事務執行手続の妥当性を確認するため、事務執行手続の流れについて担当者へのヒアリングを実施し、学校園の現地調査時に支出命令書及び証憑等の綴りを閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(8)就学の助成

私立幼稚園就園奨励補助金

私立幼稚園就園奨励補助金の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【就園奨励補助金の推移】

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
負担金補助及び交付金	422,832	433,198	480,137
人件費			
職員人件費	10,061	7,773	8,499
合計	432,893	440,971	488,636

(事業の概要)

私立幼稚園に通園させている保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の一層の普及充実を図るため、私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する尼崎市居住の満3歳から5歳児の保護者に対して、入園料及び保育料を減免する場合に補助金を交付する事業である。

ただし、保護者が負担する入園料及び保育料の合計額を限度とする。

なお、文部科学省が実施する幼稚園就園奨励費補助事業(「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する事業)により、文部科学省が定める制度の枠内で、地方公共団体が保護者に補助金を交付した場合には、その3分の1が国より補助される(以下「国基準」)。

市では、国基準に従い当該補助金事業を実施しており、独自の上乗せや区分設定などは行っていない。

また、補助金額が増加傾向であるのは、保護者負担の軽減等を図るため、国基準の補助単価が引き上げられたこと、及び多子世帯の負担軽減が拡充されたことなど、国基準の改定が大きく影響している。

(補助制度の概要)

平成 25 年度の保護者に対する補助金額は、世帯収入(所得)や世帯構成により、次のとおり異なっている。

【第 1 子又は兄・姉が幼稚園に同時就園している場合に該当する園児】 (単位：円)

補助対象世帯	年収(目安)	区分	補助金額
生活保護世帯		第 1 子	229,200
		第 2 子	268,000
		第 3 子以降	308,000
市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯を含む)	～約 270 万円	第 1 子	199,200
		第 2 子	253,000
		第 3 子以降	308,000
市町村民税所得割課税額 77,100 円以下世帯	～約 360 万円	第 1 子	115,200
		第 2 子	211,000
		第 3 子以降	308,000
市町村民税所得割課税額 211,200 円以下世帯	～約 680 万円	第 1 子	62,200
		第 2 子	185,000
		第 3 子以降	308,000
上記区分以外の世帯	約 680 万円～	第 3 子以降	308,000

【兄・姉が小学校 1 年生から 3 年生の場合に該当する園児】 (単位：円)

補助対象世帯	年収(目安)	区分	補助金額
生活保護世帯		第 1 子	-
		第 2 子	249,000
		第 3 子以降	308,000
市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯を含む)	～約 270 万円	第 1 子	-
		第 2 子	226,000
		第 3 子以降	308,000
市町村民税所得割課税額 77,100 円以下世帯	～約 360 万円	第 1 子	-
		第 2 子	163,000
		第 3 子以降	308,000
市町村民税所得割課税額 211,200 円以下世帯	～約 680 万円	第 1 子	-
		第 2 子	114,000
		第 3 子以降	308,000

(出典：尼崎の教育)

(監査の結果及び意見)

私立幼稚園就園奨励補助金について、国基準との整合性、審査手続の妥当性を確認するため、補助金交付要綱を閲覧し、事業の内容、事務手続及び他都市の状況をヒアリングした結果、特に指摘すべき事項はなかった。

要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費

要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費(以下「就学援助費」)の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【就学援助費の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
扶助費	240,345	233,490	224,418
人件費			
職員人件費	13,099	14,209	15,179
嘱託等人件費	1,919	1,976	2,116
合計	255,363	249,675	241,713

(目的)

日本国憲法第 26 条「教育を受ける権利と受けさせる義務」及び教育基本法第 4 条「教育の機会均等」と定められており、また、学校教育法第 19 条では「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されている。

そのため、市では「就学困難な児童及び生徒に対する就学援助費の支給に関する要綱」(以下「就学援助費支給要綱」)を定め、経済的な理由により就学困難な市立小中学校の児童・生徒の保護者に対して、学用品等教育費の一部を援助し、義務教育の円滑な実施に資することを目的として就学援助を行っている。

【日本国憲法】

第 26 条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

【教育基本法】

第 4 条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

【学校教育法】

第19条

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

(支給対象者)

市立学校に在籍している児童及び生徒の保護者のうち、次に該当する者(就学援助費支給要綱第2条)。

分類	支給対象者
要保護	・生活保護を受けている者
準要保護	次のいずれかに該当する者 ・前年度又は当該年度において、児童扶養手当の支給を受けた者 ・前年分の世帯の所得合計が、基準額以下の者(所得基準) ・その他教育委員会が特に必要があると認められる者 (例) ・生活保護の停止又は廃止 ・保護者の離婚、別居(実質母子など) ・生計維持者の死亡 ・生計維持者等の失業 ・被災した世帯 ・東日本大震災による被災者

上記の準要保護者の所得基準額は、次のとおりである。

【所得基準額】

(単位：円)

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上1人増すごとに
所得基準額	1,855,000	2,388,000	2,858,000	3,095,000	3,552,000	457,000
特別支援学級用(目安)	4,170,000	5,386,000	6,499,000	7,564,000	8,628,000	1,064,000

(援助の種類(支給品目)及び支給金額)

(単位：円)

校種別等 支給品目	小学校		中学校	
	要保護	準要保護	要保護	準要保護
学用品費、 通学用品費	×	1年 11,420	×	1年 22,320
		2~6年 13,650		2~3年 24,550
新入学学用品費	×	1年 20,470	×	1年 23,550
修学旅行費	6年 *21,190	6年 *21,190	3年 *57,290	3年 *57,290
宿泊訓練費	×	6年 *3,570	×	1・2年 *6,010
校外活動費	*1,550	*1,550	*2,240	*2,240
体育実技 用具費			×	*7,510
			×	*51,940
通学費	×	実費	×	実費
学校給食費	×	実費		
医療費	窓口負担額	窓口負担額	窓口負担額	窓口負担額

(注) 「*」は、記載金額の範囲内での実費額。「×」は、教育扶助費として支給される。

また、過去3年間の支給品目別就学援助費実績額は、次のとおりである。

【支給品目別就学援助費実績額】 (単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学用品費・通学用品費	122,464	119,861	114,249
新入学学用品費	33,133	32,801	29,694
修学旅行費	70,613	67,207	67,493
宿泊訓練費	4,888	4,793	4,275
校外活動費	7,620	7,039	7,123
体育実技用具費	1,568	1,729	1,515
通学費	59	60	69
合計	240,345	233,490	224,418

(注) 学校給食費及び医療費は、準要保護児童給食費等扶助費より支給される。

(申請)

就学援助費の支給を受けようとする保護者は、「就学援助申請書」に支給対象者に該当することを証する書類を添え、学校長経由で市教育委員会に申請を行う。

市教育委員会は、当該申請に対して必要な審査を行い、審査結果として「就学援助費審査結果通知書」を校長経由で、保護者に送付される。

(支給方法)

就学援助費は、年3回(7月、12月、3月)に分けて支給されるが、学校諸費(学校給食費及び医療費を除く支給品目)、学校給食費及び医療費の支給先は、次のとおり異なっている。

【支給品目ごとの支給方法】

支給品目	支給方法
学校諸費()	保護者の預金口座(就学援助申請書に記載)に振り込む。
学校給食費	学校長又は尼崎市学校給食協会に直接支払う。
医療費	受診した医療機関又は薬局からの請求に基づき、当該医療機関等に直接支払う。

()学校諸費に未納がある場合は、学校長名義の預金口座に振り込まれ、未納額に充当された後の残額が、保護者に入金される。

以上より就学援助費のうち、要保護者の生活扶助費及び準要保護者の学校諸費は、一旦保護者の預金口座に振り込まれるため、学校徴収金(「6.学校往査(2)学校徴収金」参照)として、保護者から徴収することとなる。

(認定者数の推移)

就学援助費の過去3年間の認定者数の推移は、次のとおりである。

区分		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		認定者数	認定割合	認定者数	認定割合	認定者数	認定割合
小学校	要保護	890	3.9%	870	3.9%	872	4.0%
	準要保護	4,776	20.9%	4,567	20.4%	4,473	20.2%
	小計	5,666	24.8%	5,437	24.3%	5,345	24.2%
中学校	要保護	569	5.6%	533	5.2%	530	5.2%
	準要保護	2,682	26.2%	2,685	26.0%	2,483	24.3%
	小計	3,251	31.8%	3,218	31.2%	3,013	29.5%
合計	要保護	1,459	4.4%	1,403	4.3%	1,402	4.3%
	準要保護	7,458	22.5%	7,252	22.2%	6,956	21.6%
	小計	8,917	26.9%	8,655	26.5%	8,358	25.9%
児童数		22,871		22,381		22,054	
生徒数		10,237		10,316		10,214	
児童・生徒合計		33,108		32,697		32,268	
参考(文部科学省ホームページより)							
全国	要保護	152,060	1.54%	152,947	1.54%		
	準要保護	1,415,771	14.07%	1,399,076	14.10%		
	小計	1,567,831	15.58%	1,552,023	15.64%		

(出典：尼崎の教育)

上記のとおり市の就学援助費の認定割合は、約26%と児童・生徒の4人に1人が援助を受けており、全国平均に比べて高い水準となっている。

(監査の結果及び意見)

(ア)就学援助費(学校諸費)に関する事務の学校長委任の採用について(意見)

就学援助費のうち学校諸費については、未納が生じない限り、保護者の預金口座に振込がされる(就学援助費支給要綱第6条第3項)。

しかしながら、保護者に支払われた学校諸費は、結局学校徴収金として学校が保護者から徴収する必要があり、未納等による徴収事務に多大な労力を要することが想定される。

市は、学校徴収金の管理が各学校の責任下にあることから、就学援助の認定を受けているにも関わらず学校徴収金が未納となっている人数の把握等を行っているが、今回の監査で訪問した学校では、年度途中ではあるが、未納者の過半数が就学援助費の受給者であった事例もあった。

さらに、結果的に徴収されたが学校徴収金の徴収や管理に多大な労力や時間をかけているという教員の声も聞かれた。

教員が、徴収や管理事務に労力や時間を割いてしまい、授業の準備や生徒指導が犠牲になることは、結果的に児童・生徒の教育環境の悪化につながってしまうと考えられる。

さらに、徴収や管理事務は、教員の本来的な業務以外で教員に精神的・体力的な負担を強いるものである。

そのため、現在 25% を超える市の就学援助認定率を考えれば、就学援助費を保護者に支払うのではなく、学校へ直接支払うように変更すれば、教員の事務負担の軽減及び未納者の削減が図られると考えられる。

現に、就学援助に関する事務(請求・受領・戻入・充当)について申請時に学校長に委任(学校長委任)する事項を設けている自治体もあり、市も同様に就学援助申請書に学校長委任に関する事項を設けるなど、就学援助費に関する事務の学校長委任の実施を検討すべきである。

(イ)振込指定口座名義人の確認の実施について(意見)

市では、就学援助申請を行う場合、申請者は、申請者以外の第三者名義の金融機関口座を指定することができることになっている。

このような第三者名義の口座を振込先口座とすることについて、例えば父親が申請者であるが、家計を管理している母親の口座を振込口座としている事例等もあり、それ自体の必要性はあると考えられる。

しかしながら、任意に抽出した 3 校の平成 25 年度の就学援助申請書を閲覧したところ、1 件ではあるが申請者及び申請者の家族以外の第三者名義の銀行口座が振込先口座として指定されていた。

これについて市では、申請者と第三者との関係等について確認しているとのことであったが、特に申請書上では確認した証跡は残っていなかった。

この点、第三者名義の口座を振込先口座として指定することで、就学援助費が借金の返済など本来の目的とは異なる用途に充てられるおそれもある。

そのため、申請者と振込先口座として指定された口座名義人の関係が、就学援助申請書上明らかでない場合は、市は、振込先として指定された口座名義人と申請者との関係の確認をこれまでと同様に徹底するとともに、確認した証跡を残すべきである。

修学援助金交付金

修学援助金交付金(以下「修学援助金」)の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【修学援助金の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
負担金補助及び交付金	113,063	110,564	111,914
人件費			
職員人件費	5,799	7,860	8,417
合計	118,862	118,424	120,331

(目的)

経済的理由によって高等学校等の在生徒の修学を続けさせることが困難な保護者に対して、修学継続の一助となる支援をするため、修学援助金を交付する事業である。

(交付要件)

尼崎市内に居住している保護者(在生徒を現に扶養する者)のうち、次のいずれかに該当し、当該保護者又は在生徒が他から修学援助金に相当する資金の給付を受けていない者に対して交付する。

- ・生活保護法に基づく保護
- ・市民税の非課税又は減免
- ・国民年金の保険料の納付義務の免除
- ・国民健康保険の保険料の減免又は徴収の猶予
- ・児童扶養手当の支給
- ・公共職業安定所への求職の申込みの受理
- ・前年分の所得が次の基準額以下

【所得基準額】

世帯人員数	基準額
2人	1,810,000円
3人	2,264,000円
4人	2,740,000円
5人	3,082,000円
6人	3,476,000円
7人以上	一人増すごとに394,000円を加算した額

・世帯人員のいずれかが障害者である場合の基準額は、上記基準額に、障害者1人につき300,000円を加算した額とする。
・世帯人員数とは、対象生徒、その保護者及びその保護者が扶養する者の人数をいう。

(出典：尼崎市修学援助金交付規則)

(交付金額)

在学生徒 1 人につき、月額で次に定める額が交付される。

区 分	金 額
国公立高等学校、高等専門学校 1～3 年生	5,000 円
私立高等学校、高等専門学校 4・5 年生、各種学校(朝鮮高級学校)	6,000 円

(出典：尼崎市修学援助金交付規則)

(交付申請)

保護者は、修学援助相当資金の給付を受けていないことを誓約し、かつ市教育委員会が、その事実を確認するために必要な情報を取得することに同意した上で、「尼崎市修学援助金交付申請書」に次に掲げる書類を添えて市教育委員会学務課に提出する。

- ・ 在学証明書
- ・ 該当要件に関する必要書類(市民税非課税証明書等)
- ・ 住民票(申請者)の写し又はこれに代わるべき書類
- ・ その他市教育委員会が必要と認める書類

学務課では、交付対象者となる要件を満たしているかどうか申請書の記載内容と添付書類で確認、審査し、審査結果を交付決定通知書等により保護者に通知する。その後、保護者が指定する口座に交付金を振り込む。

(監査の結果及び意見)

(ア)修学援助金及び就学援助費の各所得基準額の算定根拠について(意見)

就学援助費(小・中学校)及び修学援助金(高等学校)の各所得基準額は、生活保護で示されている世帯モデル((例)3人世帯：夫33歳、妻29歳、長女4歳)を基に設定し、平成25年度の生活保護基準額に一定倍率を乗じた金額を総収入額として算定される給与所得額としている。

しかしながら、平成25年度の各所得基準額を比較すると、生活保護基準額に乘じる倍率が就学援助費1.4倍、修学援助金1.2倍と異なっているため、制度間でバラつきが生じている。

【所得基準額の比較】

(平成 25 年度、単位：千円)

項 目		就学援助費	修学援助金
収入基準		世帯	扶養者
世帯 人員	2 人	1,855	1,810
	3 人	2,388	2,264
	4 人	2,858	2,740
	5 人	3,095	3,082
	6 人	3,552	3,476
	7 人以上 1 人増えるごとに	457	394

就学援助費の倍率は、昭和 31 年の制度導入時より 1.5 倍とされてきたが、平成 15 年の尼崎市経営再建プログラム策定時に見直され、平成 15 年度より 1.4 倍となっている。

一方、修学援助金の倍率は、昭和 52 年の制度導入時では世帯人数に応じて概ね 1.2 倍から 1.3 倍とされてきたが、平成 4 年度の生活保護基準額改定に伴い、平成 5 年度から世帯人数に関わらず 1.2 倍となっている。

所得基準額を算定するための根拠(生活保護基準額、倍率等)については、経済的理由によって就学(修学)困難な児童・生徒の保護者を援助するという趣旨や市の財政状況等を総合的に勘案して、市教育委員会が決定すべきものである。

しかし、当時の所得基準額の決定過程について確認したところ、決裁は行われていたが、倍率の算定根拠及び見直し基準などが明確に定められておらず、策定時にどのような考え方にに基づき、倍率が決められたのかについて不明である。

就学援助費及び修学援助金の所得基準額の算定根拠及び見直し基準が定められないまま現在も運用されていることは、市民、制度利用者及び今後の制度利用者に対する説明責任の観点から問題である。

そのため、市教育委員会は、市の財政状況や将来負担も勘案した上で、所得基準額の算定根拠すなわち、生活保護基準額を基礎とすること、それに対する倍率の算定根拠及びその見直し基準を策定すべきである。

(イ)生活保護基準額の算定項目の相違について(意見)

既述のとおり、就学援助費及び修学援助金の所得基準額は、生活保護で示されている世帯モデルの生活保護基準額を基に算定されている。

この生活保護基準額は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、期末一時扶助等の項目から構成されており、住宅扶助を除き、世帯構成員の年齢や世帯人数、住所地等により一律に決定される。

住宅扶助は、次のとおり、採用し得る金額が複数設定されている。

【生活保護基準改定表における住宅扶助金額】（平成 24 年 4 月 1 日現在）

基準額(円/月)	市限度額(円/月)	県限度額(円/月)	
13,000	42,500	6人以下	55,300
		7人以下	66,400

() 生活保護費の支給において、住宅事情等によりやむを得ない場合、特別基準としての市限度額又は県限度額(基準額超過部分は国庫補助対象外)を適用することがある。

上記の相違について、市教育委員会に確認したところ、就学援助費は昭和 31 年の制度導入時の住環境を勘案し、住宅に係る最低限の扶助を確保する目的で、住宅扶助に係る生活保護の基準額である 13,000 円が採用されたが、昭和 52 年に導入された修学援助金は、市限度額である 42,500 円を採用したためとのことであり、明確な根拠はなかった。

繰り返しとなるが、両制度とも、経済的理由によって就学(修学)困難な児童・生徒の保護者に対する援助を目的とするものであり、相違理由を明確に説明できないのであれば、生活保護基準額は同一の金額を用いるべきである。

住宅扶助金額の相違による両制度の所得基準額(年額)の影響額を試算すると、354 千円((42 千円 - 13 千円) × 12 月)となり、仮に住宅扶助金額が同一であったならば、就学援助費において認定されるべき申請者が認定されていない、あるいは修学援助金において申請者が過大に認定されていることとなる。

そのため、市教育委員会は両制度に係る生活保護基準額の算定基礎を早急に見直し、両者の統一を図る必要がある。

(ウ)所得基準額の設定方法の統一について(意見)

「(ア)修学援助金及び就学援助費の各所得基準額の算定根拠について」及び「(イ)生活保護基準額の算定項目の相違について」で記載のとおり、就学援助費と修学援助金は、生活保護基準額に乗じる倍率及び住宅扶助金額に相違があるものの、その他の算定基礎は同一であるため、所得基準額は同様の考え方に基づいていると考えられる。

しかしながら、就学援助費は世帯の所得合計金額であるのに対し、修学援助金は生徒を現に扶養する者(保護者)のみの所得金額により、それぞれ認定の要否を判断しており、両制度の所得基準額の対象範囲が異なっている。

しかしながら、両制度とも経済的理由によって就学(修学)困難な児童・生徒の保護者に対する援助が目的であるため、世帯全員の所得金額により援助の要否を判断すべきであると考えられる。

そのため、修学援助金の所得基準額の対象範囲を世帯の所得合計金額とすべきである。

(エ)申請後の就職状況の確認について(意見)

修学援助金は、申請時点で失業中の保護者については、公共職業安定所への求職の申込が受理されていることが交付要件の一つであるが、尼崎市修学援助金交付規則では、その後の就職状況の確認について触れられていないため、市教育委員会は、申請時点で当該要件を充たしていれば、その後の就職状況を問わない運用としている。

修学援助金は、経済的理由により在校生徒の修学に不利益が生じないようにするための制度であり、その趣旨から鑑みれば、経済的理由が解消されたのであれば、修学援助金を保護者に交付する必要はなくなる。

市教育委員会は、公共職業安定所への求職申込の受理が要件に該当する場合は、その後の就職状況を確認するよう、尼崎市修学援助金交付規則の規定を見直し、真に修学に支障をきたしている在校生徒を援助する制度設計を行う必要がある。

(オ)課税証明書の原本入手又は原本確認について(意見)

平成 25 年度の修学援助金交付申請書及び添付書類を閲覧したところ、課税証明書のコピーが添付されているものが散見されたが、市教育委員会では申請者の便宜を考慮してコピーの提出も認めているとのことであった。

しかしながら、改竄等による不正受給等を防止する観点から、原本を入手する又は原本確認をした後コピーするなどの確認証跡を残す等、適切な対応方針を定め、その実施を徹底するよう運用方法を改善すべきである。

(カ)必要書類の入手漏れについて(結果)

平成 25 年度の修学援助金交付申請書及び添付書類を閲覧したところ、在学証明書に押印が無いにも関わらず申請が受理されているものが 1 件あった。

これは、申請時点で担当者は、押印が無い在学証明書であることを認識しており、後日押印済の在学証明書を提出するよう申請者に求めていたが、その後の受領確認を失念していたため、結果的に押印が無い在学証明書のまま申請受理を行ってしまったとのことである。

この点、市教育委員会では、高等学校に電話で確認し、生徒が在籍していることを確認しているとのことであるが、申請時の必須の提出書類であり、正式な書類を入手するよう運用を徹底する必要がある。

(9) 体験活動

トライやる・ウィーク推進事業費

トライやる・ウィーク推進事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【トライやる・ウィーク推進事業費の推移】 (単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
委託料	14,550	14,790	15,286
人件費			
職員人件費	1,855	864	896
合計	16,405	15,654	16,182

(概要及び目的)

他者と協力・協働して社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し問題を解決する能力等を育成するため、次の社会体験活動等を実施することで、生徒のキャリア支援・知育偏重教育の是正・共に生きる心や感謝の心の育み・自律性の向上など「生きる力」の育成を図ることを目的とした事業であり、平成10年度から兵庫県教育委員会が主体となって、全国に先駆けて行われている。

【実施内容】

実施項目	実施内容
トライやる・ウィーク	中学2年生が、自らの興味・関心のある分野や将来就きたい職業などの体験活動を、学校を離れて5日間実施する。 なお、受入先は地域の協力によりボランティアで行われている。
トライやる・アクション	既存の地域行事の一部や新たな行事を中学生が企画し主体的に参加・運営する。

(実施対象)

市立の全中学校2年生、尼崎養護学校中等部2年生

(委託内容)

当該事業は、各推進委員会(各学校毎に組織)に委託しており、委託料は保険代金、交通費等の支払いに充てられる。

各推進委員会は、市教育委員会に対して、年度初めに活動計画書、12月末に活動報告書を提出する。また、本事業の成果の検証等を目的として、必要に応じてアンケート調査等を行っている。

(監査の結果及び意見)

トライやる・ウィーク推進事業について、適切に運営・実施されていることを確認するため、平成25年度の若草中学校、中央中学校の活動報告書及びアンケート調査結果等の書類を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

小学校体験活動事業費

小学校体験活動事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【小学校体験活動事業費の推移】

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
委託料	81,661	79,503	76,784
人件費			
職員人件費	4,516	4,005	3,666
合計	86,177	83,508	80,450

(目的)

学習の場を教室から自然の中に移し、様々な体験活動を通して、自然や環境に対する豊かな感受性や畏敬の念を育み、自然環境の多様さや大切さ、命の営みを感じさせるとともに、集団生活のなかでの連帯感や人間関係を深め、社会性や自立心を育むことを目的としている。

(事業内容)

小学校体験活動事業では、小学3年生を対象とした、地域の田畑や川・公園に出かけ田植えや自然観察等の体験を年3回以上実施する「環境体験事業」及び小学5年生を対象に4泊5日以上宿泊体験を実施する「自然学校推進事業」の2つの事業が行われている(小学校自然体験事業実施要項(以下「実施要項」))。

(運営方法)

各学校に校長を会長とした実行委員会を設置し、実行委員会は環境体験事業と自然学校推進事業の趣旨や系統性、関連性を踏まえ、各校の実情に応じ、創意工夫を生かした取組実施計画書及び事業見積書等を、市教育委員会に提出し、市教育委員会と委託契約を締結する。

事業実施後、実行委員会は、活動報告書及び収支精算書等を作成し、市教育委員会に報告する。

(監査の結果及び意見)

(ア)環境体験事業の活動報告書の記載内容の充実について(意見)

実施要項上、環境体験事業は、年3回以上行うよう定められており、各実行委員会は活動報告書に活動内容や実施回数等を記載し、市教育委員会に提出する。

そのため、各実行委員会の環境体験事業の活動報告書を閲覧し、活動内容及び実施回数を確認したところ、活動報告書の記載内容が乏しく、活動内容や実施回数が不明瞭な事例があった。

次表は、活動報告書から記載内容が充実している事例と記載内容が乏しい事例の抜粋である。

【記載内容が充実している事例】					
(A 小学校)					
テーマ	自然に親しみ、人とのつながりを知る。				
校外体験活動	月 日	活動内容			活動場所
	6月5日	藻川にすむ魚や水生生物の採集・観察			藻川
	6月10日	田植え体験			校区の水田
	9月20日	稲刈り体験			校区の水田
	10月4日	猪名川の河原で生き物、植物観察			猪名川自然林公園
11月27日	尼崎 21 世紀の森で木の観察、自然との触れ合い			尼崎 21 世紀の森公園	
学習内容	活動場所	里山	田畑	水辺	地域
	該当に1を記入(複数可)		2	1	2
活動回数	回数	3回	4回	5回	6回以上
	該当に1を記入			1	

【記載内容が乏しい事例】					
(B 小学校)					
タイトル	活動内容				
身近な自然に触れよう	本校の校庭には、145種類約3,000本の樹木がある。その樹木を利用すべく、ゲストティーチャーを招いてネイチャーゲームを行った。そのなかで、植物が生き、子孫を増やすための智恵等を学びまた四季の変化に気づかせた。				
学習内容	活動場所	里山	田畑	水辺	地域
	該当に1を記入(複数可)		2	1	2
実施回数	回数	3回	4回	5回	6回以上
	該当に1を記入			1	

A 小学校の事例は、活動内容及び回数が明確に把握できるのに対し、B 小学校の事例は、いつ、どのような活動を何回実施したかについて把握できない。

上記については、そもそも記載様式も異なっているが、この点について、市教育委員会に確認したところ、平成 25 年度より活動報告書の様式を変更しており、A 小学校は前年度の旧様式、B 小学校は今年度の新様式を用いているため、様式が異なった結果、記載内容に相違が生じてしまっているとのことであった。

しかしながら、各校に環境体験事業の活動報告書の提出を義務付けている趣旨は、各校の実際の活動内容及び回数を把握し、事業目的に沿った活動の実施がなされていることを確認するためであり、当該趣旨を鑑みれば、学校は活動内容と実施回数が明確に把握できる程度の記載を行うべきであり、市教育委員会も活動報告書を確認し、記載内容や実施回数の記載が不明瞭な事例については、学校に再提出を要請するなどの対応を行うべきである。

なお、活動報告書の旧様式には、月日、活動内容、活動場所を記載する項目が設けられていることから、旧様式の方が記載内容の充実が図られると考えられるため、様式についても変更を行うことが望まれる。

(10) 学校園の施設維持管理

施設維持管理事業費

施設維持管理事業費の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【施設維持管理事業費の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費	144	138	117
需用費	882,537	879,840	943,607
役務費	24,320	24,560	25,281
委託料	125,934	151,870	142,103
使用料及び賃借料	18,015	15,916	15,634
その他	823		
人件費			
職員人件費	13,116	21,202	16,698
嘱託等人件費	24	2,176	2,921
合計	1,064,913	1,095,702	1,146,361

(事業内容)

学校施設の経年劣化が進んでいる学校園が多く、良好な教育環境の確保に向け、必要な維持管理を行う事業である。

小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び特別支援学校の維持管理が対象となり、それぞれの年度別事業費(人件費除く)の内容は、次のとおりである。

【年度別事業費の推移】 (単位：千円)

年度	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	特別支援学校	合計
平成 23 年度	571,446	252,491	160,451	52,877	14,509	1,051,774
平成 24 年度	570,958	263,875	169,180	53,567	14,744	1,072,325
平成 25 年度	607,817	262,597	187,637	52,917	15,773	1,126,742
合計	1,750,221	778,963	517,268	159,361	45,027	3,250,841

また、事業費の多くは学校で使用する電気料、ガス料等の需要費であり、平成 25 年度の内訳は、次のとおりである。

【平成 25 年度事業費内訳】 (単位：千円)

項目	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	特別支援学校	合計
電気料	191,420	101,120	96,257	3,988	6,242	399,026
ガス料	158,442	58,316	14,711	4,296	3,121	238,885
水道料	82,453	16,783	18,106	1,895	1,863	121,101
下水道料	73,631	26,627	6,493	1,401	1,259	109,413
修繕料	44,792	27,420	42,098	25,974	1,820	142,104
委託料	28,092	15,874	3,989	3,363	789	52,107
その他	28,986	16,457	5,984	11,999	679	64,105
合計	607,817	262,597	187,637	52,917	15,773	1,126,742

委託料は、主として警備業務、設備の定期点検業務である。

(出典：施設課作成データを入手し、監査人が加工)

(監査の結果及び意見)

施設維持管理事業について、支出額の決裁状況、及び金額が適切に計上されているかどうかについて確認するため、平成 25 年度の武庫東小学校、立花中学校及び武庫南幼稚園の支出額について、契約書、請求書等の閲覧を行った結果、特に指摘すべき事項はなかった。

・心のケア・心の教育の充実

市は、子どもの生きる力を育むために、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健全な体づくりの実現をめざす学校教育が展開されるまちを目指している。

そのため、「心のケア・心の教育の充実」では、道徳教育の充実やいじめや不登校等の未然防止への取組等を重視している。

(1) 監査の対象とした事業

今回の監査において、まず各事業について、事業内容をヒアリング又は資料の閲覧によって理解を行い、そのうち次の基準によって監査対象とする事業を選定した。

(A)：事業費 10 百万円以上の事業。

(B)：事業費は少額だが、事業内容等から有効性・効率性・経済性が十分に考慮されているかどうかについて監査すべきと判断したもの。

選定した事業は、次のとおりである。

区分	事業名	分類
心の教育	こころの教育推進事業費	(B)
	不登校対策事業費	(A)
	心の教育相談事業費	(A)

(2) 心の教育

こころの教育推進事業費

こころの教育推進事業費の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【こころの教育推進事業費の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費	554	475	299
需用費	1,502	1,331	1,385
人件費			
職員人件費	2,742	3,063	1,874
合計	4,798	4,869	3,558

(事業内容)

こころの教育推進事業は、各中学校において、生徒が自他の生命や人格を尊重し、夢や希望をもって生きることの大切さや、法やきまりの意義を理解し尊重する心を育むとともに、保護者や地域が一体となり、道徳的課題について学び、考

える機会の充実を図ることを目的として、生徒向け及び保護者・地域向けの講演会を実施している。さらに、その取り組みの充実を図るため、道徳の生徒用教材図書及び教師用指導書等を購入している。

なお、平成 25 年度までは、中学校のみが事業対象であったが、平成 26 年度より、事業対象を小学校まで拡大している。

(講演会の開催実績)

各中学校は、「生命を尊重する心(以下「生命尊重」)」及び「規範意識」の趣旨に基づき、各校の実情に合うテーマを独自に設定及び講師を選定し、講演会を実施している。

平成 25 年度に、各校で実施した講演会の内容(テーマ)は、次表のとおりである。

【平成 25 年度の講演会の内容】

中学校名	生徒対象		保護者・地域対象
	生命尊重	規範意識	
成良	自他の生命を尊重する心	地震災害からの教訓を生かした規範意識	人間としての生き方や生命を尊重する心の育成
中央	生命誕生、性感染症、思春期のからだ心	尼崎市、兵庫県における犯罪、事件について	間違った性に関する知識について
日新	点字、手話、車イス体験	携帯電話の危険性と安全な使い方	思春期の心と体
小田南	感謝の気持ち、人間関係づくり	夏休みの過ごし方、携帯やラインの危険性	人権・同和教育の推進
若草	妊娠、出産、性感染症	少年非行の防止、劇団の演劇	妊娠、中絶、性感染症
小田北	デート DV	ケータイ安全教室	障がいのある方に向き合う
大成	携帯、スマホと命の危機	規範・ルール/思いやり	性に関する助言・指針
大庄	自他の生命を大切にすること	たばこ、覚せい剤、誘惑に負けない心	自転車安全運転教室
大庄北	命の大切さ、生命の尊さ	ルールや規則を守る	子どもたちが安全に暮らせる社会の実現のために
啓明	思春期の心と体の変化	各国の道徳観、規範意識と継続性	児童生徒の自尊感情を育む教育
立花	自他の生命を大切にすること	正しい言動行動、約束や決まりを守る	社会人としての適切な言葉遣い
塚口	思春期の心と体の変化/性に関する講演	ケータイ、スマホの落とし穴	子育てを中心とした体験型研修
武庫	思春期の心や体の変化	携帯電話による設定の重要性	PC、携帯電話によるトラブル
南武庫之荘	性教育に関する知識	交通ルール	ネット犯罪からの被害防止
武庫東	かけがえのない命を大切にすること	携帯電話トラブル	思春期の生徒の健全な育成
常陽	自転車の正しい交通ルール	携帯電話、インターネット	子ども理解の子育て

園田	こころとからだを大切に	正しい携帯電話の使い方	こどもの感情コントロール
園田東	性に関する講演	道徳教育を通じた規範意識	ネットトラブル
小園	いのちの大切さ	携帯トラブル、個人情報漏洩トラブル	「性」と「いのち」

(出典：市作成資料)

(監査の結果及び意見)

(ア)講演会の実施テーマについて(意見)

上表の【平成 25 年度の講演会の内容】に記載のとおり、南武庫之荘中学校で開催された「交通ルール」や、大庄中学校で開催された「自転車安全運転教室」など、複数の中学校で交通ルールに関する講演会を開催しているが、市に確認したところ、交通ルールに関する講演会は、ルールを守るという規範意識を念頭においた講演会であり、心の教育にも通じるテーマであるとのことであった。

しかしながら、このテーマの講演会は、総務局生活安全課所管の交通安全教育指導事業で実施された交通ルールに関する講演会と同一開催であり、尼崎市は交通事故が多いという現状に鑑み、生徒に交通安全を意識させ、生徒の安全を確保することを目的に開催されたものである。

こころの教育推進事業の趣旨である学校の道徳教育を補完するという視点からは、交通ルールは同事業として開催される講演会のテーマとして適切か否かについて疑念が残る。

そのため、こころの教育推進事業としてふさわしい講演会であるか否かに関しては、慎重に判断し、事業の趣旨に即した講演会の開催が望まれる。

(イ)実施報告書の未提出について(結果)

市作成の「こころの教育推進事業実施要項」によれば、講演会実施後、各校は 2 週間以内に市教育委員会へ実施報告書を提出することとされている。

学校は実施報告書を作成し、講演会の内容の振り返りを行うことで、同事業の目的が達成できたかどうかについて、その成果を検証し、さらに今後の課題を明確にすることができる。一方で、市教育委員会も、講演会の成果を確認し、事業費が有効に活用されているかどうかの判断を行うことができると考えられる。

ここで、平成 25 年度に開催された講演会の実施報告書について、監査人の依頼により市が取りまとめた一覧表を閲覧したところ、次の 2 校について実施報告書が作成されていなかった。

【実施報告書未作成校】

中学校名	開催日	内容
立花	平成 25 年 7 月 9 日	自他の生命を大切にすること
小田北	平成 26 年 2 月 21 日	ケータイ安全教室

上記の 2 校は、実施報告書の作成を失念していたとのことであるが、市教育委員会においても、実施報告書の提出状況を確認していなかったため、一覧表を作成して初めて未提出であることが発覚したものである。

上述のとおり、実施報告書は、講演会の成果を検証することで、今後の講演会の課題の明確化や、事業費を有効活用されているかどうかの判断に資する重要な書類である。

そのため、学校は講演会の実施後速やかに実施報告書を作成し、市教育委員会への提出を徹底し、市教育委員会は、各校から提出される実施報告書が提出されていない場合は、学校に対して提出を求めるべきである。

(ウ)実施報告書の記載内容について(意見)

平成 25 年度開催の講演会について、実施報告書を閲覧したところ、実施報告書の記載内容が乏しく、学校での成果の検証や課題の明確化が適切に行われていないと思われる事例があった。

次表は、実施報告書から、適切と思われる事例と不適切と思われる事例の抜粋である。

【適切な事例】			
(A 中学校)			
実施日時	平成 25 年 12 月 4 日 (水) 13:20 ~ 14:40	教科・領域	(省略)
講師氏名	(省略)	講師職種・所属	(省略)
目的	性教育に関する知識を深める		
内容	2 年生、教職員、保護者を対象として講演を行う。「思春期のからだところ」をテーマに、性感染症の予防、男女交際のあり方、命を大切にすることはどういうことか、といったことを考えさせる。		
成果と課題	本講演では、DVD 鑑賞や講師による講和を通し、性に関する正しい知識を生徒らや保護者に伝えることを目的とした。特に、性感染症については重点的に指導した。生徒らは熱心に講師の話に耳を傾けていた。また、保護者の参加も例年より多く、意識の高さが伺えた。講演後に行ったアンケートでは、「よくわかった」「わかった」を含めると 8 割以上であった。特に性感染症の危険性は十分理解できたようだった。しかし、生徒らの感想文に目を通すと、内容が難しかったという意見が多く、特に男子生徒の感想文に多くみられた。今後も継続して指導を行っていきたい。		
評価	()良かった。 ()ふつう。 ()悪かった。	参加人数	(省略)
(省略)とした箇所も、実際には記載されている。			

【不適切な事例】

(B 中学校)

実施日時	平成 25 年 7 月 17 日 (水) 11:35 ~ 12:20	教科・領域	(省略)
講師氏名	(省略)	講師職種・所属	(省略)
目的	夏休みの過ごし方・携帯の使用について		
内容	特に携帯での被害事案やラインの危険性について		
成果と課題	真剣な態度で聞いていた		
評価	()良かった。 ()ふつう。 ()悪かった。	参加人数	(省略)

(省略)とした箇所も、実際には記載されている。

A 中学校の事例は、講演会の実施により十分な成果があったことが伺え、講演会の難易度の設定という次回への課題も明確にされている。

一方で、B 中学校の事例は、講演会の実施による成果と課題について一切触れられておらず、講演会の様子を描写しているのみである。

さらに、当該実施報告書は、市教育委員会も確認していたが、同校に対して再提出を求めるなどの指導は特に行っていなかった。

実施報告書を適切に作成し、講演会の内容を振り返り成果や課題を認識することで、次回の講演会に活かすことができ、「生命尊重」と「規範意識」をより高める講演会を実施できると考えられる。

そのため、各校は、実施報告書に実施された講演会の成果と課題の明確化について、十分な記載を行うべきである。

さらに、当該事例は、各校間の心の教育に対する意識の高さの違いが顕著に表れており、心の教育のみならず、学校教育の質にも差が生じている可能性がある。

以上より、市教育委員会は、実施報告書を閲覧し、不適切と思われる記載事例について、学校側に再提出を求めるなどの対応を行うべきである。

不登校対策事業費

不登校対策事業費の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【不登校対策事業費の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費	827	577	405
需用費	491	434	1,130
役務費	78	95	74
委託料	906	567	307
人件費			
職員人件費	15,402	16,648	19,387
嘱託等人件費	47,578	46,270	43,826
合計	65,282	64,591	65,129

(事業内容)

尼崎市は、小学校児童・中学校生徒の不登校の出現率が全国・県平均と比較して高い傾向にある。

不登校対策事業では、不登校児童生徒の早期学校復帰を目的として、()「不登校児童生徒対策事業」、()「はつらつ学級維持管理事業」、()「ハートフルフレンド派遣事業」の3つの事業を実施している。

なお、下記【不登校の定義】にも記載のとおり、不登校には様々な理由があり、さらに児童生徒によって原因、背景、状況なども異なっている。

学校では、不登校児童生徒の学校復帰を第一に考え、市や保護者、医療機関等と連携しながら、個人ごとに最適な方法を選択し、学校復帰を促している。

上記の3事業は、学校が実施する不登校児童生徒への対応をサポートする選択肢の1つである。

文部科学省「学校基本調査の手引」によれば、「不登校」の定義は次のとおりである。

【不登校の定義】

<p>「不登校」 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。) なお、欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合であるものとします。</p> <p>「不登校」の具体例 (イ)学校生活上の影響 いやがらせをする生徒の存在や、教師との人間関係等、明らかにそれと理解できる学校生活上の影響から登校しない(できない)。 (ロ)あそび・非行 遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。 (ハ)無気力 無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。 (ニ)不安など情緒的混乱 登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない(できない)。 (ホ)意図的な拒否 学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。 (ヘ)複合 不登校状態が継続している理由が上記具体例と複合していていずれが主であるかを決めがたい。</p>
--

(出典：文部科学省「学校基本調査の手引」から抜粋)

次に、過去3年間の尼崎市・兵庫県平均・全国平均の不登校出現率の推移は、次のとおりである。

【過去3年間の不登校出現率】 (単位：%)

小学校	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
尼崎市	0.52	0.62	0.64
兵庫県	0.25	0.25	未公表 (報告書作成時点)
全国	0.33	0.32	

中学校	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
尼崎市	4.29	3.97	4.17
兵庫県	2.76	2.56	未公表 (報告書作成時点)
全国	2.64	2.57	

不登校出現率は各年度の全校児童生徒数に占める不登校生徒の割合で算出

(出典：市作成資料)

()不登校児童生徒対策事業

市の嘱託職員である訪問指導員が、長期欠席及び不登校状態にある児童生徒に対して、学校への早期復帰を目指し、学校・関係機関・家庭等と連携し、家庭訪問を通じて、カウンセリング・学力補充・はつらつ学級への通級指導等を行う。

また、市の嘱託職員である生活指導員が、配置校を拠点に不登校傾向の児童生徒に対して、別室指導を行い、学級への復帰支援を行っている。

なお、生活指導員の配置校は、毎年各校の不登校児童生徒の数や教職員数を勘案して決定しており、平成 25 年度では、常陽中、園田中、園田東中、小園中、大庄中の 5 校を選定している。

()はつらつ学級維持管理事業

はつらつ学級は、不登校状態が続いている児童生徒のための適応指導教室であり、市の嘱託職員である、はつらつ学級指導員が、長期欠席・不登校傾向のある児童生徒に対して、自主性、自立性及び社会性を高め、学校への復帰を目指し、集団適応指導・カウンセリング・学力補充・進路支援等を行う。

はつらつ学級の過去3年間の利用状況及び学校復帰(一部学校復帰含む)の状況は、次のとおりである。

【はつらつ学級利用状況及び学校復帰状況】

	不登校児童生徒数		学校復帰	一部復帰	登校できず
	不登校児童生徒数	入級児童生徒数			
平成 23 年度	559	23	0	19	4
平成 24 年度	554	29	4	21	4
平成 25 年度	570	23	4	15	4

(出典：市作成資料)

()ハートフルフレンド派遣事業

ハートフルフレンド派遣事業は、訪問指導の1つとして、長期欠席・不登校の児童生徒と、年齢が近い学生又は社会人を公募(ハートフルフレンド)し、児童生徒と共に日々の身近な活動による心のふれあいを通じて、自主性・社会性を醸成し、学校復帰の意欲を育てている。

ハートフルフレンドは、児童生徒の不登校解消に情熱と理解を有する者が公募及び市教育委員会の審査を経て登録され、活動費として1回2時間につき2,000円の報償金を支払っている。

平成25年度のハートフルフレンドは6名であり、不登校の児童生徒9名に対して、合計136回の派遣を行っている。

(監査の結果及び意見)

不登校対策事業について、訪問指導員・生活指導員・はつらつ学級指導員・ハートフルフレンドの活動状況を確認するため、平成25年度の各活動報告書綴りから、任意に数簿冊を抽出し、閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

心の教育相談事業費

心の教育相談事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【心の教育相談事業費の推移】

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
報償費	855	831	672
需用費	238	235	200
役務費	34	34	36
委託料	1,350	1,350	1,170
使用料及び賃借料			66
人件費			
職員人件費	15,805	15,549	16,984
嘱託等人件費	19,932	19,703	20,136
合計	38,214	37,702	39,264

(事業内容)

学校及び家庭において、いじめや不登校など、教育を取り巻く問題は複雑化しており、子ども、保護者、教職員が専門のカウンセラーに対して、身近で気軽に相談できる環境の整備が必要とされている。

そのため、心の教育相談事業では、子ども、保護者、教職員が抱える悩みの解決を支援することを目的として、()「教育相談事業」、()「高等学校カウンセラー派遣事業」の2つの事業を実施している。

()教育相談事業

市教育委員会において、教育相談窓口を設置し、児童生徒・保護者・教職員からの電話相談や面談による相談を受け付けている。

相談員として、臨床心理士・学校心理士・教育カウンセラーのいずれかの資格を有する市の嘱託職員が6名配置され、相談業務にあたっている。

過去3年間の相談件数の実績は、次表のとおりであり、年間約4,000～4,500件の相談が市に寄せられている。

【相談件数の実績】

(単位：件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
電話相談件数	1,421	1,381	1,582
面談相談件数	3,066	2,599	2,847
計	4,487	3,980	4,429

(出典：市作成資料)

さらに、民間の心理療法機関に対してカウンセリング業務の一部を委託しており、委託業者は月に数回程度、教育総合センター内に出張相談所を設け、相談業務を行っている。

()高等学校カウンセラー派遣事業

教育臨床心理に関して専門的な技能や識見を有するカウンセラーを、市立の高等学校へ派遣し、研修やカウンセリングの実習を通じて、教職員の基本的なカウンセリング技能の向上を図るとともに、心の悩みを持つ生徒や保護者の問題解決を行うことを目的としている。

なお、小中学校については、別途兵庫県からカウンセラーが派遣されているため、同事業の対象となっていない。

(監査の結果及び意見)

心の教育相談事業費について、支出額の決裁状況及び金額が適切に計上されていることを確認するため、平成25年度委託料の決裁書、契約書、及び実施報告書等を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

・子どもの健康な体づくり

市は、子どもの生きる力を育むために、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健康やかな体づくりの実現をめざす学校教育が展開されるまちを目指している。

そのため、「子どもの健康な体づくり」では、学校体育の充実による子どもの体力・運動能力の向上や、食育の推進による基本的な食生活・生活環境を身につける取組等を重視している。

(1) 監査の対象とした事業

今回の監査において、まず各事業について、事業内容をヒアリング又は資料の閲覧によって理解を行い、そのうち次の基準によって監査対象とする事業を選定した。

(A)：事業費 10 百万円以上の事業。

(B)：事業費は少額だが、事業内容等から有効性・効率性・経済性が十分に考慮されているかどうかについて監査すべきと判断したもの。

選定した事業は、次のとおりである。

区分	事業名	分類
体力・運動能力の向上	尼崎高等学校第2グラウンド送迎バス委託等事業費	(A)
	尼崎高等学校運動クラブ競技力向上事業費	(A)
	課外クラブ関係事業費	(A)
基本的食生活・生活習慣の習得	小学校給食関係事業費	(A)
	給食用備品購入等事業費	(A)
	準要保護児童給食費等扶助費	(A)
	給食室整備事業費	(A)
	給食調理業務委託関係事業費	(A)
	中学校弁当推進事業費	(A)
	定時制高等学校等給食事業費	(A)
	学校保健関係事業費	(B)
児童生徒幼児健康診断事業費	(A)	

(2) 体力・運動能力の向上

尼崎高等学校第2グラウンド送迎バス委託等事業費

尼崎高等学校第2グラウンド送迎バス委託等事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【尼崎高等学校第2グラウンド送迎バス委託等事業費の推移 (単位：千円)】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
委託料	16,800	15,435	14,700
使用料及び賃借料	525	1,472	403
人件費			
職員人件費	806	785	1,629
合計	18,131	17,692	16,732

(事業内容)

市立尼崎高等学校では、学校地内に十分なグラウンドが確保できていないため、体育科の授業や放課後の運動クラブの活動は、学校から離れた第2グラウンドで行っている。

そこで、授業や運動クラブの円滑な運営を図るために、生徒を送迎するための送迎バスを市立尼崎高等学校と第2グラウンドの間で運行させている。

送迎バスの運行業務は民間業者に委託しており、民間業者は、契約時に市から提示される年間運行予定表に基づき運行している。

(送迎バスの運行実績)

平成25年度における、送迎バスの運行予定と運行実績は次のとおりであり、運行予定日数と運行実績日数に大きな乖離が生じている。

【平成25年度送迎バス運行予定と運行実績】

	第1号車	第2号車
運行予定日数	320日	169日
運行実績日数	212日	117日
予定と実績の差	108日	52日

(監査の結果及び意見)

(ア)送迎バス運行計画の見直しについて(結果)

送迎バスの運行業務委託に関する委託料は、年初の契約時点で市から提示される年間運行予定表に記載された運行予定日数に応じて決定されており、年度末における運行実績日数での委託費の精算は行われていない。

しかしながら、上述のとおり、送迎バスの運行予定日数と運行実績日数に大きな乖離が生じており、送迎バスが有効に活用されておらず、運行1回あたりの委託料が割高となっている。

すなわち、例えば委託料を当初計画時の単価により、実績日数ベースで計算すると9,890千円()となり、委託料実績と比較して年間4,810千円の削減効果があると考えられる。

()委託料実績 14,700千円 ÷ 予定日数(320日 + 169日) × 実績日数(212日 + 117日)

運行実績日数が、運行予定日数(計画)に満たない理由について調査したところ、土日祝日及び長期休業日において、各クラブが他校での練習試合等により第2グラウンドを使用しなかったことや、第2グラウンドに直接集合・解散を行い、送迎バスを利用しなかったこと、及び雨天により授業やクラブ活動ができなかったこと等が原因であった。

上記原因については、例年同程度の日数が想定されるため、当初の計画に反映し、運行予定日数を絞ることで、送迎バスを効率的に運行させることができ、さらに委託料も削減できると考えられる。

そのため、当初の運行予定を過去の実績等を勘案しながら精緻に計画し、送迎バスの効率的な運行及び実態に見合った委託金額とすべきである。

なお、運行業務の委託契約を、実績精算にすることでも、同様の効果が得られると考えられるため、検討されたい。

尼崎高等学校運動クラブ競技力向上事業費

尼崎高等学校運動クラブ競技力向上事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【尼崎高等学校運動クラブ競技力向上事業費の推移】 (単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
報償費	8,677	9,680	8,727
役務費	11	15	16
委託料	3,563	3,563	3,207
人件費			
職員人件費	887	1,335	1,385
合計	13,138	14,593	13,335

(事業内容)

尼崎高等学校運動クラブ競技力向上事業は、平成 12 年に同校に体育科が設置されたことを契機として、体育科の教育目標の 1 つである「競技力の向上」を達成し、生徒の体力・運動能力の向上を目的として実施されるものである。

具体的には、同校において()「コーチング・スタッフ事業」、()「トレーニング事業」、及び()「スポーツ・アドバイザー事業」の 3 つの事業を実施している。

各事業の過去 3 年間の事業費(人件費除く)は、次のとおりである。

【事業別の事業費内訳】

(単位：千円)

事業名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
コーチング・スタッフ事業	8,508	9,595	8,643
トレーニング事業	3,563	3,563	3,207
スポーツ・アドバイザー事業	180	100	100
合計	12,251	13,258	11,950

なお、平成 26 年 2 月に公表された「“平成 25 年度 尼崎市公開事業たな卸し”における点検結果を踏まえた今後の取り組みについて」によると、平成 26 年度から、より効果的な事業の実施を目指し、コーチング・スタッフ事業の拡充とトレーニング事業の縮小、スポーツ・アドバイザー事業は公費を伴わない形へ転換する方針が示されている。

()コーチング・スタッフ事業

コーチング・スタッフ事業では、市立尼崎高等学校の課外クラブのうち、強化指定クラブとして 8 つを選定し、当該課外クラブにコーチング・スタッフ(以下「コーチ」)を配置して指導にあたらせ、各クラブの競技力向上を図っている。

コーチは、学校教育に理解を持ち、また当該スポーツに関する知識、経験、実績が豊富で指導力を備えた者が、学校長からの推薦に基づき、市教育委員会によって委嘱されている。

平成 25 年度の指導日数は、年間で 140 日を限度とし、1 日 4 時間程度で、日額 7,800 円の報償金が支給されている。

()トレーニング事業

トレーニング事業では、校内のトレーニング室に指導員を配置し、体育科の生徒や運動クラブ部員の希望者に対して、トレーニング指導や、筋力測定、個人トレーニングプログラムの作成を通じて、生徒の体力向上を図っている。

また、トレーニング室の安全管理も行っている。

トレーニング事業は、市の外郭団体である尼崎市スポーツ振興事業団(以下「スポーツ事業団」)に委託している。

()スポーツ・アドバイザー事業

スポーツ・アドバイザー事業では、年に2～3回、体育科での実習及び講演会を行い、報償金を支払っている。

(監査の結果及び意見)

(ア)コーチング・スタッフ事業における報償金の過払いについて(結果)

コーチは、市からの委嘱により、コーチ業務を行い、その委嘱期間中の指導日数に応じた報償金を受け取ることとなっている。

しかしながら、平成25年度の報償金の支払が適切に行われているかどうか、「コーチング・スタッフ実施報告書」及び「委嘱状」を閲覧したところ、コーチA氏について、委嘱前の期間にも関わらず報償金を支払っていた事例が存在した。

【A氏の過払い事例】

委嘱日	平成25年9月10日
委嘱期間	平成25年9月10日から平成26年3月31日
報償金の支払い起算日	平成25年9月3日
過払い日数	6日間
過払い金額	46,800円(7,800円×6日)

過払いが生じた原因は、A氏への委嘱は9月10日からであったが、A氏が9月3日からコーチ業務を実施していたため、誤って委嘱期間前の活動実績も実施報告書に記載していたが、市担当者が実施報告書の確認を怠ったために生じたものである。

そのため、報償金の支払にあたっては、コーチが提出する実施報告書の内容、及び報償金の支払額が正確であることの確認を徹底すべきであり、特に期の途中で委嘱が行われるような場合は、委嘱状の委嘱日も合わせて確認すべきである。

さらに、報償金の支払は、委嘱期間に基づいて行われるべきであるため、過払い分については、返金を求める必要がある。

(イ) トレーニング事業に係る委託業務の成果確認について(意見)

市は、トレーニング事業をスポーツ事業団に委託し、スポーツ事業団から派遣される指導員が校内のトレーニング室で生徒の指導を行っている。

トレーニング事業の詳細を定めた仕様書によれば、スポーツ事業団は、毎月のトレーニング室利用状況を業務報告書として、市に報告することとされている。

そのため、平成 26 年度の業務報告書(「トレーニング室 月間利用集計表」)を閲覧したところ、次表のとおりトレーニング室の日別利用者数が記載されているのみで、いつ指導員が配置され、どのような指導を行っているか等、業務の実施内容が把握できなかった。

【「トレーニング室 月間利用集計表」の一部抜粋】

平成 26 年度 5 月							
日	曜日	利用者数			(内体育科生徒)		
		男	女	計	男	女	計
1日	木	2	0	2	0	0	0
2日	金	26	16	42	13	16	29
3日	祝	0	5	5	0	4	4

トレーニング事業は、生徒の体力向上とトレーニング室の安全管理を目的として実施するものであり、市は、委託事業の成果を確認する必要がある。

例えば、指導員が配置された日を明確にするだけでも、配置されていない日の利用人数と比較するなどして、委託の成果が確認できる。

さらに、筋力測定の結果や器具の安全管理の確認状況等、市に報告すべきことは多いと考えられる。

そのため、業務報告書の様式を改訂し、適切に委託業務の成果を確認できるよう改めるべきである。

(ウ) 受益者負担の必要性について(意見)

市民公募委員と学識経験者で構成される尼崎市事務事業点検委員会が、平成 24 年 7 月に実施した平成 24 年度公開事業たな卸しにおいて、生徒保護者に一定の受益者負担を求めるべきとして、当該事業を「要改善」としている。

市は、当該結果を受け、平成 26 年 2 月に今後の対応方針として、受益者負担の導入等、事業の運営体制について見直しを行うことを公表している。

その結果、市は、平成 26 年度よりスポーツ・アドバイザー事業に受益者負担を求めることとしたが、コーチング・スタッフ事業及びトレーニング事業は、従前と同様に受益者負担を求めている。

市は、受益者負担を求めない理由について、尼崎高等学校体育科の教育目標が「体育に関する知識や高度な運動技能の習得を通じて、知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指すとともに、体育・スポーツの振興に寄与する能力と態度を育てる」であり、コーチング・スタッフ事業のきめ細かな指導による技術力の向上、及びトレーニング事業の指導を受けることによる効果的・効率的な体力向上を通じ、競技力の向上を図ることで、上記の教育目標が達成できると考えられるため、その費用は、学校の設置者である市が負担すべきであり、受益者負担を求めるものではないと考えている。

しかしながら、コーチング・スタッフ事業のコーチは課外クラブに配置されており、また、トレーニング室の利用は体育科の生徒に限定されていないことから、両事業とも体育科の教育目標のみを理由として受益者負担を求めないことに合理性はない。

そもそも、受益者負担とは特定のサービスを受ける者と受けない者との公費負担の公平性を確保するため、特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求めることである。

そのため、コーチング・スタッフ事業もトレーニング事業も指導というサービスを受ける者と受けない者の負担が同じであるという現状は、公平性が確保されていないため、受益者負担を求めることが妥当である。

また、同校では市外から通学する生徒も多く、市外の生徒保護者は、市税等の負担がない中、サービスを受けていることから、受益者負担を求めるべきであると考えられる。

以上より、コーチング・スタッフ事業及びトレーニング事業の受益者負担の必要性について再度検討し、受益者負担は不要と判断するのであれば、理由や根拠を市民へ説明する等の対応が必要である。

課外クラブ関係事業費

課外クラブ関係事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【課外クラブ関係事業費の推移】 (単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
報償費	16,511	14,804	13,164
役務費	59	71	73
委託料	28,388	28,245	25,479
使用料及び賃借料	489	1,369	1,457
人件費			
職員人件費	1,371	1,335	1,385
合計	46,818	45,824	41,558

(事業内容)

課外クラブは学校教育活動の一環として、各中学校・高等学校に設けられた運動クラブや文化クラブであり、課外クラブに参加する生徒の体力向上や、自主性・協調性の醸成、学校生活の充実等を目的として実施されるものである。

平成26年5月1日現在の市の課外クラブ数は、次表のとおりである。

【市の課外クラブ数】 (平成26年5月1日現在)

	中学校	全日制高等学校	定時制高等学校
体育クラブ	224	50	26
文化クラブ	89	48	25
合計	313	98	51

課外クラブ関係事業は、課外クラブの活性化を目的として、()「課外クラブ活動振興委託事業」、()「技術指導者招聘事業」、及び()「課外クラブ活動振興激励事業」の3つの事業を主に実施している。

各事業の過去3年間の事業費(人件費除く)は、次のとおりである。

【事業別の事業費内訳】 (単位：千円)

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度
課外クラブ活動振興委託事業	28,387	28,244	25,479
技術指導者招聘事業	15,551	13,166	11,773
課外クラブ活動振興激励事業	1,019	1,709	1,464
合計	44,957	43,119	38,716

()課外クラブ活動振興委託事業

市立中学校及び高等学校の課外クラブ活動の円滑な運営と振興を図るため、各学校長で構成される中学校課外クラブ活動振興委員会及び高等学校課外クラブ活

動振興委員会(以下「振興委員会」)に対して、各学校での課外クラブの運営費や活動費を助成している。

【委託費の積算】

費目	積算額
運営費	部員数×315円
活動費	1クラブにつき140時間×400円(1)+140時間×220円(2)
合宿指導費	泊数×1,800円

(1): 教員技術指導者の場合

(2): 教員指導者の場合

()技術指導者招聘事業

課外クラブ活動の振興と活性化を図るための技術指導者を学校教員では補えない場合等に学校外部より技術指導者を招聘し、生徒の技術指導を担当させている。

平成25年度は技術指導者に対し、1人年間85回を限度として、1回2時間以上の技術指導で3,000円の報償金を支払っている。

()課外クラブ活動振興激励事業

課外クラブ活動の振興と発展に資するために、課外クラブ活動の成果として、近畿大会・全国大会に出場する生徒に対して激励金(3,000円)を支給している。

なお、大会出場のために要する交通費が10,000円を超えるときは、交通費から10,000円を差し引いた額(10,000円を超えるときは、10,000円が限度)を加算し、支給している。

(課外クラブの入部率)

尼崎市及び近隣市の課外クラブの入部率は次表のとおりであり、尼崎市の入部率は、近隣市と比較すると低い水準にある。

【尼崎市及び近隣市の課外クラブ入部率】 (単位：%)

市名	校種	平成23年度	平成24年度	平成25年度
尼崎市	中学校	70.6	73.7	75.0
	高等学校	71.0	65.0	65.0
西宮市	中学校	87.5	89.5	89.9
	高等学校	86.9	88.7	92.3
伊丹市	中学校	-	86.0	88.0

(出典：市作成資料)

尼崎市の入部率が近隣市より低いことについて、市では、他市と比較して、各校が課外クラブへの入部を強く推奨してこなかったことが主な要因であると分析している。

そのため、市は課外クラブの入部率を評価指標とし、入部率の上昇に向けた事業運営に取り組むこととしている。

(監査の結果及び意見)

(ア)振興委員会における現金出納簿の整備について(結果)

課外クラブ活動振興委託事業において、各振興委員会は市からの委託費で課外クラブの運営費の一部を賄い、年度末に残額が生じた場合は、市に返金することとなっているため、各振興委員会の現金出納管理は重要である。

ここで、各振興委員会との委託契約書では、各振興委員会が現金出納簿を備えなければならないと規定されているが、実際に作成されているかどうか確認したところ、現金出納簿は作成されておらず、市も特に指導を行っていなかった。

現金出納簿が作成されない場合、各振興委員会の資金使途が不明瞭となり、決算額の信頼性や追跡可能性が著しく損なわれてしまう。

そのため、各振興委員会は現金出納簿を作成すべきであり、市でも各振興委員会に対し、現金出納簿を作成するよう指導すべきである。

(イ)課外クラブ活動振興委託事業の委託費の積算について(意見)

課外クラブ活動振興委託事業について、市から各振興委員会に支払う委託費は、上述のとおり、主に部員数及び教員数に一定単価を乗じることにより算定されており、各振興委員会から各校に対しても、人数割で委託費が支払われている。

委託費は、事業実施に必要な金額を根拠に決定され、各学校及び課外クラブごとに適切に分配される必要があるが、上記の算定根拠について市担当者に確認したところ、過去からの慣例であり、特に明確な根拠はなかった。

当然ながら、市の財政状態との兼ね合いもあるため満額支給されるとは限らないものの、最低限、必要額の積算がその前提となるはずである。

委託費に明確な根拠がない場合、必要以上に分配され、効果的な運営がなされない学校及び課外クラブが存在する可能性がある。

そのため、まずは各学校及び課外クラブに必要な金額を調査し、その結果、必要な委託費を合理的に算出すべきである。

市は、現在、課外クラブの入部率が近隣市と比較して低い水準にあるが、課外クラブに対する委託費を有効に活用し、クラブ活動を活性化させ、生徒にとって魅力ある課外クラブにできれば、入部率も向上すると考えられる。

そのため、単純に人数割の委託費を各学校に分配するのではなく、例えば、入部率向上に積極的な取り組みを実施している学校に対して委託費を多く分配するなど、メリハリのある委託費の分配を検討すべきである。

(3) 基本的食生活・生活習慣の習得

尼崎市の学校給食について

(学校給食の歴史・意義)

学校給食のはじまりは、明治22年の山形県鶴岡町の私立忠愛小学校であると言われており、当時は貧困児童に対する栄養の補助が目的とされていた。

その後、戦後の食糧難による児童の栄養状態の悪化を背景に、戦争で一部中断していた学校給食の再開を求める声や、学校給食の普及に対する機運の高まりを受け、昭和21年に「学校給食実施の普及奨励について(文部、厚生、農林三省次官通達)」が出され、戦後の学校給食普及の契機となった。

そして、昭和29年に学校給食法(旧学校給食法)が制定され、学校給食の普及充実がさらに図られていった。

近年、急速な経済発展に伴い生活水準が向上し、食についても多様化した結果、食の大切さに対する意識が希薄化してきている。

また、偏食等による生活習慣の乱れや、児童・生徒の体力低下等、児童・生徒の健康を取り巻く問題は深刻化している。

このような状況下での学校給食は、単に栄養補給のための食事に止まらず、教育の一環として、学校給食を通じて食の大切さを学び、健全な食生活を実践する観点から「食育」が重視されるようになり、時代の変化とともに学校給食の目的も変遷している。

平成20年に改正された学校給食法(以下「学校給食法」)では、学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである点が強調されている。

なお、学校給食法では、学校給食の目標を次のとおり定めており、学校の設置者(市)は当該目標を達成できるよう、学校給食の適切な実施に努めなければならないとされている。

【学校給食法】

第二条(学校給食の目標)

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

1. 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
2. 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
3. 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
4. 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
5. 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
6. 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
7. 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

尼崎市では、昭和15年に文部省が定めた「学校給食奨励規程」に沿って、城内・開明・難波・杭瀬・長洲の各尋常小学校で給食が開始されたのが学校給食のはじまりである。

戦時中の学校給食一時中断を経て、昭和22年に学校給食を再開し、昭和29年の旧学校給食法制定による給食の普及・充実を受け、完全給食実施校を徐々に増やし、昭和37年に市内の全市立小学校にて完全給食の実施を達成している。

近年は、米飯給食回数の増加や栄養教諭の配置など、食育の観点からの学校給食の充実を図ってきたが、さらに平成20年からは、学校給食の充実を図りながら、業務の経済性・効率性を図ることも目的とし、給食調理業務の民間業者への委託を進めているところである。

(市の学校給食の実施状況)

市では現在、小学校、特別支援学校及び定時制高等学校で、完全給食を実施している。また小学校では、食中毒事故が発生した場合の被害の拡散を防止するために、市域を5つのブロックに分け、各ブロックで異なる献立を作成している。

献立内容は、栄養、嗜好、衛生、経済性及び地域制等を勘案して作成されており、平成25年1月からは米飯を週に3.5回(パンが1.5回)実施し、主食・主菜・副菜・汁物を揃えた3品献立の回数を段階的に増やしている。また、食物アレルギーを持つ児童に対しても除去食の提供等、可能な範囲での対応を行っている。

特別支援学校では、小学校の献立を基本に献立内容を一部変更した給食を実施しており、定時制高等学校では、米飯中心の献立で弁当方式による給食を実施している。

なお、中学校給食は、市の厳しい財政状況下において実施することが困難であるとして実施していない。

市の学校区分ごとの学校給食実施状況は、次表のとおりである(嘱託員、臨時的任用職員を含む)。

【学校給食実施状況】 (平成 26 年 5 月 1 日現在)

区分	学校数	給食実施 学校数	給食実施 児童生徒数	年間給食 実施回数	調理師数 (直営校)	栄養教諭・学 校栄養職員数
小学校	42	42	21,896	181	64	39
特別支援学校	1	1	47	181	4	1
定時制高等学校	3	3	392	150		
計	46	46	22,335		68	40

(出典：尼崎の教育)

(小学校給食の実施方式)

小学校給食の実施方式を調理方式で分類すると、主に「単独調理場方式」と「共同調理場方式」に分けられ、運営方式で分類すると「直営方式」と「委託方式」に分けられる。

各自治体は、それぞれの実情に合う方式を採用しているが、各方式の概要及びメリットとデメリットは次のとおりである。

【各方式の概要及びメリットとデメリット】

方式	概要	メリット・デメリット
単独調理場方式	各学校に給食室を設置して、その場で調理を行う方式	(メリット) ・出来たての給食が提供できる。 ・食物アレルギーを持つ児童・生徒へ柔軟な対応ができる。 ・児童生徒が調理場での交流の機会が食育の観点から有効といわれる。 (デメリット) ・給食室の整備・維持、また人件費にかかるコストが相対的に高くなる傾向にある。
共同調理場方式	給食センターで調理したものを各学校に配送する方式	(メリット) ・規模の経済性により運営コストが削減できる。 ・集中管理による衛生面での管理が容易となる。 (デメリット) ・児童生徒との交流の機会がなく、食育の観点で劣る。 ・食中毒等の事故が起きた際に、被害が拡大するおそれがある。
直営方式	市の職員(公務員)である調理師が調理業務を行う方式	(メリット) ・給食を安全に実施してきたこれまでの実績とそれに伴う保護者からの信頼感がある。 (デメリット) ・市職員の人件費が高く、コストが相対的に高くなる傾向にある。 ・公務員制度等により柔軟な人材配置が難しい。

委託方式	調理業務の一部を民間事業者等へ委託し、委託業者が調理業務を行う方式	<p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理や食物アレルギー食等で民間業者のノウハウを取り入れることができる。 ・病欠等の欠員時には、民間事業者が対応するため、市による人員配置の対応が必要でなくなる。 <p>(デメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的としているため、衛生面・調理面がおろそかになるのではないかとという市民の不安感がある。
------	-----------------------------------	---

市は、単独調理場方式を採用しており、学校給食を開始した昭和15年からこれまで、食中毒等の大きな事故もなく、安全な給食を提供している。

また、平成19年には給食内容等の充実を図り食育を推進するとともに、給食調理業務の経済性、効率性を高めることを目的として、「尼崎市立小学校・尼崎養護学校給食調理業務見直しに係る実施計画」(以下「当初計画」)を作成し、給食室の整備及び給食調理業務の委託化に取り組んでいるところである。

給食室の整備では、調理場のドライ化及び炊飯器とスチームコンベクションオーブンなどの新しい給食備品の導入を進めており、給食室の整備が完了した学校から、順次、民間事業者への給食調理業務の委託を進めている。

なお、平成26年5月現在の小学校・特別支援学校43校のうち、給食調理業務委託校は30校、直営校は13校となっている。

(学校給食ができるまで)

学校給食の献立作成は、学校給食を「生きた教材」として食育を推進するため、給食調理業務の委託後も委託の対象とせず、市教育委員会が献立を作成している。

作成した献立に基づく給食物資の発注及び経理事務は、後述の尼崎市学校給食協会で一元的に行われている。

尼崎市学校給食協会で一括発注した給食物資は、業者から、一部の物資を除き、前日までに各学校の調理現場に納品検収され、給食が作られる。

【学校給食ができるまでの流れ】

(献立作成)

所管	組織等	開催方法	内容	構成
教育委員会	献立素案の作成	ブロック毎に開催	栄養量、材料の組み合わせ、調理法等、検討のうえ素案を作成して献立研究会に提案する。	栄養教諭・学校栄養職員、学校保健課職員
	献立研究会	ブロック毎に開催	献立案を基に、あらゆる角度から研究、協議し、献立案を作成し、献立作成協議会に提案する。	給食主任代表、栄養教諭・学校栄養職員、調理師代表、学校保健課職員
	献立作成協議会	ブロック合同開催	献立内容が、学校給食の目標に適したものになるよう、ひろく学校給食関係者で協議し、献立を決定する。	学校長代表、給食主任代表、栄養教諭・学校栄養職員代表、調理師代表、PTA連合会代表、学校保健課職員

(物資調達・発注・経理)

所管	組織等	開催方法	内容	構成
学校給食協会	物資調達委員会	ブロック合同開催	教育委員会の決定した献立に基づき、物資の調達（業者の決定）について審議し、理事会に答申する。	学校長代表、給食主任代表、栄養教諭・学校栄養職員代表、調理師代表、PTA 連合会代表、学識経験者
	理事会	ブロック合同開催	物資調達委員会からの答申について審議し、これを承認する。	会長（教育長）、副会長、常務理事、理事
	(理事：校長、給食主任、PTA 代表)			
	発注・配送・経理		学校ごとの人数分の物資を業者へ発注し、その支払いをする。発注業者は、指定された日時に、各学校に配送する。	(職員)

- ・学校から給食実施人員を給食協会へ報告する。
- ・各学校の調理室で調理し、学級担任の指導のもとに給食を実施する。
- ・給食費は学校がとりまとめ、給食協会へ納付する。

(出典：尼崎の教育)

(学校給食費会計について)

学校給食費の徴収管理は、次表のとおり、公会計方式と私会計方式の二つの会計方式が存在している。

【会計方式の概要】

会計方式	概要
公会計方式	学校給食費を市の歳入歳出予算に計上し、議会の議決を経て、保護者からの学校給食費の徴収、業者への支出を行う方式。
私会計方式	学校給食費を市の歳入歳出予算に計上せず、各学校や給食会等の固有の会計制度の決議を経て、保護者からの学校給食費の徴収、業者への支出を行う方式。

各自治体が、どちらの会計方式を採用するかは、それぞれの実情に応じて独自の判断により弾力的に行われているところであるが、尼崎市では私会計方式を採用し、学校長が保護者から学校給食費を徴収した上で、保護者代表、校長、市教育委員会事務局職員などから構成される尼崎市学校給食協会にて管理を行っている。

公会計化することのメリットとして、学校給食費会計の透明性確保や、学校現場の事務負担の軽減が図られることが一般的に言われているところであるが、近年、これらを主な理由として、私会計方式から公会計方式に移行する自治体が増えている。

近隣自治体でも、平成 25 年度より西宮市が私会計方式から公会計方式に移行している。さらに、平成 24 年度より豊中市が、平成 26 年度より大阪市が、それぞれ公会計方式に移行している。

【近隣自治体の学校給食費会計の会計方式】

都市	会計方式	備考
芦屋市	私会計方式	
伊丹市	私会計方式	
神戸市	私会計方式	
西宮市	公会計方式	平成 25 年度から公会計方式に移行

(出典：市作成資料)

(尼崎市学校給食協会)

尼崎市学校給食協会（以下「市学校給食協会」）は、市で実施する学校給食用物資を適切かつ円滑に、また規模の経済性を活かして一括購入し、学校給食の充実と健全な発展を図ることを目的として設立された市の任意団体である。

市学校給食協会の過去 3 年間の収支決算の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

(物資経理)		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入の部				
前年度繰越		101,845	123,831	111,080
給食給付金	(A)	1,005,309	988,723	974,666
その他		0	-	-
収入 合計	(B)	1,107,154	1,112,554	1,085,746
支出の部				
給食食材費		982,800	1,001,069	1,014,686
その他		523	404	342
支出 合計	(C)	983,323	1,001,473	1,015,028
収支差引額 (= 次年度繰越)	(B-C)	123,831	111,081	70,718
単年度収支	(A-C)	21,986	12,750	40,362

(出典：市学校給食協会の各年度の「事業報告・決算報告」より監査人が作成)

市学校給食協会の収支状況は、減少傾向ではあるが、平成 25 年度で 70 百万円と多額の繰越金を保有している。

当該理由について市では、市から市学校給食協会に入金される準要保護児童の給食費が、就学援助の認定後の 7 月に入金されるため、4 月から 6 月までの食材費を市学校給食協会が賄う必要があること、及び野菜等の給食物資が天候不順等の理由で高騰する場合に備える必要があることから、一定額以上の繰越金を保有する必要があると考えている。

学校給食費は、保護者が給食費を支払い、その給食費で食材を購入し給食が作られるため、受益者負担の公平性の観点から、納付された給食費は、年度内の食材調達費に充て、もし残額が発生した場合は保護者に返金することが原則である。

ただし、上述のとおり1学期の資金繰りや物資高騰への備え、及び返金に伴う事務の煩雑さ等の理由から、一定額以上の繰越金を保有し学校給食協会を運営していくことには合理性が存在している。

(学校給食費の未納率)

過去3年間における市の学校給食費の未納率は、次表のとおりである。

なお、次表の未納率は、各年度の調定額(徴収すべき額)と実際の徴収額から算定したものである。

【過去3年間の学校給食費の未納率】 (単位：千円、%)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
当年度調定額	A	1,012,171	994,082	981,612
当年度徴収額	B	1,005,308	988,722	974,666
当年度未納額	C=A-B	6,863	5,360	6,946
当年度未納率	D=C/A	0.68%	0.54%	0.71%
現在未納額	(注)	1,356	1,416	1,257
現在未納率		0.13%	0.14%	0.13%

(注)平成26年12月現在での未納額及び未納率である。

学校給食費の未納が発生した場合、各校の担任教諭や校長・教頭が保護者に対して、電話や文書による督促、及び家庭訪問などにより納付を促している。

また、未納が長期化している場合は、市学校給食協会の会長名で納付を促す通知文を送付するなど、市学校給食協会と学校が連携し、未納対策に取り組んでいる。しかしながら、支払督促等の法的措置(以下「法的措置」)を行うことは、その費用対効果等を検討した結果、実施していないとのことであった。

(監査の結果及び意見)

(ア)学校給食費会計の公会計化について(意見)

上述のとおり、学校給食費会計を公会計化する自治体が増えている。

この点、市は、学校給食費会計の公会計化について、条例等を制定することで市の責任と保護者の責任を明確化し、学校給食費の予算及び決算が議会の決議を経ることにより透明性が図られることや、教職員の事務負担の軽減が図られること等の一般的に言われるメリットがあることは認識しているが、

- ・学校給食費の収納管理システムの導入経費や、人員配置などの管理コストが多額に見込まれること。

- ・公会計化により、現状の教諭等による保護者へのきめ細かい未納対策等の実施が困難となり、収納率の改善につながらないと考えられること。

などのデメリットも挙げられるため、これらを総合的に勘案し、現行の私会計方式を引き続き採用することが妥当と判断している。

しかしながら、私会計方式については、次のような問題点が指摘されている。

- ・未納者に対して首長の名義で法的手続を採れないこと。
- ・未納がある場合に、学校給食費の費用負担に不公平が生じること。
- ・経理事務に精通していない人が経理を行うことになるため、経理が適切に行われない可能性があること。

この点、市では給食費の未納者に対して法的措置を実施していないため、給食費を支払う経済力があるにも関わらず、支払わない保護者に未納を許してしまっている。

また、私会計方式による場合、徴収された給食費のみで物資を調達し、給食を作るため、未納者の児童の給食は実質的に他の保護者から徴収した給食費で賄っている。そのため、給食費の未納を許している現状では、学校給食費の負担に不公平が生じている。

給食費の未納問題が、近年新聞等で大きく取り上げられる理由は、この不公平感から生じるものであり、私会計方式を採用することによる大きなデメリットといえる。

さらに、教職員が会計担当をしているため、会計知識にバラつきがあり、本来あるべき会計処理や会計報告がどのような内容かを理解しないまま帳簿等を作成することによる事務処理ミス等も生じる可能性が非常に高い。

そして、近年他の自治体が私会計方式から公会計方式に移行しているのも、これらの私会計方式の問題点に対応するためのものであると推測される。

以上より、公会計方式へ移行した他の自治体の成功事例等を研究する等、改めて学校給食費会計の公会計化について検討すべきである。

(イ)市学校給食協会の決算書の公表について(意見)

学校給食費会計を私会計方式で実施する場合は、公会計方式と異なり、その会計主体が決算書を公表しない限り、保護者は支払った給食費がどのように使われたのか等を把握することができない。

市では、市学校給食協会を会計主体としているが、現状、市学校給食協会の決算書は公表されていないため、保護者は給食費が適切に使用されたか把握できず、また、上述のとおり、給食費の一部が食材費ではなく、市学校給食会に繰越金として保有されていることも知り得ないこととなる。

一方、給食費と同様に保護者から徴収される学校徴収金(「6. 学校往査(2) 学校徴収金」参照)は、学校が決算書を保護者に配付し説明責任を果たしているが、学校給食費に関しても、説明責任を果たす必要性は学校徴収金と何ら変わらないはずである。

そのため、市学校給食協会は、学校給食費会計の決算書を公表し、保護者に対する説明責任を果たすべきである。

なお、市の説明によれば市学校給食協会の決算書に関して、時期・方法は未定であるが、公表する方向で検討しているとのことであった。

小学校給食関係事業費

小学校給食関係事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【小学校給食関係事業費の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
需用費	233	445	527
役務費	1,151	1,170	1,143
委託料	948	681	620
使用料及び賃借料	1,542	1,542	1,542
その他	12	23	29
人件費			
職員人件費	8,628	5,387	5,573
嘱託等人件費	997	1,166	1,170
合計	13,511	10,414	10,604

(事業内容)

給食従事者の健康管理、及び給食室の衛生管理の徹底等により、安全・安心な学校給食を行うことを目的として、次の事業を実施している。

- ・ 給食従事者(直営校の調理師・栄養教諭等)の検便の実施
- ・ 給食衛生用の消毒薬品等の学校(直営校)への配布
- ・ 衛生管理講習会の実施
- ・ 献立作成会議・研修会の実施
- ・ 給食用献立作成システムの維持管理

なお、「給食調理業務委託関係事業費」で実施されている小学校給食委託校における衛生管理の徹底に関しては、委託契約書・仕様書において受託者が実施すべき旨が定められており、市は、実施報告書の提出を受託者から受けることで、給食委託校の衛生管理状況を監視し、直営校と比較して遜色のない衛生管理が行われていることを確認している。

(監査の結果及び意見)

小学校給食関係事業費について、役務費・委託費・使用料・賃借料の使途、及び支払金額の妥当性について確認するため、平成 25 年度の支払明細から任意に 3 件抽出し、決裁書の閲覧、請求書との照合を行った。

さらに、調理師・栄養教諭に対する検便の実施状況を確認するため、平成 25 年度の調理師・栄養教諭の配置一覧表から任意に 20 名を抽出し、検査結果報告書との突合を実施した。

以上の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

給食用備品購入等事業費

給食用備品購入等事業費の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【給食用備品購入等事業費の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
需用費	3,762	8,388	8,326
備品購入費	6,631	6,270	6,565
人件費			
職員人件費	3,357	1,942	1,711
合計	13,750	16,600	16,602

(事業内容・目的)

学校給食法第 11 条において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費は、学校の設置者(すなわち市)の負担とされている。

そこで、老朽化した給食用備品の更新、及び耐用年数に達した食器等の更新を行うことで、学校給食を安全かつ円滑に実施することを目的としている。

(備品購入に係る業務の流れ)

給食室の備品が老朽化し、修繕では対応できないと判断した場合、学校長から市教育委員会に備品の購入依頼が行われる。

市教育委員会は、購入依頼の内容を検討し、決裁・予算化された後、総務局において購入先を入札により選定し、購入する。

備品が納品・検収されると、学校は備品現在簿に登録し、管理を行っている。

(監査の結果及び意見)

給食用備品購入等事業について、備品の購入に係る決裁状況、及び金額が適切に計上されているかどうかについて確認するため、平成 25 年度の備品購入明細から任意にサンプルを 5 件抽出し、決裁書の閲覧、及び納品書、請求書との照合を行った。さらに、成徳小学校往査時に、給食用備品を任意に 10 件抽出し、台帳と現物の照合を行った。

以上の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

準要保護児童給食費等扶助費

準要保護児童給食費等扶助費の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【準要保護児童給食費等扶助費の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
扶助費	196,252	188,022	185,719
人件費			
職員人件費	3,064	2,906	2,494
合計	199,316	190,928	188,213

(事業内容)

学校教育法第 19 条において、市町村は、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して、必要な援助を与えなければならないと規定されている。

そのため、市でも「就学困難な児童及び生徒に対する就学援助費の支給に関する要綱」を定め、当該要綱に基づき、学校給食費は市学校給食協会に対して支給され、また医療費(指定された疾病に限る)は、児童及び生徒が治療を受けた医療機関等からの請求を受け、当該医療機関等に対し、それぞれ直接支払うことによって行っている。

(扶助内容)

小学生の学校給食費及び小・中学生の医療費の扶助金額は実費であり、学校給食費は、平成 25 年度で月額 3,700 円全額が扶助の対象とされている。

支給対象者、支給手続等の詳細に関しては「 .教育・学習内容の充実(8)就学の助成 要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費」を参照のこと。

(扶助実績)

過去3年間の学校給食費と医療費の扶助実績は、次のとおりである。

【学校給食費と医療費の扶助実績】

年度	学校給食費		医療費	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
平成23年度	51,798件	186,856	2,331件	9,395
平成24年度	49,434件	179,165	2,213件	8,856
平成25年度	48,583件	176,006	2,447件	9,712

(監査の結果及び意見)

準要保護児童給食費等扶助費は、就学援助費の1項目であり、申請や審査の手続は共通であることから就学援助費と合わせて監査手続を実施しているため、参照されたい。

給食室整備事業費

給食室整備事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【給食室整備事業費の推移】

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
需用費	6,228	1,098	3,080
役務費	318		
委託料	38,407	5,506	4,095
工事請負費	337,305	34,260	39,353
備品購入費	63,363	21,890	42,342
人件費			
職員人件費	4,274	9,345	10,997
嘱託等人件費	1,573	1,761	1,862
合計	451,468	73,860	101,729

(事業内容)

市は、平成19年策定の当初計画に基づき、衛生管理の徹底・強化、及び給食内容の充実を図るため、給食室の整備(調理場のドライ化及び新たな給食備品の導入)を進めている。

具体的には、調理場について、従来のウエット方式(床面を水で洗い流す方式)から衛生面で優れているドライ方式(床面を水で濡らさない方式)に変更し、食中毒の発生リスクを低減させ、衛生管理の強化が図られた。

また、給食室に炊飯器とスチームコンベクションオーブンを導入し、それまでは米飯は外部委託業者による委託炊飯・運搬により行っており、また、「炒めもの」「煮込みもの」「揚げもの」の献立が中心であったが、整備後は、自校炊飯になり、より温かい米飯の提供が可能となり、「焼きもの」「蒸しもの」の献立も含めた多様な調理方法が可能となった。

なお、当初計画では平成 22 年度に全校で給食室の整備を完了させる予定であったが、学校の耐震化工事の影響により、平成 25 年度時点で 30 校の整備が完了しており、未整備校については、平成 27 年度末までに学校統廃合対象校等の一部学校を除き、給食室の整備を完了させる予定としている。

【給食室整備の年度別実績】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
整備校数	4 校	4 校	5 校	6 校	5 校	2 校	4 校

(監査の結果及び意見)

給食室整備事業について、工事契約等の決裁状況、及び金額が適切に計上されているかどうか確認するため、平成 25 年度の給食室整備実績から任意に 1 校抽出し、決裁書の閲覧、及び契約書、請求書等の閲覧を行った結果、特に指摘すべき事項はなかった。

給食調理業務委託関係事業費

給食調理業務委託関係事業費の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【給食調理業務委託関係事業費の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費	190	240	
需用費	3	3	11
委託料	572,370	620,021	642,789
人件費			
職員人件費	5,056	4,134	4,486
嘱託等人件費	664	666	669
合計	578,283	625,064	647,955

(事業内容)

市では、小学校給食の給食調理業務の効率化を図ることを目的として、一部の小学校の給食調理業務を民間事業者へ委託している。

なお、委託方式・直営方式の概要、メリット・デメリットについては「(3)基本的食生活・生活習慣の習得 尼崎市の学校給食について」を参照のこと。

(市における委託化の状況)

給食調理業務の委託化は、平成20年度に開始され、平成26年度では30校が委託化されている。この結果、市立全43校(小学校42校、養護学校1校)のうち、直営校は13校、委託校は30校となっている。

市は、最終的に全校委託化を目指しているが、今後市の正規又は嘱託職員である調理師の退職動向等も勘案しながら、委託化を進めていくとしている。

平成20年度からの調理業務委託化実施校、及び平成26年度の委託業者は、次のとおりである。

【調理業務委託化実施校の一覧】

委託開始年度	学校名	平成26年度 委託業者	委託期間
平成20年度	杭瀬小学校	(株)テストィパル	平成25年4月から 平成30年3月まで
	武庫北小学校	一富士フードサービス(株)	
	竹谷小学校	(株)東洋食品	
	園和小学校	(株)東洋食品	
平成21年度	浜田小学校	名阪食品(株)	平成26年4月から 平成31年3月まで
	武庫南小学校	三菱電機ライフサービス(株)	
	武庫庄小学校	(株)東洋食品	
	浜小学校	(株)メフィス	
平成22年度	成文小学校	一富士フードサービス(株)	平成22年4月から 平成27年3月まで
	立花北小学校	(株)魚国総本社	
	武庫の里小学校	(株)東洋食品	
	七松小学校	フジ産業(株)	
	立花西小学校	(株)メフィス	
平成23年度	下坂部小学校	一富士フードサービス(株)	平成23年4月から 平成28年3月まで
	潮小学校	(株)東洋食品	
	立花南小学校	葉隠勇進(株)	
	武庫小学校	(株)魚国総本社	
	園和北小学校	(株)メフィス	
	園田南小学校	三菱電機ライフサービス(株)	
	名和小学校	一富士フードサービス(株)	
	塚口小学校	名阪食品(株)	
	園田小学校	(株)メフィス	
	武庫東小学校	(株)魚国総本社	
	上坂部小学校	(株)東洋食品	
平成24年度	明城小学校	(株)東洋食品	平成24年4月から 平成29年3月まで
	小園小学校	(株)メフィス	
平成25年度	金楽寺小学校	三菱電機ライフサービス(株)	平成25年4月から 平成30年3月まで
	園田北小学校	ウオクニ(株)	

平成 26 年度	成徳小学校	(株)テストィパル	平成 26 年 4 月から 平成 31 年 3 月まで
	水堂小学校	葉隠勇進(株)	
合計	30 校		

(出典：市作成資料)

(委託業者の選定方法)

市は、給食調理業務の委託業者の選定のために、学識経験者、児童又は生徒の保護者の代表者、校長などから構成される「業者選定委員会」を設置している。

選定にあたっては、委託化することで経費の抑制を図るだけでなく、給食内容の充実を図ることを目的として、プロポーザル(提案)方式により実施されている。

すなわち、応募業者には委託費の見積りだけでなく、学校給食に対する基本的な考え方や、給食調理業務実施に伴う学校との関わり方、安全・衛生管理体制、及び具体的な対応等に関する企画提案書の提出を求め、業者選定委員会よりプレゼンテーション審査によって、学校給食の目的・意義を理解し、給食の充実、食育を推進することが可能な委託業者を決定している。

(監査の結果及び意見)

(ア)規模の経済性による委託料の削減について(意見)

市の給食調理業務委託化は、給食室整備状況との兼ね合いから、平成 20 年度に 4 校、平成 21 年度に 4 校、平成 22 年度に 5 校と順次進めている。

平成 25 年度には、初年度委託校 4 校について委託期間が満了し、新たに 3 社が委託業者として選定されている。平成 26 年度も同様に新たに 4 社が委託業者として選定され、平成 26 年度の委託業者は 10 社となっている。

これは、適切な委託業者数は 4 ~ 6 社とした平成 19 年作成の当初計画と比較しても多い状況である。

一般的に規模の経済性から、実施する業務規模が大きければ大きいほど、その業務の効率化が図られ、費用を低減することができると考えられる。

給食調理業務は、食中毒事故の拡散防止のため極端に委託業者を絞ることはできないが、委託業者の数を一定数に絞ることで 1 社当たりの業務規模が大きくなり、結果的に委託料を削減することができると考えられる。

さらに、市は食中毒事故の拡散防止のため市域を 5 ブロックに分けて学校給食を実施していることとの整合性からも、当初計画どおり 5 社程度に委託業者を絞ることができれば、安全性と経済性の両立が図られるのではないかと考えられる。

この点、市ではプロポーザル方式により委託業者を選定しているため、委託料の多寡は、選定における1つの基準にすぎないとしている。

しかしながら、限られた財源の中で様々な事業を実施する市にとって、委託費の削減は最も重要な課題の1つである。

そのため、単に委託期間が満了した学校の委託先を順次選定するといった短期的な視点ではなく、長期的な視点により委託業者数が最適化となるように計画的に委託業者を選定し、規模の経済性による委託料の削減を図るべきである。

(イ)給食調理業務委託業者選定委員の独立性確認について(意見)

給食調理業務委託業者は、業者選定委員会により選定されるが、選定委員は各応募業者に対して利害関係がないこと、すなわち独立性を有していることが求められる。

そこで各選定委員について、各応募業者に対して独立性を有していることの確認を行っているかどうかについて市の担当者に質問したところ、特に確認は行っていないとのことであった。

公平な業者選定を行っていることを担保するために、各選定委員が応募業者に対して独立性を有しているか書面等で確認を行うべきである。

なお、これについては、後述する「定時制高等学校等給食事業費」における業者選定に際しても同様である。

中学校弁当推進事業費

中学校弁当推進事業費(以下「中学校弁当事業」)の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【中学校弁当事業の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費		110	
旅費			3
需用費		1,082	696
委託料		2,784	10,096
備品購入費		1,210	1,744
人件費			
職員人件費		9,031	9,205
嘱託等人件費		3,330	3,343
合計		17,547	25,087

(事業内容)

現在、市では中学校給食を実施していないため、生徒は原則として家庭から弁当を持参し、昼食をとっている。しかしながら、現状は、家庭から弁当を持参しない日に菓子パン等で昼食を済ませている生徒が多い。

中学校弁当事業は、菓子パン等で昼食を済ませている生徒に対して、栄養価がありバランスのとれた弁当を提供することで生徒の健康保持増進を図り、また、保護者に対する子育て支援を目的として、平成 24 年度から開始した事業である。

平成 24 年度以降の中学校弁当実施校の状況は、次のとおりである。

【中学校弁当事業実施校】

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業開始校名	日新中、大庄中、 園田中	成良中、中央中、大成中、 武庫中、小園中	若草中、立花中、 南武庫之荘中、 常陽中、園田東中
事業開始校数 (合計実施校数)	3 校 (3 校)	5 校 (8 校)	5 校 (13 校)

平成 26 年度時点では、13 校で中学校弁当事業を実施しており、平成 27 年度に残り 6 校での事業開始(予定)により、市内の全 19 校での実施となる。

(中学校給食)

学校給食法第 4 条では、「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。」と定められており、学校給食の実施は努力義務とされている。

市は、中学校でも小学校のような学校給食の実施が望ましいとしながらも、厳しい財政状況等により、中学校給食を実施していない。

一方で、近年の偏食等による生活習慣の乱れ等、生徒の健康を取り巻く問題が深刻化していることから、生徒の健康の増進と食育を進めるため、中学校給食を開始する自治体が増加している。

次表は、全国及び兵庫県の中学校給食に関する実施率のデータ、県内の近隣自治体の状況であるが、兵庫県内で中学校給食を実施していない自治体でも、導入が決定している、若しくは導入に向けて検討が進められている状況である。

そのため、市も導入を前提に、課題整理や他の自治体への事前調査を進めることとしており、中学校給食の実施に向けた検討を開始するところである。

【中学校給食実施率】

(平成 24 年 5 月 1 日現在)

	実施率()	備 考
全国	83.8%	
兵庫県	53.8%	学校数の多い神戸市が統計の時点で完全給食を実施していないため、実施率が低いと考えられる。

()公立中学校における、完全給食の実施率

(出典：文部科学省ホームページ)

【近隣自治体の状況】

自治体	給食実施状況
西宮市	実施済(単独調理場方式)。
宝塚市	実施済(単独調理場方式)。
芦屋市	平成 27 年度～32 年度で単独調理場方式により実施予定。
伊丹市	平成 28 年度 2 学期より共同調理場方式により実施予定。
神戸市	平成 26 年度より順次デリバリー方式で実施。

(出典：市作成資料及び各自治体ホームページより作成)

(委託業務の内容)

市は中学校弁当事業を行うにあたり、献立は市教育委員会が作成しているが、献立作成業務を除く大半の業務は、民間業者に委託している。

献立の作成は、生徒に栄養価がありバランスのとれた弁当を提供するという趣旨に鑑み、中学生の栄養摂取基準をもとに、市教育委員会の栄養管理士が作成している。

民間業者への委託業務については、衛生管理等の観点から、委託業者に市の基準や厚生労働省が策定した大量調理施設衛生管理マニュアル(以下「衛生管理マニュアル」)を遵守させ、業務実施報告書の提出を求めるなど、市の管理下で業務を委託しており、その業務範囲は、次のとおりである。

【業務委託の範囲】

委託業務	備 考
物資調達	使用する物資は、市教育委員会が示す尼崎市中学校弁当物資使用基準に基づき調達し、また、衛生管理マニュアルに従い、適切な衛生管理及び温度管理のもとに物資を保管する。
調理及び盛付業務	調理は、市教育委員会が提示する献立表及び調理方法等の指示に基づき、衛生管理マニュアルに従い、衛生的に行う。 盛付は、市教育委員会が貸与する弁当容器に盛り付ける。
配送及び回収業務	配送は、保冷設備のある運搬車を用いるなど、適切な温度管理を行い、各学校の配膳室へ指定された時間内に配送する。 昼休み時間終了後、返却された弁当容器等を当日回収する。
洗浄、消毒及び保管業務	回収した弁当容器等は、洗浄及び消毒を行い、外部から汚染されない構造の保管設備で衛生的に保管する。
受付、販売及び返金業務	配膳室等にて受付、販売及び返金業務を行う。

(利用方法及び負担額)

生徒は、利用前日の営業時間(午前 10 時 30 分から午後 2 時までの間の休み時間まで)に、お金を持参し、配膳室で申込を行い、食券(生徒控)を受け取る。

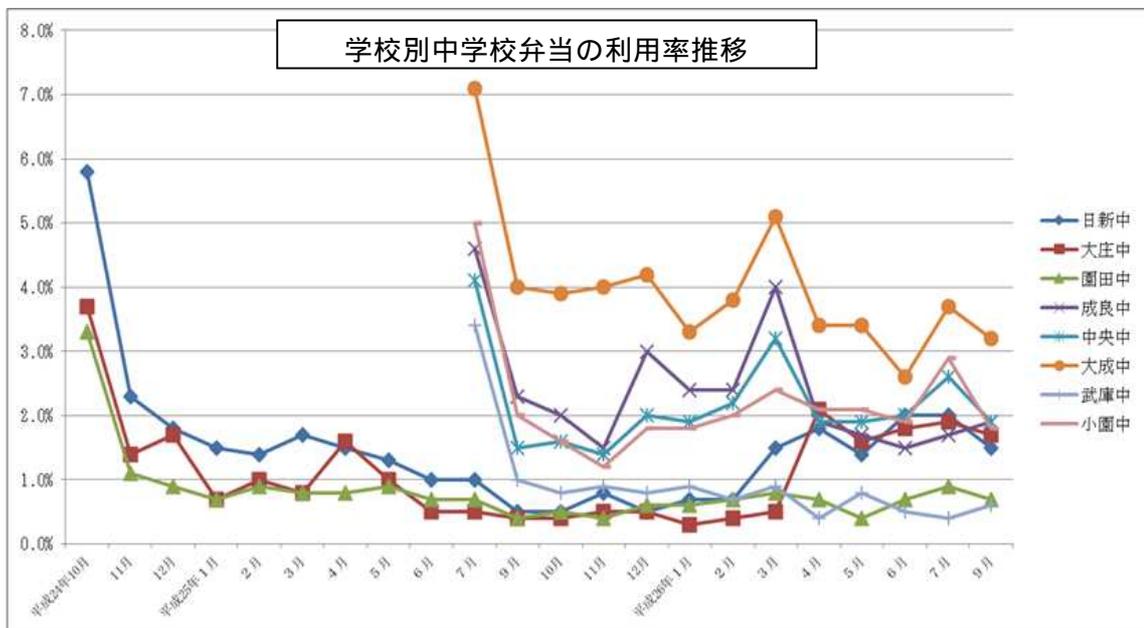
利用当日の昼休みに、配膳室で食券を示し、弁当を受け取り、食べ終わった後、各自で配膳室に弁当容器と袋を返却する。

なお、キャンセルは利用前日までに、配膳室で手続きを行う必要がある。

中学校弁当は、主食(ご飯)、副食(おかず)及び汁物で構成され、生徒負担額は、1 食 350 円(ご飯大盛は 370 円、小盛は 330 円)である。

(利用状況)

平成 24 年度 10 月以降の学校別中学校弁当利用率の推移は、次のとおりである。



(出典：市が作成した利用率データから監査人が作成)

上表のとおり、学校間で利用率にばらつきがあるものの、各校とも、事業開始の初月は、中学校弁当の目新しさから利用者は多いが、利用率は開始 2 カ月目から大きく下落し、その後は概ね 4 %までの間で推移している。

市では、中学校弁当利用率の目標を 10%としているが、その水準と比較しても利用率は低迷しているといえる。

(中学校弁当 1 食の費用の試算)

中学校弁当事業は、弁当 1 食 350 円を生徒負担としているが、各校への弁当配送・回収業務や、販売員の配置などに係る費用は市が負担している。

事業費に人件費を含め、弁当1食当たり費用を試算した結果、次のとおり弁当1食1,915円となった。

利用率が低迷する現状では、事業費に含まれる委託費や人件費等の固定費部分が多いため、弁当1食当たり費用が高額になっていることが分かる。

【弁当1食当たり費用の試算額】

(平成25年度の事業費)		(単位：千円)	
平成25年度の事業費	12,539		A
うち初期導入経費	1,817		B
平成25年度の事業費(初期導入経費除く)	10,722		C=A-B
平成25年度の人件費	12,548		D
合計	23,270		E=C+D

(平成25年度利用食数)		(単位：食)	
生徒	9,402		
教職員	5,462		
合計	14,864		F

(1食当たり費用)		(単位：円)	
1食当たり事業費(人件費含む)	1,565		G=E/F
1食当たり生徒・教職員負担額	350		H
1食当たり費用	1,915		I=G+H

(出典：市資料から監査人が試算)

(監査の結果及び意見)

(ア)中学校弁当の利用率向上について(意見)

上述のとおり中学校弁当の利用率が低いことから、弁当1食当たり費用1,915円は、経済合理性の観点から極めて高額となっている。

市は、利用率が低迷している理由の一つとして、生徒の嗜好(菓子パンを好む生徒が多い)が影響していると分析している。

すなわち、中学校弁当は給食ではなく、選択制による提供であることから、生徒に弁当を強制できず、利用率が低迷していると考えられる。

しかしながら、中学校弁当事業の趣旨は生徒の健康保持増進を図ることである。

選択制という形で事業を実施し、かつ当該趣旨を達成するためには、魅力ある中学校弁当を提供し、併せて生徒や保護者に食育を推進することで、利用率を上

げる他はなく、その結果として効率的な事業運営、及び生徒の健康保持増進という事業趣旨も達成できる。

この点、市では利用率を向上させるために、保護者試食会の開催や、お試しキャンペーン(300円で提供)の実施など、様々な取組を実施しているところではあるが、依然として利用率は低迷したままの学校が多い。

一方で、大庄中学校など平成26年度から利用率が上がっている学校も数校見受けられた。

利用率が上がった要因を市担当者に質問したところ、配膳室での販売から、職員室前にスペースを設けて販売する方法に変更した結果、利用率が上昇したと考えられるとのことであるが、他校では明確な要因が不明な学校もあった。

さらに、学校別でも利用率が比較的高い学校と低い学校が存在しているが、その理由も特に特定できていない状況である。

利用率を向上させるためには、施策を講じることが重要であるが、そのためには、利用率向上に有効な施策を明確に把握する必要がある。

各校の置かれた状況は様々ではあるが、まずは、学校別に利用率に関する分析を精緻に実施し、その分析結果に基づき、学校の状況に応じた施策を検討する必要がある。

(イ)学校内でのパン販売について(意見)

市では、生徒の健康保持増進のため中学校弁当を推進している。

しかしながら、次表の中学校では、昼食時に校内で民間業者やPTAが運営する購買部によるパン販売を実施していた。

【校内でのパン販売実施校】

学校名	民間業者のパン販売	購買部でのパン販売	備考
日新中学校			中学校弁当実施校
中央中学校			中学校弁当実施校
若草中学校			中学校弁当実施校
小田北中学校			
大成中学校			中学校弁当実施校
大庄北中学校			
啓明中学校			
塚口中学校			
武庫中学校			中学校弁当実施校
園田東中学校			中学校弁当実施校

(出典：市作成資料)

パン販売を実施している理由として、市では家庭からの弁当持参を原則としているが、弁当持参しない日には、生徒は昼食を購入して持参する必要がある。しかし以前は、コンビニ等も普及していなかったことから、生徒の利便性や生徒指導上の観点から実施しているものである。

市では業者に対し、惣菜パンの割合を多くしてもらおうなどの協力を求めているとのことであるが、校内でのパン販売は、中学校弁当事業の趣旨に相反していると考えられる。

一方で、過去に生徒の利便性を向上させるために地元業者に協力を依頼してパン販売を開始した経緯や、地域社会全体で教育環境が充実したまちをめざす市の取組みから学校と地元との繋がり的重要性についても、一定の理解はできる。

パン販売は過去の経緯もあり、継続して実施しているが、当時に比べてコンビニ等の普及や、偏食等による生活習慣の乱れからくる生徒の健康を取り巻く課題の深刻化など、その状況は大きく変化している。

また、校内でのパン販売は、生徒に弁当以外の選択肢を与え、生徒の利便性を高めるというメリットがある一方で、生徒の栄養バランスの問題や、業者や校内での衛生管理の問題、パン販売未実施校の生徒との公平性の問題等のデメリットもある。

そのため、中学校弁当を取り巻く環境の変化を考慮のうえ、市としてメリットとデメリットを整理し、校内でのパン販売継続の要否を検討し、継続するのであれば上述のデメリットを解消できるような施策を実施すべきである。

(ウ)中学校給食の早期実現に向けて(意見)

上述のとおり、市は中学校給食を実施していないため、生徒は、家庭からの弁当持参、中学校弁当事業における弁当購入、一部の学校で実施されているパンの購入及び、コンビニの利用など様々な選択肢によって昼食を摂っている。

これは、共働き世帯の増加等により、家庭から弁当を持参できない生徒が増加していることが主な要因であると考えられる。

一方で、「(ア)中学校弁当の利用率向上について」に記載のとおり、中学校弁当は、利用率の低迷により行政コストがかさんでおり、また「(イ)校内でのパン販売について」に記載のとおり、パン販売についても生徒の栄養バランス等の課題があるなど、様々な問題を抱えながら運営している状況にある。

この点、市では、市民や保護者からの意見等も踏まえ、中学校給食の実施に向けた検討を開始するとしている。

ただし、中学校給食の実施には、実施方式や経費捻出の検討、単独調理場方式・共同調理場方式で実施する場合は、学校内での調理場確保・給食センターの用地確保など検討すべき課題は多く、給食の実施までには長期間を要することが想定される。

しかしながら、中学校給食の実施は、上述の諸問題を解決できる有効な方法であると考えられるため、中学校給食の早期実現に向けて、具体的な検討を早急に進めていくことが望まれる。

定時制高等学校等給食事業費

定時制高等学校等給食事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【定時制高等学校等給食事業費の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費			93
需用費	978	908	1,007
負担金、補助金及び交付金	9,994	9,189	9,792
人件費			
職員人件費	777	764	1,012
嘱託等人件費	166	167	168
合計	11,915	11,028	12,072

(事業内容)

「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」第3条において、夜間課程を置く高等学校の設置者(市)は、当該高等学校において夜間学校給食が実施されるように努めなければならないと規定されており、給食の実施は、努力義務となっている。

尼崎市には、定時制高等学校が2校(城内高等学校と琴ノ浦高等学校は1校として算定)、夜間中学校が1校存在しており、市では、定時制高等学校の生徒に対して一部補助による弁当給食を実施し、夜間中学校の生徒に対して牛乳とパンの補食給食を実施している。

定時制高等学校の給食は1食400円であり、うち200円が市の補助により賄われるため、生徒負担額は200円となっている。また、夜間中学校の補食給食は1食90円である。

(定時制高等学校の再編)

市では、定時制高等学校の適正規模の確保や特色づくりを推進するため、市立定時制高等学校の再編を予定しており、平成 27 年度に尼崎工業高等学校及び城内高等学校が閉校となり、平成 28 年度から琴ノ浦高等学校 1 校に集約される。そのため、平成 25 年度は定時制高等学校が 3 校存在している。

【市立定時制高等学校の年度別在校生の状況】

高等学校名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
尼崎工業	2 ~ 4 年生	3・4 年生	4 年生	閉校
城内	2 ~ 4 年生	3・4 年生	4 年生	閉校
琴ノ浦	1 年生	1・2 年生	1 ~ 3 年生	1 ~ 4 年生

(業者選定方法)

定時制高等学校給食の供給業者は、市が業者を募集し、尼崎市定時制高等学校給食業者選定委員会の審査を経て選定される。

なお、選定委員会の独立性確保に関する意見については「給食調理業務委託関係事業費」を参照のこと。

(監査の結果及び意見)

(ア)給食供給業者の衛生管理状況の把握について(結果)

尼崎市定時制高等学校給食供給業務仕様書において、給食供給業者は、学校給食衛生管理基準(文部科学省告示)及び大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省通知)に照らし、適切な衛生管理に努めなければならないとされている。

給食として実施される以上、衛生管理の徹底は、定時制高等学校の設置者である市にも求められるものである。

しかしながら、平成 25 年度の定時制高等学校給食供給契約書を閲覧したところ、市は、供給業者に対して衛生管理に係る実施報告書の提出を求めておらず、供給業者の衛生管理の状況も確認していなかった。

小学校給食と同様、定時制高等学校の給食でも、校内で多数の生徒に対して給食が提供されるため、食中毒事故を防止し、安心・安全な給食の実施を確保することが必要である。

さらに、小学校給食や中学校弁当事業では、委託業者に実施報告書の提出を求めており、定時制高等学校の衛生管理の必要性も、小・中学校と同様である。

そのため、市は、給食供給業者に対して衛生管理に係る実施報告書の提出を求めるよう契約書に明記し、給食供給業者の衛生管理状況を確認するべきである。

学校保健関係事業費

学校保健関係事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【学校保健関係事業費の推移】

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
報償費	1,183	855	972
需用費	84	78	95
委託料	300	240	280
人件費			
職員人件費	2,258	2,591	2,641
合計	3,825	3,764	3,988

(事業内容)

児童生徒幼児の健康の維持増進を図るため、健康診断の結果を記載した「健康の記録」の配付や、医師等による講演会の実施(専門医活動)、学校保健に関する研究委託を行っている。

同事業の中心となる専門医活動は、専門医による性教育・スポーツ医学・歯のブラッシングなどの講演を学校園で実施し、児童生徒幼児、教職員及び保護者に対して、正しい知識を身につけてもらうことを目的としている。

(専門医活動の実施状況)

専門医活動は各校が学校の実情に応じた講師を選定し、講演会を開催している。ここで、過去3年間の各校の専門医活動の講演実績は、次表のとおりである。

【学校別専門医活動の講演実績】

(小学校)

地区	小学校名	平成23年	平成24年	平成25年	
中央	明城				
	難波				
	難波の梅				
	竹谷				
小田	下坂部				
	潮				
	長洲				
	清和				
	杭瀬				
	浦風				
	金楽寺				
	浜				
大庄	大庄				
	成文				
	成徳				
立花	立花				
	立花南				
	立花西				
	立花北				
	名和				
	塚口				
	尼崎北				
	水堂				
	七松				
	武庫	武庫			
		武庫南			
		武庫北			
		武庫東			
		武庫庄			
武庫の里					

	若葉			
	西			
	大島			
	浜田			

園田	園田			
	園田北			
	園和			
	園和北			
	園田東			
	上坂部			
	小園			
	園田南			

(中学校)

地区	中学校名	平成 23年	平成 24年	平成 25年
中央	成良			
	琴城分校			
	中央			
	日新			
小田	小田南			
	若草			
	小田北			
	大成			
大庄	大庄			
	大庄北			
	啓明			
立花	立花			
	塚口			
武庫	武庫			
	南武庫之荘			
	武庫東			
	常陽			
園田	園田			
	園田東			
	小園			

(幼稚園)

地区	幼稚園名	平成 23年	平成 24年	平成 25年
中央	博愛			
	梅園			
	竹谷			
小田	長洲			
大庄	大庄			
	大島			
立花	立花			
	立花東			
	塚口			
	富松			
武庫	武庫			
	武庫北			
	武庫南			
	武庫庄			
園田	園田			
	園和			
	園和北			
	小園			

：専門医による活動実績、：専門歯科医による活動実績

高等学校に関する活動実績は省略している。

(出典：市作成資料より加工)

上表のとおり、過去3年間で講演会の開催実績は、小学校では42校中16校(うち7校が複数回)が実施し、中学校では20校中15校(うち12校が複数回)実施しており、各校での専門医活動の活用状況に差が生じている。

(監査の結果及び意見)

(ア)専門医活動の積極的な活用について(意見)

上述のとおり専門医活動は、各校が専門医の講師を選定し、講演会を開催しているが、各校で講演会の実施状況にバラつきがあり、専門医活動の活用状況に差が生じている。

この点、専門医活動を実施していない学校では、授業等で補完できているため、講演会は必要ないと判断しているとのことであった。

しかしながら児童生徒にとって、外部専門医の講演会に参加し、自らの健康や性感染症等の問題を考える機会は貴重な体験となり、またそれこそが当該事業の根幹を為すものと考えられる。

そのため、学校は外部専門医による講演会を積極的に開催することが望まれる。

さらに、市教育委員会は講演会の開催に消極的な学校に対して、積極的に開催を促す必要があり、そうすることで、講演会実績の各校のバラつきを是正し、各校の教育の機会等の公平性確保にもつながると考えられる。

児童生徒幼児健康診断事業費

児童生徒幼児健康診断事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【児童生徒幼児健康診断事業費の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費	3,093	3,085	3,065
需用費	94	208	545
役務費	312	304	368
委託料	35,687	34,981	33,504
人件費			
職員人件費	11,612	10,680	10,916
嘱託等人件費		660	670
合計	50,798	49,918	49,068

(事業内容)

児童生徒幼児健康診断事業は、児童生徒幼児の疾病の早期発見と予防に努め、学校教育活動中の安全・安心を確保するために、定期健康診断や心疾患対策・腎疾患対策・脊柱側弯症対策・結核対策・小児肥満対策等の検診を実施し、児童生徒幼児の健康づくりを促進している。

なお、各種健康診断は学校保健安全法第13条で市に義務付けられた法定事業(以下「健康診断事業」)であり、小児肥満対策の検診は市の独自事業(以下「小児肥満対策事業」)である。

小児肥満は、将来生活習慣病につながる割合が高いため、小・中学校在籍時において、早期に肥満改善に取り組み、心身の健康な発達を目指す必要がある。

そこで、肥満度30%以上の市立の小・中学校に在籍する児童生徒が医療機関で血液検査を受診する際、その費用を助成し、検査の受診を奨励している。

また、検査の結果に応じて、学校が生活習慣に関する指導を行い、市教育委員会は、肥満度 30%以上の児童生徒の身長、体重及び肥満度を経年比較ができるよう台帳を作成し、小・中学校 9年間を通じた管理を行うことにより、肥満度改善に対するフォローを行っている。

(小・中学校肥満度のデータ)

市における、小児肥満児童生徒の人数、及び血液検査の実施人数の過去 5 年間の推移は次表のとおりである。

なお、文部科学省の学校保健統計調査によれば、肥満度 20%以上の児童生徒を肥満傾向児として位置付けているが、市では同事業の開始時より肥満度 30%以上の児童生徒について助成の対象としている。

(肥満度の計算式)	
肥満度 (%) =	$(\text{実測体重(kg)} - \text{身長別標準体重(kg)}) \div \text{身長別標準体重(kg)} \times 100$
(出典：文部科学省学校保健統計調査)	

また、平成 24 年度から中学生に対する助成も開始しているが、その結果、血液検査の受診率は上昇している。

【小児肥満児童生徒の推移】

(小学校)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童数	A	23,060	23,284	22,871	22,336	21,987
肥満度 20%以上の児童割合		7.4%	7.4%	7.2%	7.8%	7.6%
肥満度 30%以上の児童数	B	738	720	660	748	741
肥満度 30%以上の児童割合	C=B/A	3.2%	3.1%	2.9%	3.3%	3.4%
血液検査の受診者数	D	209	224	203	292	274
受診割合	E=D/B	28.3%	31.1%	30.8%	39.0%	37.0%

(中学校)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
生徒数	A	10,020	10,060	10,130	10,306	10,194
肥満度 20%以上の生徒割合		9.6%	8.6%	8.3%	8.3%	8.4%
肥満度 30%以上の生徒数	B	517	430	390	392	392
肥満度 30%以上の生徒割合	C=B/A	5.2%	4.3%	3.8%	3.8%	3.8%
血液検査の受診者数	D	45	33	41	54	82
受診割合	E=D/B	8.7%	7.7%	10.5%	13.8%	20.9%

中学校における血液検査の無料化は平成 24 年度から実施している。

(出典：市作成資料)

(監査の結果及び意見)

(ア)事業委託に係る業務の完了確認について(結果)

市が専門機関に委託している健康診断業務の契約書では、委託業務を完了した時は、直ちに委託業務の成果を市に提出することとされている。

平成 25 年度に実施された各種健康診断の実施状況を確認するため、受託機関から提出された業務完了報告書を閲覧したところ、次のような業務完了報告書の提出が著しく遅れていた事例があった。

【業務完了報告書の遅延事例】

健康診断名	結核検診胸部エックス線撮影業務
専門機関	公益財団法人 A
委託期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 5 月 31 日
検診日	平成 25 年 4 月 4 日～平成 25 年 5 月 21 日
業務完了報告書日	平成 25 年 9 月 26 日

学校保健安全法第 13 条及び同施行規則第 5 条 1 項において、健康診断は毎年 6 月末までに実施しなければならないとされていることから、市も各受託機関の健康診断業務が 6 月末までに完了していることを確認する必要がある。

上記の事例は、実際の検診は 5 月 21 日に完了していたにもかかわらず、専門機関の事務手続遅延により、業務完了報告書が 9 月 26 日に発行され、市はその後当該業務の完了を確認していた。

この点について市は、業務完了報告書による確認は 9 月 26 日であるが、5 月中に受託機関から個人毎の健康診断結果一覧表が市に送付されており、全生徒の健康診断が完了していることを確認しているとのことであった。

しかしながら、本来ならば受託機関から提出される業務完了報告書により、業務の完了を確認すべきであるし、健康診断の種類によっては対象となる児童生徒の人数が多くなり、健康診断結果一覧表を全件確認することは非効率かつ非現実的である。

そのため、市は健康診断業務の完了後、全ての受託機関から業務完了報告書が回収できているか確認すべきであり、業務完了報告書の提出が遅延している受託機関については、速やかに提出を求める等の対応が必要である。

(イ)小児肥満対策事業の利用率の向上について(意見)

小児肥満対策事業は、児童生徒の将来的な生活習慣病を予防することを目的に実施され、児童生徒が将来に亘って健康的な生活を送れるようにするための重要な事業である。

現状、学校では肥満度 30%以上の児童生徒に対して、血液検査の受診を促してはいるが、平成 25 年度の血液検査受診率は、小学生で 37.0%、中学生で 20.9%と受診率が高いとは言えない。

受診率が上がらない理由については、市や学校が児童生徒やその保護者に対して、小児肥満の危険性と血液検査の受診について十分に周知できていないことが考えられる。

小児肥満対策事業の開始から 7 年経過しており、同事業で肥満度が下がった事例も多数存在するものと思われるため、成功事例の紹介や学校保健関係事業(「学校保健関係事業費」参照)で実施している外部講師による講演会を活用、さらには市教育委員会から児童生徒や保護者に直に接する教職員に対して啓蒙するなどの具体的な施策を実施し、血液検査の受診率を向上させ、将来の肥満児童生徒数の減少に取り組むべきである。

・安全な教育環境の確保

市は、家庭・地域・学校が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境が充実したまちづくりを目指している。

そのため、「安全な教育環境の確保」では、学校施設の耐震化や、安全・安心な教育の場の提供等の取組を重視している。

(1) 監査の対象とした事業

今回の監査において、まず各事業について、事業内容をヒアリング又は資料の閲覧によって理解を行い、そのうち次の基準によって監査対象とする事業を選定した。

(A)：事業費 10 百万円以上の事業。

(B)：事業費は少額だが、事業内容等から有効性・効率性・経済性が十分に考慮されているかどうかについて監査すべきと判断したもの。

選定した事業は、次のとおりである。

区分	事業名	分類
学校施設の維持	各種施設整備事業費	(A)
	尼崎工業高等学校在校生対策事業費	(A)
	学校環境衛生管理関係事業費	(A)
バリアフリー	学校施設玄関スロープ等整備事業費	(B)
	特別支援学級教室整備事業費	(B)
学校適正規模・ 適正配置	学校適正規模・適正配置推進事業費	(A)
学校施設の耐震化	市立定時制高等学校教育の推進事業費	(A)
	学校施設耐震化事業費	(A)
関係者との連携	学校安全関係事業費	(A)
	日本スポーツ振興センター共済掛金等負担金	(A)

なお、施設関係の工事等において、入札等を行い契約締結する業務及び工事の検査を行う業務については、資産統括局の契約・検査課の業務であるため、監査の対象とはしていない。

(2) 学校施設の維持

各種施設整備事業費

各種施設整備事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【各種施設整備事業費の推移】 (単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
需用費	92	51	466
役務費	262	240	240
委託料	5,180	4,832	42,245
使用料及び賃借料	18,718	11,308	13,198
工事請負費	67,467	93,414	320,966
人件費			
職員人件費	14,884	19,005	7,006
嘱託等人件費		1,346	2,773
合計	106,603	130,196	386,894

(事業内容)

学校施設の経年劣化が進む中で、適切な保全、施設整備を実施することによって、良好な学習環境及び建物の耐久性の確保を目的とする事業である。

小・中学校、高等学校及び幼稚園施設整備が対象となり、学校園からの要請があった場合に、緊急を要するものは補正予算、緊急を要しないものは翌年度の予算要求を経た上で予算措置される。

それぞれの年度別事業費の推移及び施設整備実績は、次のとおりである。

【年度別事業費の推移】 (単位：千円)

	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	合計
平成23年度	48,865	16,401	35,806	5,530	106,603
平成24年度	45,299	49,331	24,251	11,316	130,196
平成25年度	337,334	22,064	26,544	952	386,894
合計	431,498	87,796	86,601	17,798	623,693

【施設整備実績】

	主な内容
平成23年度	小学校：長洲小、七松小、武庫の里小プール改修等 高等学校：尼崎双星高クラブ室改修工事、尼崎高昇降機監視装置改修等
平成24年度	小学校：竹谷小、園和北小、浜田小屋上防水改修等 中学校：大庄中体育館屋根改修、武庫東中プール改修等 高等学校：尼崎高第2体育館機械設備・ボイラー改修等
平成25年度	小学校：難波小、七松小、武庫小、園田南小、下坂部小、園田北小、 武庫の里小トイレ改修等 中学校：小園中屋上防止工事等 高等学校：尼崎高テニスコート改修等

(出典：平成23年度～平成25年度決算の状況)

(監査の結果及び意見)

(ア)施設整備計画の策定について(意見)

施設整備計画の有無について、市教育委員会に確認したところ、学校園からの要請があった場合に、緊急を要するものは補正予算、緊急を要しないものは翌年度の予算要求を経た上で、予算措置されるとのことであり、施設整備計画は策定していないとのことであった。

しかしながら、施設の経年劣化が進む中で、適切な保全、施設整備を行う趣旨から鑑みれば、施設の現状を把握し、適切な時期に適切な整備を計画的に実施することが必要である。

そのため、市教育委員会は、施設整備計画を策定し、計画的に施設の整備を行う必要がある。

尼崎工業高等学校在校生対策事業費

尼崎工業高等学校在校生対策事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【尼崎工業高等学校在校生対策事業費の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
役務費	2,853	788	91
委託料	22,341	852	4,771
使用料及び賃借料	21,318	111,518	133,262
工事請負費	8,558	609	7,614
その他	1,161		16
人件費			
職員人件費	10,241	5,262	5,126
合計	66,472	119,029	150,880

(事業内容)

市教育委員会が策定した「尼崎市立定時制高等学校の再編について」の基本方針及び「尼崎市立定時制高等学校再編実施計画」に基づき、尼崎工業高等学校及び城内高等学校の学科全てを普通科に再編し、城内高等学校の場所に2校を統合した新たな高等学校(琴ノ浦高等学校)を設置することとし、尼崎工業高等学校用地には、新県立病院が建設されることになった。

新県立病院は、平成27年度に開院予定であり、校舎や体育館の撤去と同時並行で同校敷地内に建設されるため、同校在校生が卒業する平成27年度までの間、学校生活に支障が生じないように仮施設等(仮設校舎や仮設体育施設等)を整備することが本事業の目的である。

年度別事業費(人件費除く)及び主な実施内容は、次のとおりである。

【年度別事業費及び主な実施内容(平成 26 年度以降は予算)】 (単位：千円)

年度	事業費	主な実施内容
平成 23 年度	56,231	仮設施設の敷地確保、設計、整備、備品等移設
平成 24 年度	113,767	仮設施設整備・使用開始、備品等移設
平成 25 年度	145,754	仮設施設使用、尼崎工業高等学校から新定時制高等学校へ備品等移設
平成 26 年度	136,555	
平成 27 年度	136,555	
平成 28 年度	6,178	全校生徒が新定時制高等学校へ
合 計	595,040	

(出典：市作成資料を監査人が加工)

(使用料及び賃借料の内訳)

仮設施設は、短期間の体育施設確保、及び財政負担の平準化等を考慮し、リース契約としている。そのため同事業の大半は、仮設施設の賃借料であり、平成 23 年度から平成 25 年の推移は、次のとおりである。

【年度別仮設施設の賃借料】 (単位：千円)

施設	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
仮設校舎	1,365	16,065	16,065
仮設体育施設等		65,523	87,267
敷地(仮設体育施設等)	19,953	29,930	29,930
合 計	21,318	111,518	133,262

(出典：市作成資料を監査人が加工)

(監査の結果及び意見)

尼崎工業高等学校在校生対策事業について、支出額の決裁状況及び金額が適切に計上されていることを確認するため、平成 23 年度から平成 25 年度の仮設施設賃借料について、決裁書及び契約書等の閲覧を行った結果、特に指摘すべき事項はなかった。

学校環境衛生管理関係事業費

学校環境衛生管理関係事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【学校環境衛生管理関係事業費の推移】 (単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
需用費		3	558
役務費	1,562	1,523	1,486
委託料	68,394	70,387	61,884
備品購入費		36	
人件費			
職員人件費	4,919	4,947	5,279
嘱託等人件費			745
合計	74,875	76,896	69,952

(事業内容)

学校保健安全法第6条に基づき学校環境衛生基準に適合し、健康で快適に過ごせる教育環境を維持するため、各種衛生検査等業務を委託により行う事業である。各年度別の委託内容は、次のとおりである。

【各年度別の委託内容】 (単位：千円)

委託内容	契約形態	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ごみ収集運搬及び処理業務	入札	20,521	17,942	17,240
産業廃棄物運搬及び処理業務	入札	8,619	19,878	11,382
冷暖房設備等保守点検業務	入札	13,293	11,655	11,130
樹木剪定業務	入札	13,079	7,936	9,111
教室等の空気、照明環境等の検査業務	随契	4,318	4,181	2,885
プール浄化装置等保守点検業務	入札	1,638	2,205	1,982
受水槽・高架水槽清掃業務	入札	1,676	1,655	1,803
古紙リサイクル業務	随契	1,208	1,208	1,208
その他	入札、随契	4,041	3,725	5,143
合計		68,394	70,387	61,884

(出典：委託料データを市から入手し、監査人が加工)

(監査の結果及び意見)

学校環境衛生管理関係事業について、支出額の決裁状況、及び金額が適切に計上されていることを確認するため、平成25年度委託料の決裁書及び、契約書等の閲覧を行った結果、特に指摘すべき事項はなかった。

また、一部委託先について随意契約が行われていたため、その合理性について担当者への質問等により確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) バリアフリー

学校施設玄関スロープ等整備事業費

学校施設玄関スロープ等整備事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【学校施設玄関スロープ等整備事業費の推移】 (単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
需用費	1	17	1
委託料	160	218	64
工事請負費	1,396	28,944	5,339
人件費			
職員人件費	968	1,963	1,792
合計	2,525	31,142	7,196

(事業内容)

小・中学校に在籍する障害を有する児童・生徒が学校生活を送る上で支障となる施設設備について整備を行う事業である。具体的には、階段手すり、段差解消のためのスロープ、トイレの整備、点字ブロックの整備等を行う。

過去3年間の実施状況は、次のとおりである。

【年度別実施状況】 (単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	立花小 780 小園小 777	成文小 473	武庫南小 2,584
中学校		日新中 7,135 立花中 21,571	常陽中 809 大庄北中 931 立花中 1,080
合計	1,557	29,179	5,404

(出典：市作成資料)

(監査の結果及び意見)

学校施設玄関スロープ等整備事業について、支出額の決裁状況及び金額が適切に計上されていることを確認するため、平成24年度の日新中、立花中、及び平成25年度の武庫南小について、決裁書及び契約書等の閲覧を行った結果、特に指摘すべき事項はなかった。

特別支援学級教室整備事業費

特別支援学級教室整備事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【特別支援学級教室整備事業費の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
需用費		19	
委託料		363	457
工事請負費		9,040	2,666
備品購入費		575	
人件費			
職員人件費		1,021	896
合計		11,018	4,019

(事業内容)

特別支援学級は、学校教育法第81条に基づき、障害があるために通常学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うため小・中学校の中に特別に設置された少人数の学級のことである。

特別支援学級の設置は、毎年3月に県が認可するため、翌年度の予算要求を経た上で予算措置されることから、原則として前年度に新たに特別支援学級が設置された学校を対象に、当該学級運営に際して良好な学習環境を確保し、特別支援教育の充実を図るため、特別支援学級教室の整備を行う事業である。

具体的には、普通教室を特別支援学級教室に改造している(天井貼替、柵・アコーディオンカーテン新設、床をクッションフロアーに改造する等)。

過去3年間の実施状況は、次のとおりである。

【年度別実施状況】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学校		立花西小 5,896 園田小 3,829 成文小 272	
中学校			立花中 3,123
合計		9,997	3,123

(出典：市作成資料)

(監査の結果及び意見)

特別支援学級教室整備事業について、支出額の決裁状況、及び金額が適切に計上されていることを確認するため、平成24年度の立花西小、園田小及び平成25年度の立花中について、決裁書、契約書等の閲覧を行った結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 学校適正規模・適正配置

学校適正規模・適正配置推進事業費

学校適正規模・適正配置推進事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【学校適正規模・適正配置推進事業費の推移】 (単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
委託料	17,152		43,786
使用料及び賃借料			580
工事請負費			8,074
その他			2,148
人件費			
職員人件費	10,725	10,444	13,278
合計	27,877	10,444	67,866

(小・中学校の適正規模・適正配置について)

小・中学校の適正な規模及び適正な配置による適切な児童・生徒集団の確保は、子どもたちに多様で豊かな出会いを創出し、その成長を促すことになる。

例えば、体育大会など様々な学校行事や児童会・生徒会活動などの特別活動の活性化が図られる。特に中学校では、多様な課外クラブ活動の展開が可能となり、子どもたちの活動分野の選択肢が広がるのが期待できる。

また、適切な児童・生徒集団の確保は、教員の配置増加にもつながることから、子どもたちが専門分野の教員の授業を受ける機会の増加や、教員自身にもゆとりができ切磋琢磨する環境になるなど、より分かりやすく興味をもてる授業や個性を伸ばす学校教育の創出につながる。

しかしながら、市の小・中学校は、児童数の減少等により小規模化が進展しており、良好な学習環境を創出するための学校規模の適正化は、重要な課題となっている。

(市の小・中学校の適正規模・適正配置に関する検討経緯)

市は小・中学校の適正規模・適正配置について、平成12年から現在に至るまで、次のように検討を行っている。

No.	年月	項目	主体
()	平成12年7月	尼崎市立小・中学校の適正規模・適正配置について(報告書)	尼崎市立小・中学校適正規模等懇話会
()	平成13年8月	尼崎市立小学校及び中学校の適正規模・適正配置の具体的方策について(答申)	尼崎市立小学校及び中学校通学区域検討委員会

()	平成 14 年 1 月	尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画	市教育委員会
()	(改訂年月) 平成 14 年 11 月 平成 16 年 4 月 平成 17 年 8 月 平成 19 年 8 月 平成 23 年 2 月	尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画(改訂)	市教育委員会

()尼崎市立小・中学校の適正規模・適正配置について(報告書)

小・中学校の小規模化が進展している現状から、尼崎市立小・中学校適正規模等懇話会(以下「懇話会」)が、市教育委員会からの付議に基づき、学校規模と教育環境の関係からの小・中学校の適正規模及び通学距離、通学安全、地域コミュニティの関係からの適正配置並びに小・中学校が連携すべき課題やそのあり方等について協議を重ね、平成 12 年 7 月に適正規模等の推進についての提言を行ったものである。

懇話会が提言した主な内容は、次のとおりである。

【適正規模の範囲】

小学校の適正規模：12 学級～24 学級

単学級の学年が存在する小規模校は、学級運営が学年運営となり、運営の広がりや欠けることやクラス替えができないなど、子ども同士、子どもと教職員及び保護者も含めて、結びつきが固定化・マンネリ化する恐れがあり、お互いに刺激し合い高めあう場になりにくいことから、適正規模の範囲の下限は学年 2 学級の 12 学級とする。

一方、学年 4 学級を超える大規模校は、学年運営に広がりがあることや教材研究なども多様化できる反面、体育館等の施設活用や校外学習等の運営面で支障となることがあるため、適正規模の範囲の上限は学年 4 学級の 24 学級とする。

中学校の適正規模：12 学級～24 学級

中学校は、小学校に比べて広い社会性を培うことが必要であることから、2 小学校で 1 中学校を構成することを基本とし、12 学級～24 学級を適正規模の範囲とする。

なお、生徒が多様な教材で学習できる機会が多くなるなどの教科学習面、及び施設活用や校外学習などの学校運営面から、理想的な学校規模は、15 学級～18 学級である。

【適正配置の考え方】

学校配置の現状は、適正規模を基本としつつ、通学距離及び時間、通学安全の確保、地域コミュニティとの関係を要素として、新設分離などの歴史的経緯を辿るなかで通学区域が設定されてきたものである。

そのため、適正配置を推進するにあたり、次の点に留意する必要がある。

(a)新設分離にあたって、学校用地確保の困難性の問題から校区外に設置されている学校は、その学校に対する近隣住民の関心が高くなく、適正配置検討の視野にいれること。

(b)通学距離及び時間は、現状、遠距離通学している児童・生徒がさらに負担にならないような適正配置に留意すること。

(c)通学安全の確保は、鉄軌道や幹線道路の交通量の変化などに対応した適正配置に留意する必要がある、その対策は万全を期すこと。

(d)地域社会との関係は、町会や子ども会の活動などコミュニティ活動と通学区域の整合性を保つことで、児童・生徒の健全育成や総合的な学習など、これからの教育に対応した学校・家庭・地域社会の協力関係が強化できる適正配置に留意すること。

() 尼崎市立小学校及び中学校の適正規模・適正配置の具体的方策について(答申)(以下「答申」)

()の内容を基本方針として、尼崎市立小学校及び中学校通学区域検討委員会(以下「通学区域検討委員会」)が、子どもたちに良好な教育環境を創出することを目標に、各々の学校を個別に捉えるのではなく全市域を対象に、児童・生徒数の将来推計や歴史的・地域的な学校のつながり、通学上の諸課題、小・中学校の接続関係、学校周辺の状況などの事項について、議論を重ね、平成13年8月に当該具体的方策についての答申を行っている。

通学区域検討委員会の答申の主な内容は、次のとおりである。

(検討対象校)

()の懇話会の報告において、学校規模の適正規模が提言されており、そのため、通学区域検討委員会が適正規模・適正配置の検討にあたり、この学校規模を基準に検討対象校を、平成13年度において学級数が11学級以下及び25学級以上の学校、並びに平成18年度(平成13年度の推計)において同様の学級数となる見込みであった学校としている。

【検討対象校一覧】

区分	小学校		中学校	
小規模校	開明小	成徳小	城内中	小田北中
	北灘波小	若葉小	育英中	大庄東中
	清和小	園田東小	明倫中	大庄西中
	常光寺小		若草中	啓明中
大規模校	園田小			

上記の対象校について、適正規模・適正配置を推進するために、学校の統合、通学区域の変更及び小・中学校の接続改善(例えば1小学校から2中学校に進学している学校を1小学校から1中学校へ進学できるよう通学区域の変更を行う)の手法により、具体的には次の学校について検討している。

【手法別の推進校】

手法	統合により推進	通学区域の変更により推進	小・中学校の接続改善により推進
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・開明小と城内小 ・北灘波小と梅香小 ・清和小と長洲小 ・常光寺小と杭瀬小 ・成徳小と大庄小 ・若葉小と西小 	<ul style="list-style-type: none"> ・園田東小と園和小() ・園田小と園田北小() 	<ul style="list-style-type: none"> ・北灘波小、梅香小の統合校と日新中() ・名和小と大成中() ・立花南小と立花中()
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・城内中と育英中 ・明倫中と昭和中 ・若草中と小田南中 ・大庄東中と大庄西中と啓明中 	<ul style="list-style-type: none"> ・小田北中と若草中 ・小田北中と小園中 	

() () 尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画の中で、適切な時期を再度検討し明らかにするとして、除外している。

() 尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画(以下「推進計画」)

()の通学区域検討委員会の答申を受け、学校の統合、通学区域の変更及び小・中学校の接続の改善に関する市教育委員会が作成した計画であり、推進計画の期間は、平成16年度から平成25年度までとし、学校別の計画を策定している。

() 尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画(改訂)(以下「改訂推進計画」)

市教育委員会は、()の推進計画策定時からの状況の変化が生じた際に推進計画の見直しを行い、改訂推進計画を策定している。

各年度の改訂推進計画の主な改訂内容は、次のとおりである。

【主な改訂内容】

年月	内容
平成 14 年 11 月	「明倫中と昭和中の統合」及び「昭和中と大成中の校区変更」を追加。
平成 16 年 4 月	城内中と育英中の統合にかかる育英中校舎の改築時期や方法等の見直し。
平成 17 年 8 月	「大庄東中と大庄西中の統合」を追加し、常光寺小と杭瀬小の統合にかかる杭瀬小校舎の改築時期や方法等の見直しを実施。
平成 19 年 8 月	「第 2 次学校別計画の取り組み方針」を追加。
平成 23 年 2 月	成徳小が適正規模校となったため「成徳小と大庄小の統合」を削除。

小・中学校の適正規模・適正配置の現状について

市は、平成 14 年 1 月に策定された推進計画に基づき、統合や校区変更による学校規模に取り組んできたが、この推進計画の最終年度である平成 25 年度末における取組実績は次のとおりである。

なお、計画期間中に取組みが完了していない 4 件(次表の網掛け部分)は、残事業として平成 26 年度以降も取組みを継続するとしている。

【推進計画の取組結果について】

(統合)

対象校		取組結果及び今後の方向性
開明小	城内小	明城小(平成 16 年度に統合)
城内中	育英中	成良中(平成 17 年度に統合)
明倫中	昭和中	中央中(平成 17 年度に統合)
常光寺小	杭瀬小	杭瀬小(平成 18 年度に統合)
大庄東中	大庄西中	大庄中(平成 18 年度に統合)
成徳小	大庄小	成徳小が適正規模となり、平成 22 年度に計画から削除。
北難波小	梅香小	難波の梅小(平成 26 年度に統合)
清和小	長洲小	JR 尼崎駅周辺開発の中で、清和小校区内にマンション建設の動きもあり、今後児童数が増加することが予測されるため、その動向を見極める必要があることから統合を見送る。
若葉小	西小	今後も児童数の減少傾向が継続するなど緊急を要するため、平成 28 年度を目途に若葉小を仮校舎として統合を行う。併せて西小の校舎整備終了後、西小の場所へ移転する。
啓明中	大庄中	今後も生徒数の減少傾向が継続するなど緊急を要するため、平成 28 年度を目途に大庄中で統合を行う。併せて大庄中の校舎整備を行う。
若草中	小田南中	今後も生徒数の減少傾向が継続するなど緊急を要するため、平成 28 年度を目途に若草中を仮校舎として統合を行う。併せて小田南中の校舎整備終了後、小田南中の場所へ移転する。

(通学区域の変更)

変更前		変更後
昭和中	大成中	旧昭和中校区のうち、名和小校区の区域を大成中校区に編入した。(平成 17 年度に校区変更)
小田北中	小園中	小園中校区のうち、下坂部小校区の区域を小田北中校区に編入した。(平成 19 年度に校区変更)
小田北中	若草中	若草中と小田南中の統合と併せて、平成 28 年度を目途に校区変更を進める。

(監査の結果及び意見)

(ア)柔軟性のある推進計画の立案について(意見)

平成 14 年 1 月に立案された推進計画は、平成 13 年 8 月の答申で挙げられた適正規模・適正配置の検討対象校について、どの時期にどの手法で適正規模・適正配置を図っていくかを計画したものがある。

当該推進計画は、人口変化や環境変化も勘案し、その都度計画を改訂し、改訂推進計画を公表しているが、改訂推進計画において新規に検討対象校として追加した学校は、検討対象校であった明倫中学校と昭和中学校の統合計画からの派生による、昭和中学校と大成中学校の通学区域の変更(平成 14 年 11 月改訂)のみである。

これは、学校統合や通学区域の変更には関係する当事者(保護者等)が多数存在し、実施について当事者に理解を求める必要があることや、施設整備の問題等があるため、市教育委員会は検討対象校を当初の計画段階で厳選し、一定の時間をかけて推進していくとしたことにより、改訂推進計画で新規に検討対象校とした学校が少ない結果となっている。

一方で、市教育委員会では、次のように小規模校の生徒数及び学級数を毎年確認しており、将来の人口推計も鑑みながら当該学校の今後の状況を注視している。

【平成 22 年度から 26 年度の小規模校の学級数の推移】 (単位：学級数)

学校名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	摘要
北難波小	9	9	9	10	21	平成 26 年度統合
潮小	11	12	12	12	12	
清和小	9	8	8	8	9	
浦風小	10	10	8	7	7	
成文小	12	12	11	9	9	
成徳小	12	11	10	11	12	
若葉小	6	6	6	6	6	平成 28 年度を目途に統合
西小	13	12	12	11	12	
園田北小	12	11	11	12	12	
園田東小	7	6	6	6	6	

若草中	10	10	9	9	9	平成 28 年度を目途に統合
啓明中	9	9	9	9	8	平成 28 年度を目途に統合
武庫中	11	10	10	11	12	

平成 22 年度から継続して 12 学級以下となっている浦風小学校や、平成 24 年度から継続して 12 学級以下となっている成文小学校など、特に検討対象校とはされていない。

この点、市教育委員会は、統合に向け関係者の理解を求めるための説明会等を積み重ねている学校に近接している学校が過小規模化している場合に、新たに検討対象校に加えることは、推進計画の大幅な変更を余儀なくされることで混乱を来す恐れがあること及び将来の児童数が回復する見込みがある等の理由により、当初検討対象校の推進計画が完了するまでは、新規検討対象校を特定しない方針としているとのことであった。

しかしながら、推進計画は 10 年間という長期間であるため、その間に様々な環境の変化により当初計画時点で想定できなかった事象が生じることは十分想定され、市でも上表のとおり推進計画期間に新たに検討すべき小規模校が発生している。

そのため、市教育委員会は当初計画に固執することなく、より柔軟に推進計画の改訂を行う対応が必要である。

例えば、12 学級を下回る状況が数年継続した小規模校は、適正規模・適正配置の検討対象校として推進計画に織り込むといった柔軟な計画方針を策定することが考えられる。

(イ) 推進計画後の情報収集について(意見)

市は実際に統合を実施した、明城小学校、杭瀬小学校、中央中学校、成良中学校、大庄中学校の職員と保護者及び中学校のみ生徒に対して、統合に関するアンケートを実施しており、平成 18 年 11 月 27 日に「学校統合に係るアンケートの調査結果について(報告)」としてアンケート結果の取りまとめを行っている。

しかしながら、質問項目については次のとおり、「友達は増えたか」など統合後の感想を質問している程度であった。

【学校統合に係るアンケートの調査の質問内容(小学校を抜粋)】

小学校職員		小学校保護者	
1	職員数が増え、学校行事などの運営はしやすくなりましたか	1	新しい学校になって友達は増えましたか
2	学校行事などに活気がでてきましたか	2	先生やクラスの数が増えて良かったですか
3	総合的に判断し、統合して良い効果があったと思いますか	3	運動会などの学校行事は活発になったと思いますか
		4	PTA 活動は活発になったと思いますか
		5	総合的に判断し、統合して良い効果があったと思いますか

確かに、上表のような質問も学校統合結果を評価する上で意義はあるものとは考えられるが、例えば「統合における改善・課題事項」等、統合に係る障害や課題を認識するための質問項目を設け、回答を分析することで、より効果的かつ効率的な学校統合計画につながっていくと考えられる。

そのため、今後の学校統合推進の参考となる意見を収集する観点での質問項目を追加し、有用と思われる意見は、推進計画に積極的に取り入れる等の対応を市教育委員会は取り組むべきである。

(5) 学校施設の耐震化

市立定時制高等学校教育の推進事業費

市立定時制高等学校教育の推進事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【市立定時制高等学校教育の推進事業費の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
委託料	2,871	34,429	27,766
使用料及び賃借料		32,485	97,589
工事請負費		677,366	272,200
備品購入費		102,657	32,664
その他		2,983	2,529
人件費			
職員人件費	10,161	13,586	13,865
合計	13,032	863,506	446,613

(事業内容)

「(2) 尼崎工業高等学校在校生対策事業費」に記載のとおり、市の定時制高等学校は、尼崎工業高等学校及び城内高等学校の学科全てを普通科に再編し、城内高等学校の場所に新たな高等学校(琴ノ浦高等学校)を設置することとしている。

琴ノ浦高等学校では、夜間定時制・学年制の4修又は3修制の課程を置き、1学年4学級全てを普通科とし、2年次から4系列(普通・商業・工業機械・工業電気系列)を設定するなど、生徒の興味や関心に対応することとしている。

当該事業では、定時制高等学校をより魅力のある高等学校に再編するため、次のような施設の整備を実施している。

- () 城内高等学校北校舎東側の尼崎市立地域研究史料館分室を新高等学校の教室に転用する。
- () 埋蔵文化財の状況や、城内高等学校校舎の歴史的価値を踏まえ、建替ではなく、校舎の耐震補強工事を行う。
- () 食堂を実習室に改修し、生徒数増加により不足する教室、食堂を増設する。

(尼崎工業高等学校在校生対策事業との関係)

市立定時制高等学校教育の推進事業と尼崎工業高等学校在校生対策事業との関係は次のとおりである。

再編後の学校の場所	尼崎工業高等学校と城内高等学校を1校にし、現在の城内高等学校の場所に新たに琴ノ浦高等学校を設置する。
城内高等学校校舎	(市立定時制高等学校教育の推進事業) 琴ノ浦高等学校校舎として使用するため、耐震化及び必要な設備整備を行う。
尼崎工業高等学校校舎	(尼崎工業高等学校在校生対策事業) 同校用地に新県立病院が建設されるため、在校生が卒業する平成27年度まで仮設体育施設等の教育環境の確保を図る。

(出典：尼崎市立定時制高等学校の再編について(基本方針))

(主な実施内容)

年度別事業費(人件費除く)及び主な実施内容は、次のとおりである。

【年度別事業費及び主な実施内容】 (単位：千円)

実施内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度予算	合計
設計・現場監理委託料等	2,871	31,283	23,628	6,696	64,478
耐震補強・改修工事、仮設校舎リース料		709,851	369,789	719,491	1,799,131
初度備品・消耗品、引越費用等		108,786	39,330	43,068	191,184
合計	2,871	849,920	432,747	769,255	2,054,793

(出典：市作成資料を監査人が加工)

(監査の結果及び意見)

市立定時制高等学校教育の推進事業について、支出額の決裁状況、及び金額が適切に計上されていることを確認するため、平成 25 年度の各事業費について、決裁書及び契約書等の閲覧を行った結果、特に指摘すべき事項はなかった。

学校施設耐震化事業費

学校施設耐震化事業費の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【学校施設耐震化事業費の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
委託料	514,364	400,852	389,117
使用料及び賃借料	393,539	227,449	54,380
工事請負費	3,091,585	3,594,317	8,899,056
備品購入費	3,648		7,056
その他	9,182	11,341	21,488
人件費			
職員人件費	51,771	143,868	169,926
嘱託等人件費		36,747	30,539
合計	4,064,089	4,414,574	9,571,562

(事業内容)

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、地域住民にとっては学習・文化・スポーツなどに利用される公共施設として、また災害発生時の応急避難場所として重要な役割を担っている。

市立学校施設は、昭和 30 年代後半から昭和 50 年代の児童生徒急増期に、多くの校舎・体育館が建築されていることから、新耐震基準施行(昭和 56 年)以前の校舎・体育館が全体の 8 割超を占めており、耐震整備が喫緊の課題となっている。

市は、上記の状況を踏まえ、児童生徒等の安全を守り、良好な教育環境の確保を図るとともに地域住民の安全と安心の確保に資するため、学校施設の耐震化を計画的に進めていくことが本事業の目的である。

(尼崎市立学校施設耐震化推進計画)

尼崎市の市立学校施設耐震化事業は、平成 19 年 12 月策定の「尼崎市立学校施設耐震化推進計画」(以下「当初耐震計画」)に基づき進めているが、平成 22 年度末に耐震診断(統合対象校及び給食室を除く)が完了したところ、19 校(小学校 17 校、中学校 2 校)について、改築工事が必要であることが判明した。

当初耐震計画が耐震補強を前提としていたこと、及び平成 21 年度より給食室も耐震化の対象となったことから、市教育委員会は、平成 23 年 12 月に当初耐震計画の改定版(以下「耐震計画」)を策定している。

【平成 23 年 12 月尼崎市立学校施設耐震化推進計画改定版】

計画の対象	小・中学校、高等学校、幼稚園及び特別支援学校において、新耐震基準施行(昭和 56 年)以前に建築され、床面積が 200 m ² 超又は 2 階建て以上の建物で、耐震診断の結果 Is 値が 0.7 未満の学校施設について、耐震化工事を行う。 但し、「尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画」対象校などは、それぞれの計画・方針の中で耐震化を図る。
耐震化の目標	平成 27 年度に耐震化率 100%を目標として取組みを進めていく。

(国庫補助制度)

文部科学省では、公立学校施設の耐震化を推進するため、耐震補強事業や改築事業に対して国庫補助を行い、地方公共団体への財政支援を図っている。

なお、地震防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 111 号)に規定されている耐震化事業に要する経費に対する国庫補助率の嵩上げ規定が、平成 28 年 3 月 31 日まで延長されている。

これを踏まえ、文部科学省において「平成 23 年度から平成 27 年度までのできるだけ早い時期に、小・中学校をはじめとする公立の義務教育諸学校等施設の耐震化を完了することを目指す必要がある。」(「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」と示していることから、市も、平成 27 年度に耐震化率 100%を目標として取組みを進めている。

(小中学校の耐震化の進捗状況)

上述のとおり、市は、平成 27 年度に耐震化率 100%を目標としているが、平成 26 年度では耐震化率 71.3%と兵庫県、全国平均よりも大きく下回っている状況である。

【小中学校耐震化率推移(年度当初時)】

(単位：%)

平成(H)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
尼崎市	11.2	13.1	14.3	18.8	22.8	28.6	37.5	49.4	59.9	71.3	80	100
兵庫県	48.9	54.2	57.9	63.8	67.8	73.9	81.5	86.8	91.0	94.9		
全国平均	51.8	54.7	58.6	62.3	67.0	73.3	80.3	84.8	88.9	92.5		

()平成 27 年以降は見込み。

【平成 26 年 4 月 1 日現在の尼崎市の耐震化率】

	対象棟数 A	新耐震 B	旧耐震 C	補強済 D	補強必要 (C-D)	耐震化率 (B+D)/A
小・中学校	341	70	271	173	98	71.3%
(小学校 42 校)	(227)	(40)	(187)	(119)	(68)	(70.0%)
(中学校 20 校)	(114)	(30)	(84)	(54)	(30)	(73.7%)

(出典：平成 25 年度決算の状況)

(年度別事業費の推移)

年度別の事業費(人件費除く)の推移は、次のとおりである。

【年度別事業費推移(平成 26 年度は予算(繰越含む)】 (単位：千円)

平成 (H)	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	特別支援 学校	合計
H17	41,595	19,016				60,611
H18	16,357	101,147		2,582		120,086
H19	134,689	40,691				175,380
H20	156,702	113,791				270,493
H21	607,048	615,625	5,821	4,879	1,134	1,234,507
H22	2,283,958	736,924	7,463	3,456	2,728	3,034,529
H23	1,947,144	2,065,173				4,012,317
H24	2,787,726	1,441,875		4,358		4,233,959
H25	7,129,674	2,195,082		46,342		9,371,098
H26	8,059,535	1,001,760		10,302		9,071,597
合計	23,164,428	8,331,084	13,284	71,919	3,862	31,584,577

(出典：市作成資料)

(監査の結果及び意見)

(ア)耐震計画の遅れについて(意見)

市は、耐震計画に基づき、平成 27 年度に耐震化率 100%を目標として取組みを進めているが、次の小学校については、耐震化工事が計画通りに行われず、平成 28 年度にも事業費の支出が見込まれている。

学校	理由
園和小学校	遺跡が出土し、発掘調査が行われたため。なお、発掘調査が行われていることについては、学校往査により確認している。
園田東小学校	設計段階で工事計画の変更を行い、設計期間が延びたため。
武庫北小学校	入札不調により工事着手が遅れたため。
長洲小学校	設計段階で工事計画の変更を行い、設計期間が延びたため。

(出典：市作成資料)

市の担当者に確認したところ、平成 28 年度に見込まれている支出は、既存校舎等の解体費用等であり、耐震化工事自体は完了するため、耐震化率は統合対象校を除き 100%となるとのことであった。

児童生徒等の安全を守り、良好な教育環境の確保を図るためには、学校施設の耐震化は重要であり、必要な耐震化工事が計画通り遂行されることが求められる。

(6)関係者との連携

学校安全関係事業費

学校安全関係事業費の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【学校安全関係事業費の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費	1,320	456	
需用費	268	820	3,435
役務費	6	6	
委託料	75,781	58,765	59,090
使用料及び賃借料	9,874	9,874	9,874
人件費			
職員人件費	3,226	3,377	2,641
合計	90,475	73,298	75,040

(事業内容)

小・中学校、特別支援学校に設置したカメラ付きインターホンと遠隔操作式施錠装置の活用、及び小学校、特別支援学校に安全管理員を配置し、児童生徒の安全の確保を図る事業である。

使用料及び賃借料は、校門遠隔施錠システムの賃借料である。

また、シルバー人材センターに対して安全管理業務を委託しており、シルバー人材センターから安全管理員が各校に派遣されている。

平成 25 年度のシルバー人材センターとの委託内容は、次のとおりである。

対象学校	小学校：43 校(なお平成 26 年 4 月に北難波小と梅香小が統合している) 特別支援学校：1 校
実施日	月曜日から金曜日 (休日及び一部の学校を除き長期休業期間も実施)
実施時間	小学校：午前 8 時 30 分～午後 4 時 特別支援学校：午前 8 時 30 分～午後 3 時 50 分

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来者の確認と目的場所への誘導 ・ 定められた門扉の開閉 ・ 不審者と判断した場合は、関係者に速やかに連絡する ・ 児童等の下校時の安全監視 ・ 校地・校舎の巡回監視
------	---

(出典：業務委託契約書)

(監査の結果及び意見)

学校安全関係事業について、支出額の決裁状況、及び金額が適切に計上されていることを確認するため、平成 25 年度の委託料、使用料及び賃借料について、決裁書、契約書等の閲覧を行った結果、特に指摘すべき事項はなかった。

日本スポーツ振興センター共済掛金等負担金

日本スポーツ振興センター共済掛金等負担金の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【日本スポーツ振興センター共済掛金等負担金の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
負担金補助及び交付金	35,251	34,042	33,593
人件費			
職員人件費	5,242	4,947	4,806
嘱託等人件費			979
合計	40,493	38,989	39,378

(事業内容)

学校の管理下において発生した災害に対し、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度により必要な給付を行うことにより、保護者の医療費負担の軽減を図っている。

同制度は、学校の管理下で、児童生徒の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付)を行う、国・学校の設置者・保護者の三者負担による互助共済制度であるため、市では共済掛金の一部を負担している。

(共済掛金)

平成 26 年度の 1 人当たり共済掛金額及び各年度の共済掛金合計は、次のとおりであり、市は、保護者負担額と市負担額を取りまとめ、設置者たる市教育委員会より独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して支払っている。

【1人当たり共済掛金額】

校種別	保護者負担額	市負担額	掛金総額
幼稚園	200 円	95 円	295 円
小・中学校	460 円	485 円	945 円
全日制高等学校	1,510 円	355 円	1,865 円
定時制高等学校	790 円	215 円	1,005 円

(出典：平成 26 年度日本スポーツ振興センター災害給付契約に係る児童・生徒等の名簿更新について(依頼))

【各年度の共済掛金合計】

(単位：千円)

校種別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園	359	355	359
小・中学校	29,619	29,246	28,871
全日制高等学校	3,864	3,767	3,752
定時制高等学校	454	411	435
合計	34,297	33,779	33,418
(うち保護者負担額)	(14,943)	(14,724)	(14,676)

(出典：市作成資料)

(医療費等の給付)

医療費等の給付も、市教育委員会を通じて行われる。

過去 3 年間の医療費等の給付状況は、次のとおりである。

【日本スポーツ振興センター医療費等給付状況】

(単位：千円)

年度	医療費		障害見舞金		死亡見舞金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
23	3,937	37,492	1	2,100		
24	3,860	38,746	1	820		
25	3,585	30,670	3	3,740		

(出典：市作成資料)

(監査の結果及び意見)

日本スポーツ振興センター共済掛金等負担金について、支出額が適切に計上されていることを確認するため、成徳小及び園和小往査時に、通帳、関連資料等を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

・家庭・地域・学校の連携推進

市は、家庭・地域・学校が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境が充実したまちづくりを目指している。

そのため、「家庭・地域・学校の連携推進」では、充実した学校評価や、多様な学習・体験等の機会の創出等の取組を重視している。

(1) 監査の対象とした事業等

今回の監査において、まず各事業等について、事業内容及び市の取組みをヒアリング又は資料の閲覧によって理解を行い、そのうち次の基準によって監査対象とする事業等を選定した。

(A)：事業費 10 百万円以上の事業。

(B)：事業費は少額だが、事業内容等から有効性・効率性・経済性が十分に考慮されているかどうかについて監査すべきと判断したもの。

(C)：事業ではないが、市として重要な取組みであると監査人が判断したもの。

選定した事業等は、次のとおりである。

区分	事業等	分類
家庭・地域・学校の連携	のびよ尼っ子健全育成事業費	(B)
学校評価	学校評価	(C)

(2) 家庭・地域・学校の連携

のびよ尼っ子健全育成事業費

のびよ尼っ子健全育成事業費(以下「のびよ尼っ子事業」)の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【のびよ尼っ子健全育成事業費の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
委託料	3,737	3,737	2,884
人件費			
職員人件費	6,774	6,597	6,028
合計	10,511	10,334	8,912

(事業内容)

児童生徒を取り巻く社会は、少子化や都市化により人間関係を育む機会の減少や情報化等で急速に変化しており、問題行動の低年齢化、広域化、不登校の増加など憂慮すべき状況にある。そのため、学校・保護者・関係機関が連携し、地域の中で児童生徒を育てていくことが重要となる。

のびよ尼っ子事業は、上記の目的を達成するため、各中学校に()「中学校区健全育成協議会」(以下「育成協議会」)、市内6地区に()「生徒指導連絡協議会」(以下「連絡協議会」)、及びこれらを統括する()「生徒指導推進協議会」(以下「推進協議会」)を組織し、各協議会に委託料を支払うことで、地域に根ざした生徒指導の推進を図っている。

(各協議会への委託費及び委託内容)

過去3年間の各協議会への委託費の支払額は、次のとおりである。

【各協議会への委託費】

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
育成協議会(19校区)	3,325	3,325	2,489
連絡協議会(6地区)	168	168	168
推進協議会	244	244	227
合計	3,737	3,737	2,884

次に各協議会への委託内容は、次のとおりである。

()育成協議会(平成25年度委託費：131千円×19校区)

19の中学校区における児童生徒の健全育成を推進するため、生徒指導上の諸問題に基づいた積極的・開発的な生徒指導の推進を行っている。また、地域連携事業の推進のため、各中学校区で小・中学校が連携し、対策活動、実践活動、育成活動、啓発活動を実施している。

【主な活動内容】

活動	内容
対策活動	見守り活動、補導・巡回活動の計画・実践に努める。
実践活動	地域、諸団体等との連携に基づいた諸活動の計画・実践に努める。
育成活動	地域の実態やニーズに応じたフォーラム等の諸行事の計画・実践に努める。
啓発活動	広報活動等を通して健全育成の啓発に努める。

(出典：中学校区健全育成委託事業推進要項)

()連絡協議会(平成 25 年度委託費：28 千円×6 地区)

市内を6地区に編成し、小・中・高等学校の一貫した生徒指導に係る教育を推進するとともに、学校・家庭・地域社会の連携を強化し、児童生徒の健全育成及び安全・安心な環境づくりの推進を行っている。具体的には、校種間の生徒指導連絡会の開催、研究会・研修会、講演会等を実施している。

()推進協議会(平成 25 年度委託費：227 千円)

市の小・中・高等学校の教育連携を強化し、児童生徒の健全育成を図るため、連絡協議会と連携して全市的な視野に立った生徒指導の推進を行っている。具体的には、連絡協議会相互連携の強化、活動報告会、研究会・研修会、講演会等を実施している。

上記に基づく、過去3年間の各協議会における活動状況の合計値は、次のとおりである。

【活動状況の合計値】

(単位：回)

	美化活動	街頭補導	非行防止	講演会	コンサート	合計	参加人数
平成 23 年度	135	137	22	33	30	357	81,166 人
平成 24 年度	132	154	20	36	36	378	78,897 人
平成 25 年度	135	154	34	32	42	397	79,732 人

(出典：市作成資料)

(監査の結果及び意見)

(ア)実施成果報告書の記載内容について(意見)

委託契約書によれば各協議会は、業務の実施に際して実施計画書、委託終了後には実施成果報告書及び収支精算書を市教育委員会に提出することが求められている。

各協議会は、実施成果報告書及び収支精算書を作成することで、各協議会が当該事業の趣旨を反映した活動を実施していることを明確にすることができる。

また、市教育委員会も各協議会の活動内容を確認することで、委託費が有効に活用されているか否かを判断することができる。

ここで、委託費の活用状況を確認するため、平成 25 年度の実施成果報告書を閲覧したところ、次のような支出があった。

No.	協議会	内容
1	推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成 26 年 3 月 3 日 ・実施事業名・事業内容：事務整理 ・所要経費：紙代・文具類 34 千円
2	若草中学校区 育成協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日：年間 ・実施事業名・事業内容：通信運搬費(会議連絡、事業開催のチラシ等郵送のため) ・所要経費：郵券・封筒代 37 千円

No. 1 の委託費の使途が紙代・文具類となっていることを市の担当者に確認したところ、推進協議会が当初予算として計上した筆耕料が、内部人材で賄うことができ、委託費に余剰が生じたため、年度末に紙・文具等を購入したとのことである。

しかしながら、紙・文房具が年度末である 3 月に購入すべきほど必要であったかどうかについて疑問であり、委託費を使い切るために購入したのではないかと推測される。

No. 2 について、同事業は地域の連携強化を目的として実施されるものであるため、チラシ等を各家庭に郵送するより、各家庭に直接訪問する方が、保護者や地域住民とコミュニケーションを図ることができ、より協議会と地域の連携強化を図ることができるため、封筒や切手を購入するよりも有効な使途があったのではないかと考えられる。

以上より、委託者である市は、受託者である各協議会の提出した実施成果報告書及び収支精算書の内容を吟味し、委託費を有効に活用しているかどうか確認すべきであり、委託費が地域の連携強化や児童生徒の健全育成につながるように活用されていないと思われる事例については、各協議会に対して、内容を確認し、不適切な場合は改善を求めるなどの対応が必要である。

(3) 学校評価

制度の概要

学校評価は、子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組である。

また、学校評価の推進を図るため、平成 19 年に「学校教育法」及び「学校教育法施行規則」が改正され、学校評価の実施・公表、評価結果の報告等に関する規定が新たに設けられている。

【学校教育法】

第 42 条

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第 43 条

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

【学校教育法施行規則】

第 66 条

小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

第 67 条

小学校は、前条第 1 項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第 68 条

小学校は、第 66 条第 1 項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

これらの規定は、幼稚園(第 39 条)、中学校(第 79 条)、高等学校(第 104 条)、特別支援学校(第 135 条)等にもそれぞれ準用される。

さらに、文部科学省より、各学校や設置者における学校評価の取組の参考に資するよう、その目安となる事項を示した「学校評価ガイドライン」が策定されており、その主な内容は次のとおりである。

【学校評価の目的】

各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

【学校評価の実施手法】

学校評価の実施手法は、()自己評価、()学校関係者評価、()第三者評価の 3 つに分類される。

実施手法ごとの内容及び実施義務・公表義務をまとめると、次のとおりである。

名称	内容	実施	公表
自己評価	学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。	必須	必須
学校関係者評価	保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校(小学校に接続する中学校など)の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。 また、自己評価と学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるものである。	必須	努力義務
第三者評価	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。 第三者評価は、実施者の責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。	必要な場合のみ	

(出典：学校評価ガイドライン(平成 22 年改訂))

市の学校評価実施状況

市教育委員会は、上述の文部科学省の学校評価ガイドラインに基づき、「教職員による評価(評価)」、「校園長による評価(評価)」、「学校関係者による評価(評価)」の標準様式を作成している。

標準様式では、学校教育や食育など重点取組を明示しており、全ての学校園で、統一した評価項目により評価を実施できるようになっている。

【学校評価の実施手法と市の標準様式の関係】

文部科学省実施手法	市の学校評価標準様式
自己評価	教職員による評価(評価)
	校園長による評価(評価)
学校関係者評価	学校関係者による評価(評価)
第三者評価	なし

なお、市は学校評価の公表方法について特段の定めを置いていない。

市は、前年度の具体的な取組例、取組の成果や課題、校園種ごとの全市的な課題を今後の学校運営に活かすことができるよう、各学校等からの学校評価結果を、市教育委員会で取り纏め、校園長会での報告や、全市的な課題を次年度の学校評価項目に反映するなどしている。

平成 25 年度の市の学校評価項目及び小学校の評価結果(全校平均点)は、次のとおりである。なお、評価点数は次の評価基準により、評価 は小数点第 1 位まで、評価 ・ は 4 段階を基本とし 0.5 刻みまで許容されている。

【学校評価の評価点数、評価基準(評価 から評価)】

評価 点数	評価基準	
	評価 、	評価
4 点	十分達成できた。	よく取り組んでおり、成果が大きい。
3 点	達成できた。	熱心に取り組んでおり今後が期待できる。
2 点	取り組んでいるが、成果は十分でない。	取り組んでいるが、成果は十分でない。
1 点	取組が不十分である。	取組が不十分である。

(出典：学校評価の標準様式)

【平成 25 年度小学校の学校評価結果】

(単位：点)

評価項目		評価内容	評価	評価	評価
学校教育に関する重点取組	教育・学習内容を充実させ、確かな学力を身につけさせる	授業改善の取組を推進するとともに家庭との連携により、学力向上を推進する	2.9	2.9	3.3
		特別支援教育充実の取組を促進し、自立や社会参加に向けた主体性を育成する	2.8		
		校種間連携の取組を促進し、滑らかな成長を推進する	2.8		
	心の教育を充実させ、自己実現の意識の高揚を図る	道徳性育成の取組を促進し、良好な人間関係及び社会とのかかわりづくりに努める	2.8	2.8	3.2
		基本的な生活習慣確立の取組を促進し、問題行動の未然防止を図る	2.8		
		相談体制充実の取組を促進し、不適応行動への早期対応及び長期欠席の改善を図る	2.9		
		進路指導充実の取組を促進し、社会的自立に必要な能力を育成する	2.6		
	食育や体育を充実させ、健康な体づくりに取り組む	食育を通して生活改善の取組を促進し、望ましい生活習慣を育成する	3.0	3.0	3.2
		体育・スポーツ活動の取組を促進し、体力・運動能力の向上を図る	3.0		
	安全な教育環境を確保し、防災意識の高揚を図る	安全教育の取組を促進し、登下校及び校内の安全確保を図る	3.0	3.0	3.2
		防災教育充実の取組を促進し、危機管理能力の向上を図る	2.9		
	家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む	教職員の資質向上の取組を促進し、学校の組織力向上を図る	3.0	2.9	3.2
		地域資源活用取組を促進し、開かれた学校園づくりを図る	2.9		
		学校評価活用取組を促進し、学校運営の改善と発展を図る	3.0		
	教育目標	教育目標の達成に向けた充実した教育活動の展開	2.9	2.9	3.1
教育目標の具現化と指導の充実		2.8			
研究テーマ	研究テーマの達成に向けた充実した教育活動の展開	2.9	3.0	3.2	
	研究テーマの具現化と指導の充実	3.0			

(出典：市作成資料「平成 25 年度 学校評価報告」)

(監査の結果及び意見)

(ア)自己評価結果の公表方法について(意見)

上述のとおり、現在、市は学校評価の公表方法について、特段の定めを置いていないが、学校教育法施行規則第 66 条の「自己評価」(市では、教職員評価及び校園長評価)については、公表が必須とされている。

そのため、各学校園での自己評価の公表方法は、ホームページ(以下「HP」)で公表、学校便りに記載、PTA 総会等での口頭による報告など、各学校園で公表方法が異なっている。

この点、市教育委員会では、各学校の HP の標準様式を作成しており、当該標準様式内には、次のような「学校評価タブ」があることから、通常当該タブ内に学校評価結果を貼り付けていくものと想定されている。

【学校評価タブ例】



(出典:成徳小学校 HP より抜粋)

そのため、各学校 HP において、平成 25 年度の自己評価結果の開示状況を確認したところ、次のとおりであり、自己評価結果を学校 HP での開示を行っている学校園は極めて少なかった。

【平成 25 年度自己評価結果の HP 開示状況】

学校園種	学校園数()	学校評価タブがある学校園	自己評価結果開示学校園
幼稚園	18 園	0 園	0 園
小学校	43 校	36 校	7 校
中学校	19 校	18 校	2 校
高等学校	5 校	4 校	4 校

() 琴城分校及び尼崎養護学校は除いている。

学校 HP で公表していないことから、直ちに広く保護者や地域住民に説明責任を果たしていないことにはならないが、上記趣旨及び学校 HP の整備状況を鑑みれば、口頭等による報告ではなく学校 HP での開示が最も望ましいと考えられる。

そのため、市教育委員会は自己評価結果を学校 HP において開示するよう公表方針を定め、全校園で運用するよう指導していく事が望まれる。

なお、現在市の幼稚園では、学校評価タブが整備されている園が無いため、小学校等と同様に学校評価タブを整備することも合わせて検討されたい。

(イ)市教育委員会での開示について(意見)

上述のとおり、市教育委員会では、学校評価結果を取り纏め、校種ごとの評価結果の平均点(以下「全体の評価結果」)を算定しているが、特に市のHP等では公表していない。

学校評価結果を広く公表し、保護者や地域住民への説明責任を果たすという意味では、「(ア)自己評価結果の公表方法について」に記載のとおり、各校ごとの評価結果を公表すれば、説明責任は果たされるとも考えられる。

しかしながら、全体の評価結果を公表することで、保護者や地域住民が各校種ごとの評価結果と比較するなど、当該校種の現状をより深く把握でき、その結果、家庭・地域・学校が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育てていく市の取組と整合すると考えられる。

そのため、市教育委員会は校種ごとの評価結果の平均点を市のHP等で公表することが望まれる。

3. 子ども・子育て支援

市は、子どもの主体的な学びや行動を支えることによって、子ども一人ひとりが大切にされ、健やかに育つ社会を目指している。

そのため、「子ども・子育て支援」では、遊びや楽しみの中から学ぶことのできる居場所づくりや子どもの自主的な企画・運営による活動の支援等を重視している。

(1) 監査の対象とした事業

今回の監査において、まず各事業について、事業内容をヒアリング又は資料の閲覧によって理解を行った結果、「丹波少年自然の家事務組合負担金」を監査対象として選定した。

(2) 子ども主体的な学びや行動への支援

丹波少年自然の家事務組合負担金

丹波少年自然の家事務組合負担金の過去3年間の推移は次のとおりである。

【丹波少年自然の家事務組合負担金の推移】 (単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
負担金補助及び交付金	33,125	31,629	31,210
人件費			
職員人件費	564	550	489
合計	33,689	32,179	31,699

(事業内容)

丹波少年自然の家は、阪神と丹波の児童・生徒が恵まれた自然環境の中で、伸び伸びと過ごせる社会教育施設として昭和53年6月に設立されている。

当該施設の設置及び管理に関する事務は、昭和54年4月に設立された「丹波少年自然の家事務組合(以下「事務組合」)」により運営されており、当該事業は、事務組合に対する建設費及び管理運営費の負担金である。

【施設本館の外観写真及び宿泊室写真(丹波少年自然の家ホームページより転載)】



(本館外観)



(本館宿泊室)

(事務組合の構成員)

当該組合を構成する市町村(以下「関係市町」)は、次のとおりである。
 尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、
 丹波市、篠山市

(事務組合への負担金額)

事務組合の管理・運営に係る費用の各関係市町の負担額については、「丹波少年自然の家事務組合同規約(以下「組合同規約」)」にしたがい、各自治体の人口割・均等割で算出されており、その負担割合は、次のとおりである。

【関係市町別負担割合】

項目	関係市町	負担区分	
		市町別	地域別
施設用地に係る借地料 (借地料負担金)	丹波市		100分の80
	篠山市		100分の20
施設の設置のために借入れた起債の元利償還金 (建設費負担金)	尼崎市、西宮市、 芦屋市、伊丹市、 宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町	均等割 100分の10 (但し、猪名川町を除く) 人口割 100分の90	100分の100
施設の管理運営費 (管理運営費負担金)	尼崎市、西宮市、 芦屋市、伊丹市、 宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町	均等割 100分の9 人口割 100分の81	100分の90
	丹波市		100分の7
	篠山市		100分の3

次に、関係市町ごとの管理運営費負担金負担率(平成25年度)及び事務組合負担金の推移は、次のとおりである。

【関係市町ごとの負担率】

	平成 22 年 国勢調査人口	人口割 (A)	均等割 (B)	負担率 (A)+(B)
尼崎市	453,748	23.29%	1.25%	24.54%
西宮市	482,640	24.77%	1.25%	26.02%
芦屋市	93,238	4.78%	1.25%	6.03%
伊丹市	196,127	10.06%	1.25%	11.31%
宝塚市	225,700	11.58%	1.25%	12.83%
川西市	156,423	8.03%	1.25%	9.28%
三田市	114,216	5.86%	1.25%	7.11%
猪名川町	31,739	1.63%	1.25%	2.88%
計	1,753,831	90.00%	10.00%	100.00%

【関係市町別事務組合負担金の推移】

(単位：千円)

		借地料 負担金	建設費 負担金	管理運営費 負担金	合 計
尼崎市	平成 23 年度		8,315	24,809	33,124
	平成 24 年度		7,554	24,073	31,628
	平成 25 年度		7,136	24,073	31,209
西宮市	平成 23 年度		7,930	24,946	32,876
	平成 24 年度		7,210	25,525	32,736
	平成 25 年度		6,814	25,525	32,340
芦屋市	平成 23 年度		1,889	5,846	7,736
	平成 24 年度		1,718	5,915	7,633
	平成 25 年度		1,624	5,915	7,539
伊丹市	平成 23 年度		3,697	11,026	14,723
	平成 24 年度		3,359	11,095	14,454
	平成 25 年度		3,173	11,095	14,268
宝塚市	平成 23 年度		4,071	12,439	16,510
	平成 24 年度		3,700	12,586	16,287
	平成 25 年度		3,496	12,586	16,083
川西市	平成 23 年度		3,062	9,260	12,322
	平成 24 年度		2,783	9,103	11,886
	平成 25 年度		2,629	9,103	11,733
三田市	平成 23 年度		2,343	7,014	9,357
	平成 24 年度		2,129	6,974	9,104
	平成 25 年度		2,012	6,974	8,987
猪名川町	平成 23 年度		493	2,756	3,250
	平成 24 年度		448	2,825	3,273
	平成 25 年度		423	2,825	3,249
丹波市	平成 23 年度	3,041		7,630	10,671
	平成 24 年度	3,044		7,630	10,674
	平成 25 年度	3,041		7,630	10,671
篠山市	平成 23 年度	760		3,270	4,030
	平成 24 年度	761		3,270	4,031
	平成 25 年度	760		3,270	4,030
合 計	平成 23 年度	3,801	31,803	109,000	144,605
	平成 24 年度	3,805	28,905	109,000	141,711
	平成 25 年度	3,801	27,311	109,000	140,113

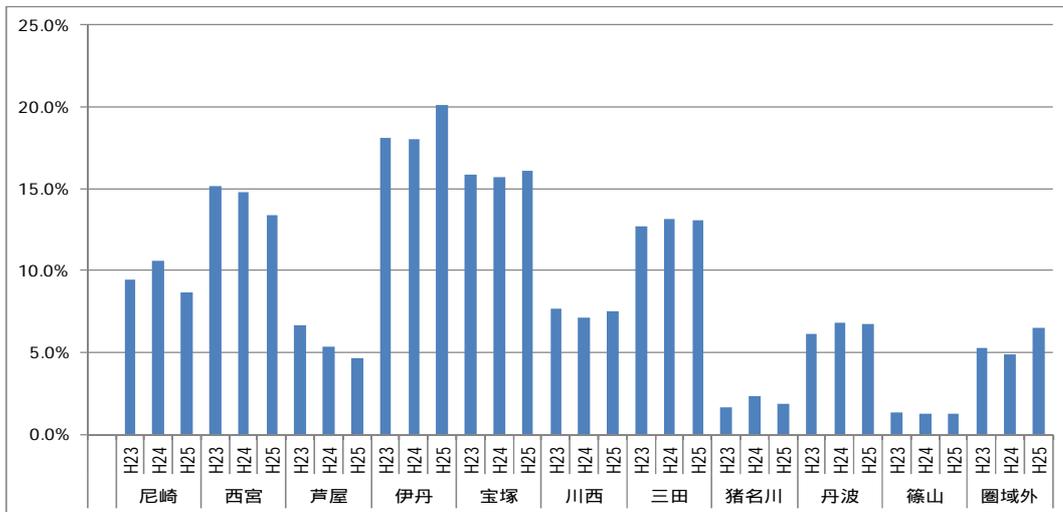
(監査の結果及び意見)

(ア)事務組合負担金の算定について(意見)

上述のとおり、尼崎市は毎年 30 百万円以上の負担金を支出しているが、これは西宮市に次いで高い水準である。

しかしながら、平成 23 年度から平成 25 年度において、関係市町ごとの丹波少年自然の家の利用者延人数と合計人数により利用率を算出したところ、尼崎市は各年度とも 10% 程度であり、関係市町の中でも 5 番目と、負担金額に見合う程の利用状況ではないといえる。

【関係市町別 利用率の比較】



(出典：市町別対象別利用実績表より監査人が作成)

尼崎市の利用率に比べて負担金額が多額となっているのは、建設費負担金及び管理運営費負担金が、人口割(直近の国勢調査の人口比)で算定されているため、人口が多い自治体ほど負担金も大きくなるためである。

しかし、現状の利用率を鑑みれば、尼崎市は支出に見合った便益を十分に享受できておらず、受益者負担の原則の観点から著しく不公平であり、公平性の観点から、関係市町の利用率に応じた負担金額とすべきである。

仮に、平成 25 年度の管理運営費負担金について、利用率に応じた負担金を試算すると、次表のとおり尼崎市において、年間約 14 百万円もの負担金が削減される。

【管理運営費負担金の試算】

(単位：千円)

	利用率+均等割	人口割+均等割	差額
負担金総額(A)	98,100	98,100	
負担率(B)	9.94%	24.54%	14.60%
負担金額(A) × (B)	9,751	24,073	14,322

(負担率は、利用率(人口割)+均等割とし、均等割は 1.25%を用いている)

このように、利用率に応じた負担割合とするなど、現状の利用実態に合わせた負担割合を採用した方が、市にとって多額の負担金を削減することができる可能性が高いにも関わらず、規約設定当時(昭和 54 年 4 月)より、負担割合に関する規約改定を特に事務組合に働きかけていない状況は、経済合理性及び公平性の観点から不合理であると考えられるため、負担割合の見直しを事務組合に働きかけるべきである。

(イ)丹波少年自然の家の利用者数増加手法等の検討について(意見)

市は、丹波少年自然の家事務組合負担金事業の他に同種の事業として、美方高原自然の家に係る指定管理者管理運営事業をこども青少年局所管で実施している。

美方高原自然の家は、昭和 63 年度より県において自然学校事業が実施され、市も平成 3 年度からの全校実施に向け、丹波少年自然の家だけでは消化しきれない懸念があったことを背景に、平成 8 年 4 月に設立されたものである。

当該施設は、自然学校を中心として、豊かな自然の中での野外活動及び宿泊訓練を通じ、青少年の健全な育成を図るとともに、各種事業を実施することで、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図るための市が保有する教育施設であり、当初は市教育委員会所管であったが、平成 21 年より自然学校以外でも市民に広く利用を推進させる目的で、こども青少年局に移管されている。

なお、平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入し、財団法人日本アウトワード・バウンド協会が指定管理者として運営を行っている。

【施設外観写真及び宿泊室写真(美方高原自然の家ホームページから転載)】



(施設外観)



(宿泊室)

美方高原自然の家の外観、指定管理料の過去3年間の推移は次のとおりである。

【指定管理料の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
指定管理料	132,800	130,250	129,069

次に、丹波少年自然の家と美方高原自然の家の利用者数は、次のとおりである。

【美方高原自然の家と丹波少年自然の家の利用者数推移】 (単位：延人数)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
美方高原自然の家	33,851	34,670	37,858
丹波少年自然の家	46,626	46,668	45,203

丹波少年自然の家は大きな増加はみられず、平成 25 年度では前年から減少しているのに対して、美方高原自然の家は利用者数が増加傾向にある。

これは、美方高原自然の家では、少子化による児童の減少により自然学校利用者数の大幅な増加が今後見込まれない中で、プログラムの工夫やファミリー層・新規利用団体への広報活動等により、施設の魅力向上に繋がっているものと考えられる。

そのため、市教育委員会は、丹波少年自然の家において、美方高原自然の家の手法を参考にするなど、利用者数を増加させる手法を検討し、事務組合へ提案を行えるよう関係部署等に働きかけを行うべきである。

さらに、上述のとおり両施設とも主に自然学校として利用されている施設であり、また、運営に要する支出が利用率の割に多いと考えられるため、丹波少年自然の家の利用状況等を踏まえ、市としての「自然学校」の効率的かつ経済的な運営について、合わせて検討すべきである。

4. 人権尊重

市は、全ての市民が自分らしく生き、本市のまちづくりに積極的な関わりを持ち、その個性と能力を十分に発揮できるよう、人権教育や啓発活動に取り組むとともに、市民が様々な人権問題に関する事例や普遍的な人権の概念等について学び、社会に主体的に参加・参画するまちを目指している。

そのため、「人権尊重」では、人権についての学習環境の整備や市民の自主活動やリーダー育成支援等の取組を重視している。

人権問題の啓発と人権教育の取組

(1) 監査の対象とした事業

今回の監査において、まず各事業について、事業内容をヒアリング又は資料の閲覧によって理解を行い、そのうち次の基準によって監査対象とする事業を選定した。

(A)：事業費 10 百万円以上の事業。

(B)：事業費は少額だが、事業内容等から有効性・効率性・経済性が十分に考慮されているかどうかについて監査すべきと判断したもの。

選定した事業は、次のとおりである。

区分	事業名	分類
人権啓発	人権啓発活動事業費	(B)
	人権啓発リーダー育成事業費	(B)

(2) 人権啓発

人権啓発活動事業費

人権啓発活動事業費の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【人権啓発活動事業費の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費	392	350	360
需用費	356	359	349
委託料	3,388	3,169	2,984
使用料及び賃借料	18	18	
人件費			
職員人件費	3,112	2,806	1,303
嘱託等人件費			742
合計	7,266	6,702	5,738

(概要)

市民一人ひとりの人権が尊重され、自己実現に向けて生きる力や喜びを感じられる社会の実現のために、市民が様々な人権問題について学び、人権意識の向上を目指すことを目的に、人権啓発資料の発行による啓発活動や小集団での学習会、講習会などを行う。

人権啓発活動事業では様々な事業が行われているが、そのうち主な事業は()市民啓発活動事業、()人権教育小集団学習事業であり、各事業の内容は、次のとおりである。

()市民啓発活動事業

人権啓発資料を作成し、学校や公共機関等を通じて配布する事業であり、毎年テーマを変えて、様々な人権問題や身近な人とのつながりの大切さについて考える機会を設け、市民の人権意識の高揚と定着をめざす。

なお、平成 25 年度は、子育て・子どもの人権をテーマとした「あなたはあなたが好きですか？ - 子どもの自尊感情を育もう - 」を 90,000 部発行し、関係機関を通じて配布している。

()人権教育小集団学習事業

10 名程度で構成される人権教育小集団学習グループを組織し、当該学習グループに対して、年間 15,000 円の委託料を支払い、人権問題の解決、及び人権尊重の精神の普及徹底に役立つ学習活動等を行う事業である。なお、平成 25 年度は 59 グループが活動している。

【平成 25 年度の人権教育小集団学習グループの活動例】

	学習内容	学習方法	参加者数
6月20日	人権学習「名前から始める人権学習」 自己紹介、計画確認	話し合い	8
7月18日	苦情の意味するもの - よい関係作りのために - DVD鑑賞「いちゃもんどんとこい」	DVD視聴 話し合い	6
9月19日	子どもの問題 「発達障害について理解する」	講話	8
10月17日	身近な人権問題 啓発DVD「桃香の自由帳」	DVD視聴 話し合い	5
11月21日	同和問題 「日本初の人権運動」～水平社宣言に学ぶ～	資料理解 話し合い	6
12月19日	身近な人権問題 啓発DVD「ほんとの空」	DVD視聴 話し合い	7
1月16日	こどもの問題 「子ども理解の子育て」脳科学からのアプローチ	講話とワーク	9

2月26日	情報と人権 「ネット被害から子どもをまもる」～最近のスマホトラブルから～	講話	9
3月5日	身近な人権問題 啓発DVD「人権のヒント」 まとめの学習「一年を振り返って」	DVD視聴 話し合い	6

(出典：平成25年度 尼崎市人権教育小集団学習事業実施報告書)

(監査の結果及び意見)

人権啓発活動事業費について、事業内容に関する質問及び人権教育小集団学習事業の実施状況に関する資料等を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

人権啓発リーダー育成事業費

人権啓発リーダー育成事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【人権啓発リーダー育成事業費の推移】 (単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
報償費	1,004	1,132	890
役務費	38	37	37
使用料及び賃借料	91	131	90
人件費			
職員人件費	14,641	1,638	1,955
嘱託等人件費	6,991	647	925
合計	22,765	3,585	3,897

(概要)

人権問題に対する正しい理解を深め、市民一人ひとりの人権が尊重された地域社会の実現に向け、市民の人権学習の促進と充実を図る目的で、人権学習を助言するリーダーを設置、育成する事業である。

人権啓発リーダー育成事業では様々な事業が行われているが、そのうち主な事業は()人権啓発オピニオンリーダー設置事業、()人権啓発推進リーダー設置事業であり、各事業の内容は、次のとおりである。

()人権啓発オピニオンリーダー設置事業

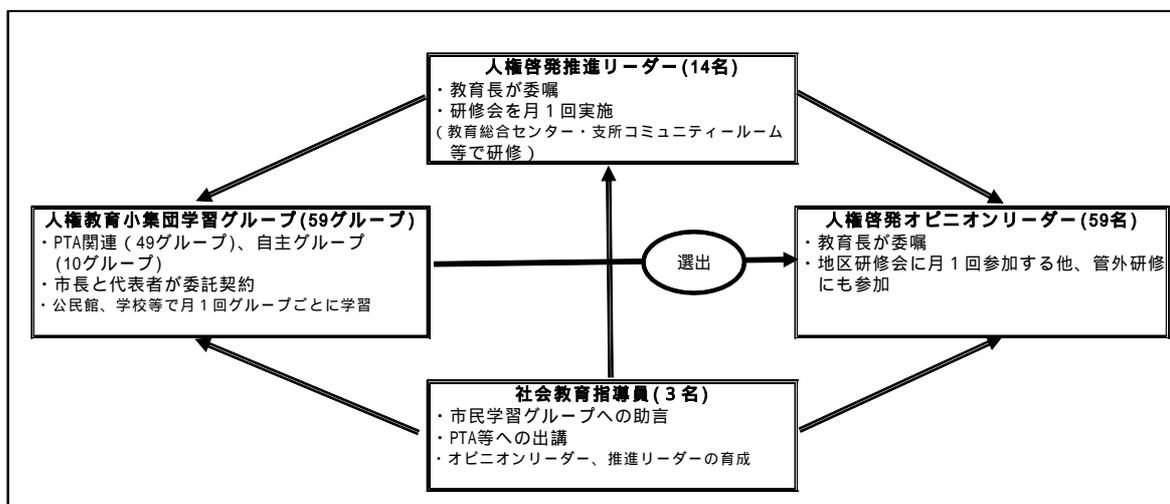
「人権啓発活動事業費」に記載の、人権教育小集団学習グループから人権啓発オピニオンリーダーが選出され、当該リーダーが各地区で開催される研修会等に参加する。

()人権啓発推進リーダー設置事業

人権啓発推進リーダーは、市民リーダーとして、小集団学習グループへの助言や人権啓発オピニオンリーダーの育成等の活動を行っている。

以上より、人権教育小集団学習グループと人権啓発オピニオンリーダーや人権啓発推進リーダーが、相互補完的に作用することで、市民の人権意識の向上を図っている。これらの関係を図示すると次のとおりとなる。

【人権教育小集団学習グループを中心とした取組】



(出典：市作成資料)

(監査の結果及び意見)

人権啓発リーダー育成事業費について、事業内容に関する質問及び人権啓発推進リーダー育成の取組みに関する資料等を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5. 地域の歴史

・歴史遺産の保存と活用

市は、文化財や歴史資料を調査・保存し、引き継いでいくとともに、地域資源の魅力を広く発信していくことで、市民が地域の歴史に関心を持ち、市内の史跡・文化財に親しみながら、地域への理解を深め、愛着を持ち、誇りを感じることができるまちを目指している。

そのため、「歴史遺産の保存と活用」では、地域の歴史や文化財に関する情報発信や収集資料の保存・公開、観光資源としての活用等への取組を重視している。

(1) 監査の対象とした事業

今回の監査において、まず各事業について、事業内容をヒアリング又は資料の閲覧によって理解を行い、そのうち次の基準によって監査対象とする事業を選定した。

(A)：事業費 10 百万円以上の事業。

(B)：事業費は少額だが、事業内容等から有効性・効率性・経済性が十分に考慮されているかどうかについて監査すべきと判断したもの。

選定した事業は、次のとおりである。

区分	選定した事業	分類
文化財や歴史資料等の保存・活用	文化財保護啓発事業費	(A)
	歴史資料保存公開事業費	(A)

(2) 文化財や歴史資料等の保存・活用

文化財保護啓発事業費

文化財保護啓発事業費の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【文化財保護啓発事業費の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
需用費	695	773	702
委託料	1,408	2,895	2,327
使用料及び賃借料	1,261	1,261	1,261
負担金補助及び交付金	182	182	182
その他	20	43	30
人件費			
職員人件費	28,547	25,365	27,045
嘱託等人件費	11,774	12,624	12,586
合計	43,887	43,143	44,133

(概要)

文化財保護啓発事業の概要は次のとおりである。

- () 昭和 57 年に尼崎市文化財保護条例(以下「保護条例」)を施行し、各種文化財の保護に努めるべく、市内に現存する文化財の把握、指定や登録制度を活用するなどの必要な措置を講じている(注 1)。
- () 市内で土木工事・建築工事等を行う場合、その場所が周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)に該当するかどうかを確認する必要があるため、これまでの調査成果に基づく遺跡の所在地とその取扱い等を説明した手引きを配布するなど、土木工事・建築工事等を行う事業者からの照会に対して正確かつ迅速な対応をするように努めている。
- () 遺跡の発掘調査を実施するとともに遺跡から出土した土器等を学習教材として活用することや、土器等の整理作業を学芸員と協働で行うボランティアの養成等を行っている。

なお、文化財収蔵庫施設移転(注 2)により、発掘調査で出土した考古資料等の施設内での保管と市民の協働による資料整理等の作業を行うスペースが確保できるようになっている。

また、文化財啓発事業については、より魅力的な内容が提供できるように検討を進め、継続的にボランティアを養成できる体制の構築に努めている。

これらの事業を具体的に示すと、次のとおりである。

- ・ 市内遺跡発掘調査事業
- ・ 遺跡調査システム導入事業
- ・ 出土遺物保存処理事業
- ・ 文化財保護事業
- ・ 国指定文化財管理事業補助金
- ・ 文化財資料保存活用サポートボランティア養成事業
- ・ ドキ・土器ふれあい講座事業 他

(注 1)文化財、指定文化財及び登録文化財の概要説明

名称	説明
文化財	保護条例第 2 条において、文化財とは、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する文化財をいうと記述されている。
指定文化財	市には多くの国、県及び市指定文化財があるが、市教育委員会は、国又は県の指定を受けた文化財以外の文化財で、市にとって特に文化的価値の高いものを尼崎市指定文化財に指定することができるようになっており(保護条例第 5 条)、これが市指定文化財となる。

登録文化財	登録文化財制度とは、平成 8 年の文化財保護法改正により導入された、主に近代(明治以降)の建造物を資産として活かしつつ、後世に幅広く伝えていくために緩やかな保護措置を講じる制度である。登録文化財制度は、指定文化財制度とは異なり、外観を大きく変えなければ、事業資産や観光資源として自由に活用することができる。事業の展開や地域の活性化のために積極的に活用しながら、文化財を守っていきこうとするこの制度では、登録することにより優遇措置を受けることも可能となっている。
-------	--

(注 2)文化財収蔵庫について

出土した大量の考古資料の整理にあたっては、市庁舎内や小学校の空き教室など場所を転々と替えながら行っていたが、立花小学校校庭南東隅に建設された独立校舎を転用使用することになり、展示室を設けるなど一部改修工事を行い資料の収蔵・展示及び整理作業を行い 1981 年からは文化財に関する事務全般も本施設で行うようになった。

しかし、旧文化財収蔵庫は市内の出土資料や収集した文化財の収蔵スペースが限界に達し、市内の公共施設に分散して保管せざるを得なくなったほか、事業の展開にも支障を来すようになってきたため、2009 年 1 月からは「城内地区まちづくり」事業の一環として、地域資産の活用と収蔵スペースの限界を解消して事業を発展的に行うことを目指し、旧城内中学校跡地へ移転した。

(監査の結果及び意見)

文化財保護啓発事業費について、事業内容の妥当性を確認するため、平成 25 年度の事業概要等について質問及び関連資料の閲覧を行い、また、文化財収蔵庫について現地視察を行った結果、特に指摘すべき事項はなかった。

歴史資料保存公開事業費

歴史資料保存公開事業費の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【歴史資料保存公開事業費の推移】

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
報償費		18	18
需用費	21	94	90
役務費	4,810	4,790	4,779
委託料		174	174
使用料及び賃借料		4	4
人件費			
職員人件費	9,999	13,272	13,359
合計	14,830	18,352	18,424

(概要)

歴史資料保存公開事業は主に収集・保管している歴史資料を地域資産として適切に保存し、展示会等で公開するとともに、市民との協働による体験学習活動等を実施することである。

具体的な事業は、次のとおりである。

- ・歴史資料公開活用事業等
- ・歴史資料保存等関係事業
- ・わくわく体験ミュージアム事業

なお、文化財保護啓発事業に記載のとおり、平成20年度に旧城内中学校に文化財収蔵庫が移転し、それまで市内小学校の教室を借用し、分散して収蔵していた民俗資料等を一か所に集約することができたが、温湿度等の管理を要する歴史資料等については適切な環境で収蔵し、展示できる施設を有していないため、引き続き尼信会館等既存の展示施設を利用して資料の公開活用を図り、高度な収蔵条件を必要とする美術工芸資料等は、温湿度が一定の民間の美術倉庫を借り上げて保管することとしている(年間保管料約4,800千円)。

また、わくわく体験ミュージアム(注)のような体験学習を柱とする事業は、市民が地域の歴史を身近に感じることができる有効な手法であり、市民との協働の取り組みとして継続する予定である。

(注)わくわく体験ミュージアム

学校、園で尼崎ゆかりの農作物である綿や藍・尼いも等を栽培し、それらを活用した体験学習等を実施している。

(監査の結果及び意見)

歴史資料保存公開事業費について、事業内容の妥当性を確認するため、平成25年度の事業概要等について、質問及び関連資料の閲覧を行った結果、特に指摘すべき事項はなかった。

.地域の歴史に関する学習機会の提供

市は、文化財や歴史資料を調査・保存し、引き継いでいくとともに、地域資源の魅力を広く発信していくことで、市民が地域の歴史に関心を持ち、市内の史跡・文化財に親しみながら、地域への理解を深め、愛着を持ち、誇りを感じることができるまちを目指している。

そのため、「地域の歴史に関する学習機会の提供」では、市民が地域の歴史や文化財に触れる機会の提供や施設の整備等への取組を重視している。

(1) 監査の対象とした事業

今回の監査において、まず各事業について、事業内容をヒアリング又は資料の閲覧によって理解を行った。

その結果、ここで対象となる事業は、地域の歴史に関心をもつ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めるための事業であるが、いずれの事業も事業費が10百万円未満と少額であることから監査の対象として選定しない。

・住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りを育てる

市は、文化財や歴史資料を調査・保存し、引き継いでいくとともに、地域資源の魅力を広く発信していくことで、市民が地域の歴史に関心を持ち、市内の史跡・文化財に親しみながら、地域への理解を深め、愛着を持ち、誇りを感じることができるまちを目指している。

そのため、「住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りを育てる」では、歴史・文化に触れる学習機会や場の拡充等への取組を重視している。

(1) 監査の対象とした事業

今回の監査において、まず各事業について、事業内容をヒアリング又は資料の閲覧によって理解を行い、そのうち次の基準によって監査対象とする事業を選定した。

(A)：事業費10百万円以上の事業。

(B)：事業費は少額だが、事業内容等から有効性・効率性・経済性が十分に考慮されているかどうかについて監査すべきと判断したもの。

選定した事業は、次のとおりである。

区分	選定した事業	分類
歴史文化財施設の維持管理	施設維持管理事業費	(B)
	文化財収蔵庫維持管理事業費	(B)
	文化財収蔵庫整備事業費	(A)

(2) 歴史文化財施設の維持管理

施設維持管理事業費

施設維持管理事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【施設維持管理事業費の推移】

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
需用費	1,203	1,100	1,287
役務費	66	67	72
委託料	1,587	1,807	1,797
人件費			
職員人件費	1,210	314	407
嘱託等人件費	1,939	1,768	1,942
合計	6,005	5,056	5,505

(事業内容)

施設維持管理事業費は、田能資料館の管理運営に係る維持管理経費であり、田能資料館の概要は、次のとおりである。

【田能資料館の概要】

- ・竣工年月：昭和45年5月 開館年月 同年7月
- ・敷地面積：5,219.73 m²、建築面積 371.39 m²
- ・収蔵・展示棟：常設展示室、展示・学習室、図書室、事務室、収納室、作業室、研究室、トイレ
- ・史跡公園：復元建物3棟(方形竪穴住居、円形平地住居、高床倉庫)、墳墓標示、池、屋外トイレ

資料館のある田能遺跡は、市民共有の貴重な財産であるとともに国の史跡にも指定され、郷土愛を育む貴重な歴史資産として保存、活用する意義は大きい。

昭和45年度の開館以来、市内外から年間約3万人以上の来館者を受け入れており、考古学や歴史の愛好家だけでなく3棟の復元建物を有する体験型施設として阪神間の学校にも重視され多く利用されるなど、本市を代表する観光、文化施設となっている。

復元建物3棟(円形平地住居、方形竪穴住居、高床倉庫)は、平成11年度の建替えから老朽化が進んでおり、史跡公園内の樹木も、開館時に植樹以来45年が経過し、長大な樹木が増えているため、日常的に状態を点検し、安全を確認している。

(監査の結果及び意見)

施設維持管理事業費について、事業内容の妥当性を確認するため、平成 25 年度の事業概要等について、質問及び関連資料の閲覧を行った結果、特に指摘すべき事項はなかった。

文化財収蔵庫維持管理事業費

文化財収蔵庫維持管理事業費の過去 3 年間の推移は、次のとおりである。

【文化財収蔵庫維持管理事業費の推移】 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業費			
需用費	3,286	2,903	3,018
役務費	258	262	254
委託料	4,282	1,625	1,609
工事請負費	131		
人件費			
職員人件費	1,371	1,806	1,874
合計	9,328	6,596	6,755

(概要)

文化財収蔵庫維持管理事業費は、文化財収蔵庫の管理運営に係る維持管理経費であり、文化財収蔵庫の概要は、次のとおりである。

【文化財収蔵庫の概要】

- ・竣工年：昭和 13 年
- ・構造等：鉄筋コンクリート 3 階建て
延床面積 5,755 m²(本館 5,500 m²、産業民俗資料室 255 m²)
- ・敷地面積：8,663.15 m²
- ・管理形態：直営

(事業内容)

- ・施設、備品等の維持管理、環境整備
- ・展示室の開設、案内
- ・ボランティア・関係団体への活動場所の提供
- ・博物館・埋蔵文化財資料の保存、管理他

前述の「5 . 地域の歴史の文化財保護啓発事業(注 2)文化財収蔵庫」において、旧城内中学校跡地への移転経緯について記載しているが、当該収蔵庫は尼崎高等

学校の前身である市立高等女学校の校舎として建てられた建物で、回廊型(口の字型)の平面を採用している。

校舎は2期に分けて竣工され、東側約3分の1は昭和8年3月の竣工で、これは市立学校の校舎として、現存最古の建物である。また、残り約3分の2は昭和13年3月の竣工である。

昭和41年に尼崎高等学校が上ノ島町1丁目に移転したことに伴い、北城内47に所在していた城内中学校が本地に移転し、入れ替わりに城内高等学校が北城内47に移転した。

平成17年4月に城内・育英両中学校が統合して成良中学校となり本地に所在したが、平成19年4月に西長洲町2丁目の旧育英中学校所在地に新校舎を建設するとともに移転したため、旧校舎1階部分を文化財収蔵庫として活用することになった。

収蔵庫内の企画展示室では企画展(年5回)を開催する等、収蔵資料の公開・活用を図り、地域の歴史や文化についての情報発信に努めており、この収蔵庫は江戸時代の尼崎城本丸跡にあり、阪神尼崎駅に近く交通の利便性の高い場所に位置している。昭和13年竣工の歴史的建造物であることから文化財施設として保存、活用する意義は大きく学校の学習や史跡散策での団体見学が見込まれる。

(監査の結果及び意見)

文化財収蔵庫維持管理事業費について、事業内容の妥当性を確認するため、平成25年度の事業概要等について、質問及び関連資料の閲覧を行った結果、特に指摘すべき事項はなかった。

文化財収蔵庫整備事業費

文化財収蔵庫整備事業費の過去3年間の推移は、次のとおりである。

【文化財収蔵庫整備事業費の推移】

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事業費			
需用費			247
工事請負費			11,865
備品購入費			5,643
人件費			
職員人件費			1,385
合計			19,140

(事業内容)

文化財収蔵庫整備事業費は、地域の歴史や文化財についての関心を高め、市民の学習機会や場所の充実を図るため、文化財収蔵庫の一般公開部分等を整備する事業にかかる費用である。

平成 25 年度の事業費(人件費除く)17,755 千円の内容は、次のとおりである。

- ・未整備の 4 室を講座室、企画展示室および各準備室として使用できるように整備を行い、展示ケース、パネルを設置した。
- ・来館者の安全と施設の防犯を図るため、屋外で来館者が立ち入りできない箇所にフェンスを設置した。
- ・駐車場入口を広げ、観光バスが駐車できるようにした。

(監査の結果及び意見)

(ア)文化財の保管、展示に係る事業について(意見)

平成 19 年度に策定された「城内地区まちづくり基本指針」では、上記旧城内中学校校舎を歴史博物館の機能を有する(仮称)歴史文化センターとして整備すべく取り組みを進めていこうとしているが(注 1)、当該校舎は、文化財施設として保存、活用する意義は大きく交通の利便性の高い場所にあることから有効利用する価値はあると考えられる。

歴史博物館建設事業は平成 14 年度から事業が凍結されており(注 2)、当該(仮称)歴史文化センターは、歴史博物館の機能の一部を代替するものとして設置が示されたものである。

(仮称)歴史文化センターの設置に向けての方針が示されていることから、歴史博物館事業は、早期に整理することが求められるが、そのためには主に次の対応が必要である。

()歴史博物館の事業用地の利用

歴史博物館の建設事業用地 4,421.92 m²(市有地 1,700.97 m²・公社地 2,720.95 m²)の利用が課題となる。

歴史博物館建設用地の取得にあたっては、土地開発公社にて先行取得した経緯があり、現状においても同公社が長期保有している実態である。

そのため、事業用地の活用に際しては、まず同公社から買い戻すことが必要であるが、今後土地開発公社は、廃止も視野に入れた検討がなされることから、これと合わせて用地の買い戻しを推進する必要がある。

しかしながら、現時点において、買戻しに係る経費は約 42 億円を要することから、行財政健全化に取り組んでいる市の財政状況を勘案した場合、一般財源のみによる対応は困難であり、補助金や起債といった財源の活用が可能となるような手だてを工夫する必要がある。

() 歴史博物館資料取得基金の廃止

歴史博物館建設事業の凍結により平成 14 年度以降、一般会計への買戻しが行われず、資料購入も休止されている歴史博物館資料取得基金についても、歴史博物館建設事業の廃止に合わせて見直されることになると考えられる。

平成 25 年度における基金の状況は、次のとおりである。

【平成 25 年度の歴史博物館資料取得基金の状況】 (単位：千円)

区分	残高	摘要
貸付金	3,796	土地開発公社に対する貸付金
動産	146,203	収集した資料
合計	150,000	

当該基金で収集された資料(民間倉庫等に預けられている資料)は、(仮称)歴史文化センターの収蔵室にいずれ収納されることになると考えられるが、歴史博物館資料取得基金条例の廃止を含めた所要の対応が求められる。

() 城址公園の整備

平成 23 年に歴史博物館建設事業等見直し庁内検討会で、当該歴史博物館建設用地は、城址公園としての整備を基本とすることが適切であるという方針が出されたが、そのためには、城址公園都市計画決定変更及び整備計画変更設計並びに城址公園整備工事の実施が必要になる。

しかしながら、現時点では実施に向けての具体的なスケジュールは決まっていないとのことである。

実施に向けた課題を明確にし、具体的な計画を作成する必要がある。

(注 1)平成 26 年度予算に旧城内中学校校舎につき耐震診断にかかる支出を盛り込んでおり、その結果を踏まえて(仮称)歴史文化センター整備が具現化していくのであれば、平成 27 年度以降に同センターの実施設計、整備工事に着手していくことになる。(仮称)歴史文化センターには収蔵庫を整備するので、民間倉庫に預けている資料は、同センターで収蔵することになる。

(注 2)凍結に至るまでの主な経過は、次のとおりである。

【主な経過】

- ・昭和 54 年度策定の尼崎市総合基本計画で歴史博物館の建設構想を発表する。
- ・昭和 58 年 2 月、シビックゾーン構想の歴史文化ゾーンの中核施設として歴史博物館を位置づける。
- ・昭和 61 年、市制 70 周年記念事業に位置づけ、旧県立尼崎病院跡地を中心とする地域に歴史博物館、城址公園、図書館を一体的に整備することになる。
- ・昭和 60 年度から用地取得に取り組む(最終的に 1 件買収できず)。
- ・昭和 63 年度、市教育委員会に歴史博物館・図書館準備室を設置する。
- ・平成 2 年 3 月、歴史博物館資料取得基金条例を設け基金での資料購入を始める。
- ・平成 2 年 8 月、中央図書館を開設する(ただし階段は仮設)。
- ・平成 2 年度から平成 5 年度で城址公園の石垣等整備する。
- ・平成 7 年 1 月、阪神淡路大震災の発生
- ・平成 14 年度、歴史博物館準備室の廃止、資料購入の凍結等事業を凍結する。
- ・平成 20 年 3 月、城内地区まちづくり基本指針を策定する。

6. 学校往査

(1) 監査の対象とした学校

学校園における事務管理、財産管理の状況及び施設整備の状況等を検証するため、次の学校について往査し、主に次の監査手続を実施した。

なお、往査先の選定は児童生徒数の多寡及び地区等を基準に選定している。

【往査した学校】

学校名	学級数	児童生徒数	設置・開設年月	地区
成徳小学校	14	344	昭和 28 年 1 月	大庄
園和小学校	31	841	明治 26 年 9 月	園田
中央中学校	22	741	平成 17 年 4 月	中央
若草中学校	10	285	昭和 33 年 4 月	小田
尼崎高等学校	24	950	大正 2 年 3 月	

()学級数、児童生徒数は、平成 26 年 5 月 1 日現在。

【主に実施した監査手続】

- ・ 校長及び教頭への質問
- ・ 教職員(会計担当者等)への質問
- ・ 委託等の書類等を閲覧
- ・ 学校徴収金及び給食費の帳簿等を閲覧
- ・ 購買関連の帳簿、証憑類を閲覧
- ・ 備品等の現物確認

(2) 学校徴収金

(定義)

学校徴収金とは、学校が教育活動のため校長の承認のもとに保護者等から徴収する経費をいう。

なお、学校関係団体会費を徴収し事務を処理するもので、学校が当該団体から事務処理の委任を受けているものについては、学校徴収金に含むものとする(ただし、会費の徴収事務のみを委任されているものは除く)。

(学校徴収金の範囲)

市における学校徴収金の範囲は、次のとおりであり、各学校長が毎年度、教育計画を踏まえ、学校徴収金の種類指定し、徴収金額を定めている。

学校教育活動に必要なもの

(学年(学級)費、生徒会費等)

学校関係団体に関するもの

(PTA 会費、同窓会費等(会費の徴収事務のみを委任されているものは除く))

その他校長が必要と認めたもの

(学校徴収金の事務処理)

学校徴収金を取り扱うに際しての総括責任者は校長であり、学校徴収金ごとに、教職員の中から会計担当者を指定する(原則として継続3年以内)。

学校徴収金の事務処理については、市教育委員会が制定した「学校徴収金事務取扱要項」に定められており、会計担当者は当該要項に従って、適正に事務を処理することとなる。

学校徴収金の事務取扱要項の内容は次のとおりである。

【学校徴収金事務取扱要項(抜粋)】

項目	概要
予算及び決算の通知 (第5条)	・校長は、学校徴収金の予算及び決算につき、その決定後直ちに保護者等に通知しなければならない。
会計事務の原則 (第6条)	・一会計年度の支出は、当該年度の収入をもって充てなければならない。 ・支出に充てる経費は、会計ごとに処理し、会計間において流用してはならない。 ・収入及び支出は、原則として、金融機関を経由して行う。
会計担当者の職務 (第7条)	・予算案及び決算案の作成。 ・収支の根拠となる証拠書類(以下「収支書類」)の作成。 ・予算及び決算について、保護者等への通知文書の作成。
現金及び預金の管理 (第8条)	・原則として、金融機関に預金し管理する。 ・現金、預金通帳等は必ず学校の金庫に保管する。 ・学校徴収金の預金名義人は学校長とする。
収支書類等の管理 (第9条)	・すべての収支は、収支書類等により処理し、処理の都度、出納簿に記載。 ・収支書類等の保存期間は当該年度経過後5年。
会計自己点検 (第10条)	・校長は、事務処理の状況、現金及び預金の管理状況について公費に準じて自己点検を行わなければならない。 ・校長は、不適正な会計処理を発見した場合は、速やかに是正しなければならない。
説明責任 (第11条)	・校長は情報公開に備え、業者選定の理由や契約業務とその経費等について説明責任を果たせるよう準備しなければならない。
助言・指導 (第12条)	・市教育委員会は、学校徴収金に事務処理の適正化を図るため、校長に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。 ・校長は、市教育委員会に対し、学校徴収金の事務に係る処理について必要な助言又は指導を求めることができる。
事務引継 (第13条)	・会計担当者が異動した場合は、後任者にその事務を引き継がなければならない。 ・引継に当たっては、管理職立会の下、出納簿・預金通帳・収支書類等を照合し、現金及び預金残高の合計金額と出納簿の残高に相違がないことを確認する。

(監査の結果及び意見)

(ア)学校徴収金の未納対策マニュアルの整備について(意見)

学校徴収金は、学校が保護者から徴収するものであり、市では各校の教員がその徴収事務を行っている。

近年、学校給食費の未納問題が深刻化しており、テレビや新聞等でも取り上げられているところである。

この点、市は、学校徴収金(学校給食費を除く)の未納率を調査していないが、学校往査時に校長・教頭に質問した限り、学校徴収金の未納が発生していた。

学校徴収金の未納が発生する主な要因は、経済的能力があるにも関わらず、支払わない規範意識の低い保護者の増加であると考えられている。

ここで、学校徴収金の総括責任者は校長であり(学校徴収金事務取扱要項第4条2項)、また、家庭の状況を一番把握しているのは教員であることを理由に、未納者に対する督促等の徴収事務などの未納対策を各学校に一任し、各校が各々の方法で対応している状況であり、特に統一的な未納対策マニュアル等を作成していない。

また、学校が未納対策に努めているものの、保護者との連携や理解など年々難しくなっていることから未納が長期化することもあり、適正に支払っている保護者まで支払わなくなる可能性、いわゆるモラルハザードの問題も指摘されている。

以上より、学校徴収金の徴収事務は、未納が長期化する前に徴収できるよう、学校だけに任せるのではなく、市も関与し組織的に取り組むべき喫緊の課題である。

確かに未納の理由・状況等は、各家庭により様々であり、それぞれの状況を把握しているのは教員であるため、一義的に教員が対応すべきという点は理解できるが、各校で徴収事務を行っている教員にはノウハウや悩みが蓄積されているはずであり、それらを未納対策マニュアルに集約し、情報共有することは有意義であると考えられる。

さらに、未納対策マニュアルにより徴収事務が定型化できることで、教員の徴収事務負担が軽減され、結果的に学校教育の充実につながることも考えられる。

そのため、市は、保護者の未納理由や未納期間ごと等の対応方法、徴収事務を行う教員向けのQ&Aなど各校で蓄積された事例をまとめた未納対策マニュアルを作成し、全校で統一的な運用を行うなどの対応が必要である。

(イ)学校徴収金に係る各帳簿の記載様式の統一について(意見)

今回の監査において、個別に学校往査を実施((3)以降参照)しているが、各校とも学校徴収金事務取扱要項に従い、出納簿や決算報告等の書類が作成されていたが、出納簿への記載方法や決算報告の様式等について、各校で異なっており、また同一校でも会計担当者ごとに異なっている学校もあった。

これは、市教育委員会は、学校徴収金事務取扱要項を定めるとともに、年に1回全ての学校において事務指導を行っているものの、その運用方法については各校の校長及び会計担当者に任されているため、各校独自の運用がなされているためであると考えられる。

また、会計担当者は教職員が担当するため、各会計担当者の会計知識にバラつきがあり、本来あるべき会計処理や会計報告がどのようなものか理解しないまま帳簿を作成してしまうことにより、事務処理ミスが起こる可能性がある。同様に事務処理を監督する立場にある校長についても、全員が会計に精通しているとは言い難いため、事務処理ミスを見過ごす可能性もある。

さらに、会計担当者が異動により交代した場合の引継にも負担がかかり、誤った認識の下、事務処理を継続していく可能性も考えられる。

実際に今回の監査でも、「(5)中央中学校」等で記載のとおり、出納簿の記載方法等について問題があった事例もあった。

そのため、市教育委員会主導の下、出納簿や決算報告等の各書類について、標準様式及び記載例を定め、各校で統一的な運用を行うべきである。

また、校長及び会計担当者の会計知識を一定水準以上に保つため、定期的に研修を実施するなどの対策も合わせて検討すべきである。

(3) 成徳小学校

概要

所在地	蓬川町 302- 2
教育目標	教育目標 心豊かで、個性ある子どもの育成
教育方針	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの実態を正確に把握し、きめ細やかな指導で「確かな力」を身につける指導を全教職員で取り組む。 ・「知」「徳」「体」をバランスよく身につけさせ、自ら学び考える力を育成する。 ・縦割り活動で行う動植物の世話などを通して、命を大切にする心や他を思いやる心、感動する心など「豊かな心」と最後までがんばり抜く「たくましさ」を育成する。 ・教職員は日々研鑽を積み、責任が果たせる学校運営・教育活動を行う。
研究テーマ等	(研究教科(分野)) 生活科・理科 (研究テーマ) 子どものよさが生きる学習活動の創造 個を生かし、ともに高まりあう授業
学校の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・校内には木々が生い茂り、草木が咲く「成徳の森」と呼ばれる豊かな緑があり、地域や卒業生の保護者など、たくさんの応援を得ながら維持管理がなされている。 ・自然豊かな環境の中で地域と一体となった理科教育に取り組んでいる。 ・以前は統合対象校であったが、適正規模校となったため、計画から削除された。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・若手教員が多く、授業力、学級経営力の向上が課題となっている。 ・児童の基本的な生活習慣の確立、家庭学習の習慣化・定着を図り、学習意欲を高めていく必要がある。

(出典：「尼崎の教育」、学校への質問を監査人がまとめたもの)

児童数及び教職員数

【学年別児童数】

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

学年	特別支援	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
学級数	2	2	2	2	2	2	2	14
男	2	36	33	33	33	30	26	193
女	2	22	26	30	20	24	27	151
計	4	58	59	63	53	54	53	344

【職員数】

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

	校長	教頭	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員	技術職員	支援員	計
男	1		6				1	1	9
女		1	11	1	1	1	1	3	19
計	1	1	17	1	1	1	2	4	28

(監査の結果及び意見)

(ア)USBメモリの管理について(意見)

市では、児童の成績等の個人情報を持ち出すことを原則として禁止しているが、教員が自宅で研究会の資料を作成する等、やむを得ず学校外へデータを持ち出す場合がある。

上記の場合、成徳小学校では、教頭の承認を受けることにより、各教員が個人で所有する USB メモリ(以下「個人所有の USB」)の使用を認めており、管理簿により個人所有の USB の使用状況を管理している。

しかし、個人所有の USB の使用を認めてしまうと、パスワードを設定できない USB を使用することもでき、USB 紛失による情報漏洩リスクが高まるものと考えられる。

さらに、教員にとって使い勝手のよい個人所有の USB の使用は、教員の情報セキュリティに対する意識の希薄化をもたらす可能性もある。

なお、市の他の学校では、個人所有の USB の使用を禁止し、学校が管理するパスワード付の USB を貸与(以下「貸与式 USB」)している学校もある。

貸与式 USB にすることで、学校が USB の使用状況を一元管理できることから、個人所有の USB を用いるより、情報セキュリティのレベルは格段に高くなると考えられる。

以上より、情報漏洩リスクを低減するため、現在の個人所有の USB を使用するのではなく、貸与式 USB の方式に切り替えるべきである。

(イ)校務システムのパスワードの管理について(意見)

市は、児童の名簿管理、出欠管理、成績管理及び通知簿の作成等について校務支援システム(以下「校務システム」)を導入し、各種データを一元管理している。

そのため、校務システムには膨大な児童の個人情報がデータとして保有されていることから、校務システムには、限られた者しかアクセスできないよう厳重に管理されている必要がある。

この点、校務システムは、教員ごとにユーザー ID とパスワードが付与されており、それぞれが担当しているクラスの情報のみアクセスすることができ、担当していないクラスの情報を閲覧することができない仕組みとなっている。

そのため、校務システムのパスワードを管理することは個人情報漏洩防止の観点から特に重要であるが、成徳小学校でパスワードの管理状況を確認したところ、

パスワード管理は各教員の裁量に任せられており、さらに長期間に亘ってパスワードを変更していない教諭も存在していた。

個人情報の漏洩防止のためには、校務システムのパスワードを定期的に変更することが有効であると考えられるため、例えば3か月に一度パスワードを変更するなどの管理方針を定め、実施すべきである。

なお、上記については、他の市立学校でも同様の事例が生じていることが想定されるため、学校ごとに定めるのではなく、市立学校共通の情報セキュリティポリシーを定めることも検討されたい。

(4) 園和小学校

概要

所在地	東園田町4丁目73番地の2
教育目標	人間尊重の精神に徹し、心豊かな自ら学ぶ子供を育成する
教育方針	【めざす子ども像】 ・すすんで学ぶ子ども(意欲的に学び、常に向上をめざす) ・温かい心の子ども(思いやりの心を伸ばし、人と共に生きる) ・からだをきたえる子ども(体力の増進と気力の充実をめざす) ・がまん強い子ども(勤労を尊び、忍耐強く努力する)
研究テーマ等	(研究教科(分野)) 算数科 (研究テーマ) すすんで学ぶ子ども育成をめざして 算数的活動を活かす授業の在り方
学校の特徴	・毎日の算数プリントを中心に家庭と連携した算数教育に取り組んでいる。 ・創立120年を超える歴史のある学校である。 ・現在、本市の市立小学校の中で3番目に児童数が多い学校である。
課題	・若手教員が多く、授業力、学級経営力の向上が課題となっている。 ・さらなる学力向上に向け、家庭学習の習慣化・定着を図り、学習意欲を高める必要がある。

(出典：「尼崎の教育」、学校への質問を監査人がまとめたもの)

児童数及び教職員数

【学年別児童数】

(平成26年5月1日現在)

学年	特別支援	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
学級数	4	4	5	5	5	4	4	31
男	6	68	73	84	72	64	64	431
女	2	66	70	62	69	71	70	410
計	8	134	143	146	141	135	134	841

【職員数】

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

	校長	教頭	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員	校務	計
男	1	1	12				1	15
女			27	1	1	2	1	32
計	1	1	39	1	1	2	2	47

(監査の結果及び意見)

(ア)学校給食費に係る会計帳簿の整備について(結果)

学校徴収金は、学校徴収金事務取扱要項第 7 条に従い、会計担当者が出納簿を作成することとされているが、学校給食費については出納簿が作成されていなかった。

これは、同要項では、学校給食費を学校徴収金と同様に扱う旨を定めておらず、出納簿の作成を義務付ける規定が存在しないためである。

しかしながら、園和小学校は児童数が特に多いこともあり、振込による支払の他に、現金払いや、要保護者給食費の市からの入金、及び援護認定による返金など出納の機会が多く、事務処理が煩雑となっている。

また「(イ)学校給食費の市学校給食協会への適切な納付について(意見)」に記載のとおり、給食協会への納付が遅れていることにより預金残高が増えている。

さらに、給食費も学校徴収金と同様に保護者から徴収するものであるため、定期的に帳簿残高と預金口座残高の一致を確認するなど給食費会計の透明性を高める必要がある。

そのため給食費についても帳簿(出納簿)を整備し、出納の都度、帳簿への記帳を行う必要がある。

なお、帳簿の整備に際しては、学校徴収金事務取扱要項に学校給食費も学校徴収金と同様に扱う旨を明記するなどし、学校徴収金と同様の運用を行うことも有用である。

(イ)学校給食費の市学校給食協会への適切な納付について(意見)

市の学校給食会計は、収入(給食費の徴収)と支出(食材物資の調達・支払)は、市学校給食協会で行われ、学校は、保護者から徴収した給食費を市学校給食協会に納付する事務を行っている。

保護者から徴収した給食費は、学校の給食費会計の預金口座に入金された後、市学校給食協会からの指示により、徴収月の月末に市学校給食協会に振り込むこととされている。

しかし、平成 25 年度の給食費会計に係る預金通帳を閲覧したところ、5 か月分(7月、9月～12月分)をまとめて2月に納付していたため、給食費会計の預金残高が 17 百万円と一時的に多額になっていた。

さらに、園和小学校の毎月の給食費は 2.5 百万円程度であるが、預金残高は常時 7 百万円程度であった。

市学校給食協会への納付が遅れたのは、未納の給食費を保護者から回収し、ある程度まとめて入金しようと考えていたこと、及び納付に必要な資料をまとめる時間がなかったことが原因であり、いずれも学校都合によるものであった。

上述のとおり、学校は給食費を一時的に預っているにすぎず、食材費の支払等の資金需要があるのは市学校給食協会であり、学校は保護者から徴収した給食費を早急に市学校給食協会に入金すべきである。

さらに、学校で多額の預金を保有し続けることは、盗難や横領等のリスクが高まるため、預金残高を必要最小限に留めておくことが望ましいと考えられる。

以上より、保護者から徴収した給食費は、毎月適切に市学校給食協会へ納付する事務を徹底すべきである。

(ウ)未使用 USB メモリの有効利用について(意見)

園和小学校では、個人情報管理の徹底を目的として、平成 26 年度より個人所有の USB の使用を禁止し、USB を使用する場合は、その都度校長の承認を得て貸与式 USB を使用する方針に変更し、同年 8 月に USB を 45 本購入している。

平成 26 年度の「個人情報管理簿」を閲覧し、貸与式 USB の使用実績を確認したところ、往査時点(平成 26 年 10 月)で貸与式 USB の使用実績はなく、使用実態に比べ明らかに過剰な USB を保有している結果となっていた。

「(3)成徳小学校(ア)USB メモリの管理について」に記載のとおり、情報セキュリティの強化のため、貸与 USB に統一すべきであるが、現在 USB の取扱いは各学校で異なっており依然として教職員個人の USB の使用を認めている学校もある。

そのため、市内の全学校を貸与 USB に変更する場合、園和小学校のような未使用 USB を大量に保有している学校から融通すれば、新たに購入することなく有効利用できるのではないかと考えられるため、検討されたい。

なお、現在は 45 本の USB を金庫に保管し、管理簿を作成することで管理しているが、保有する USB の本数が少ないほどセキュリティレベルが高い点は言うまでもない。

(5) 中央中学校

概要

所在地	東七松町2丁目5番67号
教育目標	校訓 自律・調和・向上 教育目標 自らを律し、社会的に自立し健全な市民生活を送るための力の育成 知「学力の形成」、徳「社会性の育成」、体「健やかな体の育成」
教育方針	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の実践的指導力の向上、指導組織の改善・充実に取り組み、生徒の学習意欲の醸成、自己学習力の育成を図り、学習効果を上げるための環境づくりを重視し、学力の向上に努める。 ・家庭・地域社会や関係機関と連携・協力し、健康・安全のための環境づくりに努める。 ・子どもには魅力ある学校、保護者・地域には信頼される学校づくりを進める。
研究テーマ等	<ul style="list-style-type: none"> ・学ぶ意欲を引き出す指導の工夫 主体的な授業改善と個に応じた学習支援の推進 ・主体的によりよい人間関係を構築し、豊かな社会力を身につける 生徒理解に基づく温かい学級経営と主体的な自治力を育む生徒会活動
学校の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年4月に、昭和中学校と明倫中学校の統合により開校した学校である。 ・平成24年度から25年度にかけて、本市の「社会力育成モデル事業」のモデル校となり、生徒の「社会力」を育む取組を推進している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の学習意欲の向上と基礎学力の定着、家庭学習など自ら学習する習慣の定着を図る必要がある。

(出典：「尼崎の教育」、学校への質問を監査人がまとめたもの)

生徒数及び教職員数

【学年別生徒数】 (平成26年5月1日現在)

学年	特別支援	1年	2年	3年	計
学級数	2	7	7	6	22
男	8	113	122	120	363
女	3	137	119	119	378
計	11	250	241	239	741

【職員数】 (平成26年5月1日現在)

	校長	教頭	主幹教諭 教諭	養護教諭	臨時講師 非常勤講師	市費 教職員	事務職員 技術職員	開放 職員	計
男	1	1	18		7		3	2	32
女			11	1	3	2	2		19
計	1	1	29	1	10	2	5	2	51

(監査の結果及び意見)

(ア)学校徴収金の会計報告と出納簿の不一致について(結果)

学校徴収金は、学校の教育活動のために保護者から徴収するものであるため、その用途や残金について明確な説明責任を果たすためにも、適正な会計報告がなされる必要がある。そのためには、会計報告の根拠となる出納簿には収支の全てが正確かつ網羅的に記帳されている必要がある。

各学年の学校徴収金について、平成 25 年度の会計報告と出納簿の収支が一致しているか確認したところ、3 件が不一致であった(うち 1 件は「(イ) 学校徴収金の会計報告と出納簿の残高不一致について」で別途記載している)。

()第 2 学年副教材費・諸費

(単位：円)

項目	会計報告	出納簿	差額
収入	4,862,273	5,237,789	375,516
支出 (保護者への返金含む)	4,862,139	5,237,655	375,516
残高	134	134	

()第 3 学年修学旅行費

(単位：円)

項目	会計報告	出納簿	差額
収入	12,086,900	11,643,227	443,673
支出 (保護者への返金含む)	12,086,900	11,643,227	443,673
残高			

上記差額は、滞納者に係る就学援助費分を記帳していないことや、会計報告の収入額を「1 人当たり集金額×生徒数」で算出していること等が要因であり、結果的に会計報告と出納簿の年度末残高は一致しており、また預金口座残高とも一致していた。

しかしながら、学校徴収金事務取扱要項第 9 条に「すべての収支は、収支書類等により処理することとし、処理のつど出納簿に記載すること」と定められており、事務の処理状況、及び保護者等への説明責任を果たすよう出納簿には全ての収支が記載することを徹底する必要がある。

(イ)学校徴収金の会計報告と出納簿の残高不一致について(結果)

「(ア)学校徴収金の出納簿と会計報告の不一致について」に記載の他、平成25年度第1学年の副教材費・諸費は、会計報告と出納簿の収支が不一致であったことに加えて、その残高も不一致であった。

なお、預金口座残高は63円であり会計報告と一致している。

()第1学年副教材費・諸費

(単位：円)

項目	会計報告	当初出納簿	差額
収入	5,637,600	5,988,113	350,513
支出	5,105,868	5,458,760	352,892
保護者への返金	531,669	529,612	2,057
残高	63	259	322

上記の残高が不一致である理由について、監査人の依頼に基づき市教育委員会が調査を行ったところ、転入生徒に係る副教材の冊数変更による金額の誤りや、現金徴収分の出納簿への記入忘れなど様々な原因により、不一致となったとのことである。

なお、適切に作成した場合の修正後出納簿は、次のとおりである。

【修正後出納簿】

(単位：円)

項目	当初出納簿	修正後出納簿	差額
収入	5,988,113	6,035,384	47,271
支出	5,458,760	5,484,870	26,110
保護者への返金	529,612	530,732	1,120
残高(A)	259	19,782	20,041
手持残高(B)		19,719	19,719
残高(A)-(B)	259	63	322

(出典：市教育委員会調査資料を監査人が加工)

上表のとおり、最終残高は63円となり通帳残高とは一致するが、全ての金額が不一致であり、このような正確性を欠いた出納簿の管理をチェックできていなかった学校の体制は著しく問題であると言わざるを得ない。

さらに、当該事案では、出納簿に記載されていない手持現金31,052円(簿外資産)も存在しており、このうち19,719円は平成25年度の収支差額である。

一方、残額の11,333円は、会計担当者の説明によれば平成26年度になってから卒業生が学校徴収金の未納分29,900円を持参してきたため、現金保管してい

たとのことであるが、そもそも卒業生が持参した金額と手持現金額すら一致しておらず、おそらく平成 25 年度の未納額に充当したのではないかと推測される。

いずれにせよ、簿外資産が存在していること自体が問題であり、また、学校徴収金事務取扱要項第 8 条に、原則として金融機関に預金し管理するとなっていることから、手持で現金を管理することは、明らかに不適切な事務処理であったと言わざるを得ない。

以上より、本来あるべき金額による会計報告を保護者へ通知し、かつ、簿外資産の出納簿への記載や差額の処理等について市教育委員会が協力し、適切な対応を行う必要がある。

(ウ)学校徴収金の各出納簿への適切な記載の徹底について(結果)

上述の「(イ) 学校徴収金の会計報告と出納簿の残高不一致について」の事案では、支出項目の内訳を確認したところ、次の費目への振替が記載されていた。

なお、(イ)の事案と同様に当初出納簿の金額と修正後出納簿の金額に不一致が生じている。

【他会計への振替金額】

(単位：円)

摘要	当初出納簿	修正後出納簿	差額
修学旅行積立口座へ	321,000	321,000	
PTA 会費へ(転入生除く)	13,250	15,750	2,500
クラブ振興会費へ(転入生除く)	14,000	15,750	1,750
生徒会費へ(転入生除く)	5,200	6,000	800
合計	353,450	358,500	5,050

上表の摘要における事務について、監査人の依頼に基づき市教育委員会が調査を行ったところ、現金徴収を行ったものについて、とりあえずまとめて副教材費・諸費口座に入金し、後日各徴収金口座に振替を行ったためであるとのことであった。

なぜ、このような事務を行ったかについて、市教育委員会も明確な説明はできなかったが、(イ)の事案を見るまでもなく、このような事務を行っていけば出納簿が管理できなくなり、正しい残高を把握することが困難となることは、容易に想像がつくはずである。

さらには、当初出納簿の金額と修正後出納簿の金額が不一致であることから、他会計の入金額を当該会計へ流用している、あるいは不正な着服等が行われているなどの、疑いを招くおそれもある。

そのため、各学校徴収金は、それぞれの出納簿に適切に記載するよう徹底する必要がある。

(エ)学校徴収金の会計報告の総額表示について(意見)

上述の「(ア)学校徴収金の会計報告と出納簿の不一致について(結果)」及び「(イ)学校徴収金の会計報告と出納簿の残高不一致について(結果)」に記載のとおり、会計報告と出納簿が不一致となっているが、その1つの要因として、会計報告が一人あたりの単価で収支報告がなされ、一方で出納簿は総額で管理されていることが考えられる。

その結果、会計報告は保護者から徴収された学校徴収金を適正に使用されたことを説明する重要な報告であるにも関わらず、会計報告と出納簿を照合する意識が希薄化し、適切なチェックが行われていない可能性が高いと考えられる。また、学校徴収金全体の支出状況や、滞納者がいるかどうかの状況も分かりにくい。

そのため、会計報告についても、出納簿と同様に総額で行うべきである。

(オ)学校徴収金(生徒会費)の現金保有について(結果)

学校徴収金事務取扱要項第8条において、「学校における現金管理は必要最小限の額とし、原則として、学校徴収金は金融機関に預金し管理すること」と規定されている。

しかしながら学校往査時(平成26年9月)に確認したところ、生徒会費に係る現金178,754円が金庫に保管されていた。

当該現金は、前年度(平成25年度)の生徒会費の繰越額であり、今年度使用予定であったため金融機関に預け入れず、現金のまま保有していたが、結果的に長期間に亘って未使用のまま保有し続けていたものである。

多額の現金を長期間保有し続けることは、盗難や横領等のリスクも高まるため、支払時までには金融機関へ預け入れ、管理されるべきである。

さらに学校徴収金事務取扱要項第6条では、「会計の収入及び支出は、原則として、金融機関を経由して行う」と規定されているように、金融機関を経由せず取引することは、不正な支出行為が行われるリスクが高まるおそれがある。

そのため、当該現金は早急に金融機関に預け入れ、学校徴収金事務取扱要項に則った事務手続を遵守・徹底する必要がある。

(カ)備品現在簿と現物の不一致について(結果)

備品とは、「その性質又は形状を変えことなく長期間にわたり独立して使用又は保存できる物品で、一品もしくは一組の取得価格又は評価価格が10,000円以上のもの(尼崎市財務規則第130条)」であり、公費により購入され継続して利用し、かつ金額的に重要であることから、適切な備品管理が求められる。

学校備品についても同様に「尼崎市財務規則」を準用し、管理されている。

【尼崎市財務規則(抜粋)】

第136条 会計管理者、物品出納員又は物品取扱員にあっては貯蔵又は保管中の物品、経理員にあっては保管を命ぜられた物品、各職員にあってはその使用する物品について保管の責めに任じなければならない。
第138条4項 物品出納員又は物品取扱員は、物品の受払いをしたときは別表第6に定める整理区分により備品現在簿を整理しなければならない。
第148条 物品出納員又は部品取扱員は、その保管に係る用品について毎年度末に備品現在高報告書(第89号様式)を作成し、翌年度の5月31日までに物品管理員にあっては関係物品出納員に、物品出納員にあっては会計管理者にそれぞれ提出しなければならない。

上表の「備品現在簿」とは、備品の内容、取得金額、取得年月等が網羅的に記載された台帳であり、「備品現在高報告書」とは、備品現在簿を要約したものである。

学校備品が、適切に保管・管理されている事を確認するため、任意に備品現在簿及び現物からそれぞれ5件ずつ抽出し、現物及び備品現在簿と照合を行ったところ、1件について現物が存在していたが備品現在簿に記載されていない事例があった。

【備品現在簿と現物の照合結果】

No	登録科目 又は場所	資産名(一部省略)	取得年	数量	金額 (円)	照合 結果
1	数学	立体模型	平成10年	1	23,887	
2	数学	方眼黒板	平成10年	3	35,535	
3	数学	方眼黒板マグホワイトグラフ白板	平成14年	1	25,900	
4	数学	方眼黒板マグシートグラフ	平成16年	1	19,800	
5	保健室	身長計	平成25年	1	56,175	
6	保健室	血圧計	平成9年	1	15,450	
7	理科	自動上皿天秤	昭和63年	1	63,800	
8	理科	天秤	昭和57年	1	-	×
9	理科	直流電流計	平成16年	14	162,260	
10	理科	実体顕微鏡	平成24年	3	47,040	

上表のNo.8について原因を確認したところ、過年度に廃棄処理申請を行い、備品現在簿から削除していたが、廃棄処理申請者とは別の担当者が廃棄を躊躇ったため、相違が生じていたものである。

市教育委員会は、尼崎市財務規則に基づき、各学校に全備品の棚卸を行うよう通達しており、中央中学校でも9月に備品棚卸を実施していた。

そのため、本来ならば、備品棚卸実施時点で、備品現在簿と現物に相違があることが発見され、備品現在簿への記帳又は廃棄などの適切な処理が行われていたはずである。

それにも拘わらず、備品現在簿と現物に相違が生じていたということは、備品棚卸が適切に行われていないと言わざるを得ない。

以上より、備品棚卸の適切な実施を徹底する必要があるが、今回のような棚卸漏れを防止するために、例えば廃棄処理申請が行われた現物に「廃棄」の貼紙をすることや、廃棄備品として別の場所にまとめて保管するなどの対策を行うことが考えられる。

さらに、年2回実施される備品廃棄時に、廃棄処理申請された備品が、実際に廃棄されたかどうか確認する手続も合わせて行うことも必要である。

(6)若草中学校

概要

所在地	西川1丁目11番1号
教育目標	校訓 自立・創造 教育目標 = めざす生徒像 自ら進んでねばり強く活動し(意)、 目的を持って意欲的に学習に取り組み(知) 豊かな心と思いやりを持ち(徳) 心身ともに健康な(体) 生徒を育成する。
教育方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「やる気になる わかる授業」を目指して、授業を工夫改善する。 ・自己学習力を育成するための取り組みを進化させる。 ・豊かな心を養う道徳教育、自治活動、体験活動を推進する。 ・個々の生徒への丁寧な関わりを大事にする。 ・地域、保護者と連携し、共に学び育む「共有」を推進する。
研究テーマ等	手応えある個々の学力UPを目指した工夫改善と自治活動の推進
学校の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・わかる授業への取組、生徒理解に基づく生徒指導、保護者・地域との連携に重点を置いた取組が行われている。 ・放課後学習に力を入れている他、家庭学習ノートの作成にも取り組んでいる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の学習意欲の向上と基礎学力の定着、家庭学習など自ら学習する習慣の定着を図る必要がある。 ・平成28年度に小田南中学校と統合予定である。

(出典：「尼崎の教育」、学校への質問を監査人がまとめたもの)

(監査の結果及び意見)

(ア)学校徴収金の他会計への振替について(結果)

平成 25 年度第 3 学年諸費の会計報告は、次のとおりであった。

【第 3 学年諸費】

(単位：円)

項目	会計報告 (一人あたり)	出納簿 (総額)
収入	22,106	2,439,376
支出	17,777	1,943,949
残金	4,329	495,427

会計報告では、一人あたり残金 4,329 円について各保護者へ返金する旨が記載されていたが、実際の返金総額を確認したところ 495,401 円が返金され、26 円の残金が残っていた。

当該残金 26 円は、平成 25 年度生徒会費に振替えられ、生徒会費の会計報告上は雑収入として計上されていた。

学校徴収金事務取扱要項第 6 条において他会計への振替は許容されておらず、残金は保護者へ返金する必要があるが、上記のような端数金額であれば事務の煩雑さを勘案し、生徒一人当たりの返金額が一定金額を下回る場合には、事前に保護者の同意を得ることで、返金せずに他会計へ振替えることは許容されるものと考えられる。

そのため、保護者に残金 26 円を生徒会費へ振替えることについて、会計報告に記載する等により、事前に同意を得ておく必要がある。

なお、若草中学校の会計報告は、一人あたりの金額のみしか開示していないため、総収入額及び総支出額といった学年諸費会計の全体の収支が確認できない。

しかしながら、会計報告に収支総額も開示していれば、残金 26 円が存在することが明らかとなり、必然として他会計へ振替える旨も会計報告に記載することになったと考えられる。

さらに、出納簿は収支を総額で記載しており、出納簿と会計報告を照合することで、会計報告が出納簿に基づき作成されていることが証明できるため、会計報告に、収支総額も合わせて記載すべきである。

(イ)備品現在簿と現物の不一致について(結果)

中央中学校と同様に、学校備品が適切に保管・管理されている事を確認するため、任意に備品現在簿及び現物からそれぞれ5件ずつ抽出し、現物及び備品現在簿と照合を行ったところ、1件について現物が存在していたが備品現在簿に記載されていない事例があった。

【備品現在簿と現物の照合結果】

No	登録科目 又は場所	資産名(一部省略)	取得年	数量	金額 (円)	照合 結果
1	理科	誘導コイル	昭和 58 年	1	102,000	
2	理科	簡易放射能検知器	平成 24 年	1	115,500	
3	理科	電源装置	昭和 58 年	6	-	×
4	理科	上皿天秤	平成 8 年	13	147,290	
5	保健室	滅菌器	平成 10 年	1	283,500	
6	保健室	洗濯機	平成 18 年	1	33,600	
7	保健室	体重計	平成 16 年	1	54,600	
8	保健室	衝立	平成 12 年	1	25,830	
9	被服・商業	ビデオ装置	平成 20 年	1	24,937	
10	被服・商業	ミシン	平成 13 年	1	65,100	

上表の No. 3 について原因を確認したところ、過年度に廃棄処理申請を行い、備品現在簿から削除していたが、廃棄処理申請者が別の担当者に廃棄すべき備品であることの引継を怠っていたため廃棄漏れとなり、相違が生じたものである。

引継が適切に行われていれば、今回の廃棄漏れは防止することができたはずであるが、そもそも市教育委員会は、尼崎市財務規則に基づき、各学校に全備品の棚卸を行うよう通達しており、若草中学校でも8月に備品棚卸を実施している。

そのため、中央中学校と同様に本来ならば、備品棚卸実施時点で備品現在簿と現物に相違があることが発見され、備品現在簿への記帳又は廃棄などの適切な処理が行われていたはずである。

それにも拘わらず、備品現在簿と現物に相違が生じていたということは、備品棚卸が適切に行われていないと言わざるを得ない。

以上より、備品棚卸の適切な実施を徹底する必要があるが、今回のような棚卸漏れを防止するために、例えば廃棄処理申請が行われた現物に「廃棄」の貼紙をすることや、廃棄備品として別の場所にまとめて保管するなどの対策を行うことが考えられる。

さらに、年2回実施される備品廃棄時に、廃棄処理申請された備品が、実際に廃棄されたかどうか確認する手続も合わせて行うことも必要である。

(7) 尼崎高等学校

概要

所在地	上ノ島町1丁目38番1号
教育目標	<p>校訓 正しく、強く、美しく</p> <p>教育目標 (1) 人間尊重の精神に徹し、ひとりひとりを大切に作る人間を育成する。 (2) 真理を愛し、文化の創造と発展に寄与する人間を育成する。 (3) 個性豊かにして創造性、自主的精神に富んだ人間を育成する。</p> <p>体育科 体育に関する知識や高度な運動技能の習得を通じて、知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指すとともに、体育・スポーツの振興に寄与する能力と態度を育てる。</p>
教育方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人間尊重の精神に立って、生徒の個性や能力に応じたきめ細かな教育を推進する。 ・ 真理を求め、社会の多様な変化に対処できる人間の育成を図る。 ・ 生徒及び教職員の資質の向上を図り、学習意欲と学習水準の高揚に努める。 ・ 国際的視野を広げるとともに国際理解教育を推進する。
研究テーマ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎学力及び運動技能の向上を図る ・ 開かれた学校づくりを推進する ・ 風通しの良い学校づくりを行う
学校の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の中で最も歴史のある高等学校である。 ・ 体育科を設置している(県下の公立高校では本校含めて2校のみ)。 ・ クラブ活動が盛んである。 ・ 有名大学等への進学率が向上しつつある。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の希望する進路の実現に向け、多様な学びを通じて、生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育を目指す必要がある。 ・ 公立高等学校の通学区域再編に伴い、より一層、特色や魅力のある学校づくりを推進する必要がある。

(出典：「尼崎の教育」、学校への質問を監査人がまとめたもの)

生徒数及び教職員数

【学年別生徒数】

(平成26年5月1日現在)

学年	1年		2年		3年		計
	普通科	体育科	普通科	体育科	普通科	体育科	
学級数	6	2	6	2	6	2	24
男	95	60	99	60	97	56	467
女	145	20	143	18	137	20	483
計	240	80	242	78	234	76	950

【職員数】

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

	校長	教頭	事務長	主幹教諭 教諭	養護教諭	臨時講師 非常勤講師	ALT 実習助手	事務職員 技術職員	計
男	1	2	1	31		8	1	3	47
女				23	1	6	2	4	36
計	1	2	1	54	1	14	3	7	83

(監査の結果及び意見)

(ア) 決済用預金口座による運用の徹底について(意見)

平成 17 年 4 月以降ペイオフ解禁範囲が拡大され、預金保険制度により全額保護されるのは、決済用預金(無利息型普通預金)のみであり、学年費や修学旅行費などの学校徴収金について、同一名義の普通預金残高の元本合計が 10 百万円を超える可能性がある場合は、学校徴収金を安全に管理するため、決済用預金とすることが適切である。

この点、尼崎高等学校は学校徴収金の入金・支払用口座を、各学年の学年主任名義で開設しているが、修学旅行費の積立金額が高額であるため、2 年生以降の口座残高が一時的に 30 百万円を超えているにも関わらず、平成 24 年 4 月以降に開設した 1 口座は、利息付普通預金口座であった。

一方で、他の学年主任名義の口座は、決済用預金口座であることから、学年主任の交代に伴う業務の引継が十分にできていなかったことが原因であると推測される。

そのため、速やかに、利息付普通預金口座から決済用預金口座に変更する必要がある。

(イ) 会計担当者の定期的な交代について(意見)

尼崎高等学校の会計担当者は、学年毎に 1 人が担当していることから、学校徴収金に係る学年全ての会計事務を行い、かつ取扱金額も高額であることから、肉体的・精神的に負担の大きい仕事である。

また、同じ教員が継続して担当することによる習熟効果で事務処理が効率的に行える利点がある一方で、長年同じ教員が会計事務を行うことは、資金管理に関する不正や横領等のリスク管理の観点から適切ではない。

なお、同校では 6 年間継続して会計担当をしている教員がいるとのことである。

業務負担の公平性及びリスク管理の観点から、会計担当者のローテーションの方針を定め、長期間に亘り、同一教員が会計事務に従事することがないようにするべきである。

(ウ)銀行印及び金庫等の施錠管理の徹底について(結果)

学校徴収金の入金・支払口座は学年主任名義で開設し、銀行印は学年主任が保管・管理するとともに、入金・支払事務は会計担当者が行っている。

学校徴収金に係る不適切な会計事務を防止するためには、銀行印と預金通帳を別個に管理し、銀行印の押印は校長(不在等の場合は教頭に委任)のみが行い、銀行印は金庫等により施錠管理を徹底することが不可欠である。

この点尼崎高等学校では、銀行印を、学年主任の執務機の施錠ができる引き出し又は金庫で保管しているが、執務時間中は特に施錠等を行っていないことから会計担当者が自ら払出伝票等に押印できる状態にある。

会計担当者に質問したところ、現に学年主任が不在の場合には、代わりに押印を行うことも実務上あるとのことであった。

上述のとおり、修学旅行費の積立金額は高額であり、不正や横領等のリスクは、できる限り低減することが必要である。

そのため、銀行印と預金通帳を別個に管理し、銀行印の押印は校長(又は教頭)のみが行い、銀行印は金庫等により施錠管理を徹底する運用方針を定め、運用を徹底していくことが必要である。

(エ)余剰金の取扱いについて(結果)

今回の監査において、学校徴収金に係る通帳を確認したところ、過年度の通帳とともに現金2,647円が保管されていた。

当該現金の内容を質問したところ、特定年度の卒業生に係る学校徴収金の余剰金であり、生徒一人当たりの返金額が極めて少額になるため、返金せず、簿外資産として保管していたとのことである。

この件について、市教育委員会では、学校徴収金に余剰金が出た場合に、返金を行わない場合及びその際の対応方針を定め、各学校園に伝達しているとのことであるが、尼崎高等学校では保護者に会計報告を行っているものの、少額の余剰金の取扱いについての説明を怠っていた。

返金に伴う事務の煩雑さを勘案すれば、生徒一人当たりの返金額が一定金額を下回る場合には、事前に保護者の同意を得ることで、返金せず、翌年度の新入生に係る学校徴収金会計に充当するなどの対応は、許容されると考えられる。

そのため、保護者に対して適切な決算報告を行うことを前提に、少額の余剰金が出た場合の対応について、市教育委員会の方針を各学校園に再度周知し、その運用を徹底させる必要がある。

(オ)個人情報の持出管理の徹底について(意見)

尼崎高等学校では、従前より個人情報の持出は禁止されており、個人情報を含まないデータ等の持出は教頭の許可を必要としていたが、平成 26 年 7 月に教員が個人情報の入った USB を校外に持ち出し、盗難に遭うという事件が発生している。

今回の事件を受け、同校は、パスワード付の持出用 USB を複数本用意し、教頭が管理するとともに、当該 USB を使用する場合は教頭の許可を得て、貸出簿により管理する運用に変更している。

上記運用は、当然に順守されるべきものであるが、同校のみならず市立学校園共通の事項でもあり、また各校で継続して運用されることを担保するためにも、市教育委員会の方針及び各校の運用ルールを文書化し、全教員に周知する必要がある。

この点、市教育委員会では、今回の事件を受けて平成 26 年 8 月に学校教育部長名で全校園長に対して、個人情報の管理の徹底及び ICT 機器等の取扱いの再確認を通知したところである。

また、個人情報等の管理は、各教諭の個人情報等の重要性に対する意識にも依存するものであるため、継続的に個人情報等の管理に関する研修を実施し、個人情報等を適切に管理することについて誓約を求めるべきである。

(カ)備品管理の徹底について(結果)

高等学校の学校備品についても、小・中学校と同様に「尼崎市財務規則」に基づき運用、管理されている。

そのため、学校備品が適切に保管・管理されているかどうか校務員に質問したところ、尼崎高等学校では 3 年に 1 度のみ棚卸を実施しており、廃棄処理もその際に合わせて行っているとのことであった。

しかし、中央中学校で記載のとおり市教育委員会は、各校に年に1回全備品の棚卸を行うよう通達しており、高等学校でも当然に同様の運用がなされるべきであるため、3年に1度のみしか棚卸を実施しないことに何ら合理的な根拠はない。

今回の監査において、任意に備品現在簿及び現物からそれぞれ5件ずつ抽出し、現物及び備品現在簿と照合を行ったところ全て一致していたが、適切な備品管理を行うためにも、年に1回は備品棚卸を行うなど、市教育委員会の通達に基づいた事務処理手続を徹底する必要がある。

(キ)事務手続業務の適切な分配について(意見)

尼崎高等学校では、高校就学支援金制度の申請に関して、担任教員が生徒から申請書類及び必要書類(課税証明書等)の取り纏めを行い、申請書類の収入等に関する必要事項の記入も行っていった。

この点、担任教員に確認したところ、同制度の申請書類を作成するにあたり、各生徒から提出された課税証明書等をもとに世帯収入等を記載する必要があるが、税務や会計の知識がなく不慣れな中で同作業を行なわなければならない、また申請期限がある中で、未提出の生徒やその保護者に何度も督促するなど、非常に時間も労力もかかり負担が大きく、この時期は特に帰宅時間も遅くなっていたとのことであった。

担任教員は、上記の事務手続に関する作業がなくても、日々の授業やその予習、ホームルーム、保護者との面談、テストの採点、及び課外クラブ活動の指導等により、長時間労働が常態化し、休暇も十分に取れていない状況にある。

そのため、担任教員が本来の職務である授業等にできる限り専念できるように、各種申請書類の作成等の事務手続は、担任教員以外の教職員(副担当)や事務職員(市職員)に任せるなどして、担任教員の仕事を減らすよう努めることが必要であり、そうすることによって、常態化している担任教員の長時間労働の抑止や教員本来の職務に注力していくことができると考えられる。

第5．むすび

監査の対象である尼崎市教育委員会は、教育行政事務を行う合議制の機関で、教育の基本方針を決定し、学校その他の教育機関を管理し、学校教育、社会教育、スポーツ、学術、文化等に関する事務を行っている。

今回の監査において抽出した事業に関する所見は、前章までに記載しているが、その中で特に今後の改善に向けた取組みとして強調したいことは、次の3点である。

- (1)市教育委員会と学校との連携強化
- (2)教員が健康で教育に専念できる環境づくり等
- (3)学校評価の公表の在り方

(1)市教育委員会と学校との連携強化

今回の監査において、市教育委員会が各学校単位で行われている授業や教育内容等を調査・分析し、他の学校で参考となるものや情報共有すべきものを各校にフィードバックし、今後の授業や教育内容等に反映させることで、より市全体の教育の充実を図っていくことができると考えられる項目があった。

例えば、小・中学生の学力向上を目的とした「学力向上クリエイイト事業」は、計画から実施まで各校の自主性に委ねられているところが大きいため、各校の取組姿勢や教職員の意欲の違いにより取組内容に差が生じているものと考えられるが、住んでいる地域によって学力向上の機会に差が生じることは、教育機会の公平な提供という点から問題がある。

そのため、市教育委員会は、当該事業に対する学校の取組状況を把握・管理するとともに、当該事業に消極的な学校について原因等を把握し、各校において公平に実施できるよう、積極的に関与すべきである。

また、市では、文部科学省が実施している「全国学力・学習状況調査」以外に、学習指導要領の内容の全市的な定着度の把握や、各児童・生徒の課題を把握すること等を目的とした「学習到達度調査事業」を実施している。

当該事業は、教員が問題を作成・採点することで、児童・生徒一人ひとりの学力を把握し、今後の学習改善や授業改善に繋げることができるという点で意義のある取組みである。

そして、市教育委員会も調査結果のデータ集計や分析を行い、その分析結果等を「授業アイデア」例として各校にフィードバックしていることから、市教育委員会と各学校が連携し、教育の充実や授業の改善などを図っている点について一定の評価ができるが、さらに、市教育委員会が「授業アイデア」例等について、どのように活用されているか各校と連携を図りながら調査・検証することによって、より教育の充実を図ることができると思う。

その他にも市では「こころの教育推進事業」において、各校の実情に合うテーマを独自に設定及び講師を選定し、講演会を実施しているが、講演会のテーマとして適切か否か疑念が残るものや、市教育委員会に対して実施報告書を提出していない学校があった。市教育委員会において実施状況や内容等について確認し、他校において参考となるものがあれば情報提供することが望まれる。

(2) 教員が健康で教育に専念できる環境づくり等

教員が教育に専念できる環境づくり

児童・生徒に対する教育や授業の充実を図るためには、市及び市教育委員会が様々な事業等を提供するだけでなく、学校現場で児童・生徒に直接指導する教員の役割が非常に重要である。

この点、今回の監査において、学校徴収金の管理や、平成26年から導入された高等学校無償化のために必要な所得調査などの資料収集等を教員が行っていることから、教員から教育以外の事務負担が重いとの声も聞かれた。

教員は、日々の授業及び授業の予習・復習、試験問題の作成、採点、保護者面談、さらには課外クラブ活動の顧問を受け持つ等により、長時間労働になっているケースがある。

そこで、市及び市教育委員会は、学校徴収金等の管理等の事務業務の分担を見直し、教員が教育に専念できる環境づくりを整えるべきであり、そうすることで、教育以外の事務業務に割いてきた時間を教育に関する業務に充てることができ、結果として、より充実した授業等の提供により、児童・生徒の学力向上にも繋がると考えられる。

さらに、次のような学校徴収金に係る事務の学校長委任や、学校給食費会計の公会計化は、教員の教育に専念できる環境づくりに資するものとする。

(ア) 就学援助費(学校諸費)に関する事務の学校長委任

市では、就学援助費のうち学校諸費については、未納が生じない限り保護者の指定する預金口座に振込がされることになっている。

しかしながら、保護者に支払われた学校諸費は、学校が保護者から徴収する必要があり、未納が生じた場合は、その徴収事務に労力を要することとなり、今回の監査においても、学校徴収金の徴収や管理に多大な労力や時間を割いているとの声も聞かれた。

一方、市は、学校徴収金の管理が各学校の責任下にあることから、就学援助の認定を受けているにもかかわらず、学校徴収金が未納となっている人数の把握等を行っていなかったが、今回の監査で往査した学校では、年度途中ではあるが、未納者の過半数が就学援助費の受給者であった。

そのため、円滑な学校徴収金の徴収のため、就学援助費の申請書に徴収等に係る事務(特に就学援助費の受領)を学校長に委任するといった方法を検討すべきである。

(イ) 学校給食費会計の公会計化

市の学校給食費会計は、私会計方式により行われている。

しかしながら、私会計方式は、()未納者に対して首長名義で法的手続を採れないこと、()給食費に未納がある場合には、その児童の給食費を他の保護者から徴収した給食費で賄うことになるため学校給食費の費用負担に不公平が生じること、()経理事務に精通していない教員が経理を行うため、経理事務処理上のミスが発生する可能性がある等の問題点が指摘されているところである。

現に市では、給食費の未納者に対して、私会計方式のため法的措置を実施しておらず、また、会計知識に十分に精通していない教員が経理事務を担当することもあり不慣れな事務手続に時間を割かれることで、教員の負担も重くなっている。

近年、西宮市など私会計方式から公会計方式に移行している自治体があるが、上述の私会計方式の問題点に対応するためであると推測される。

そこで、市も学校給食費会計の公会計化を前向きに検討すべきである。

教員の勤務実態の把握による勤務時間の適正化

近年、保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、教員の職務は多岐にわたり、その時間的・精神的負担が増大している。

この点、市は実施要綱に基づき「尼崎市勤務時間適正化推進会議」を設置し、教員の勤務時間の適正化を目指している。

しかしながら、今回往査した中学校において、教員が部活動の指導のために休日もほぼ出勤していた事例があった。この事例では、教員自身が部活動にやりがいを感じており、休日出勤を苦痛と感じていなかったが、ワークライフバランスの観点から問題であるし、また、他の教員も同様に休日出勤や残業等による長時間労働が常態化していることが推測される。

市では、上述の推進会議において、学校現場での業務改善など教員の勤務時間の適正化について議論しており、今後の改善が期待されるが、さらに、上記の改善の効果を測定する指標として、勤務実態(例えば超過勤務実態)を定期的に把握していくことが有効であると考えられる。

(3)学校評価の公表のあり方

平成 19 年に学校教育法及び学校教育法施行規則が改正され、学校評価の実施・公表、評価結果等に関する規定が新設された。

学校評価の目的は、各学校が自らの教育活動その他の学校運営について目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより学校としての組織的・継続的な改善を図ることや、各学校の自己評価及び学校関係者による評価結果の公表・説明により保護者や地域住民からの理解や参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること等にある。

今回の監査において、各学校の学校評価(自己評価)の公表方法を確認したところ、ホームページ、学校便り、PTA 総会での口頭による報告など様々であった。

学校評価の公表方法は、法令等で具体的に定められているわけではないが、広く公表することにより、保護者や地域住民が各学校の現状をより深く把握することができるため、上述の学校評価の目的にも資すると考えられる。

また、市への転入を考える保護者等も各学校の教育活動等を知ることができ、教育の充実を掲げて転入促進を目指す市の方針とも合致する。

そのため、市教育委員会は、自己評価結果等を各学校のホームページ上に開示する等の公表方針を定め、全学校園で運用するよう指導していくことが望まれる。

以上